

国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律案
(国家公務員共済組合法関係)

逐条解説

財務省主計局給与共済課
平成24年10月

○逐条解説

【国家公務員退職手当法等の一部改正】

「(今回の改正前の内容)」は被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成24年法律第63号。以下「一元化法」という。)第2条による改正後の国家公務員共済組合法(昭和33年法律第128号。以下「国共済法」という。)の規定の内容を記載している。

被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成24年法律第63号)第2条による改正前の国家公務員共済組合法(昭和33年法律第128号)を「一元化前国共済法」と、同条による改正後(新旧対照表の下欄)の同法を「一元化後国共済法」と表記する。

目次

(今回の改正前の内容)

第4章「給付」において、「第1節 通則」「第2節 短期給付」「第3節 長期給付」を規定している。

第1節は短期給付及び長期給付の共通事項を、第2節は短期給付独自の事項を、第3節では長期給付独自の事項を規定しているが、一元化法により長期給付に関する規定を基本的に削除したため、第3節は「国共済法における長期給付は、厚生年金保険法(以下「厚年法」という。)による保険給付とする」旨を表明する規定の1条建ての構成になっている。このため、第3節には「款」は設けられていない。

(改正の内容)

(1) 第4章 給付 第3節 長期給付に款を新設

一元化法施行時に、この法律における長期給付は厚年法による保険給付として、この節に規定すべき内容が1条建てとなったため、長期給付の節について「款」は設けられていなかったが、今回、この法律による長期給付として退職等年金給付を創設することになったことから、長期給付の節に次のように「款」を設けることとする。また、「第3款 退職等年金給付」については、その種類が退職年金、公務障害年金、公務遺族年金の3種類であること、これらの給付に共通する事項として通則を定める必要があることから、「款」の下に「目」を建てて、これらを規定することとする。(想定問5(19頁)、問6(21頁))

① 第1款 通則

長期給付に共通する事項を規定する。国共済法における長期給付は、厚生年金保険給付及び退職等年金給付とし、また、長期給付の対象となる組合員の範囲について規定する。

② 第2款 厚生年金保険給付

厚生年金保険法による保険給付に関する事項を規定するため、款の名称を「厚生年金保険給付」とし、当該給付の種類について規定する。

③ 第3款 退職等年金給付

退職等年金給付に関する事項を規定する。退職等年金給付である退職年金、公務障害年金、公務遺族年金及びこれらの給付に共通する事項を規定するために、目を設ける。

第1目 通則

退職等年金給付の給付額の算定の基礎となる給付算定基礎額など各給付に共通する事項を規定する。

第2目 退職年金

退職等年金給付のうち基本となる給付である退職年金(終身退職年金及び有期退職年金)について、必要な事項を規定する。

第3目 公務障害年金

公務上の傷病により障害の状態となった場合に支給する公務障害年金について、必要な事項を規定する。

第4目 公務遺族年金

公務上の死亡により遺族に支給する公務遺族年金について、必要な事項を規定する。

第2条(定義)

○ポイント

退職等年金給付に関する遺族の範囲については、厚年法の遺族の範囲と同様になるように改正する

(今回の改正前の内容)

国共済法は第2条(定義)第1項第3号及び第3項に「遺族」を定義している。その範囲は、組合員又は組合員であった者の死亡の当時、その者によって生計を維持していた①配偶者及び子、②父母、③孫及び④祖父母とされ、子又は孫については、(イ)18歳になった年度の末日までの間にあって配偶者がいないもの、(ロ)組合員又は組合員であった者の死亡の当時から引き続き障害等級の1級又は2級に該当するものと規定されている。長期給付については、厚生年金保険法が適用になるので、遺族の規定は弔慰金(短期給付)のみで適用される。

(改正の内容)

【第3項】

厚年法の遺族の範囲は、国共済法と次の点において異なっている。

- ① 組合員又は組合員であった者の死亡の当時、夫、父母及び祖父母については、55歳以上であること
- ② 障害等級1・2級の子及び孫については、20歳で遺族でなくなること
- ③ 転給がないこと

一元化後は、2階部分(厚生年金)の遺族の範囲は厚年法のルールが適用されることになるので、これまでに比べてその範囲が限定されることになる。

退職等年金給付に適用される遺族の範囲は、必ずしも厚年法の遺族の範囲と一致しなければならないというものではないが、2階部分と退職等年金給付の「遺族」の範囲が一致していた方が受給者にとっても分かりやすいこと、実務上も煩瑣にならずに済むこと、従来の範囲を維持しようとするれば「官優遇」との批判を受ける可能性もあることから、これを次のように一致させることとする。

- ① 夫、父母及び祖父母は55歳以上であること、
- ② 障害等級1・2級の子及び孫は20歳までとする、

この改正により短期給付の遺族の範囲もこれまでよりも狭くなるが、短期給付で遺族の規定が適用されるのは健康保険法にはない弔慰金のみであり、1の法律の中で遺族の定義の範囲を異ならせるのは適当でないと考えられることから、この際、短期給付の適用を含めて遺族の範囲を改正することとする。

また、弔慰金は国民健康保険法や健康保険法にはない、共済独自の給付であり、国民健康保険法等には遺族の定義もされていない。従って、今回、遺族の範囲を狭くすることによって、弔慰金の対象となる遺族の範囲も狭くなるが、国民健康保険法等との整合性の問題は生じない。

障害等級について、一元化前では、第81条第1項において、「障害等級は、…1級、2級及び3級とし、各級の障害の状態は、政令で定める。」とし、国共済令第11条の7の6で「障害共済年金を支給すべき1級、2級及び3級の障害の等級…の障害の状態は、別表第1に定めるところによる。」としており、別表第一は、厚生年金保険法で障害の状態を定義している厚生年金保険法施行令第3条の8で引用している国民年金法施行令別表及び別表第一と同じであった。第2条第3項では、この第81条第1項の規定を引用し、障害等級を規定していた。

一元化法の改正において、2階部分については厚生年金保険法に基づき支給されることになり、国共済法において障害等級を定めていた第81条第1項が削除されたこと及びこれまでも国共済法の障害等級と厚年法の障害等級の内容は同じであったことから、第2条第3項で厚生年金保険法第47条の規定を引用することとした。

今回の改正では、第83条第4項など公務障害年金の部分で障害等級を規定しているので、この項において障害等級について厚年法第47条に規定する障害等級と規定し、「以下単に「障害等級」という。」旨を定めることとする。

【第4項】

配偶者(夫、妻を含む。)に事実婚の者を含める取扱いについては、従来の国共済法も厚年法も同じであるが、厚生法第3条第2項は「配偶者」、「夫」及び「妻」を書き分けて定義しているが、国共済法第2条第1項第2号イの「配偶者」しか条文上は、事実婚を含めるといった定義をしていなかった。今回、「夫」及び「妻」にも事実婚を含むことを条文上明確にするため厚年法と同様の規定を第4項に新設する。

(参考)

○厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)

(用語の定義)

第三条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 ～ 四 (略)

2 この法律において、「配偶者」、「夫」及び「妻」には、婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含むものとする。

(障害厚生年金の受給権者)

第四十七条 (略)

2 障害等級は、障害の程度に応じて重度のものから一級、二級及び三級とし、各級の障害の状態は、政令で定める。

(遺族)

第五十九条 遺族厚生年金を受けることができる遺族は、被保険者又は被保険者であつた者の配偶者、子、父母、孫又は祖父母(以下単に「配偶者」、「子」、「父母」、「孫」又は「祖父母」という。)であつて、被保険者又は被保険者であつた者の死亡の当時(失踪の宣告を受け

た被保険者であつた者にあつては、行方不明となつた当時。以下この条において同じ。) その者によつて生計を維持したものとす。ただし、妻以外の者にあつては、次に掲げる要件に該当した場合に限るものとする。

- 一 夫、父母又は祖父母については、五十五歳以上であること。
- 二 子又は孫については、十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にあるか、又は二十歳未満で障害等級の一級若しくは二級に該当する障害の状態にあり、かつ、現に婚姻をしていないこと。
- 2 前項の規定にかかわらず、父母は、配偶者又は子が、孫は、配偶者、子又は父母が、祖父母は、配偶者、子、父母又は孫が遺族厚生年金の受給権を取得したときは、それぞれ遺族厚生年金を受けることができる遺族としない。
- 3 被保険者又は被保険者であつた者の死亡の当時胎児であつた子が出生したときは、第一項の規定の適用については、将来に向つて、その子は、被保険者又は被保険者であつた者の死亡の当時その者によつて生計を維持していた子とみなす。
- 4 第一項の規定の適用上、被保険者又は被保険者であつた者によつて生計を維持していたことの認定に関し必要な事項は、政令で定める。

○厚生年金保険法施行令（昭和 29 年政令第 110 号）
（障害等級）

第三条の八 法第四十七条第二項に規定する障害等級の各級の障害の状態は、一級及び二級についてはそれぞれ国民年金法施行令別表に定める一級及び二級の障害の状態とし、三級については別表第一に定めるとおりとする。

○国民年金保険法施行令（昭和 34 年政令第 184 号）
別表（第四条の六関係）

障害の程度		障害の状態
一級	一	両眼の視力の和が〇・〇四以下のもの
	二	両耳の聴力レベルが一〇〇デシベル以上のもの
(略)	(略)	(略)

第3条(設立及び業務)

(今回の改正前の内容)

組合は、短期給付、長期給付及び福祉事業を行うこと(第3項)、組合は、組合員の福祉の増進を図るため、附加給付及び健康相談、健康診査などの福祉事業を行うことができること(第5項)を規定している。

(改正の内容)

【第3項・第5項】

「短期給付の種類等」(第51条→第50条)、「附加給付」(第52条→第51条)の規定の条ズレに伴う規定の修正を行う。

第6条(定款)

(今回の改正前の内容)

組合が、定款で定めなければならない事項(目的、名称、所在地、給付及び掛金に関する事項)などを規定している。

(改正の内容)

【第1項】

一元化前国共済法の第1項第6号は、長期給付に係る標準報酬の月額及び標準期末手当等の額と掛金との割合に関する事項(掛金率)は連合会が定款をもって定める事項としていたことから、組合の定款事項からは除いていた。

一元化法により保険料率は厚年法(第81条)に法定されることとなったことから長期給付に係る掛金率は連合会が定款で定める事項ではなくなったが、今回、退職等年金制度制度が設けられ、これに係る掛金率は第100条第3項において連合会が定款をもって定める事項と規定することとしたことから、組合の定款事項から除くこととする。

(参考)

○今回改正後の国共済法

(定款)

第二十四条

八 退職等年金給付に係る第七十八条第一項に規定する終身年金現価率、同条第二項に規定する付与率、同項に規定する基準利率、第七十九条第一項に規定する有期年金現価率並びに退職等年金給付に係る標準報酬の月額及び標準報酬期末手当等の額と掛金との割合に関する事項

○一元化後の厚生年金保険法

(保険料)

第八十一条 政府等は、厚生年金保険事業に要する費用(基礎年金拠出金を含む。)に充てるため、保険料を徴収する。

第21条(設立及び業務)

(今回の改正前の内容)

国家公務員共済組合連合会が行う業務として、

- 長期給付の裁定及び支払
 - 長期給付に要する費用の計算
 - 積立金の積立て
- などを規定している

(改正の内容)

【第2項】

改正前は、長期給付は公的年金である厚生年金保険法に規定する保険給付(第73条第1項に規定)のみであったが、退職等年金給付制度を連合会の業務に追加することとしたことから、業務内容を明確にするために厚生年金保険法に規定する保険給付に関する業務と退職等年金給付制度に関する業務に号を分けて規定することとする。

第1号は改正前の長期給付に係る業務は厚生年金保険給付に係るものであるため、「長期給付」を「厚生年金保険給付」に改める。また、第1号柱書には、国と地方の財政調整による「財政調整拠出金の拠出」を規定しているが、今回の改正で厚生年金保険給付に係る財政調整と、退職等年金給付に係る財政調整の2つの給付について財政調整が行われることとなるため、これを区別して規定する必要がある。このため、厚生年金保険給付に係る財政調整として「(第百二条の三第一項第一号から第三号までに掲げる場合に行われるものに限る。)」との規定を追加する(地方の財政調整拠出金の受入についても同様の規定を追加)。

また、第1号ハの積立金についても、今回の改正で厚生年金保険給付及びこれに相当する給付として政令で定めるものに充てるべき積立金と、退職等年金給付に充てるべき積立金の2つの積立金が連合会に管理されることとなることから、これを区別して規定する必要がある。

ロについて、改正前は「長期給付に要する費用(厚生年金拠出金及び基礎年金拠出金の納付並びに第102条の2に規定する財政調整拠出金の拠出に要する費用その他の政令で定める費用をいう。)の計算」と規定していたが、改正後は「長期給付に要する費用」を削除し、厚生年金拠出金の納付、基礎年金拠出金の納付、地共済への財政調整拠出金の拠出、その他政令で定める費用(事務費など)としている。

ハに規定している積立金の用途には、厚生年金拠出金の納付、基礎年金拠出金の納付、地共済への財政調整拠出金の拠出に充てることとしている。事務費については、従来から積立金の用途に含めておらず、今回も含めないこととする。(3ページ後を参照)

(政令のイメージ)

ロの「政令で定める費用」とは、厚生年金保険給付に係る事務費など

(省令のイメージ)

チの「その他財務省令で定める業務」とは、厚生保険給付に関する調査及び統計に関する

業務などを定めることを予定している。

(現行国家公務員共済組合法施行規則第85条の2の6を参照)

第2号は、退職等年金給付に係る業務を規定する。給付の決定及び支払、給付に要する費用の計算、積立金の管理及び運用など、業務の内容は、基礎年金拠出金の納付等の公的年金に特有の事項を除いて厚生年金保険給付に係る業務と同様であるため、第1号と同様の事項を規定する。

なお、国と地方の財政調整については、第1号と同様に第2号柱書に「(第百二条の三第一項第四号に掲げる場合に行われるものに限る。)」と規定し、第2号ハの積立金についても、第1号ハと同様に、退職等年金給付に要する費用及びこれに含めるべき費用(地方への財政地要請拠出金)に充てるべき積立金として「退職等年金給付積立金」と規定することとする。

(政令のイメージ)

ロの「政令で定める費用」とは、退職等年金給付に係る事務費などを定めることを予定している。

(省令のイメージ)

ヘの「その他財務省令で定める業務」とは、退職等年金給付に関する調査及び統計に関する業務などを定めることを予定している。

(現行国家公務員共済組合法施行規則第85条の2の6を参照)

また、厚生年金保険給付には「裁定」、「退職等年金給付」には「決定」の用語を用いることとしているが、

【法令用語辞典】

決 定 広く、決めることの意味に用いられるが、特に国や地方公共団体の機関が、疑義のある事項、裁量に関する事項等について、これを一定の内容のものに決める処分をすること又はその処分の形式若しくは名称の意味に用いられることが多い。

裁 定 相対立する当事者間に意見の不一致がある場合に第三者が裁断を下すことをいうが、次のような各種の場合がある。…3)なお、特別な用例として、国民年金法で「給付を受ける権利は、その権利を有する者、…の請求に基いて、厚生労働大臣が裁定する」…といているのは、相対立する当事者間の意見の不一致に対する裁断ではなく、年金受給権、恩給権を確認する行為をいうものである。

一元化前国共済法では、短期給付及び長期給付において、「決定」の用語を用いていたことを踏まえ、退職等年金給付にも「決定」の用語を用いることとする。一方、一元化後の2階部分は、厚年法の規定に基づき実施機関として連合会が行うものであり、その根拠規定は厚年法にあることから、改正前の「裁定」の用語を用いることとする。

【第3項】

退職等年金給付に係る業務を第2号として追加し、福祉事業に関する業務を第3号に移動したことに伴う号ズレの修正を行う。

(参考)

○一元化前国共済法
(給付の決定)

第四十一条 給付を受ける権利は、その権利を有する者（以下「受給権者」という。）の請求に基づいて、組合（長期給付にあつては、連合会。次項、第四十七条第一項、第四十八条、第九十五条、第百六条、第百十四条及び第百十八条において同じ。）が決定する。

○一元化後厚年法
(裁定)

第三十三条 保険給付を受ける権利は、その権利を有する者（以下「受給権者」という。）の請求に基づいて、実施機関が裁定する。

○国家公務員共済組合法施行規則
(連合会の業務)

第八十五条の二の六 法第二十一条第二項第一号トに規定する財務省令で定める業務は、長期給付に関する調査及び統計に関する業務とする。

厚生年金保険給付に要する費用に関する規定（第21条第2項第1号、第99条第3項、第102条の2）について

- 現行の長期給付（退職共済年金など）の資金の流れは、次頁の図のとおり、保険料（掛金+国の負担金）と積立金の運用収入を財源とし、給付費（共済年金）の支払いと、年金特会基礎年金勘定に基礎年金拠出金の拠出を行っている。基礎年金拠出金の1/2は公経済負担金として国から受け取っている。単年度で黒字であれば積立金に積み立て、赤字であれば積立金を取り崩す。
- 改正後の厚生年金保険給付に関する資金の流れは、2頁後の図のとおり、2段階に分かれる。
 - （第1段階）
 - ・ 保険料（掛金+国の負担金）と積立金の運用収入を財源とし、年金特会の厚生年金勘定に厚生年金拠出金の拠出と同特会の基礎年金勘定に基礎年金拠出金の拠出を行う。基礎年金拠出金の1/2は公経済負担金として国から受け取る。単年度で黒字であれば積立金に積み立て、赤字であれば積立金を取り崩す。
 - （第2段階）
 - ・ 年金特会の厚生年金勘定から厚生年金交付金を受取り、給付費（厚生年金保険給付（改正前の共済年金を含む。））の支払いを行う。

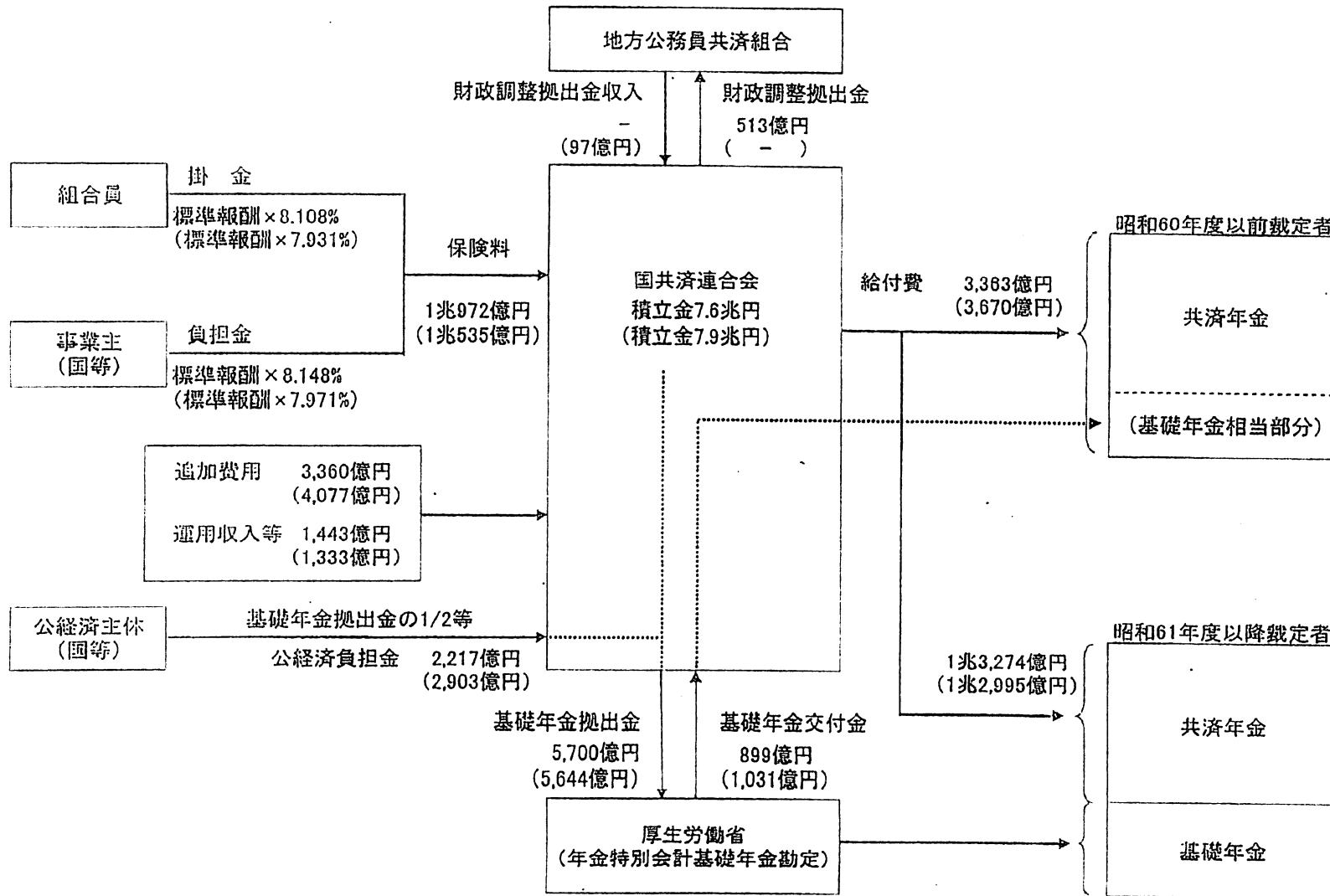
一元化法改正後の厚生年金保険法において、厚生年金拠出金は第84条の5及び第84条の6において規定されているが、その中で拠出金算定対象額の中に厚生年金保険給付費等の総額が含まれている（第84条の6第2項）。この厚生年金保険給付費等は、第84条の3において、「実施機関に係るこの法律の規定による保険給付に要する費用として政令で定めるものその他これに相当する給付として政令で定めるものに要する費用」とされており、このうち「保険給付に要する費用として政令で定めるもの」は加給年金等を含む旨を規定する予定で、また、「これに相当する給付として政令で定めるもの」は既裁定の共済年金（職域部分、追加費用、公務上の給付、みなし基礎年金等を除く）や厚生年金基金代行分給付等を予定している。

したがって、連合会が毎年度支給を行う厚生年金保険給付（改正前の共済年金を含む。）に要する金額は、年金特会の厚生年金勘定から厚生年金交付金として受け取ることになる。

また、厚生年金勘定では、毎年度における給付費全体を、政府及び共済組合等で負担することとし、各主体の標準報酬総額及び積立金残高で按分する。按分された結果、連合会は国共済分の負担を厚生年金拠出金として、厚生年金勘定に拠出することになる。（3頁後の図を参照。）

国家公務員共済における年金資金の流れ

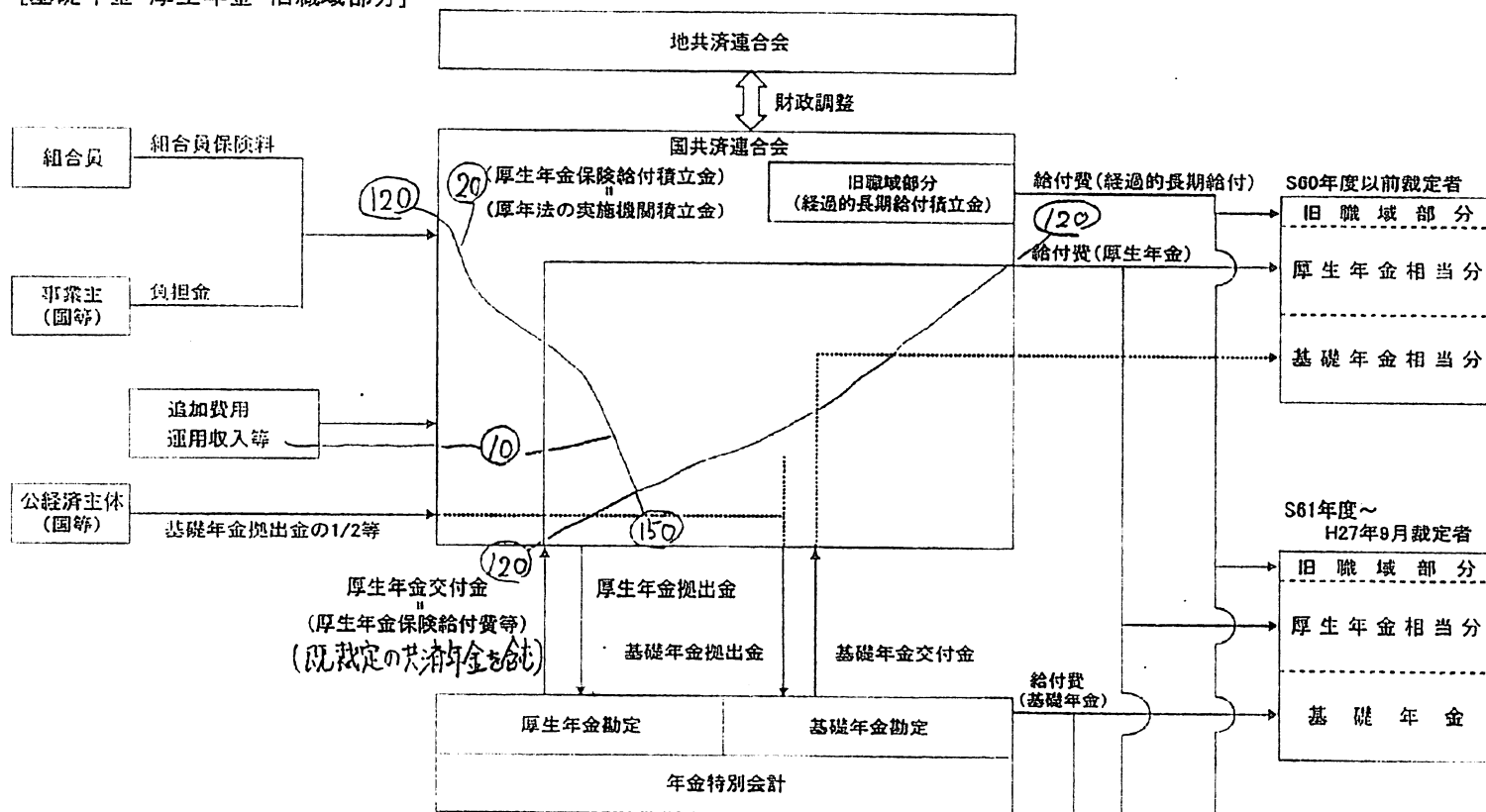
※上段は平成24年度計画額、下段()は23年度決算額



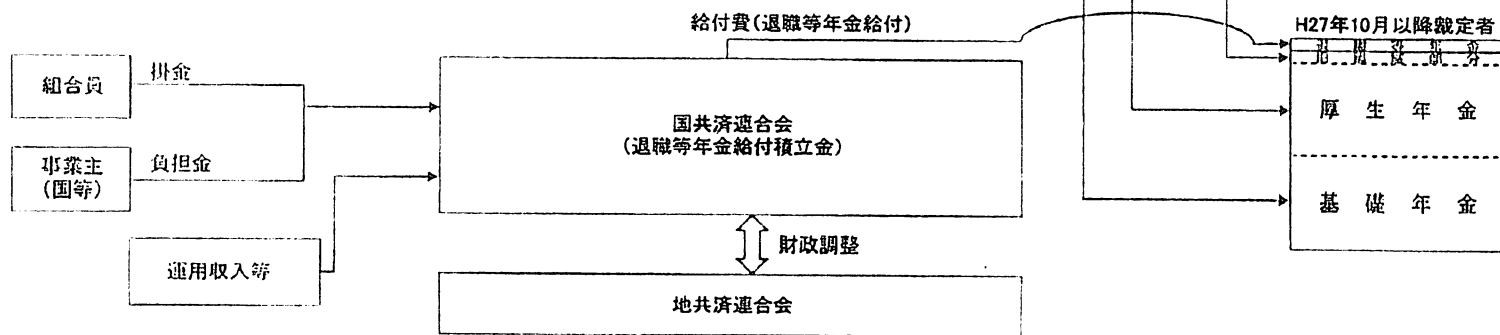
(注1) 掛金・負担金率は、平成24年9月～25年8月(下段)は平成23年9月～24年8月)の率であり、負担金率には公務等による障害共済年金及び遺族共済年金に係る率(0.04%)が上乗せされている。
 (注2) 公経済負担金の平成24年度計画額は、基礎年金拠出金の36.5%(独法負担を除く)となっており、上記の他、国家公務員共済組合連合会交付国債受入収益072億円を計上している。

厚生年金保険給付・退職等年金給付に関する資金の流れ
(平成27年10月～)

[基礎年金・厚生年金・旧職域部分]



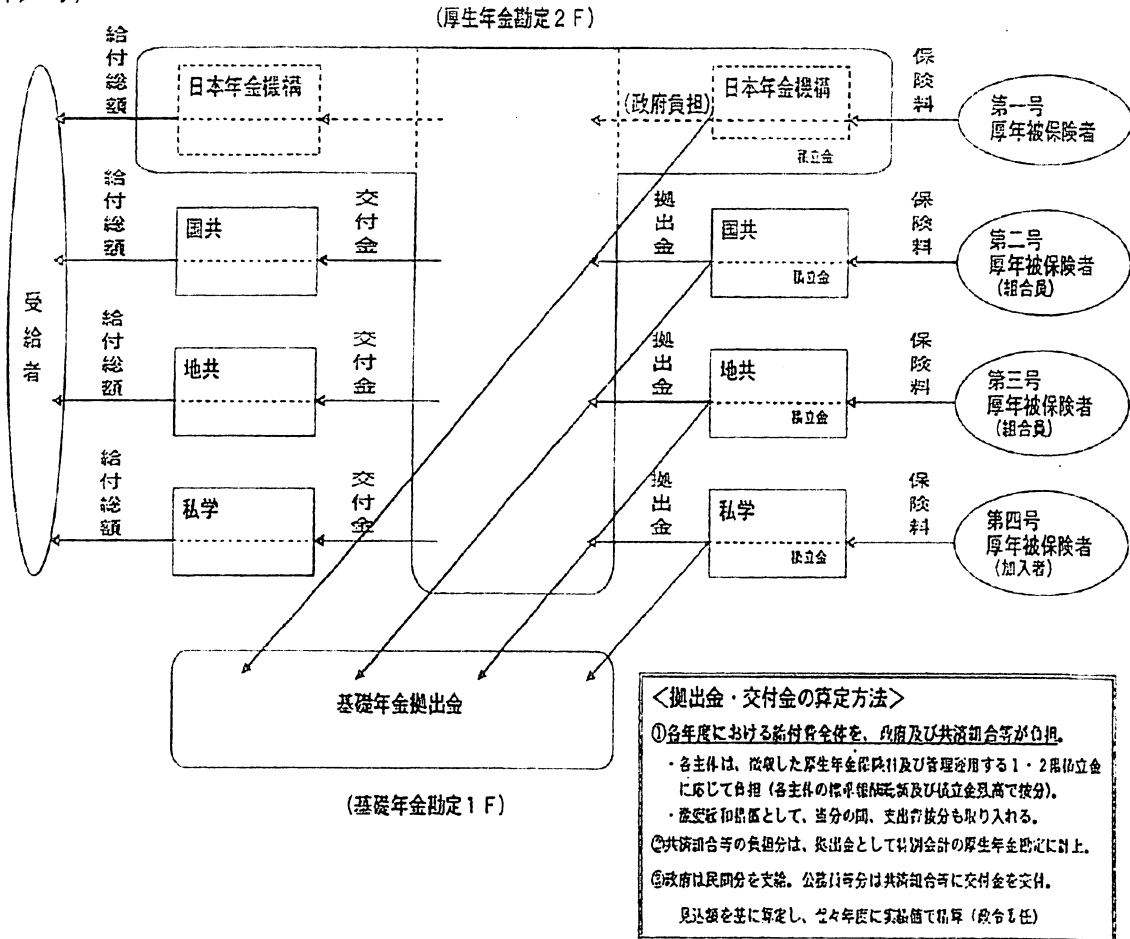
[退職等年金給付]



(参考) 厚生年金拠出金・厚生年金交付金の流れ

(厚生年金保険法第84条の3、第84条の5)

(イメージ)



(参考)

○一元化法改正後の厚生年金保険法

(交付金)

第八十四条の三 政府は、政令で定めるところにより、毎年度、実施機関（厚生労働大臣を除く。以下この条、第八十四条の五、第八十四条の六、第八十四条の八及び第八十四条の九において同じ。）ごとに実施機関に係るこの法律の規定による保険給付に要する費用として政令で定めるものその他これに相当する給付として政令で定めるものに要する費用（以下「厚生年金保険給付費等」という。）として算定した金額を、当該実施機関に対して交付金として交付する。

(拠出金及び政府の負担)

第八十四条の五 実施機関は、毎年度、拠出金を納付する。

- 2 次条第一項に規定する拠出金算定対象額から前項の規定により実施機関が納付する拠出金の合計額及び政府等が負担し、又は納付する基礎年金拠出金保険料相当分（基礎年金拠出金から第八十条第一項、国家公務員共済組合法第九十九条第四項第二号、地方公務員等共済組合法第一百三条第四項第二号又は私立学校教職員共済法第三十五条第一項に規定する基礎年金拠出金の額の二分の一に相当する額を控除した額をいう。次条第一項及び第二項並びに附則第二十三条第二項第一号において同じ。）の合計額を控除した額については、厚生年金保険の実施者たる政府の負担とする。
- 3 財政の現況及び見通しが作成されるときは、厚生労働大臣は、第一項の規定による実施機関が納付すべき拠出金及び前項の規定による政府の負担について、その将来にわたる予想額を算定するものとする。

(拠出金の額)

第八十四条の六 前条第一項の規定により実施機関が納付する拠出金の額は、当該年度における拠出金算定対象額に、それぞれ次に掲げる率を乗じて得た額の合計額から、当該実施機関が納付する基礎年金拠出金保険料相当分の額を控除した額とする。

- 一 標準報酬按(あん)分率
- 二 積立金按(あん)分率
- 2 前項の拠出金算定対象額は、当該年度における厚生年金保険給付費等の総額に、当該年度において政府等が負担し、又は納付する基礎年金拠出金保険料相当分の合計額を加えた額とする。
- 3 第一項第一号の標準報酬按(あん)分率は、第一号に掲げる率に第二号に掲げる率を乗じて得た率とする。
 - 一 実施機関ごとに、当該年度における当該実施機関の組合員（国家公務員共済組合連合会及び地方公務員共済組合連合会にあつては、当該連合会を組織する共済組合の組合員）たる被保険者又は私立学校教職員共済制度の加入者たる被保険者に係る標準報酬の総額として政令で定めるところにより算定した額（第八十四条の八第一項において「実施機関における標準報酬の総額」とい

う。)を、当該年度における厚生年金保険の被保険者に係る標準報酬の総額として政令で定めるところにより算定した額で除して得た率を基準として、厚生労働省令で定めるところにより、実施機関ごとに算定した率

二 当該年度以前の直近の財政の現況及び見通しにおける財政均衡期間における各年度の拠出金算定対象額の合計額の予想額に対する保険料、この法律に定める徴収金その他政令で定めるものの合計額の予想額の占める割合を平均したものとして厚生労働省令で定めるところにより算定した率(次項第二号において「保険料財源比率」という。)

4 第一項第二号の積立金按(あん)分率は、第一号に掲げる率に第二号に掲げる率を乗じて得た率とする。

一 実施機関ごとに、当該年度の前年度における実施機関積立金の額及びこれに相当するものとして政令で定めるものの額の合計額(以下この号において「実施機関の積立金額」という。)を、当該年度の前年度における年金特別会計の厚生年金勘定の積立金の額及びこれに相当するものとして政令で定めるものの額の合計額(以下「厚生年金勘定の積立金額」という。)と実施機関の積立金額との合計額で除して得た率を基準として、厚生労働省令で定めるところにより、実施機関ごとに算定した率

二 一から保険料財源比率を控除した率

5 厚生労働大臣は、第三項各号及び前項第一号に規定する厚生労働省令を定めるときは、実施機関を所管する大臣に協議しなければならない。

- 上記のとおりのお金の流れに加えて、国共済と地共済は財政調整を行っていることから、財政調整に関する資金の流れもある。
- 厚生年金保険給付に要する費用に関する規定は、いずれも連合会が実際に給付費（厚生年金保険給付）を支払う第2段階の局面ではなく、厚生年金拠出金の拠出などを行う第1段階の局面である。
- 関連する規定は、以下のとおり。

① 第21条第2項第1号ロ（厚生年金拠出金の納付等に要する費用の計算）

ロ 厚生年金拠出金及び基礎年金拠出金の納付並びに第百二条の二に規定する財政調整拠出金の拠出に要する費用その他政令で定める費用の計算

上記のロでは、「厚生年金拠出金の納付等に要する費用」として、以下のものを計算の対象としている。

- ・ 厚生年金拠出金の納付
- ・ 基礎年金拠出金の納付
- ・ 地共済への財政調整拠出金の拠出
- ・ その他政令で定める費用（→事務費など）

なお、現行の規定及び一元化法改正後の規定は、以下のとおり。一元化法の改正において、厚生年金拠出金とその他政令で定める費用（事務費）が追加された。

（現行）

ロ 長期給付に要する費用（基礎年金拠出金の納付及び第百二条の二に規定する財政調整拠出金の拠出に要する費用を含む。）の計算

↓

（一元化法改正後）

ロ 長期給付に要する費用（厚生年金拠出金及び基礎年金拠出金の納付並びに第百二条の二に規定する財政調整拠出金の拠出に要する費用その他の政令で定める費用をいう。）の計算

② 第21条第2項第1号ハ（厚生年金保険給付積立金の使途）

ハ 厚生年金拠出金及び基礎年金拠出金の納付並びに第百二条の二に規定する財政調整拠出金の拠出に充てるべき積立金（以下「厚生年金保険給付積立金」という。）の積立て

上記のハにおいて、厚生年金保険給付積立金を充てるのは以下のものとしている。

- ・ 厚生年金拠出金の納付
- ・ 基礎年金拠出金の納付

・ 地共済への財政調整拠出金の拠出

なお、現行の規定及び一元化法改正後の規定は、以下のとおり。これまでは、「長期給付」に充てると規定していたが、今回は第1段階の局面であることから、「長期給付」あるいは「厚生年金保険給付」といった書き振りは行わない。事務費については、従来から積立金の使途に含めておらず、今回も同様とする。

(現行)

(長期給付に充てるべき積立金の積立て及び運用)

第三十五条の二 連合会は、政令で定めるところにより、**長期給付** (**基礎年金拠出金**及び**第百二条の二**に規定する**財政調整拠出金**を含む。)に充てるべき積立金を積み立てなければならない。

↓

(一元化法改正後)

(長期給付に充てるべき積立金の積立て)

第三十五条の二 連合会は、政令で定めるところにより、**長期給付** (**厚生年金拠出金**及び**基礎年金拠出金**の納付並びに**第百二条の二**に規定する**財政調整拠出金**の拠出を含む。)に充てるべき積立金を積み立てなければならない。

③ 第99条第3項 (厚生年金保険給付に要する費用の負担)

(費用負担の原則)

第九十九条 (略)

- 3 **厚生年金保険給付に要する費用** (**厚生年金拠出金**及び**基礎年金拠出金**の納付並びに**第百二条の二**に規定する**財政調整拠出金**の拠出に要する費用 (次項第二号に掲げる費用のうち同項の規定による国等の負担に係るものを除く。))をいい、**厚生年金保険給付及びこれに相当するものとして政令で定める年金である給付** (**厚生年金拠出金**及び**基礎年金拠出金**の納付並びに**第百二条の二**に規定する**財政調整拠出金**の拠出を含む。)に係る**事務に要する費用** (第五項の規定による国の負担に係るもの並びに第七項及び第八項の規定により読み替えて適用する第五項の規定による行政執行法人の負担に係るものを除く。)を含む。)については、厚生年金保険法第八十一条第一項に規定する保険料をもつて充てる。

上記の第99条第3項 (費用負担) では、「厚生年金保険給付に要する費用」として、以下のものを含むとしている。

- ・ 厚生年金拠出金の納付
- ・ 基礎年金拠出金の納付 (国の負担を除く)
- ・ 地共済への財政調整拠出金の拠出
- ・ 事務に要する費用 (国の負担を除く)

なお、現行の規定及び一元化法改正後の規定は、以下のとおり。一元化法改正後の規定は、現行の規定と同じようなものとなっている。

今回の改正において、厚生年金拠出金及び地共済への財政調整拠出金を追加する。これにより、本条の規定が、第21条第2項第1号ロ (厚生年金拠出金の納

付等に要する費用の計算)に規定されているものと同じになる。

また、事務に要する費用についても、「厚生年金保険給付及びこれに相当するものとして政令で定める年金である給付」の後の括弧書きの中で、厚生年金拠出金と地共済への財政調整拠出金を追加し、これらの事務に要する費用も含むこととしている。その際、括弧書きの中の規定振りは、第21条第2項第1号ハと同様に、「基礎年金拠出金」を「基礎年金拠出金の納付」に改正している。また、「政令で定める年金である給付」は、改正前の共済年金である。

(現行)

(費用負担の原則)

第九十九条 (略)

三 長期給付に要する費用 (基礎年金拠出金の納付に要する費用(第三項(第一号を除く。))の規定による同項に規定する国等の負担に係るものを除く。)及び長期給付 (基礎年金拠出金を含む。)に係る事務に要する費用 (第四項の規定による国の負担に係るもの並びに第六項及び第七項において読み替えて適用する第四項の規定による特定独立行政法人の負担に係るものを除く。)を含み、次項第三号に掲げるものを除く。同項第二号において同じ。)については、その費用の予想額及び地方の組合の地方公務員等共済組合法第百十三条第一項第三号に規定する長期給付に要する費用の予想額の合計額と、次項第二号の掛金及び負担金の額、第三十五条の二第一項の長期給付に充てるべき積立金(以下この号において「国の積立金」という。)の額並びにそれらの予定運用収入の額の合計額並びに同法第百十三条第二項第二号の掛金及び負担金の額、同法第二十四条(同法第三十八条第一項において準用する場合を含む。)の長期給付に充てるべき積立金及び同法第三十八条の八第一項に規定する長期給付積立金(以下この号において「地方の積立金」と総称する。)の額並びにそれらの予定運用収入の額の合計額の合算額とが、再計算を行う年以降おおむね百年間に相当する期間の終了時に組合及び地方の組合に係る長期給付の支給に支障が生じないようにするために必要な額の積立金(国の積立金及び地方の積立金をいう。)を保有しつつ、当該期間にわたって財政の均衡を保つことができるようにすること。

↓

(一元化法改正後)

(費用負担の原則)

第九十九条 (略)

3 組合の長期給付に要する費用 (基礎年金拠出金の納付に要する費用(次項第二号に掲げる費用のうち同項の規定による国等の負担に係るものを除く。)及び長期給付 (基礎年金拠出金を含む。)に係る事務に要する費用 (第五項の規定による国の負担に係るもの並びに第七項及び第八項の規定により読み替えて適用する第五項の規定による行政執行法人の負担に係るものを除く。)を含む。)については、厚生年金保険法第八十一条第一項に規定する保険料をもつて充てる。

④ 第102条の2（地共済への財政調整拠出金の拠出）

（地方公務員共済組合連合会に対する長期給付に係る財政調整拠出金の拠出）

第百二条の二 連合会は、厚生年金拠出金及び基礎年金拠出金の納付に要する費用その他政令で定める費用（次条第一項第一号において「厚生年金保険給付費」という。）の負担の水準と地方の組合の地方公務員等共済組合法第百十六条の二に規定する厚生年金保険給付費の負担の水準との均衡及び組合の長期給付と地方の組合の同法第七十四条に規定する長期給付の円滑な実施を図るため、次条第一項各号に掲げる場合に該当するときは、その事業年度において、地方公務員共済組合連合会（同法第三十八条の二第一項に規定する地方公務員共済組合連合会をいう。以下同じ。）への拠出金（以下「財政調整拠出金」という。）の拠出を行うものとする。

第百二条の三 財政調整拠出金の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額（第一号から第三号までに掲げる場合の二以上に該当するときは、当該二以上の各号に定める額の合計額）とする。

- 一 当該事業年度における厚生年金保険給付費のうち政令で定めるものの額（以下この号において「国の調整対象費用の額」という。）を当該事業年度における全ての組合員（厚生年金保険給付に関する規定の適用を受ける組合員に限る。以下この号において同じ。）の厚生年金保険法第二十条第一項に規定する標準報酬月額合計額及び当該組合員の同法第二十四条の四第一項に規定する標準賞与額の合計額の合算額（以下この号において「標準報酬等総額」という。）で除して得た率が、当該事業年度における地方公務員等共済組合法第百十六条の三第一項第一号に規定する調整対象費用の額（以下この号において「地方の調整対象費用の額」という。）を当該事業年度における同項第一号に規定する標準報酬等総額（以下この号において「地方の標準報酬等総額」という。）で除して得た率を下回る場合 当該事業年度における国の調整対象費用の額に一定額を加算して得た額を当該事業年度における標準報酬等総額で除して得た率と当該事業年度における地方の調整対象費用の額から当該一定額を控除して得た額を当該事業年度における地方の標準報酬等総額で除して得た率とが等しくなる場合における当該一定額に相当する額（以下略）

上記の第102条の2では、以下のものを「厚生年金保険給付費」としている。地共済との財政調整においては、厚生年金拠出金及び基礎年金拠出金をベースに費用の範囲を決めることで足りるので、財政調整拠出金を含める必要はない。また、事務費についても基本的には財政調整の対象とはしない。ただ、将来、何らかの費用を財政調整の対象に含める必要がある時のために、「その他の政令で定める費用」は規定を残しておく。

- ・ 厚生年金拠出金の納付
- ・ 基礎年金拠出金の納付
- ・ その他の政令で定める費用（→その他）

なお、現行の規定及び一元化法改正後の規定は、以下のとおり。一元化法の改

正において、厚生年金拠出金とその他の政令で定める費用を追加している。今回の改正において、基礎年金拠出金を追加している。

(現行)

(地方公務員共済組合連合会に対する長期給付に係る財政調整拠出金の拠出)

第百二条の二 連合会は、組合の長期給付に要する費用の負担の水準と地方の組合の地方公務員等共済組合法第七十四条に規定する長期給付（以下この条において「地方の組合の長期給付」という。）に要する費用の負担の水準との均衡及び組合の長期給付と地方の組合の長期給付の円滑な実施を図るため、次条第一項各号に掲げる場合に該当するときは、その事業年度において、地方公務員共済組合連合会（同法第三十八条の二第一項に規定する地方公務員共済組合連合会をいう。以下同じ。）への拠出金（以下「財政調整拠出金」という。）の拠出を行うものとする。

↓

(一元化法改正後)

(地方公務員共済組合連合会に対する長期給付に係る財政調整拠出金の拠出)

第百二条の二 連合会は、組合の長期給付に要する費用（厚生年金拠出金の納付に要する費用その他の政令で定める費用をいう。次条第一項第一号において同じ。）の負担の水準と地方の組合の地方公務員等共済組合法第七十四条に規定する長期給付（以下この条において「地方の組合の長期給付」という。）に要する費用（厚生年金拠出金の納付に要する費用その他の政令で定める費用をいう。）の負担の水準との均衡及び組合の長期給付と地方の組合の長期給付の円滑な実施を図るため、次条第一項各号に掲げる場合に該当するときは、その事業年度において、地方公務員共済組合連合会（同法第三十八条の二第一項に規定する地方公務員共済組合連合会をいう。以下同じ。）への拠出金（以下「財政調整拠出金」という。）の拠出を行うものとする。

厚生年金保険給付に要する費用についての規定

		厚生年金 拠出金 (※)	基礎年金 拠出金	地共済へ 財政調整 拠出金	事務費	その他
第 21 条第 2 項 第 1 号ロ 費用の計算	<u>厚生年金拠出金及び基礎年金拠出金の納付並びに第百二条の二に規定する財政調整拠出金の拠出に要する費用</u> <u>その他政令で定める費用</u>	○	○	○	△ その他 の費用	—
第 21 条第 2 項 第 1 号ハ 積立金の使途	<u>厚生年金拠出金及び基礎年金拠出金の納付並びに第百二条の二に規定する財政調整拠出金の拠出に充てるべき積立金</u> (以下「厚生年金保険給付積立金」という。)	○	○	○	—	—
第 99 条第 3 項 費用負担	<u>厚生年金保険給付に要する費用</u> (厚生年金拠出金及び基礎年金拠出金の納付並びに第百二条の二に規定する財政調整拠出金の拠出に要する費用 (次項第二号に掲げる費用のうち同項の規定による国等の負担に係るものを除く。)) をいい、 <u>厚生年金保険給付及びこれに相当するものとして政令で定める年金である給付</u> (厚生年金拠出金及び基礎年金拠出金の納付並びに第百二条の二に規定する財政調整拠出金の拠出を含む。) に係る事務に要する費用 ((略)) を含む。)	○	○ 国負担 を除く	○	○ 国負担 を除く	—
第 102 条の 2 地共済への 財政調整	<u>厚生年金拠出金及び基礎年金拠出金の納付に要する費用</u> <u>その他政令で定める費用</u> (次条第一項第一号において「厚生年金保険給付費」という。)	○	○	—	—	△ その他 の費用

(○・・・法律に規定 △・・・政令に規定)

(※ 厚生年金拠出金は年金特会厚生年金勘定に拠出され、同勘定では厚生年金拠出金を財源として厚生年金交付金を連合会などに交付する。連合会では厚生年金交付金を給付費 (厚生年金保険給付+改正前の共済年金) の支払いに充てる。したがって、厚生年金拠出金は厚生年金保険給付及び改正前の共済年金の財源となっている。)

第24条(定款)

(今回の改正前の内容)

連合会が定款で定めるべき事項(目的、名称、事務所の所在地、長期給付の裁定及び支払に関する事項など)を規定するとともに(第1項)、財務大臣が定款を認可する際の総務大臣への協議事項を規定している(第3項)。

(改正の内容)

【第1項】

第6号については、第21条に規定する連合会の業務のうち「長期給付の裁定及び支払」の業務が、今回の改正により「厚生年金保険給付の裁定及び支払」(同条第2項第1号イ)と「退職等年金給付の決定及び支払」(同条同項第2号イ)に区分して規定することとしたことを踏まえ、定款事項である「長期給付の裁定及び支払に関する事項」についても、「厚生年金保険給付の裁定及び支払に関する事項」と「退職等年金給付の決定及び支払に関する事項」に区分して規定することとする。

また、一元化前国共済法第24条第1項第7号は「長期給付(基礎年金拠出金を含む。)に係る標準報酬の月額及び標準期末手当等の額と掛金との割合に関する事項」を定めていたが、一元化法により長期給付に係る保険料率は厚生年金保険法に法定されることとなったことから、これを削除していた。

今回の改正において、退職等年金給付が新設され、「第七十五条第一項に規定する付与率及び同条第三項に規定する基準利率、第七十八条第一項に規定する終身年金現価率、第七十九条第一項に規定する有期年金現価率並びに退職等年金給付に係る標準報酬の月額及び標準期末手当等の額と掛金との割合に関する事項」については、連合会が定款で定めるとし(第78条以降の規定を参照)、定款事項に追加する。

なお、配列については、一元化前国共済法では第7号に「長期給付に係る標準報酬の月額及び標準期末手当等の額と掛金との割合に関する事項」を定めていたところ、条文の順序をみると、①退職等年金給付の決定及び支払の規定は第39条、②年金現価率、付与率、基準利率の規定は第75条、第78条及び第79条、③地共済との財政調整の規定は第102条の2であることから、この順序で第7号から第9号までに規定することとする。

【第3項】

国と地方は財政単位を一元化することとしている(想定問31(70頁)参照)から、新たに追加する第8号については、国共済と地共済が設定する付与率、基準利率、年金現価率、掛金率を同一のものとする必要がある。このため、現在の第8号(移動後の第9号)の「第百条の二に規定する財政調整拠出金に関する事項」とともに、これを担保するために総務大臣との協議の対象とする。

(参考)

○一元化前国共済法
(定款)

第二十四条 連合会は、定款をもつて次に掲げる事項を定めなければならない。

一～六 (略)

七 長期給付(基礎年金拠出金を含む。)に係る標準報酬の月額及び標準期末手当等の額と掛金との割合に関する

八～十二 (略)

2・3 (略)

第35条の2(積立金の積立て)

(今回の改正前の内容)

連合会は、将来の予想される長期給付の給付費用に充てるべき積立金を積み立てなければならないことを規定している。

(改正の内容)

連合会が長期給付の給付費用に充てるため積み立てるべき積立金について、従前からの長期給付(厚生年金保険法による給付)に充てるべき積立金(改正後では、厚生年金保険給付積立金)に加え、退職等年金給付積立金を追加する。

なお、第21条第2項第1号ハにおいて厚生年金保険給付積立金を、第21条第2項第2号ハにおいて退職等年金給付積立金を、定義している。

また、「厚生年金保険法第79条の2に規定する実施機関積立金として厚生年金保険給付積立金を積み立てる」と規定して、厚生年金保険給付積立金と厚年法の実施機関積立金の関係(同一のものであること)を明示する。これにより、国共済法において連合会が積み立てるものとする厚生年金保険給付積立金について、その管理運用については厚年法の実施機関積立金に関する規定によることを明らかにする。

(政令のイメージ)

政令には、

- (1)各積立金の積立て及び取崩しに関し、「連合会は、毎事業年度の経理において損益計算上利益が生じたときは、その額を積立金として整理しなければならない。」こと、及び「連合会は、毎事業年度の経理において損益計算上損失が生じたときは、積立金を減額して整理するものとする。」こと
- (2)連合会は、各積立金を区分して経理しなければならないことを定めることを予定している。

(参考)

○一元化後の厚年法

(運用の目的)

第七十九条の二 積立金(年金特別会計の厚生年金勘定の積立金(以下この章において「特別会計積立金」という。))及び実施機関(厚生労働大臣を除く。次条第三項において同じ。)の積立金のうち厚生年金保険事業(基礎年金拠出金の納付を含む。)に係る部分に相当する部分として政令で定める部分(以下「実施機関積立金」という。)をいう。以下この章において同じ。)の運用は、積立金が厚生年金保険の被保険者から徴収された保険料の一部であり、かつ、将来の保険給付の貴重な財源となるものであることに特に留意し、専ら厚生年金保険の被保険者の利益のために、長期的な観点から、安全かつ効率的に行うことにより、将来にわたって、厚生年金保険事業の運営の安定に資することを目的として行うものとする。

(用例)

【〇〇金として〇〇金を積み立てる】

○租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）

附 則（昭和五十三年法律第一一号）

（個人の準備金に関する経過措置）

第六条

2 青色申告書を提出する個人で旧法第二十条の二第一項に規定する指定事業を営むものが、昭和五十三年一月一日から昭和五十六年三月三十一日までの期間内の日の属する各年（事業を廃止した日の属する年を除く。）において、公害の防止に要する費用の支出に備えるための準備金として公害防止準備金を積み立てる場合には、同項中「昭和四十七年四月一日から昭和五十三年三月三十一日まで」とあるのは「昭和五十三年一月一日から昭和五十六年三月三十一日まで」と、「千分の一・五」とあるのは「千分の一」と、「千分の三」とあるのは「千分の二」と、「相当する金額」とあるのは「相当する金額（昭和五十三年にあつては、同年一月一日から同年三月三十一日までの期間内における当該政令で定める金額の千分の一・五（当該政令で定める業種に属する事業については、千分の三）に相当する金額と同年四月一日から同年十二月三十一日までの期間内における当該政令で定める金額の千分の一（当該政令で定める業種に属する事業については、千分の二）に相当する金額との合計額）」として、同条の規定の例による。

【〇〇とともに、〇〇なければならない】

○新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号）

（事業者及び国民の責務）

第四条 事業者及び国民は、新型インフルエンザ等の予防に努めるとともに、新型インフルエンザ等対策に協力するよう努めなければならない。

第35条の3(退職等年金給付積立金の管理運用の方針)【新設】

○ポイント

本条は退職等年金積立金の管理及び運用を長期的な観点から、安全かつ効率的に行うために、連合会は退職等年金給付積立金の管理運用の方針(以下「管理運用方針」という。)を作成し、財務大臣の承認を得て、公表するという一定のルールのもと管理及び運用を行うこととする。

【第1項】

連合会は、掛金を徴収し長期に渡って年金を支給していくために、退職等年金給付積立金の管理及び運用を長期的な観点から安全かつ効率的に行うこととし、退職等年金給付積立金の管理運用の方針策定しなければいけないこととする。

なお、「長期的な観点から安全かつ効率的に行われるよう」の文言は、一元化後の厚生年金保険法第79条の2(運用の目的)において実施機関積立金の運用に当たって「長期的な観点から安全かつ効率的に行う」こととされているのと同様に、退職等給付積立金についても、将来の年金の支給の財源となるものであるから、長期的な観点から安全かつ効率的に行う必要があることを明らかにしている。

【年金積立金管理運用独立行政法人法の逐条解説】

年金の積立金の「運用」とは、具体的には金銭を利殖の目的で、信託銀行や生命保険会社と信託や生命保険の契約を締結したり、自ら債券の売買等を行うことにより、金銭以外の財産形態(信託受益権、保険金請求権、債券等)に変化させることである。

年金積立金の「管理」とは、信託受益権や債券といったそれぞれの財産形態を変えることなく、当該資産の改良を目的として行う行為であり、例えば、信託受益権の現在額を帳簿に記入し、今どのような資産で運用されているのか、あるいはその時価での価額はどうなっているのかを把握し、その状況が年金積立金として適当か検討し、不適当であると判断した場合はこれを組み替えるといった行為である。

【法令用語辞典】

管理 1)私法において、財産、物又は権利について「管理」というときは、…移転又は消滅を生ずることなく、単にその財産、物又は権利の性質を変更しない範囲内において、その利用又は改良を目的とする行為を意味する。もつとも、財産全体の管理と個々の物又は権利の管理とでは、その管理も、おのずから異なるのであつて、財産の管理においては、その財産の一部を成している個々の物又は権利の処分も、その財産全体の保存、利用又は改良となつて、管理の範囲に包含されることもある(例一民法25 I・27 I・758 II・824・828等)

2) 民法債権編事務管理の章において「管理」というのは、他人の事務について、その内容を現実化する手続をいうのであつて、他人の利益を保持し、又は増進するのに役立つと認められる計画的な行為をすることを意味する。したがつて、その過程において目的達成の手段としてされる行為は、保存、利用又は改良行為に限らず、処分行為でも差し支えない。(同法697~702)

3) 一般に、事務について「管理」というときは、その事務の目的に従つて、これを処理し、

又は執行することを意味する。例えば、民法上の公益法人について管理といい(同法1編2章2節)、選挙に関する事務の管理というのは(公職選挙法5 I)、この意味である。その他、内閣法3条第1項、国家行政組織法5条1項その他各省設置法等に、多くの用例がある。

4) 行政法上、「管理」は、一般に事業を經營し、又は物的設備の維持管理を行うなどの国又は地方公共団体の作用を意味することがある(例一国有財産法5・5の2・6・8 II、地方自治法149、河川法7・9 I・10等)

5) 物品管理法では、物品の取得、保管、供用、及び処分を指して「物品の管理」とし(同法 I)、国の債権の管理等に関する法律では、「債権の管理」に関する事務とは、国の債権について債権者として行うべき保全、取立、内容の変更及び消滅に関する業務のうち特定のものを除いたものをいうものとしている(同法2 II)。

6) 「管理」は、また内閣総理大臣及び各省大臣とその下にある機関との関係を表す用語として、従来主として、外局、地方支分部局等について用いられた。「管理」は、「監督」又は「所轄」と対比されるものであり、当該機関に対する主任の大臣の指揮監督権が、内部部局に対する場合と大差なくらいに立ち入って行われ得ることを示したものと見えよう。現行法では、海上保安庁法において、「海上において、人命及び財産を保護し、並びに法律の違反を予防し、捜査し、及び鎮圧するため、…国土交通大臣の管理する外局として海上保安庁を置く」(同法1 I)という例等がある。国家行政組織法の制定施行後は、これらの意味で「管理」の用語を用いた例は比較的少ないが、これは、同条10条の規定によつて各省大臣等がその機関の事務を統括する旨が定められたことによる。ただし、警察法5条2項は、国家公安委員会と警察庁との関係を表すのにこの用語を用いているが、これは、この2つの行政機関の関係が、国家行政組織法からは、必ずしも明らかではないからである。

1) 「管理」は、また、「統制」と同じように用いられ、公権力が、人の生活関係に介入して、その意思にかかわりはなく、又はその意思を排除して、外部的にこれを規律する措置を意味することがある。外国為替及び外国貿易法第1条に「管理」といい、また、旧食糧管理法、旧石炭鉱業管理法等の題名に「管理」の用語を用いてるのは、この例である。「統制」よりも、更に強度の規律を行う場合を意味するものといふことができよう。【類語】管掌 監督 監理 所轄 統制(国)

運用 1) 字義どおり働かせ用いることの意味に用いられる。「法律の解釈及び運用」(生活保護法5)、「(無線局の)運用許容時間」、「無線局の運用開始」、「無線設備を運用(電波法14 II・16・18)」、「この法律は、…適切に運用」(政治資金規正法2 I)などという場合の「運用」は、この意味である。「法律の運用」は、「法律の実施」というのとほぼ同義語であり、「無線局の運用」などという場合の「運用」は「運営」というのに近い意味である。

2) 金融法規や財政法規において、この意味を更に敷えんして用いている。すなわち、イ) 「固有財産の運用」(国有管理法1)という場合は、国有財産を本来の目途に用い、又は有償若しくは無償で使用され、若しくは貸し付けることを意味し、ロ) 「資金の運用」などという場合は、資金を働かせ用いること。すなわち、金銭を利殖その他の目的のために他の財産形態に変えることの意味に用いられる。「余裕金の運用」(国民生活金融公庫法23、住宅金融公庫法28)、「財政融資金の運用」(財政融資金法7)、「運用利殖金」、「運用手数料」、「運用損失金」、「運用の財源」(財政融資金特別会計法3・11)、「(経済援助)資金は、工業を助成し、その他本邦の経済力の増強に資するため、…運用又は使用するものとする。」(旧経済援助資金特別会計法4 I)などという場合の「運用」は、この意味である。この最後の例では、「運用」

と「使用」とを使い分けているが、ここで「使用」というのは、当該使途に資金を使い切ってしまう意味であつて、資金は使用した金額だけ減少するのに対し、「運用」は、例えば資金の貸付けのための資金を払い出すが、これによつて取得した貸付金債権は資金の資産となり、資金としては、財産の形態が変更するだけで、将来回収が予想され、資金の金額には直接変更がないという意味である。【類語】運営 使用

連合会は、信託銀行などに委託をしたり、資産運用の時価での価額はどうかを把握し、その状況が年金積立金として適当か検討を行うなど積立金の管理及び運用を一体的に行っており、「管理運用方針」とする。

【第2項】

管理運用方針に記載すべき事項を規定する。

第4号の「その他退職等年金給付積立金の運用に関し必要な事項」には、一元化後の厚生年金保険法における同旨の規定である第79条の6第2項第4号において省令に規定することを想定している事項と同様の規定をすることが考えられる。具体的には、第1号から第3号までに掲げる事項以外の事項、例えば、移行ポートフォリオの策定、独自運用の評価方法などが考えられる。

(注) 移行ポートフォリオとは、基本ポートフォリオを実現するまでの経過的な資産構成割合。

【第3項】

連合会が、管理運用方針を定め、又は変更しようとするときは、財務大臣の承認を必要とする。承認を得なかった場合には、当該違反行為をした連合会の役職員に過料が科されることとなる(第129条第1号【既存】)。

なお、「法令用語辞典」によれば、「承認」とは、「…公法上では、国の機関相互の間における事前又は事後の同意などに相当する場合に多く用いられるが、場合によっては国の機関とそうでない者との間について用いられることもある。」、「許可」とは、「法令による特定の行為の一般的禁止を公の機関が特定の場合に解除し、適法にこれを行うことができようにする行為をいう」とされている。厚生年金保険法に倣い、「承認」を使うこととする。

【第4項】

管理運用方針に従った積立金の運用実績は、国共済と地共済の間の財政調整(第102条の2)に影響するものであるため、財務大臣が退職等年金給付積立金管理運用方針の承認をしようとするときの総務大臣との協議を規定する。

【第5項】

管理運用方針は、退職等年金給付を持続的に実施するため必要な積立金の管理及び運用の方針を規定するものであるから、透明性を確保するため、連合会は、管理運用方針を定め、又は変更したときは、遅滞なく公表しなければならない。公表を怠り、又は虚偽の公表をした場合には、当該違反行為をした連合会の役職員に過料が科されることとする(第129条第3号【新設】)。

【第6項】

連合会は、管理運用方針に従って退職等年金給付積立金の管理及び運用を行わなければならない。

(参考)厚年法の積立金に関する規定と国共済法の退職等年金給付積立金に関する規定の対比表

厚生年金法(一元化後)	国共済法	備 考
第79条の2 運用の目的	—	第35条の3(管理運用方針の作成)の中に、厚年法と同趣旨の「長期的な観点から、安全かつ効率的に行う」を規定。
第79条の3 積立金の運用	—	厚年法第79条の3第1項は、積立金の運用を年金積立金管理運用法人に寄託するという規定。同条第3項は、連合会等が国共済法の目的に沿った独自内容(組合への貸付け等)ができるという規定。
第79条の4 積立金基本指針	—	厚年法第79条の4は、実施機関が複数あるから必要。国共済は連合会単独であり、内容は第35条の3の管理運用方針に含まれるため不要。
第79条の5 積立金の資産の構成	—	厚年法第79条の5は、実施機関が複数あるから必要。国共済は連合会単独であり、内容は第35条の3の管理運用方針に含まれるため不要。
第79条の6 管理運用の方針	第35条の3 管理運用の方針	第35条の3において、管理運用方針に関して規定。
第79条の7 管理運用主体に対する措置命令	—	第116条第4項で、監督上必要な命令ができる。
第79条の8 積立金の管理・運用の状況に関する公表・評価	第35条の4 積立金の管理・運用の状況に関する業務概況書	第35条の4において、積立金の管理・運用の状況に関する業務概況書の作成、財務大臣への提出及び公表について規定。
第79条の9 積立金の管理・運営状況に関する公表・評価	—	厚年法第79条の9は、実施機関が複数あるから必要。国共済は連合会の単独であり不要。
第79条の10 運用職員の責務	—	国家公務員法で職務専念義務及び守秘義務を規定。守秘義務違反は懲戒処分の対象。広く被用者全体が退職となる厚生年金の積立金の運用とは異なり、国家公務員のみを対象とする新たな年金の積立金の運用については国公法上の規定に上乗せする規定は不要。
第79条の11 秘密保持義務	—	
第79条の12 懲戒処分	—	
第79条の13 年金積立金管理運用独立行政法人等との関係	—	厚年法第79条の13は、他法との関係について規定。国共済法は他法との関係についての規定は不要。
第79条の14 政令への委任	第35条の5 政令への委任	第35条の5において、政令への委任を規定。

(参考)

○一元化後厚生年金保険法

(運用の目的)

第七十九条の二 積立金（年金特別会計の厚生年金勘定の積立金（以下この章において「特別会計積立金」という。）及び実施機関（厚生労働大臣を除く。次条第三項において同じ。）の積立金のうち厚生年金保険事業（基礎年金拠出金の納付を含む。）に係る部分に相当する部分として政令で定める部分（以下「実施機関積立金」という。）をいう。以下この章において同じ。）の運用は、積立金が厚生年金保険の被保険者から徴収された保険料の一部であり、かつ、将来の保険給付の貴重な財源となるものであることに特に留意し、専ら厚生年金保険の被保険者の利益のために、長期的な観点から、安全かつ効率的に行うことにより、将来にわたつて、厚生年金保険事業の運営の安定に資することを目的として行うものとする。

(積立金の運用)

第七十九条の三 特別会計積立金の運用は、厚生労働大臣が、前条の目的に沿つた運用に基づく納付金の納付を目的として、年金積立金管理運用独立行政法人に対し、特別会計積立金を寄託することにより行うものとする。

2 厚生労働大臣は、前項の規定にかかわらず、同項の規定に基づく寄託をするまでの間、財政融資資金に特別会計積立金を預託することができる。

3 実施機関積立金の運用は、前条の目的に沿つて、実施機関が行うものとする。ただし、実施機関積立金の一部については、政令で定めるところにより、国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）、地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第五十二号）又は私立学校教職員共済法（以下「共済各法」という。）の目的に沿つて運用することができるものとし、この場合における同条の規定の適用については、同条中「専ら厚生年金保険」とあるのは、「厚生年金保険」とする

(積立金基本指針)

第七十九条の四 主務大臣は、積立金の管理及び運用が長期的な観点から安全かつ効率的に行われるようにするための基本的な指針（以下「積立金基本指針」という。）を定めるものとする。

2 積立金基本指針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 積立金の管理及び運用に関する基本的な方針

二 積立金の資産の構成の目標に関する基本的な事項

三 積立金の管理及び運用に関し管理運用主体（年金積立金管理運用独立行政法人、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合連合会及び日本私立学校振興・共済事業団をいう。

以下同じ。）が遵守すべき基本的な事項

四 その他積立金の管理及び運用に関する重要事項

3 主務大臣は、財政の現況及び見通しが作成されたときその他必要があると認めるときは、積立金基本指針に検討を加え、必要に応じ、これを変更するものとする。

4 積立金基本指針を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働大臣は、あらかじめ、積立金基本指針の案又はその変更の案を作成し、財務大臣、総務大臣及び文部科学大臣に協議するものとする。

5 財務大臣、総務大臣及び文部科学大臣は、必要があると認めるときは、厚生労働大臣に対し、積立金基本指針の変更の案の作成を求めることができる。

6 主務大臣は、積立金基本指針を定め、又は変更したときは、速やかに、これを公表するものとする。

(積立金の資産の構成の目標)

第七十九条の五 管理運用主体は、積立金基本指針に適合するよう、共同して、次条第一項に規定する管理運用の方針において同条第二項第三号の資産の構成を定めるに当たつて参酌すべき

積立金の資産の構成の目標を定めなければならない。

- 2 管理運用主体は、財政の現況及び見通しが作成されたときその他必要があると認めるときは、共同して、前項に規定する積立金の資産の構成の目標に検討を加え、必要に応じ、これを変更しなければならない。
- 3 管理運用主体は、第一項に規定する積立金の資産の構成の目標を定め、又は変更したときは、遅滞なく、共同して、これを公表するとともに、主務大臣に送付しなければならない。
- 4 主務大臣は、第一項に規定する積立金の資産の構成の目標が積立金基本指針に適合しないと認めるときは、管理運用主体に対し、当該目標の変更を命ずることができる。
- 5 前項の規定による命令をしようとするときは、厚生労働大臣は、あらかじめ、積立金基本指針に適合するよう変更させるべき内容の案を作成し、財務大臣、総務大臣及び文部科学大臣に協議するものとする。

(管理運用の方針)

第七十九条の六 管理運用主体は、その管理する積立金（地方公務員共済組合連合会にあつては、地方公務員共済組合連合会が運用状況を管理する実施機関の実施機関積立金を含む。以下この章において「管理積立金」という。）の管理及び運用（地方公務員共済組合連合会にあつては、管理積立金の運用状況の管理を含む。以下この章において同じ。）を適切に行うため、積立金基本指針に適合するように、かつ、前条第一項に規定する積立金の資産の構成の目標に即して、管理及び運用の方針（以下この章において「管理運用の方針」という。）を定めなければならない。

- 2 管理運用の方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 管理積立金の管理及び運用の基本的な方針
 - 二 管理積立金の管理及び運用に関し遵守すべき事項
 - 三 管理積立金の管理及び運用における長期的な観点からの資産の構成に関する事項
 - 四 その他管理積立金の適切な管理及び運用に関し必要な事項
- 3 管理運用主体は、積立金基本指針が変更されたときその他必要があると認めるときは、管理運用の方針に検討を加え、必要に応じ、これを変更しなければならない。
- 4 管理運用主体は、管理運用の方針を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、当該管理運用主体を所管する大臣（以下この章並びに第百条の三の三第二項第一号及び第三項において「所管大臣」という。）の承認を得なければならない。
- 5 管理運用主体は、管理運用の方針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 6 管理運用主体は、積立金基本指針及び管理運用の方針に従つて管理積立金の管理及び運用を行わなければならない。
- 7 所管大臣は、その所管する管理運用主体の管理運用の方針が積立金基本指針に適合しなくなつたと認めるときは、当該管理運用主体に対し、その管理運用の方針の変更を命ずることができる。

(管理運用主体に対する措置命令)

第七十九条の七 所管大臣は、その所管する管理運用主体が、管理積立金の管理及び運用に係る業務に関しこの法律の規定若しくはこれに基づく命令の規定に違反し、又は当該管理運用主体の管理積立金の管理及び運用の状況が、積立金基本指針若しくは当該管理運用主体の管理運用の方針に適合しないと認めるときは、当該管理運用主体に対し、当該業務の運営を改善するために必要な措置又は当該管理積立金の管理及び運用の状況を積立金基本指針若しくは当該管理運用の方針に適合させるために必要な措置をとることを命ずることができる。

(管理積立金の管理及び運用の状況に関する公表及び評価)

第七十九条の八 管理運用主体は、各事業年度の決算完結後、遅滞なく、当該事業年度における管理積立金の資産の額、その構成割合、運用収入の額その他の主務省令で定める事項を記載し

た業務概況書を作成し、これを公表するとともに、所管大臣に送付しなければならない。

- 2 所管大臣は、その所管する管理運用主体の業務概況書の送付を受けたときは、速やかに、当該管理運用主体について、管理積立金の管理及び運用の状況（第七十九条の三第三項ただし書の規定による運用の状況を含む。）その他の管理積立金の管理及び運用に関する主務省令で定める事項について評価を行い、その結果を公表するものとする。
- 3 所管大臣は、第一項の規定による業務概況書の送付を受けたときは、前項の規定による評価の結果を添えて、当該業務概況書を主務大臣に送付するものとする。
- 4 年金積立金管理運用独立行政法人について第一項の規定を適用する場合においては、同項中「決算完結後」とあるのは、「独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第三十八条第一項の規定による同項に規定する財務諸表の提出後」とする。

（積立金の管理及び運用の状況に関する公表及び評価）

第七十九条の九 主務大臣は、毎年度、主務省令で定めるところにより、積立金の資産の額、その構成割合、運用収入の額、積立金の運用の状況の評価その他の積立金の管理及び運用に関する事項を記載した報告書を作成し、これを公表するものとする。

- 2 前項の報告書を作成しようとするときは、厚生労働大臣は、あらかじめ、その案を作成し、財務大臣、総務大臣及び文部科学大臣に協議するものとする。
- 3 主務大臣は、第一項の報告書における評価の結果に基づき、管理運用主体の管理積立金の管理及び運用の状況が積立金基本指針に適合しないと認めるときは、当該管理運用主体の所管大臣に対し、当該管理運用主体の管理積立金の管理及び運用の状況を積立金基本指針に適合させるために必要な措置をとるよう求めることができる。
- 4 前項の規定による措置を求めようとするときは、厚生労働大臣は、あらかじめ、積立金基本指針に適合させるために必要な措置の案を作成し、財務大臣、総務大臣及び文部科学大臣に協議するものとする。

（運用職員の責務）

第七十九条の十 積立金の運用に係る行政事務に従事する厚生労働省、財務省、総務省及び文部科学省の職員（政令で定める者に限る。以下「運用職員」という。）は、積立金の運用の目的に沿って、慎重かつ細心の注意を払い、全力を挙げてその職務を遂行しなければならない。

（秘密保持義務）

第七十九条の十一 運用職員は、その職務に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。

（懲戒処分）

第七十九条の十二 運用職員が前条の規定に違反したと認めるときは、その職員の任命権者は、その職員に対し国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）に基づく懲戒処分をしなければならない。

（年金積立金管理運用独立行政法人法等との関係）

第七十九条の十三 積立金の運用については、この法律に定めるもののほか、年金積立金管理運用独立行政法人法（平成十六年法律第百五号）、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法又は日本私立学校振興・共済事業団法（平成九年法律第四十八号）の定めるところによる。

（政令への委任）

第七十九条の十四 この章に定めるもののほか、積立金の運用に関し必要な事項は、政令で定める。

○改正後の国共済法

(定款)

第二十四条 連合会は、定款をもつて次に掲げる事項を定めなければならない。

一～七 (略)

八 第七十八条第一項に規定する終身年金現価率、同条第二項に規定する付与率、及び同項に規定する基準利率、第七十九条第一項に規定する有期年金現価率並びに退職等年金給付に係る標準報酬の月額及び標準期末手当等の額と掛金との割合に関する事項

九 第百二条の二に規定する財政調整拠出金に関する事項

十～十三 (略)

2 (略)

3 財務大臣は、第一項第八号及び第九号に掲げる事項について、前項の規定により準用する第六条第二項の規定による認可をしようとするときは、あらかじめ、総務大臣に協議しなければならない。

(用例)

【規定による承認をしようとするときは、あらかじめ〇〇大臣に協議】

○独立行政法人日本スポーツ振興センター法（平成十四年法律第百六十二号）

附 則

(業務の特例等)

第六条

10 文部科学大臣は、前二項の規定による承認をしようとするときは、あらかじめ、財務大臣に協議しなければならない。

第35条の4(退職等年金給付積立金の管理及び運用の状況に関する業務概況書)

【新設】

○ポイント

連合会の管理及び運用の状況について、毎年度作成・公表する業務概況書について規定する。

組合員から徴収した掛金を財源に含む退職等年金給付積立金の管理・運用の透明性を確保する観点から、毎年度、管理及び運用の詳細を記載した業務概況書を作成し、財務大臣に提出するとともに、これを公表することを義務付ける。

財務省令に定める事項については、厚生年金保険積立金について厚生年金保険法第79条7の規定により定める主務省令(財務省令)に定める事項と同程度の内容を想定。

具体的な記載事項として省令に定める内容について、厚生労働省は、現時点では検討中であるが、年金積立金管理運用法人が作成している既存の「業務概況書」と同程度の内容を記載させることを想定しており、当該業務概況書の記載事項については、年金積立金管理独立行政法人の業務運営並びに財務及び会計に関する省令第18条に規定している。国共済でも、同様の省令を想定している。

公表を怠り、又は虚偽の公表をした場合には、当該違反行為をした連合会の役職員に過料が科されることとなる(第129条第3号【新設】)。

なお、一元化後の厚生年金保険法第79条の8では、業務概況書の送付を受けた所管大臣は、管理積立金の管理及び運用の状況について評価を行い、その結果を公表することを規定しているが、退職等年金給付積立金については、財務大臣が監督する連合会のみが運用を行うものであり、次の理由から評価及び公表は規定しない。

(1) 評価を行うことについては、本条の規定により業務概況書が財務大臣に提出されれば、当然、その内容を確認し、実質的に評価を行うことになる。その結果、違法性があると認められる場合、妥当性に欠けるものである場合等、必要があると判断すれば、第116条第4項の規定により、監督上必要な命令ができる。このため、評価について別途の規定を設ける必要はない。

(2) 評価の結果を公表することについては、被用者全体が被保険者であり、国民一般に公表する必要がある厚生年金保険法の場合と異なり、国共済法の場合、組合員が国家公務員に限定されるため、国民一般に広く公表するまでの必要性はない。

(なお、業務概況書そのものについては、連合会が公表すべきことを規定している。)

(参考)

○ 一元化法後厚生年金保険法

(管理積立金の管理及び運用の状況に関する公表及び評価)

第七十九条の八 管理運用主体は、各事業年度の決算完結後、遅滞なく、当該事業年度における管理積立金の資産の額、その構成割合、運用収入の額その他の主務省令で定める事項を記載した業務概況書を作成し、これを公表するとともに、所管大臣に送付しなければならない。

2 所管大臣は、その所管する管理運用主体の業務概況書の送付を受けたときは、速やかに、当

該管理運用主体について、管理積立金の管理及び運用の状況（第七十九条の三第三項ただし書の規定による運用の状況を含む。）その他の管理積立金の管理及び運用に関する主務省令で定める事項について評価を行い、その結果を公表するものとする。

3・4（略）

○ 年金積立金管理運用独立行政法人の業務運営並びに財務及び会計に関する省令（平成 18 年厚生労働省令第 60 号）

（業務概況書の記載事項）

第十八条 法第二十六条の厚生労働省令で定める業務概況書に記載すべき事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 各事業年度における時価による年金積立金（法第十二条第一号に規定する年金積立金をいう。以下この条において同じ。）の資産の額（特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）附則第三百四十八条による改正前の国民年金法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第十八号。以下この号において「平成十二年改正法」という。）附則第三十七条第一項の規定により引き受けた特別会計に関する法律附則第六十六条による廃止前の財政融資資金特別会計法（昭和三十二年法律第百一号）第十一条第一項又は第十二条の規定による公債及び特別会計に関する法律附則第三百四十八条による改正後の平成十二年改正法附則第三十七条第一項の規定により引き受けた特別会計に関する法律附則第七十六条第一項の規定による公債（以下この条において「引受公債」という。）のうち、その償還期限まで保有することとしているものを除く。）
- 二 各事業年度における引受公債のうち、その償還期限まで保有することとしているものの簿価及び時価による資産の額
- 三 年金積立金（引受公債のうち、その償還期限まで保有することとしているものを除く。）の運用の状況
- 四 その他年金積立金の管理運用に関する重要事項

○ 国家公務員共済組合法（昭和 33 年法律第 128 号）

（決算）

第十六条 組合は、毎事業年度の決算を翌事業年度の五月三十一日までに完結しなければならない。

（財務大臣の権限）

第一百六条 組合及び連合会の業務の執行は、財務大臣が監督する。

- 2 組合及び連合会は、財務省令で定めるところにより、毎月末日現在におけるその事業についての報告書を財務大臣に提出しなければならない。
- 3 財務大臣は、必要があると認めるときは、当該職員に組合又は連合会の業務及び財産の状況を監査させるものとする。
- 4 財務大臣は、この法律の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、組合又は連合会に対して、その業務に関し、監督上必要な命令をすることができる。

（用例）

【○○大臣に提出するとともに、これを公表しなければならない】

○ 独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三十三号）

（中期目標に係る事業報告書）

第三十三条 独立行政法人は、中期目標の期間の終了後三月以内に、主務省令で定めるところにより、当該中期目標に係る事業報告書を主務大臣に提出するとともに、これを公表しなければならない。

【〇〇書を作成し、〇〇大臣に提出するとともに、これを公表しなければならない】

○電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成二十三年法律第百八
号）

（事業計画等）

第二十一条

3 調整機関は、経済産業省令で定めるところにより、毎事業年度終了後、調整業務に関し事業
報告書及び収支決算書を作成し、経済産業大臣に提出するとともに、これを公表しなければな
らない。

第35条の5(政令への委任)【新設】

前二条に規定するもののほか、退職等年金給付積立金の運用について、必要な事項は政令で定める。

(政令のイメージ)

積立金の運用対象(国共済法第9条の3)

厚生年金保険給付積立金と退職等年金給付積立金の合同運用(年金積立金管理運用独立行政法人法第21条第2項に倣った規定)

(参考)

○国家公務員共済組合法施行令(昭和33年政令第207号)

(連合会の積立金等の運用)

第九条の三 連合会の積立金等は、次に掲げるものに運用するものとする。

- 一 銀行その他財務大臣の指定する金融機関への預金
 - 二 信託会社又は信託業務を営む金融機関への信託(運用方法を特定するものであつて金融商品取引法(昭和二十三年法律第二十五号)第二条第九項に規定する金融商品取引業者との同条第八項第十二号ロに規定する投資一任契約によらないものにあつては、金銭並びに前号及び第四号に掲げるものを信託財産とするものに限る。)
 - 三 前号の信託の終了又は一部の解約により取得するもののうち、金銭並びに第一号及び次号から第八号までに掲げるもの以外のもの(取得後直ちに前号の信託に運用するものに限る。)
 - 四 国債、地方債その他財務省令で定める有価証券
 - 五 不動産(あらかじめ財務大臣の承認を受けたものに限る。)
 - 六 組合員を被保険者とする生命保険(被保険者の所定の時期における生存を保険金の支払事由とするものに限る。)
 - 七 財政融資資金への預託
 - 八 組合に対する資金の貸付け
- 2 前項に規定するもののほか、連合会の積立金等の運用に関し必要な事項は、財務省令で定める。

○年金積立金管理運用独立行政法人法(平成16年法律第105号)

第二十一条

- 2 管理運用法人は、厚生年金積立金及び国民年金積立金を合同して管理及び運用を行うことができる。

○第4章 給付
第1節 通則

第39条(給付の決定及び裁定)

- 一元化前国共済法第41条と同趣旨の規定を設ける。(一元化後国共済法第41条からの移動)

(今回の改正前の内容)

短期給付を受ける権利は、組合が決定するのであるが、決定の前段の手段として、その権利を有する者の請求が必要である(第1項)。

給付の原因である事故が公務により生じたものであるかどうかの認定に当たっては、公務災害補償の実施機関の意見を聴かなければならない旨を規定している。「実施機関」は、国家公務員にあっては人事院であり、独立行政法人(非公務員型)にあっては労働者災害補償保険法の適用により労働基準監督署である(第2項)。

長期給付(厚生年金保険給付)を受ける権利は、連合会が裁定するのであるが、裁定の前段の手段として、その権利を有する者の請求が必要である(第3項)。

(改正の内容)

【第1項】

一元化法により短期給付に限定した規定を、今回、新年金制度が追加されることを踏まえて、一元化前国共済法第41条の規定の構造を参考に改正する。

一元化前国共済法第41条第1項は次のように規定している。

第四十一条 給付を受ける権利は、その権利を有する者(以下「受給権者」という。)の請求に基づいて、組合(長期給付にあっては、連合会。次項、第四十七条第一項、第四十八条、第九十五条、第百六条、第百十四条及び第百十八条において同じ。)が決定する。

一元化法の改正により、3階の職域部分は廃止され、2階の厚生年金保険給付は厚年法に基づいて裁定されることになるから、第1項を次のように第1項の短期給付と第3項の長期給付(厚生年金保険給付)に分けることとした。

第四十一条 短期給付を受ける権利は、その権利を有する者の請求に基づいて、組合が決定する。

3 長期給付を受ける権利は、厚生年金保険法第三十三条の規定により、その権利を有する者の請求に基づいて、連合会が裁定する。

今回の改正では、長期給付の中に退職等年金給付が含まれることになるので、一元化前の形に戻して、第1項に短期給付と長期給付をまとめて規定することとした。

(参考)「決定」と「裁定」

一元化前国共済法では、短期給付及び長期給付において、「決定」の用語を用いていたことを踏まえ、退職等年金給付にも「決定」の用語を用いることとする。一方、一元化後の2階部分は、厚年法の規定に基づき実施機関として連合会が行うものであり、その根拠規定は厚年法にあることから、改正前の「裁定」の用語を用いることとする。(想定問10(25頁参照))

「法令用語辞典」

決 定 広く、決めることの意味に用いられるが、特に国や地方公共団体の機関が、疑義のある事項、裁量に関する事項等について、これを一定の内容のものに決める処分をすること又はその処分の形式若しくは名称の意味に用いられることが多い。……当選争訟の結果に基づいて選挙会が行う当選人の「更正決定」(公職選挙法96条の見出し)等の用例がある。【類語】 更正 査定(植・茂)

裁 定 相対立する当事者間に意見の不一致がある場合に第三者が裁断を下すことをいうが、次のような各種の場合がある。……

3)なお、特別な用例として、国民年金法で「給付を受ける権利は、その権利を有する者、…の請求に基いて、厚生労働大臣が裁定する」…といているのは、相対立する当事者間の意見の不一致に対する裁断ではなく、年金受給権、恩給権を確認する行為をいうものである。

(用例)

○国家公務員共済組合法施行令(昭和33年政令第207号)

(恩給等の裁定者等の証明等)

第二十二條 連合会は、長期給付の決定に関して必要がある場合には、組合員又は組合員であつた者に係る恩給(施行法第三十一条第一項後段の規定により恩給とみなされるものを含む。)、同項後段の規定により旧法の規定による退職給付、障害給付及び遺族給付とみなされる給付又は地方公務員等共済組合法若しくは地方の施行法の規定による給付(以下この項において「恩給等」という。)の受給権並びにその基礎となつた在職年、条例在職年(地方の施行法第二条第一項第二十号に規定する条例在職年をいう。)、旧長期組合員期間(地方の施行法第二条第一項第二十一号に規定する旧長期組合員期間をいう。)、地方の組合の組合員であつた期間その他の事項で長期給付の決定に関して必要なものについて、その当該恩給等の裁定又は決定を行つた者(次項において「裁定者等」という。)に対し、証明を求めることができる。

○証人等の被害についての給付に関する法律施行令(昭和33年政令第227号)

(権限の委任)

第二十一條 法務大臣は、療養給付については、これを受ける権利を裁定し及び給付金額を決定する権限(第三条の規定により当該療養給付につき病院又は診療所を指定する権限を含む。)を加害行為地を管轄する地方裁判所に対応する検察庁の検事正に委任することができる。

また、「組合(退職等年金給付にあつては、連合会)」とは、退職等年金給付に関しては、次の規定では「組合」を「連合会」に置き換えて適用することとする。(一元化前国共済法第41条と同様の整理)

次項(第39条第2項)(公務認定についての補償の実施機関(人事院及び各省)の意見の聴取)

第46条第1項(不正受給者からの費用の徴収等)

第47条(給付金からの控除)

第95条(給付に関する必要な診断に応じない場合の給付の制限)

第114条(戸籍書類の無料証明)

なお、一元化前国共済法第41条第1項の規定には「第118条」も含まれていた。これは、長期給付と位置づけられた外国人への脱退一時金(組合員期間等が25年未満の外国人に対する特例(一元化前国共済法附則第13条の10))の支給について、厚労大臣への報告が想定されていたもの。脱退一時金は一元化後は厚年法の規定に基づき支給されることになり、第118条は短期給付に限定した規定となるので、今回は「第118条」は組合→連合会の置き換えには含めないこととする。

また、第106条では、国家公務員共済組合審査会は審査請求(以下「審査会」という。)を受理した場合には組合に通知することとしているが、退職等年金給付については、国家公務員共済組合審査会が審査請求を受理し、連合会に通知することとするほか、厚生年金保険給付についても同様にすることとしているため、この条では第106条の適用を除外している。

○組合→連合会への置き換え後の規定

(給付の決定及び裁定)

第三十九条

2 連合会は、短期給付又は退職等年金給付の原因である事故が公務又は通勤(国家公務員災害補償法(昭和二十六年法律第百九十一号)第一条の二第二項及び第三項に規定する通勤をいう。以下同じ。)により生じたものであるかどうかを認定するに当たっては、同法に規定する実施機関その他の公務上の災害又は通勤による災害に対する補償の実施機関の意見を聴かなければならない。

(不正受給者からの費用の徴収等)

第四十六条 偽りその他不正の行為により連合会から給付を受けた者がある場合には、連合会は、その者から、その給付に要した費用に相当する金額(その給付が療養の給付であるときは、第五十五条第二項又は第三項の規定により支払った一部負担金(第五十五条の二第一項第一号の措置が採られるときは、当該減額された一部負担金)に相当する額を控除した金額)の全部又は一部を徴収することができる。

(損害賠償の請求権)

第四十七条 連合会は、給付事由(第七十条又は第七十一条の規定による給付に係るものを除く。)が第三者の行為によつて生じた場合には、当該給付事由に対して行つた給付の価額の限度で、受給権者(当該給付事由が組合員の被扶養者について生じた場合には、当該被扶養者を含む。)が第三者に対して有する損害賠償の請求権を取得する。

2 前項の場合において、受給権者(同項の給付事由が組合員の被扶養者について生じた場合には、当該被扶養者を含む。)が第三者から同一の事由について損害賠償を受けたときは、連合会は、その価額の限度で、給付をしないことができる。

(組合又は連合会に対する通知等)

第百六条 審査会は、審査請求を受理したときは、当該審査請求に係る連合会にこれを通知し、

かつ、利害関係人に対し参加人として当該審査請求に参加することを求めなければならない。

(戸籍書類の無料証明)

第百十四条 市町村長（特別区の区長を含むものとし、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあつては、区長）は、連合会又は受給権者に対して、当該市町村の条例で定めるところにより、組合員、組合員であつた者又は受給権者の戸籍に関し、無料で証明を行うことができる。

(参考)

○一元化前国共済法

附 則

(日本国籍を有しない者に対する脱退一時金の支給)

第十三条の十 当分の間、組合員期間が六月以上である日本国籍を有しない者（国民年金の被保険者でないものに限る。）であつて、組合員期間等が二十五年未満である者は、脱退一時金の請求をすることができる。ただし、その者が次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

一 日本国内に住所を有するとき。

二 障害共済年金その他政令で定める給付を受ける権利を有したことがあるとき。

三 最後に国民年金の被保険者の資格を喪失した日（同日において日本国内に住所を有していた者にあつては、同日後初めて、日本国内に住所を有しなくなつた日）から起算して二年を経過しているとき。

四 この法律による年金である給付に相当する給付を行うことを目的とする外国の法令の適用を受ける者又は当該外国の法令の適用を受けたことがある者であつて政令で定めるものであるとき。

2 前項の請求があつたときは、その請求をした者に脱退一時金を支給する。

3・4 (略)

○一元化後厚年法

(日本国籍を有しない者に対する脱退一時金の支給)

第二十九条 当分の間、被保険者期間が六月以上である日本国籍を有しない者（国民年金の被保険者でないものに限る。）であつて、第四十二条第二号に該当しないものその他これに準ずるものとして政令で定めるものは、脱退一時金の支給を請求することができる。ただし、その者が次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

一 日本国内に住所を有するとき。

二 障害厚生年金その他政令で定める保険給付の受給権を有したことがあるとき。

三 最後に国民年金の被保険者の資格を喪失した日（同日において日本国内に住所を有していた者にあつては、同日後初めて、日本国内に住所を有しなくなつた日）から起算して二年を経過しているとき。

四 この法律による年金たる保険給付に相当する給付を行うことを目的とする外国の法令の適用を受ける者又は当該外国の法令の適用を受けたことがある者であつて政令で定めるものであるとき。

2 前項の請求があつたときは、その請求をした者に脱退一時金を支給する。

3～9 (略)

○一元化後の国共済法

(組合に対する通知等)

第百六条 審査会は、審査請求を受理したときは、当該審査請求に係る組合（審査請求のうち長期給付に係るものにあつては、連合会）にこれを通知し、かつ、利害関係人に対し参加人として当該審査請求に参加することを求めなければならない。

【第2項】

一元化前国共済法第41条第2項は、公務・通勤災害の認定に当たっては公務災害補償法の実施機関(人事院及び各省)の意見を聴取すべきことを規定していた。これは、障害共済年金、遺族共済年金には給付事由が「公務上」の場合は職域部分の割増が設定されていたため、これを認定する必要があったこと及び短期給付の中で傷病手当金(第66条)は「公務」によらない場合に支給されるので、これを判断する必要があったことによる。しかし、一元化後は障害共済年金及び遺族共済年金の規定は削除され、厚生年金には「公務上」、「公務外」の給付の区別はないため、同項の規定は短期給付のための規定に限定された。

今回の退職等年金給付では公務障害年金、公務遺族年金が設けられることとなり、その給付事由が「公務」か「公務外」かを認定する必要があることから、「短期給付」を「給付」に改正する。

なお、第2項の「通勤」に関する部分は、公務障害年金、公務遺族年金に関しては給付事由に「通勤」を含まないこととしているため必要はなくなるが、第66条(傷病手当金)第12項において「傷病手当金は、同一の傷病に関し、国家公務員災害補償法の規定による通勤による災害に係る休業補償若しくは傷病手当金又はこれらに相当する補償が行われるときは、支給しない。」と傷病手当金について通勤災害であるかどうかを判定する必要があることから、「通勤」に関する部分はそのままとする。

(用例)

○国家公務員共済組合法施行令(昭和33年政令第207号)

(恩給等の裁定者等の証明等)

第二十二條 連合会は、長期給付の決定に関して必要がある場合には、組合員又は組合員であつた者に係る恩給(施行法第三十一條第一項後段の規定により恩給とみなされるものを含む。)、同項後段の規定により旧法の規定による退職給付、障害給付及び遺族給付とみなされる給付又は地方公務員等共済組合法若しくは地方の施行法の規定による給付(以下この項において「恩給等」という。)の受給権並びにその基礎となつた在職年、条例在職年(地方の施行法第二條第一項第二十号に規定する条例在職年をいう。)、旧長期組合員期間(地方の施行法第二條第一項第二十一号に規定する旧長期組合員期間をいう。)、地方の組合の組合員であつた期間その他の事項で長期給付の決定に関して必要なものについて、その当該恩給等の裁定又は決定を行つた者(次項において「裁定者等」という。)に対し、証明を求めることができる。

(参考)

○一元化前国共済法

(給付の決定)

第四十一條 給付を受ける権利は、その権利を有する者(以下「受給権者」という。)の請求に基づいて、組合(長期給付にあつては、連合会。次項、第四十七條第一項、第四十八條、第九十五條、第百六條、第百十四條及び第百十八條において同じ。)が決定する。

2 組合は、給付の原因である事故が公務又は通勤(国家公務員災害補償法(昭和二十六年法律第九十一号)第一條の二に規定する通勤をいう。以下同じ。)により生じたものであるかどうかを認定するに当たっては、同法に規定する実施機関その他の公務上の災害又は通勤による災害に対する補償の実施機関の意見を聴かなければならない。

○証人等の被害についての給付に関する法律施行令（昭和 33 年政令第 227 号）

（権限の委任）

第二十一条 法務大臣は、療養給付については、これを受ける権利を裁定し及び給付金額を決定する権限（第三条の規定により当該療養給付につき病院又は診療所を指定する権限を含む。）を加害行為地を管轄する地方裁判所に対応する検察庁の検事正に委任することができる。

（参考）

○一元化前国共済法

（給付の決定）

第四十一条 給付を受ける権利は、その権利を有する者（以下「受給権者」という。）の請求に基づいて、組合（長期給付にあつては、連合会。次項、第四十七条第一項、第四十八条、第九十五条、第百六条、第百十四条及び第百十八条において同じ。）が決定する。

2 組合は、給付の原因である事故が公務又は通勤（国家公務員災害補償法（昭和二十六年法律第百九十一号）第一条の二に規定する通勤をいう。以下同じ。）により生じたものであるかどうかを認定するに当たつては、同法に規定する実施機関その他の公務上の災害又は通勤による災害に対する補償の実施機関の意見を聴かなければならない。

○一元化後国共済法

（給付の決定及び裁定）

第四十一条 短期給付を受ける権利は、その権利を有する者の請求に基づいて、組合が決定する。

（傷病手当金）

第六十六条 組合員（第二百六条の五第二項に規定する任意継続組合員を除く。以下この条から第六十八条の三までにおいて同じ。）が公務によらないで病気にかかり、又は負傷し、療養のため引き続き勤務に服することができない場合には、傷病手当金として、勤務に服することができなくなつた日以後三日を経過した日から、その後における勤務に服することができない期間一日につき標準報酬の日額の三分の二に相当する金額（当該金額に五十銭未満の端数があるときは、これを切り捨て、五十銭以上一円未満の端数があるときは、これを一円に切り上げるものとする。）を支給する。

2 傷病手当金の支給期間は、同一の病気又は負傷及びこれらにより生じた病気（以下「傷病」という。）については、前項に規定する勤務に服することができなくなつた日以後三日を経過した日（同日において第六十九条の規定により傷病手当金の全部を支給しないときは、その支給を始めた日）から通算して一年六月間（結核性の病気については、三年間）とする。

3 一年以上組合員であつた者が退職した際に傷病手当金を受けている場合には、その者が退職しなかつたとしたならば前項の規定により受けることができる期間、継続してこれを支給する。ただし、その者が他の組合の組合員の資格を取得したときは、この限りでない。

4 傷病手当金は、同一の傷病について厚生年金保険法による障害厚生年金の支給を受けることができるときは、支給しない。ただし、その支給を受けることができる障害厚生年金の額（当該障害厚生年金と同一の給付事由に基づき国民年金法による障害基礎年金の支給を受けることができるときは、当該障害厚生年金の額と当該障害基礎年金の額との合算額）を基準として財務省令で定めるところにより算定した額が、当該障害厚生年金の支給を受けることができないとしたならば支給されることとなる傷病手当金の額より少ないときは、当該傷病手当金の額から当該財務省令で定めるところにより算定した額を控除した額を支給する。

- 5 傷病手当金は、同一の傷病について厚生年金保険法による障害手当金の支給を受けることとなつたときは、当該障害手当金の支給を受けることとなつた日からその日以後において支給を受けべき傷病手当金の額の合計額が当該障害手当金の額に達するに至る日まで、支給しない。ただし、当該合計額が当該障害手当金の額に達するに至つた日において当該合計額が当該障害手当金の額を超えるときは、当該合計額から当該障害手当金の額を控除した額については、この限りでない。
- 6 第三項の傷病手当金（政令で定める要件に該当する者に支給するものに限る。）は、厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）又は国民年金法による老齢を給付事由とする年金である給付その他の退職又は老齢を給付事由とする年金である給付であつて政令で定めるもの（以下この項及び次項において「退職老齢年金給付」という。）の支給を受けることができるときは、支給しない。ただし、その支給を受けることができる退職老齢年金給付の額（当該退職老齢年金給付が二以上あるときは、当該二以上の退職老齢年金給付の額を合算した額）を基準として財務省令で定めるところにより算定した額が、当該退職老齢年金給付の支給を受けることができないとしたならば支給されることとなる傷病手当金の額より少ないときは、当該傷病手当金の額から当該財務省令で定めるところにより算定した額を控除した額を支給する。
- 7 組合は、前三項の規定による傷病手当金に関する処分に関し必要があると認めるときは、第四項の障害厚生年金若しくは障害基礎年金、第五項の障害手当金又は前項の退職老齢年金給付の支給状況につき、退職老齢年金給付の支払をする者（次項において「年金支給実施機関」という。）に対し、必要な資料の提供を求めることができる。
- 8 年金支給実施機関（厚生労働大臣を除く。）は、厚生労働大臣の同意を得て、前項の規定による資料の提供の事務を厚生労働大臣に委託することができる。
- 9 厚生労働大臣は、日本年金機構に、前項の規定により委託を受けた資料の提供に係る事務（当該資料の提供を除く。）を行わせるものとする。
- 10 厚生年金保険法第百条の十第二項及び第三項の規定は、前項の事務について準用する。この場合において、必要な技術的読替は、政令で定める。
- 11 傷病手当金は、次条の規定により出産手当金を支給する場合には、その期間内は、支給しない。
- 12 傷病手当金は、同一の傷病に関し、国家公務員災害補償法の規定による通勤による災害に係る休業補償若しくは傷病補償年金又はこれらに相当する補償が行われるときは、支給しない。

第40条(標準報酬)

- 一元化前国共済法第42条と同趣旨の規定を設ける。(一元化後国共済法第52条の2からの移動)

給付額及び掛金額の算定の基礎となる標準報酬の決定及び改定の方法等を規定する。

【第1項】

標準報酬を30級まで規定する。なお、一元化前国共済法第42条の標準報酬の等級表は(厚年法と同様に)1～30級までを規定し、一元化前国共済法附則第6条の2及び国共済令附則第5条の規定により短期給付等に係る区分の特例として31～43級を規定していたところであるが、一元化法により短期給付等に特化した規定となったことから、一元化後国共済法本則において43級まで規定することとされた。

今回の改正後においては、退職等年金給付は、長期給付の一種であることから、従前の長期給付と同様に、30級まで適用することとする。

(参考)

- 一元化前国共済法
(標準報酬)

第四十二条 標準報酬の等級及び月額、組合員の報酬月額に基づき次の区分によつて定め、各等級に対応する標準報酬の日額は、その月額の二十二分の一に相当する金額(当該金額に五円未満の端数があるときは、これを切り捨て、五円以上十円未満の端数があるときは、これを十円に切り上げるものとする。)とする。

標準報酬の等級	標準報酬の月額	報酬月額
第一級	九八、〇〇〇円	一〇一、〇〇〇円未満
(略)	(略)	(略)
第三〇級	六二〇、〇〇〇円	六〇五、〇〇〇円以上

- 一元化後国共済法
(標準報酬)

第五十二条の二 標準報酬の等級及び月額、組合員の報酬月額に基づき次の区分(次項の規定により標準報酬の区分の改定が行われたときは、改定後の区分)によつて定め、各等級に対応する標準報酬の日額は、その月額の二十二分の一に相当する金額(当該金額に五円未満の端数があるときは、これを切り捨て、五円以上十円未満の端数があるときは、これを十円に切り上げるものとする。)とする。

標準報酬の等級	標準報酬の月額	報酬月額
第一級	九八、〇〇〇円	一〇一、〇〇〇円未満
(略)	(略)	(略)
第四三級	一、二一〇、〇〇〇円	一、一七五、〇〇〇円以上

附 則

(短期給付等に係る標準報酬の区分等の特例)

第六条の二 第四十二条第一項の規定による標準報酬の区分については、健康保険法第四十条第二項の規定による標準報酬月額の等級区分の改定措置その他の事情を勘案して、政令で定めるところにより第四十二条第一項の規定による標準報酬の等級の最高等級の上に更に等級を加え

る改定を行うことができる。ただし、当該改定後の標準報酬の等級のうちの高等級の標準報酬の月額、同法第四十条の規定による標準報酬月額等級のうちの高等級の標準報酬月額を超えてはならない

○国家公務員共済組合法施行令

附 則

第五条 法附則第六条の二の規定により改正後の標準報酬の区分については、法第四十二第一項の表中

第三〇級	六二〇、〇〇〇円	六〇五、〇〇〇円以上
------	----------	------------

とあるのは、

第三〇級	六二〇、〇〇〇円	六〇五、〇〇〇円以上
(略)	(略)	(略)
第四三級	一、二一〇、〇〇〇円	一、一七五、〇〇〇円以上

と読み替えて、同項の規定を適用する。

【第2項】

短期給付の額の算定並びに短期給付等に係る掛金及び負担金の徴収に関する規定を適用する際の等級を43級まで規定する。一元化法により短期給付に特化した規定となったことから、一元化後国共済法52条の2においては第43級まで適用していたが、今回の改正後においては、退職等年金給付は、長期給付の一種であることから、従前の長期給付と同様に、30級までを適用することとし、これを第1項で規定しており、第2項で第31級～第43級までを規定することとする。

【第3項】

短期給付の額の算定並びに短期給付等に係る掛金及び負担金の徴収に関しては、健康保険法の規定により、標準報酬の等級区分の上限改定(引上げ)が行われた場合は、これらの規定による最高等級を上限として必要な等級区分を政令で定めることができることとするものである。(一元化改正前共済法附則第6条の2第1項と同趣旨の規定)

(用例)

「の上に更に～を加える」

○健康保険法(大正11年法律第70号)

(標準報酬月額)

第四十条 (略)

2 毎年三月三十一日における標準報酬月額等級の最高等級に該当する被保険者数の被保険者総数に占める割合が百分の一・五を超える場合において、その状態が継続すると認められるときは、その年の九月一日から、政令で、当該最高等級の上に更に等級を加える標準報酬月額の等級区分の改定を行うことができる。(以下略)

3 (略)

【第4項】

退職等年金給付に係る掛金の徴収に関しては、厚生年金保険法の規定により、標準報酬の等級区分の上限改定(引上げ)が行われた場合は、これらの規定による最高等級を上限として必要な等級区分を政令で定めることができることとするものである(一元化法による改正前附則第6条の3第1項と同趣旨の規定)。

なお、厚生年金保険法給付は、厚生年金保険法第二十条が適用になる。

(参考)

○一元化前国共済法

附 則

(長期給付に係る標準報酬の区分の特例)

第六条の三 第四十二条第一項の規定による標準報酬の区分については、厚生年金保険法第二十条第二項の規定による標準報酬月額等の等級区分の改定措置その他の事情を勘案して、政令で定めるところにより、第四十二条第一項の規定による標準報酬の等級の最高等級の上に更に等級を加える改定を行うことができる。ただし、当該改定後の標準報酬の等級のうちの最高等級の標準報酬の月額は、同法第二十条の規定による標準報酬月額等級のうちの最高等級の標準報酬月額を超えてはならない。

○一元化後厚年法

第二十条 標準報酬月額は、被保険者の報酬月額に基づき、次の等級区分(次項の規定により等級区分の改定が行われたときは、改定後の等級区分)によつて定める。

標準報酬月額等級	標準報酬月額	報酬月額
第一級	九八、〇〇〇円	一〇一、〇〇〇円未満
(略)	(略)	(略)
第三十級	六二〇、〇〇〇円	六〇五、〇〇〇円以上

【第5項】～【第16項】

一元化後国共済法第52条の第3項から第14項までを移動し、条ズレの修正を行う。

【第5項】

4月、5月、6月に受けた報酬総額の3分の1の額を報酬月額として標準報酬を決定する。
これを定時決定という。

【第6項】

前項の標準報酬は9月1日から翌年8月31日まで適用する

【第7項】

6月1日から7月1日までの間に組合員の資格を取得した者については、定時決定の算定となる月(6月)の報酬支払の基礎となる日数が短く、定時決定が困難であるため、定時決定を行わない。

【第8項】

組合員の資格を取得を取得した際には、取得した日の現在の報酬の額により決定する。

(用例)

「週その他月以外の一定期間」

○一元化法による改正前の国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第二百二十八号)

(標準報酬)

第四十二条 (略)

2～4 (略)

5 組合は、組合員の資格を取得した者があるときは、その資格を取得した日の現在の報酬の額により標準報酬を定める。この場合において、週その他月以外の一定期間により支給される報酬については、政令で定めるところにより算定した金額をもつて報酬月額とする。

6～11 (略)

【第9項】

前項の標準報酬は資格を取得した日から8月31日まで適用する。

【第10項】

報酬の額が一定の水準を超えて著しく高低が生じたときに標準報酬を改定する。

(用例)

「に比べて著しく」

○船員職業安定法(昭和23年法律第130号)

(申込みの受理)

第十五条 地方運輸局長は、いかなる求人又は求職の申込みについてもこれを受理しなければならない。ただし、求人若しくは求職の申込みの内容が法令に違反するとき、求人の申込みの内容である賃金、労働時間その他の労働条件が通常の労働条件に比べて著しく不相当であると認めるとき、又は求人者が次条第一項の規定による労働条件の明示をしないときは、その申込みを受理しないことができる。

2 (略)

【第11項】

前項の標準報酬はその年の8月31日まで適用する。

【第12項】

育児休業等を終了した組合員について、育児休業終了日の翌日に属する月以後3月間に受けた報酬を3で除して得た額に改定する

【第13項】

前項の標準報酬は育児休業等終了日の翌日からその年の8月31日まで適用する。

【第14項】

産前産後休業を終了した組合員について、産前産後休業日の翌日に属する月以後3月間に受けた報酬を3で除して得た額に改定する

【第15項】

前項の標準報酬は産前産後休業等終了日の翌日からその年の8月31日まで適用する。

【第16項】

標準報酬の基礎なる報酬月額を、前項までの方法で行うことが困難であるとき、著しく不当であるときは、組合の代表者が適当と定めて算定する額を報酬月額とする。

(用例)

「するとすれば著しく不当」

○一元化前国共済法
(標準報酬)

第四十二条 (略)

2～10 (略)

- 11 組合員の報酬月額が第二項、第五項若しくは第九項の規定によつて算定することが困難であるとき、又は第二項、第五項、第七項若しくは第九項の規定によつて算定するとすれば著しく不当であるときは、これらの規定にかかわらず、同様の職務に従事する職員の報酬月額その他の事情を考慮して組合の代表者が適当と認めて算定する額をこれらの規定による当該組合員の報酬月額とする。

第41条(標準期末手当等の額の決定)

- 一元化前国共済法第42条の2と同趣旨の規定を設ける。(一元化後国共済法第52条の3からの移動)

給付額及び掛金額算定の基礎となる標準期末手当等の額の決定の方法等を規定する。

【第1項】

一元化前では、長期給付における期末手当等の額に係る標準期末手当等の額の1回当たりの上限を150万円と規定を設けていたが(一元化前国共済法第42条の2)、一元化により長期給付は厚生年金保険法が適用となるため、短期給付等に特化した規定となり、短期給付等を適用する際の一元化前国共済法附則第6条の2第2項及び国共済施行令附則第5条第2項に規定していた上限について累計額540万円を規定し、第52条の3に移動した。

今回、退職等年金給付を新設したことから、長期給付に適用する標準報酬を規定する一元化前国共済法第42条の2の規定を復活することとする。

(参考)

- 一元化前国共済法

(標準期末手当等の額の決定)

第四十二条の二 組合は、組合員が期末手当等を受けた月において、その月に当該組合員が受けた期末手当等の額に基づき、これに千円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てて、その月における標準期末手当等の額を決定する。この場合において、当該標準期末手当等の額が百五十万円を超えるときは、これを百五十万円とする。

- 2 前条第十一項の規定は、標準期末手当等の額の算定について準用する。

附 則

(短期給付等に係る標準報酬の区分等の特例)

第六条の二 (略)

- 2 前項の規定による標準報酬の区分の改定が行われた場合においては、第四十二条第一項中「区分」とあるのは「区分(附則第六条の二第一項の規定により標準報酬の区分の改定が行われたときは、改定後の区分)」と、第四十二条の二第一項後段中「当該標準期末手当等の額が百五十万円を超えるときは、これを百五十万円とする」とあるのは「当該組合員が受けた期末手当等によりその年度における標準期末手当等の額の累計額が政令で定める金額を超えることとなる場合には、当該累計額が当該政令で定める金額となるようその月の標準期末手当等の額を決定し、その年度においてその月の翌月以降に受ける期末手当等の標準期末手当等の額は零とする」とする。

- 3 (略)

- 一元化後国共済法

(標準期末手当等の額の決定)

第五十二条の三 組合は、組合員が期末手当等を受けた月において、その月に当該組合員が受けた期末手当等の額に基づき、これに千円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てて、その月における標準期末手当等の額を決定する。この場合において、当該組合員が受けた期末手当等によりその年度における標準期末手当等の額の累計額が五百四十万円(前条第二項の規定による標準報酬の月額区分の改定が行われたときは、政令で定める額。以下この項において同じ

。)を超えることとなる場合には、当該累計額が五百四十万円となるようその月の標準期末手当等の額を決定し、その年度においてその月の翌月以降に受ける期末手当等の標準期末手当等の額は零とする。

2 前条第十四項の規定は、標準期末手当等の額の算定について準用する。

○国家公務員共済組合法施行令

附 則

第五条 (略)

2 法附則第六条の二第二項の規定により読み替えて適用する法第四十二条の二第一項に規定する政令で定める金額は、五百四十万円とする。

【第2項】

短期給付等に係る標準期末手当等の額に適用する規定として、一元化後国共済法第52条の3から異動することとする。

【第3項】

退職等年金給付に係る標準期末手当等は、厚生年金保険法の規定により、標準期末手当等の上限改定(引上げ)が行われた場合は、政令で定める金額に引上げる。(「一元化前国共済法附則第6条の3第2項と同趣旨)

(参考)

○一元化前国共済法

附 則

(長期給付に係る標準報酬の区分の特例)

第六条の三

2 前項の規定による標準報酬の区分の改定が行われた場合においては、第四十二条第一項中「区分」とあるのは「区分(附則第六条の三第一項の規定により標準報酬の区分の改定が行われたときは、改定後の区分)」と、第四十二条の二第一項後段中「百五十万円を」とあるのは「百五十万円(附則第六条の三第一項の規定により標準報酬の区分の改定が行われたときは、政令で定める金額。以下この項において同じ。)を」とする。

【第4項】

規定している算定方法での標準報酬の算定が困難であるとき、又は標準報酬の算定が著しく不当であるときは、組合の代表者が適当と定める方法で標準期末手当等の額を決定することとする。

第42条(遺族の順位)

- 一元化前国共済法第43条と同趣旨の規定を設ける。(一元化後国共済法第70条第2項及び第3項からの移動)

一元化により長期給付(厚生年金保険給付)については厚生年金保険法が適用されることとなり、遺族の順位に関する規定(一元化改正前共済法第43条)は短期給付にのみ適用される規定となったため、受給者が遺族に限定される弔慰金及び家族弔慰金(一元化後国共済法第70条)の条に規定することとした。

今回の改正により、退職等年金給付が新設され、遺族の順位を定める必要が生じることから、この条を給付の通則に規定することとする。

【第1項・第2項】

この法律による給付を受けるべき遺族の順位を定めており、具体的には、①配偶者及び子、②父母、③孫、④祖父母の順序とすることとしている。

したがって、この法律による給付は、第一順位者である配偶者及び子(遺族としての要件を備えている者に限る。)がある場合には、第二順位以下の父母等には支給されず、配偶者及び子のみには支給される。第一順位者の配偶者及び子がいない場合に、初めて第二順位者である父母に支給され、父母がない場合に孫にというように、先順位者がいない場合に次順位者に支給されることとする。

また、父母については養父母、実父母の順、祖父母については養父母の養父母、養父母の実父母、実父母の養父母、実父母の実父母の順とする。これは、確定拠出年金法及び国家公務員退職手当法にも同様の規定がある。

(用例)

「養父母」「実父母」

○恩給法(大正12年法律第48号)

第七十三条(略)

2 父母ニ付テハ養父母ヲ先ニシ実父母ヲ後ニス祖父母ニ付テハ養父母ノ父母ヲ先ニシ実父母ノ父母ヲ後ニシ父母ノ養父母ヲ先ニシ実父母ヲ後ニス

3 (略)

【第3項】

転給を行わないこととする。一元化前国共済法では先順位の遺族が失権したときは、次順位の遺族に支給の権利が移る仕組み(転給)となっていたが、一元化後に公務員にも適用される厚年法では、先順位の者が遺族になったときは、次順位者は遺族にならないものとしている。退職等年金給付についても2階部分(厚生年金保険給付)と同様に転給は行わないこととし、厚年法の規定を参考にこの項の規定を追加する。

(参考)

○厚生年金保険法

(遺族)

第五十九条 (略)

- 2 前項の規定にかかわらず、父母は、配偶者又は子が、孫は、配偶者、子又は父母が、祖父母は、配偶者、子、父母又は孫が遺族厚生年金の受給権を取得したときは、それぞれ遺族厚生年金を受けることができる遺族としない。

【第4項】

第4項は、例えば、配偶者が遺族の要件を備えず、子もいないため、公務遺族年金が父母に支給されていたような場合に、後になって組合員の死亡当時胎児であった子が生まれたときは、その生まれた日から将来に向かって、その子を父母よりも先順位者として取り扱う旨規定しているものである。

したがって、この場合、その生まれた日の属する月の翌月から公務遺族年金はその子に支給されることになる。

(参考)

○一元化前国共済法

(遺族の順位)

第四十三条 給付を受けるべき遺族の順位は、次の各号の順序とする。

- 一 配偶者及び子
- 二 父母
- 三 孫
- 四 祖父母

2 前項の場合において、父母については養父母、実父母の順とし、祖父母については養父母の養父母、養父母の実父母、実父母の養父母、実父母の実父母の順とする。

3 先順位者となることができる者が後順位者より後に生じ、又は同順位者となることができる者がその他の同順位者である者より後に生じたときは、その先順位者又は同順位者となることができる者については、前二項の規定は、その生じた日から適用する。

○一元化後国共済法

(弔慰金及び家族弔慰金)

第七十条 (略)

2 前項の規定により弔慰金の支給を受けるべき遺族の順位は、次の順序とする。

- 一 配偶者及び子
- 二 父母
- 三 孫
- 四 祖父母

3 前項の場合において、父母については養父母、実父母の順とし、祖父母については養父母の養父母、養父母の実父母、実父母の養父母、実父母の実父母の順とする。

4 第一項の規定により弔慰金の支給を受けるべき同順位者が二人以上あるときは、その弔慰金は、その人数によつて等分して支給する。

○確定拠出年金法(平成13年法律第88号)

(遺族の範囲及び順位)

第四十一条 (略)

2 前項本文の場合において、死亡一時金を受けることができる遺族の順位は、同項各号の順位により、同項第二号及び第四号に掲げる者のうちあっては同号に掲げる順位による。この場

合において、父母については養父母、実父母の順とし、祖父母については養父母の養父母、養父母の実父母、実父母の養父母、実父母の実父母の順とする

○国家公務員退職手当法（昭和 28 年法律第 182 号）
（遺族の範囲及び順位）

第二条の二 （略）

2 この法律の規定による退職手当を受けるべき遺族の順位は、前項各号の順位により、同項第二号及び第四号に掲げる者のうちにあつては、当該各号に掲げる順位による。この場合において、父母については、養父母を先にし実父母を後にし、祖父母については、養父母の父母を先にし実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし父母の実父母を後にする。

第43条(同順位者が2人以上ある場合の給付)

- 一元化前国共済法第44条と同趣旨の規定を設ける。(一元化後国共済法第70条第4項からの移動)

一元化法により長期給付(厚生年金保険給付)について厚生年金保険法が適用されることとなり、同順位者が2人以上ある場合の給付の規定は短期給付にのみ適用される規定となったため、受給権者が遺族に限定される弔慰金及び家族弔慰金(一元化後国共済法第70条第4項)の条に規定することとされた。

今回、退職等年金給付を新設したことから、短期給付に特化した規定であったものを退職等年金給付を含めて、「給付」として規定する。

【1項建て】

給付を受けるべき遺族に2人以上の同順位者がある場合には、その同順位者の人数によって給付を等分して支給することを規定する。

遺族に支給される給付は、第42条の規定により、遺族の中で最も順位が先である者に支給され、先順位者がある場合には、次順位者以下には支給されないが、その最も順位が先である者が2人以上ある場合には、給付はその人数によって等分して支給される。

例えば、遺族の要件を備えた子が3人ある場合には、公務遺族年金は3人の子に3分の1ずつ支給され、また、そのうち1人が18歳以上となり遺族の要件を欠くに至ったときは、その翌月分から残りの2人に2分の1ずつ支給されることとなる。

(参考)

- 一元化前国共済法

(同順位者が二人以上ある場合の給付)

第四十四条 前条の規定により給付を受けるべき遺族に同順位者が二人以上あるときは、その給付は、その人数によつて等分して支給する。

- 一元化後国共済法

第七十条

4 第一項の規定により弔慰金の支給を受けるべき同順位者が二人以上あるときは、その弔慰金は、その人数によつて等分して支給する。

第44条(支払未済の給付の受給者の特例)

- 一元化前国共済法第45条の規定を基に、支払未済の給付の受給者の範囲に関する機能強化法による改正後の厚年法の規定と同内容の規定を設ける。(一元化後国共済法第53条の2からの移動)

支払未済の給付を受けることができる者の範囲については、

- (1) 一元化前の国共済法では、①死亡した受給権者の遺族、②遺族がないときは相続人と、(機能強化法による改正前の)厚年法では、死亡した受給権者と生計を共にしていた配偶者、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹とされており、国共済法の方がその範囲が広がっていた。
- (2) 機能強化法において、厚年法は支払未済の給付を受けることができる者の範囲を、上記の配偶者、子などの者以外の3親等内の親族まで拡大した。
- (3) 今回の退職等年金給付の創設により、国共済法に長期給付に関する規定が追加されることになった。このため、支払未済の給付の規定を一元化前の国共済法第45条の規定に戻すことが考えられるが、機能強化法による改正後の厚年法の支払未済の給付を受けることができる者の範囲と一元化前国共済法第45条における範囲を比較すると、国共済法の相続人には生計を維持する、又は共にする要件がかかっていないため、死亡した受給権者と生計を共にしていない相続人の部分だけ国共済法の範囲が広がっていた。
- (4) 退職等年金給付の支払未済の給付を受けることができる者の範囲は、必ずしも厚年法と一致させる必要があるものではない。

しかし、一元化前国共済法第45条の規定と同じルールを適用しようとするれば、遺族が優先されるために、例えば死亡した受給権者が生計を維持していないが、生計を共にしていた配偶者がいたときは、国共済法ではその配偶者は遺族よりも後の順位になってしまうが、厚年法では第1順位となり、厚生年金と退職等年金給付の支払未済の給付を受ける者が異なってしまうということもある。また、国共済法の範囲が広いと新たな官民較差(優遇措置の温存)との指摘を受けかねず、敢えて厚年法と範囲の違いを維持するだけの実益も認められない。このため、機能強化法による改正後の厚年法とその範囲を一致させることとする。

(参考) 一元化法において、国共済法の支払未済の給付を受けることができる者の範囲を厚年法と同様に、死亡した受給権者と生計を共にしていた配偶者、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹としているが、機能強化法での範囲の拡大は行っていない。これは、一元化後の規定(第53条の2)は短期給付のみに限定した規定であり、その範囲を拡大してもあまり実益はないと考えたためである。

【第1項】

給付の受給権者がその受けることができる給付を受けないで死亡した場合における支払未済の給付の受給者について規定する。

支払未済の給付は、受給権者が支給を受けることができた給付のことであり、給付の決定があつて、まだその支払いが行われなかった場合に行われるの給付のことである。例えば、終身退職年金を受けていた者が死亡した場合のその者の死亡した月分までの未支給額などである。

規定振りについては、一元化前国共済法第45条、一元化後国共済法第53条の2の規定を基に、機能強化法により厚年法に追加された3親等の親族を追加する形で整理する。

【第2項】

厚年法第37条第2項は、被保険者A(先妻との間に生計を維持している子Cあり)が死亡したために遺族厚生年金が支給されていた再婚後の妻Bが死亡した場合に、妻Bが子Cと養子縁組を行っていないときは、遺族厚生年金は子Cの支給停止が解除されて、子Cに支給が行われることとなるが、支払未済の給付は子Cが同条第1項の「子」に該当しないためにこれを受けることはできない。これを救済する目的で、このような子Cは第1項の「子」とみなすこととする措置が講じられている。

一元化前国共済法第45条ではこのような子Cは「遺族」に該当するため支払未済の給付を受けることができたが、第1項を「生計を共にする者」という整理をするとこのような子Cは読めなくなるため、厚年法第37条第2項の規定に倣い、同様の規定を設けることとする。

なお、厚年法第37条第3項は、受給権者が死亡前にまだ保険給付の裁定請求をしていないために裁定が行われていない場合も、支払未済の保険給付を受けることができる者はこれを請求できることを規定している。

このような未決定又は未請求の給付については、一元化前国共済法第45条第1項に規定されている「支給を受けることができた給付」に含むものと従来から整理されており、今回の改正でもこの規定振りを用いていることから、厚年法第37条第3項のような規定は設ける必要はない。

【第3項】

支払未済の給付を受ける者の順位は、一元化前国共済法第45条第1項では遺族の順位に準ずることとされていたところ。厚年法も同様の取扱いとなっていたが、今回の機能強化法による改正で3親等の親族を含めることとなり、順位は政令で定めることとされた。

支払未済の給付を受ける者の範囲を厚年法に合わせることにしたことを踏まえ、その順位も合わせることが適当であること、3親等の親族の順位は厚年法の政令を確認しないと判断できないことから、同様に政令でその順位を定めることとする。

【第4項】

支払未済の給付を受けるべき同順位者が2人以上のときは、その全額を一人に支給することができることとする。(一元化前国共済法第45条第2項に規定する内容と変更なし)

(参考)

○一元化前国共済法

(支払未済の給付の受給者の特例)

第四十五条 受給権者が死亡した場合において、その者が支給を受けることができた給付でその

支払を受けなかつたものがあるときは、前二条の規定に準じて、これをその者の遺族（弔慰金又は遺族共済年金については、これらの給付に係る組合員であつた者の他の遺族）に支給し、支給すべき遺族がないときは、当該死亡した者の相続人に支給する。

- 2 前項の規定による給付を受けるべき同順位者が二人以上あるときは、その全額をその一人に支給することができるものとし、この場合において、その一人にした支給は、全員に対してしたものとみなす。

○一元化後国共済法

（支払未済の短期給付の受給者の特例）

第五十三条の二 短期給付を受ける権利を有する者が死亡した場合において、その死亡した者に支給すべき短期給付でまだその者に支給しなかつたものがあるときは、その者の配偶者、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹であつて、その者の死亡の当時その者と生計を同じくしていたものに、その支払未済の短期給付を支給する。

- 2 前項の規定により支払未済の短期給付を受けるべき者の順位は、同項に規定する順序による。
- 3 第一項の規定により支払未済の短期給付を受けるべき同順位者が二人以上あるときは、その短期給付は、その人数によつて等分して支給する。この場合において、その短期給付の全額をその一人に支給することができるものとし、その一人にした支給は、全員に対してしたものとみなす。

○機能強化法による改正後の厚年法

（未支給の保険給付）

第三十七条 保険給付の受給権者が死亡した場合において、その死亡した者に支給すべき保険給付でまだその者に支給しなかつたものがあるときは、その者の配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹又はこれらの者以外の三親等内の親族であつて、その者の死亡の当時その者と生計を同じくしていたものは、自己の名で、その未支給の保険給付の支給を請求することができる。

- 2 前項の場合において、死亡した者が遺族厚生年金の受給権者である妻であつたときは、その者の死亡の当時その者と生計を同じくしていた被保険者又は被保険者であつた者の子であつて、その者の死亡によつて遺族厚生年金の支給の停止が解除されたものは、同項に規定する子とみなす。
- 3 第一項の場合において、死亡した受給権者が死亡前にその保険給付を請求していなかつたときは、同項に規定する者は、自己の名で、その保険給付を請求することができる。
- 4 未支給の保険給付を受けるべき者の順位は、政令で定める。
- 5 未支給の保険給付を受けるべき同順位者が二人以上あるときは、その一人のした請求は、全員のためその全額につきしたものとみなし、その一人に対してした支給は、全員に対してしたものとみなす。

○機能強化法による改正前の厚年法

（未支給の保険給付）

第三十七条 保険給付の受給権者が死亡した場合において、その死亡した者に支給すべき保険給付でまだその者に支給しなかつたものがあるときは、その者の配偶者、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹であつて、その者の死亡の当時その者と生計を同じくしていたものは、自己の名で、その未支給の保険給付の支給を請求することができる。

- 2・3 （略…改正なし）
- 4 未支給の保険給付を受けるべき者の順位は、第一項に規定する順序による。
- 5 （略…改正なし）

第45条(給付金からの控除)

- 一元化前国共済法第46条と同趣旨の規定を設ける。(一元化後国共済法第46条からの移動)

【第1項】

組合員が報酬その他の給与の全部又は一部の支給を受けないため、掛金を直接組合に払い込まなければならない場合において、所定の期日までに払込みがなされなかったときは、組合は、現に組合員である者に支給すべき給付金から未納の掛金を差し引くことができる旨を定めている。

【第2項】

組合員がその資格を失った場合において、組合員であった者が組合に対して支払うべき金額(未納掛金、貸付事業における未弁済貸付金など)があり、その者又はその親族(第44条第1項に規定する親族の他、第44条第2項に規定する子も含む。)に支給すべき給付金がある場合には、その給付金からその債務に相当する金額を控除する旨を定めている。

(参考)

○一元化後国共済法

(給付金からの控除)

第四十六条 組合員が第百一条第三項の規定により掛金に相当する金額を組合に払い込むべき場合において、その者に支給すべき給付金(家族埋葬料に係る給付金を除く。)があり、かつ、その者が同項の規定により払い込まなかった金額があるときは、当該給付金からこれを控除することができる。

- 2 組合員が組合員の資格を喪失した場合において、その者又はその遺族若しくは相続人に支給すべき給付金(埋葬料及び家族埋葬料に係る給付金を除く。)があり、かつ、その者が組合に対して支払うべき金額があるときは、当該給付金からこれを控除する。

○一元化前国共済法

(給付金からの控除)

第四十六条 組合員が第百一条第三項の規定により第百条第一項に規定する掛金等に相当する金額を組合に払い込むべき場合において、その者に支給すべき給付金(家族埋葬料に係る給付金を除く。)があり、かつ、その者が第百一条第三項の規定により払い込まなかった金額があるときは、当該給付金からこれを控除することができる。

- 2 (略)

第46条(不正受給者からの費用の徴収等)

- 一元化前国共済法第47条と同趣旨の規定を設ける。(一元化後国共済法第53条の3からの移動)

一元化法により長期給付(厚生年金保険給付)について厚生年金保険法が適用されることとなり、不正受給者からの費用の徴収等の規定は短期給付にのみ適用される規定となった。

今回、退職等年金給付を新設したことから、短期給付に特化した規定であったものを退職等年金給付を含めて、「給付」として規定する。

【第1項】

被扶養者についての虚偽の申告、組合員証の不正使用、戸籍抄本の改竄等の偽りその他不正行為によって給付を受けた者から、組合は、その給付に要した費用を徴収できる旨を定める。

また、「全部又は一部を徴収することができる」とは、情状によりその一部だけを徴収してもよいという意味ではなく、不正行為によって受けた分が給付の一部であることが考えられるので、全部又は一部としたのであって、不正行為によって給付に要した費用に相当する金額は全てという趣旨である。

【第2項】

保険医療機関において診療に従事する保険医又は健康保険法第88条第1項に規定する主治の医師が組合に提出されるべき診断書に虚偽の記載をしたため、不正受給がなされたものであるときは、その保険医又は主治の医師も連帯して責任を負わせることができることを規定する。

保険医療機関において診療に従事する保険医等についてだけ特にこのような取扱いがなされているのは、保険診療の担当者として特別の責任と義務が課されていることによるものである。

【第3項】

保険医療機関等が不正の行為によって診療報酬の支払を受けたときは、組合は保険医療機関等に対してその額を返還させるほか、その額の4割を納付させることができる旨を定めている。これは、保険医療機関等の不正請求に対処するものである。

一元化後において、後の「指定訪問看護事業者」を「当該指定訪問看護事業者」に改正したのは、前の指定訪問看護事業者が後の指定訪問看護者であることを明確にするため、「当該」を追加した。

(参考)

- 厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)

(保険医又は保険薬剤師の登録の取消し)

第八十一条 厚生労働大臣は、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該保険医又は保険薬剤師に係る第六十四条の登録を取り消すことができる。

○一元化前国共済法

(不正受給者からの費用の徴収等)

第四十七条 偽りその他不正の行為により組合から給付を受けた者がある場合には、組合は、その者から、その給付に要した費用に相当する金額（その給付が療養の給付であるときは、第五十五条第二項又は第三項の規定により支払った一部負担金（第五十五条の二第一項第一号の措置が採られるときは、当該減額された一部負担金）に相当する額を控除した金額）の全部又は一部を徴収することができる。

- 2 前項の場合において、第五十五条第一項第三号に掲げる保険医療機関において診療に従事する保険医（第五十八条第一項に規定する保険医をいう。）又は健康保険法（大正十一年法律第七十号）第八十八条第一項に規定する主治の医師が組合に提出されるべき診断書に虚偽の記載をしたため、その給付が行われたものであるときは、組合は、その保険医又は主治の医師に対し、給付を受けた者と連帯して前項の規定により徴収すべき金額を納付させることができる。
- 3 組合は、第五十五条第一項第三号に掲げる保険医療機関若しくは保険薬局又は第五十六条の二第一項に規定する指定訪問看護事業者が偽りその他不正の行為により組合員又は被扶養者の療養に関する費用の支払を受けたときは、当該保険医療機関若しくは保険薬局又は指定訪問看護事業者に対し、その支払った額につき返還させるほか、その返還させる額に百分の四十を乗じて得た額を納付させることができる。

○一元化後国共済法

(不正受給者からの費用の徴収等)

第五十三条の三 偽りその他不正の行為により組合から短期給付を受けた者がある場合には、組合は、その者から、その短期給付に要した費用に相当する金額（その短期給付が療養の給付であるときは、第五十五条第二項又は第三項の規定により支払った一部負担金（第五十五条の二第一項第一号の措置が採られるときは、当該減額された一部負担金）に相当する額を控除した金額）の全部又は一部を徴収することができる。

- 2 前項の場合において、第五十五条第一項第三号に掲げる保険医療機関において診療に従事する保険医（第五十八条第一項に規定する保険医をいう。）又は健康保険法第八十八条第一項に規定する主治の医師が組合に提出されるべき診断書に虚偽の記載をしたため、その短期給付が行われたものであるときは、組合は、その保険医又は主治の医師に対し、短期給付を受けた者と連帯して前項の規定により徴収すべき金額を納付させることができる。
- 3 組合は、第五十五条第一項第三号に掲げる保険医療機関若しくは保険薬局又は第五十六条の二第一項に規定する指定訪問看護事業者が偽りその他不正の行為により組合員又は被扶養者の療養に関する費用の支払を受けたときは、当該保険医療機関若しくは保険薬局又は当該指定訪問看護事業者に対し、その支払った額につき返還させるほか、その返還させる額に百分の四十を乗じて得た額を納付させることができる。

第47条(損害賠償の請求権)

- 一元化前国共済法第48条と同趣旨の規定を設ける。(一元化後国共済法第53条の4からの移動)

一元化法により長期給付(厚生年金保険給付)について厚生年金保険法が適用されることとなり、損害賠償の請求権の規定は短期給付にのみ適用される規定となった。

今回、退職等年金給付を新設したことから、短期給付に特化した規定であったものを退職等年金給付を含めて、「給付」として規定する。

【第1項】

第三者の行為によって給付事由が生じた場合には、その保険事故に対し行った給付の価格の限度で、当該受給権者がその第三者に対して有する損害賠償の請求権を組合が取得し行使すべきことを規定する。

なお、この項の規定により組合が取得する損害賠償の請求権は、当該第三者の行為によって生じた損害のうち、組合が行った給付によって填補された部分についての請求権である。

【第2項】

受給権者が同一の事由によって、既に第三者から損害賠償を受けたときは、受給権者が二重利得することを防ぐことが必要であるので、組合は、その価額の限度で、受給権者に対し給付すべき給付を行わないことを規定する。

第2項で「(同項の給付事由が組合員の被扶養者について生じた場合には、当該被扶養者を含む。)」を規定しているのは、一元化後は、第53条の4第1項で「短期給付を受ける権利を有する者」として定義づけし、「次項において同じ」と規定し、同条第2項にも効かせていたが、今回、第39条で「受給権者」を定義を置いたため、「次項において同じ」が規定することができなくなったためである。

(参考)

○一元化前国共済法

(損害賠償の請求権)

第四十八条 組合は、給付事由(第七十条又は第七十一条の規定による給付に係るものを除く。

)が第三者の行為によつて生じた場合には、当該給付事由に対して行つた給付の価額の限度で、受給権者(当該給付事由が組合員の被扶養者について生じた場合には、当該被扶養者を含む。

)が第三者に対して有する損害賠償の請求権を取得する。

- 2 前項の場合において、受給権者(同項の給付事由が組合員の被扶養者について生じた場合には、当該被扶養者を含む。)が第三者から同一の事由について損害賠償を受けたときは、組合は、その価額の限度で、給付をしないことができる。

○一元化後国共済法

(損害賠償の請求権)

第五十三条の四 組合は、給付事由(第七十条第一項又は第七十一条の規定による短期給付に係るものを除く。)が第三者の行為によつて生じた場合には、当該給付事由に対して行つた短期給付の価額の限度で、短期給付を受ける権利を有する者(当該給付事由が組合員の被扶養者に

ついて生じた場合には、当該被扶養者を含む。次項において同じ。)が第三者に対して有する損害賠償の請求権を取得する。

- 3 前項の場合において、短期給付を受ける権利を有する者が第三者から同一の事由について損害賠償を受けたときは、組合は、その価額の限度で、短期給付をしないことができる。

第48条(給付を受ける権利の保護)

- 一元化前国共済法第49条と同趣旨の規定を設ける。(一元化後国共済法第53条の5からの移動)

一元化法により長期給付(厚生年金保険給付)について厚生年金保険法が適用されることとなり、給付を受ける権利の保護規定は短期給付にのみ適用される規定となった。今回の改正により、退職等年金給付を新設することから、短期給付及び退職等年金給付について適用する規定とする。

併せて、新設する退職等年金給付が企業年金並びの3階部分の年金であることから、差押禁止の例外の範囲等について、所要の見直しを行う。

(改正の内容)

本法による給付を受ける権利を実質的に保護して受給権者の生活保障を確保し、本法の共済制度の実効を期するために給付を受ける権利の保護を規定する。

具体的には、給付を受ける権利について、譲り渡しの禁止、担保に供することの禁止、差押えの禁止を規定する。

(1)譲り渡しの禁止

退職等年金給付の給付を受ける権利を譲り渡すことは、国家公務員が退職後に生活を維持していくための退職給付としての目的が達成できなくなるため、これを禁止する。

なお、厚生年金保険法等に基づく他の年金給付においても、同様に、給付を受ける権利の譲り渡しを禁止している。

(2)担保に供することの禁止

退職等年金給付の給付を受ける権利を担保に供することは、担保が実行された場合、国家公務員が退職後に生活を維持していくための退職給付としての目的が達成できなくなるため、これを禁止する。

なお、厚生年金保険法等に基づく他の年金給付においても、同様に、給付を受ける権利を担保に供することを禁止している。

(担保に供することの禁止に例外を設けることについて)

年金については、原則、担保することを禁止しているが、日本政策金融公庫が恩給及び共済年金を担保として貸し付ける制度として「恩給・共済年金担保貸付制度」があり、一元化前国共済法においては、共済年金を日本政策金融公庫に担保として供することを例外として認めていた。

また、厚生年金については、「恩給・共済年金担保貸付制度」に相当する制度として、独立行政法人福祉・医療機構が行う「年金担保貸付制度」があり、厚生年金保険法において担保に供することの禁止の例外が規定されている。

退職等年金給付については、次の理由により、担保に供することの禁止に例外を設けない。

- ① 年金担保貸付制度が対象とするのは、2階部分の厚生年金のみであり、3階部分の確定給付企業年金法による年金及び確定拠出年金法による年金は対象となっておらず、3階部分の年金として民間の企業年金と同様の取扱いとする。
- ② 年金担保貸付制度が、平成22年に行われた事業仕分けにより、廃止を含めた見直しの対象となっており、類似する制度である恩給・共済年金担保貸付制度の対象を拡大することに理解が得られにくい。

(3) 差押えの禁止

退職等年金給付の給付を受ける権利の差押えを認めることは、国家公務員が退職後に生活を維持していくための退職給付としての目的が達成できなくなるため、これを禁止する。

なお、厚生年金保険法等に基づく他の年金給付においても、同様に、給付を受ける権利を差し押さえることを禁止している。

(差押えの禁止の例外について)

年金については、原則、差押えを禁止しているが、課税の対象となるものについては、納税の適正な執行の観点から、国税滞納処分による差押えを認めている。(課税の可否の整理については第49条(公課の禁止)の説明を参照。)

退職等年金給付のうち退職年金及び公務遺族年金については、他の3階部分の年金である確定給付企業年金法及び確定拠出年金法に基づく年金と同様の取扱いとすることとし、差押え禁止規定の例外を設け、差押えを可能とする。

公務障害年金については、現行と同じく差押え禁止の対象とする。

なお、短期給付は医療保健制度による給付として差押えを禁止しているが、組合員が被扶養者の病気に伴い欠勤した場合等に支給される休業手当金は所得保障のための給付であるため、一元化前から差押えの禁止の対象から除外しており、引き続き、差押えの禁止の例外とする。

退職等年金給付等に係る差押えの例外(差押えの可否)及び担保禁止の例外(年金担保融資)の整理

	退職	障害	遺族	担保融資
退職等年金給付	可能	不可	可能	対象外
未裁定旧3階	可能	不可	可能	対象
既裁定旧3階	可能	不可	不可	対象
(参考)現行国共済法	可能	不可	不可	対象

(1) 1・2階部分の年金

法律名	老齢	障害	遺族
国民年金法	可能	不可	不可
厚生年金保険法	可能	不可	不可

(2)3階部分の年金

法律名	老齢	障害	遺族
確定給付型企业年金法	可能	不可	可能
確定拠出年金法	可能	不可	可能

(3)2・3階部分の年金

法律名	老齢・退職	障害	遺族
地方公務員等共済組合法	可能	不可	不可
私立学校教職員共済法	可能	不可	不可
厚生年金保険法(厚生年金基金に限る))	可能	不可	不可
独立行政法人農業者年金基金法	可能	不可	不可

(参考)

○国民年金法(昭和34年法律第141号)

(受給権の保護)

第二十四条 給付を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押えることができない。ただし、年金給付を受ける権利を別に法律で定めるところにより担保に供する場合及び老齢基礎年金又は付加年金を受ける権利を国税滞納処分(その例による処分を含む。)により差し押える場合は、この限りでない。

○厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)(厚生年金基金を除く)

(受給権の保護及び公課の禁止)

第四十一条 保険給付を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押えることができない。ただし、年金たる保険給付を受ける権利を別に法律で定めるところにより担保に供する場合及び老齢厚生年金を受ける権利を国税滞納処分(その例による処分を含む。)により差し押える場合は、この限りでない。

2 租税その他の公課は、保険給付として支給を受けた金銭を標準として、課することができない。ただし、老齢厚生年金については、この限りでない。

○確定給付企業年金法(平成13年法律第50号)

(給付の種類)

第二十九条 事業主(基金を設立して実施する確定給付企業年金(以下「基金型企业年金」という。))を実施する場合にあっては、基金。以下「事業主等」という。)は、次に掲げる給付を行うものとする。

- 一 老齢給付金
- 二 脱退一時金

2 事業主等は、規約で定めるところにより、前項各号に掲げる給付に加え、次に掲げる給付を行うことができる。

- 一 障害給付金
- 二 遺族給付金

(受給権の譲渡等の禁止等)

第三十四条 受給権は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることができない。ただし、老齢給付金、脱退一時金及び遺族給付金を受ける権利を国税滞納処分(その例による処分を含む。)により差し押さえる場合は、この限りでない。

2 租税その他の公課は、障害給付金として支給を受けた金銭を標準として、課することができない。

○確定拠出年金法（平成 13 年法律第 88 号）

（給付の種類）

第二十八条 企業型年金の給付（以下この款及び第四十八条の二において「給付」という。）は、次のとおりとする。

- 一 老齢給付金
- 二 障害給付金
- 三 死亡一時金

（受給権の譲渡等の禁止等）

第三十二条 給付を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることができない。ただし、老齢給付金及び死亡一時金を受ける権利を国税滞納処分（その例による処分を含む。）により差し押さえる場合は、この限りでない。

2 租税その他の公課は、障害給付金として支給を受けた金銭を標準として、課することができない。

○一元化前国共済法

（給付を受ける権利の保護）

第四十九条 この法律に基づく給付を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることができない。ただし、年金である給付を受ける権利を株式会社日本政策金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫に担保に供する場合及び退職共済年金又は休業手当金を受ける権利を国税滞納処分（その例による処分を含む。）により差し押さえる場合は、この限りでない。

○地方公務員等共済組合法（昭和 37 年法律第 152 号）

（給付を受ける権利の保護）

第五十一条 この法律に基づく給付を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることができない。ただし、年金である給付を受ける権利を株式会社日本政策金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫に担保に供する場合及び退職共済年金又は休業手当金を受ける権利を国税滞納処分（その例による処分を含む。）により差し押さえる場合は、この限りでない。

○私立学校教職員共済法（昭和 28 年法律第 245 号）

（国家公務員共済組合法の準用）

第二十五条 この節に規定するもののほか、短期給付及び長期給付については、国家公務員共済組合法第二条（第一項第一号及び第五号から第七号までを除く。）、第四章（第四十一条第二項、第四十二条、第四十二条の二、第四十六条第一項、第五十条から第五十二条まで、第六十八条の二、第六十八条の三、第七十二条、第九十六条及び第九十七条第四項を除く。）、第一百十一条第一項及び第三項、第一百十二条、第一百二十六条の五、附則第十二条、附則第十二条の二の二から第十二条の八の四まで、附則第十二条の十、附則第十二条の十の二、附則第十二条の十一、附則第十二条の十二第一項（第二号を除く。）及び第二項から第四項まで、附則第十二条の十三、附則第十三条の九から第十三条の九の五まで、附則第十三条の十（第七項を除く。）、附則別表第一、附則別表第二、別表第一並びに別表第二の規定を準用する。この場合において、これらの規定（同法第二条第一項第二号（イ、ロ及びハ以外の部分に限る。）、第四十一条第一項、第五十五条第一項第一号及び第二号、第五十九条第三項第二号、第六十一条第二項、第六十四条、第六十六条第三項、第六十七条第二項、第七十六条第一項（各号列記以外の部分に限る。）、第九十七条第一項、第一百二十六条の五第五項第四号、附則第十二条第一項から第五項まで及び第八項、附則第十二条の四の三第四項並びに附則第十二条の六第二項及び

第三項の規定を除く。)中「組合員」とあるのは「加入者」と、「組合」とあり、及び「連合会」とあるのは「事業団」と、「標準報酬」とあるのは「標準給与」と、「財務省令」とあるのは「文部科学省令」と、「公務」とあるのは「職務」と、「組合員期間等」とあるのは「加入者期間等」と、「組合員期間」とあるのは「加入者期間」と、「平均標準報酬額」とあるのは「平均標準給与額」と、「標準期末手当等」とあるのは「標準賞与」と、「従前標準報酬の月額」とあるのは「従前標準給与の月額」と、「公務等傷病」とあるのは「職務等傷病」と、「公務等」とあるのは「職務等」と、「対象期間標準報酬総額」とあるのは「対象期間標準給与総額」と、「標準報酬改定請求」とあるのは、「標準給与改定請求」と、「特定組合員」とあるのは「特定加入者」と、「任意継続組合員」とあるのは「任意継続加入者」と、「特例退職組合員」とあるのは「特例退職加入者」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

表(略)

○厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)(厚生年金基金に限る)

(受給権の保護及び公課の禁止)

第四十一条 保険給付を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押えることができない。ただし、年金たる保険給付を受ける権利を別に法律で定めるところにより担保に供する場合及び老齢厚生年金を受ける権利を国税滞納処分(その例による処分を含む。)により差し押える場合は、この限りでない。

2 租税その他の公課は、保険給付として支給を受けた金銭を標準として、課することができない。ただし、老齢厚生年金については、この限りでない。

(準用規定)

第三百六条 第三十七条、第四十条、第四十条の二及び第四十一条第一項の規定は、基金が支給する年金たる給付及び一時金たる給付について、第三十六条第一項及び第二項並びに第三十九条第二項前段の規定は、基金が支給する年金たる給付について、第四十一条第二項の規定は、死亡又は障害を支給理由とする年金たる給付及び一時金たる給付について準用する。この場合において、第三十七条第一項から第三項まで及び第四十条中「受給権者」とあるのは「受給権を有する者」と、同条中「政府」とあり、及び第四十条の二中「厚生労働大臣」とあるのは「基金」と、第四十一条第一項中「老齢厚生年金」とあるのは「基金が支給する老齢年金給付又は脱退を支給理由とする一時金たる給付」と、それぞれ読み替えるものとする。

(基金の業務)

第三百十条 (略)

2 基金は、政令で定めるところにより、加入員の脱退に関し、一時金たる給付の支給を行うものとする。

3 基金は、政令で定めるところにより、加入員若しくは加入員であつた者の死亡又は障害に関し、年金たる給付又は一時金たる給付の支給を行うことができる。

4～5 (略)

○独立行政法人農業者年金基金法(平成14年法律第127号)

(受給権の保護)

第二十六条 受給権は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることができない。ただし、年金給付に係る受給権については、国税滞納処分(その例による処分を含む。)により差し押さえる場合は、この限りでない。

(給付の種類)

第十八条 農業者年金事業の給付(以下単に「給付」という。)は、次のとおりとする。

- 一 農業者老齢年金
- 二 特例付加年金
- 三 死亡一時金

(用例)

○一元化前国共済法

(他の法令による療養との調整)

第六十条 他の法令の規定により国又は地方公共団体の負担において療養又は療養費の支給を受けたときは、その受けた限度において、療養の給付又は入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、移送費、家族療養費、家族訪問看護療養費、家族移送費若しくは高額療養費の支給は、行わない。

2・3 (略)

※現物給付と現金給付で分けている

(傷病手当金)

第六十六条

6 第三項の傷病手当金(政令で定める要件に該当する者に支給するものに限る。)は、この法律、地方公務員等共済組合法、私立学校教職員共済法、厚生年金保険法(昭和二十九年法律第百十五号)又は国民年金法による退職又は老齢を給付事由とする年金である給付その他の退職又は老齢を給付事由とする年金である給付であつて政令で定めるもの(以下この項及び次項において「退職老齢年金給付」という。)の支給を受けることができるときは、支給しない。ただし、その支給を受けることができる退職老齢年金給付の額(当該退職老齢年金給付が二以上あるときは、当該二以上の退職老齢年金給付の額を合算した額)を基準として財務省令で定めるところにより算定した額が、当該退職老齢年金給付の支給を受けることができないとしたならば支給されることとなる傷病手当金の額より少ないときは、当該傷病手当金の額から当該財務省令で定めるところにより算定した額を控除した額を支給する。

7 組合は、前三項の規定による傷病手当金に関する処分に関し必要があると認めるときは、第四項の障害共済年金若しくは障害基礎年金、第五項の障害一時金又は前項の退職老齢年金給付の支給状況につき、退職老齢年金給付の支払をする者(次項において「年金保険者」という。)に対し、必要な資料の提供を求めることができる。

※障害年金と退職年金で分けている

第49条(公課の禁止)

- 一元化前国共済法第50条と同趣旨の規定を設ける。(一元化後国共済法第53条の6からの移動)

一元化法により長期給付(厚生年金保険給付)について厚生年金保険法が適用されることとなり、公課の禁止の規定は短期給付にのみ適用される規定となった。今回の改正により退職等年金給付を新設することから、短期給付及び退職等年金給付について適用する規定とする。

併せて、新設する退職等年金給付が企業年金並びの3階部分の年金であることから、公課の禁止の範囲について、所要の見直しを行う。

(改正の内容)

1. 年金給付を規定する法律の公課の禁止規定の整理

年金給付を規定する法律の公課の禁止規定は、次のように整理される。

- (1) 1・2階部分の年金については、老齢年金のみ課税、障害及び遺族年金は非課税。
→国民年金法、厚生年金保険法
- (2) 3階部分の年金については、老齢及び遺族年金は課税、障害年金のみ非課税。
→確定給付企業年金法、確定拠出年金法
- (3) 2階部分と3階部分が一体となって給付される年金(法律上3階部分が独立した給付とされていない年金)については、支給額の太宗を占める2階部分の年金の整理に従い、老齢年金のみ課税、障害及び遺族年金は非課税。
→国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法、私立学校教職員共済法、厚生年金保険法(厚生年金基金に限る)、独立行政法人農業者年金基金法等

2. 退職等年金給付の公課の禁止規定の取扱い

改正前の国家公務員共済組合法は、3階部分の職域加算額が独立した給付ではなく、単に加算額であるため、上記(3)に分類されている。

平成27年10月の被用者年金一元化後は、国家公務員共済法における長期給付のうち2階部分については、厚生年金保険法による厚生年金保険給付となる。一方、3階部分については、従来の職域加算額を廃止し、新たに、民間企業の企業年金に相当する退職給付として退職等年金給付を設ける。これにより2階部分と3階部分の区分が異なる法律に基づく異なる給付として明確となるため、退職等年金給付は上記(2)に該当する。したがって、退職等年金給付に係る公課の禁止については、他の3階部分の年金である確定給付企業年金及び確定拠出年金と同様、公務障害年金は非課税、退職年金及び公務遺族年金は課税とする。

なお、公務遺族年金については、課税の対象となることにより、定期金に関する権利として相続により取得したものとみなされ、相続税の課税対象となるが、年金給付そのものは、所得税法第9条第1項第16号の規定により、相続により取得したものとして非課税になる。このため、相続時に相続税を支払うことになる可能性はあるが、支給開始後の各年度における課税関係

は従来と同様に非課税であり、各年度に実際に給付される金額、併給調整等に影響が及ぶことはない。

なお、短期給付は医療保健制度による給付として公課を禁止しているが、被扶養者の病気に伴い欠勤した場合等に支給される休業手当金は所得保障のための給付であるため、一元化前から公課の禁止の対象から除外しており、引き続き、公課の禁止の例外とする。

退職等年金給付等に係る公課の禁止規定の整理

区分	退職	障害	遺族
退職等年金給付	課税	非課税	課税
未裁定旧3階	課税	非課税	課税
既裁定旧3階	課税	非課税	非課税
(参考)現行国共済法	課税	非課税	非課税

(1) 1・2階部分の年金

法律名	老齢	障害	遺族
国民年金法	課税	非課税	非課税
厚生年金保険法	課税	非課税	非課税

(2) 3階部分の年金

法律名	老齢	障害	遺族
確定給付型企业年金法	課税	非課税	課税
確定拠出年金法	課税	非課税	課税

(3) 2・3階部分の年金

法律名	老齢・退職	障害	遺族
地方公務員等共済組合法	課税	非課税	非課税
私立学校教職員共済法	課税	非課税	非課税
厚生年金保険法(厚生年金基金に限る))	課税	非課税	非課税
独立行政法人農業者年金基金法	課税	非課税	非課税

(参考)

○国民年金法(昭和34年法律第141号)

(公課の禁止)

第二十五条 租税その他の公課は、給付として支給を受けた金銭を標準として、課することができない。ただし、老齢基礎年金及び付加年金については、この限りでない。

○厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)(厚生年金基金を除く)

(受給権の保護及び公課の禁止)

第四十一条

2 租税その他の公課は、保険給付として支給を受けた金銭を標準として、課することができない。ただし、老齢厚生年金については、この限りでない。

○確定給付企業年金法（平成 13 年法律第 50 号）

（受給権の譲渡等の禁止等）

第三十四条

2 租税その他の公課は、障害給付金として支給を受けた金銭を標準として、課することができない。

○確定拠出年金法（平成 13 年法律第 88 号）

（受給権の譲渡等の禁止等）

第三十二条

2 租税その他の公課は、障害給付金として支給を受けた金銭を標準として、課することができない。

○一元化前国共済法

（公課の禁止）

第五十条 租税その他の公課は、組合の給付として支給を受ける金品を標準として、課することができない。ただし、退職共済年金及び休業手当金については、この限りでない。

○地方公務員等共済組合法（昭和 37 年法律第 152 号）

（公課の禁止）

第五十二条 租税その他の公課は、組合の給付として支給を受ける金品を標準として、課することができない。ただし、退職共済年金及び休業手当金については、この限りでない。

○私立学校教職員共済法（昭和 28 年法律第 245 号）

（非課税）

第五条 この法律に基づく給付として支給を受ける金品のうち、退職共済年金及び休業手当金以外の給付については、これを標準として、租税その他の公課を課さない。

○厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）（厚生年金基金に限る）

（受給権の保護及び公課の禁止）

第四十一条

2 租税その他の公課は、保険給付として支給を受けた金銭を標準として、課することができない。ただし、老齢厚生年金については、この限りでない。

（準用規定）

第三百三十六条 第三十七条、第四十条、第四十条の二及び第四十一条第一項の規定は、基金が支給する年金たる給付及び一時金たる給付について、第三十六条第一項及び第二項並びに第三十九条第二項前段の規定は、基金が支給する年金たる給付について、第四十一条第二項の規定は、死亡又は障害を支給理由とする年金たる給付及び一時金たる給付について準用する。この場合において、第三十七条第一項から第三項まで及び第四十条中「受給権者」とあるのは「受給権を有する者」と、同条中「政府」とあり、及び第四十条の二中「厚生労働大臣」とあるのは「基金」と、第四十一条第一項中「老齢厚生年金」とあるのは「基金が支給する老齢年金給付又は脱退を支給理由とする一時金たる給付」と、それぞれ読み替えるものとする。

○独立行政法人農業者年金基金法（平成 14 年法律第 127 号）

（公課の禁止）

第二十七条 租税その他の公課は、給付として支給を受けた金銭を標準として、課することがで

きない。ただし、年金給付については、この限りでない。

(給付の種類)

第十八条 農業者年金事業の給付（以下単に「給付」という。）は、次のとおりとする。

- 一 農業者老齢年金
- 二 特例付加年金
- 三 死亡一時金

○所得税法（昭和 40 年法律第 33 号）

（非課税所得）

第九条 次に掲げる所得については、所得税を課さない。

一～十五（略）

十六 相続、遺贈又は個人からの贈与により取得するもの（相続税法（昭和二十五年法律第七十三号）の規定により相続、遺贈又は個人からの贈与により取得したものとみなされるものを含む。）

十七～十八（略）

○確定給付企業年金法（平成 13 年法律第 50 号）

（移行後の厚生年金基金が支給する死亡を支給理由とする給付等の取扱い）

第百十五条（略）

2 第百十条の二第三項、第百十一条第二項又は第百十二条第四項の規定により厚生年金基金の権利義務を承継した事業主等が給付を行う遺族給付金（第百十条の二第三項の承認若しくは認可を受けた日、第百十一条第二項の承認を受けた日又は第百十二条第一項の認可を受けた日において当該厚生年金基金の死亡を支給理由とする年金たる給付又は一時金たる給付の受給権を有する者に支給するものに限る。）については、当該遺族給付金を厚生年金基金が支給する死亡を支給理由とする年金たる給付又は一時金たる給付とみなして、厚生年金保険法第百三十六条において準用する同法第四十一条の規定を適用し、第三十四条の規定は適用しない。

第2節 短期給付

第1款 通則

第52条(短期給付の給付額の算定の基礎となる標準報酬)

- 一元化前国共済法第52条の2と同趣旨の規定を設ける。(一元化後国共済法第52条の4からの移動)

(改正の内容)

引用している条項の条ズレを反映。

この条は、短期給付(附加給付を含む。)の給付額を算定する場合において、その算定の基礎となる標準報酬はいつの時点のものかを用いるかについて具体的に定めている。

給付額の算定の基礎となる標準報酬の月額又は標準報酬の日額は、これらの短期給付の給付事由が生じた日における標準報酬の月額又は標準報酬の日額によるべきことを明らかにしているものである。

(参考)

- 一元化前国共済法

(短期給付の給付額の算定の基礎となる標準報酬)

第五十二条の二 短期給付(前二条に規定する短期給付をいう。以下同じ。)の給付額の算定の基準となるべき第四十二条第一項に規定する標準報酬の月額(以下「標準報酬の月額」という。)又は同項に規定する標準報酬の日額(以下「標準報酬の日額」という。)は、給付事由が生じた日(給付事由が退職後に生じた場合には、退職の日)の標準報酬の月額又は標準報酬の日額とする。

- 一元化後国共済法

(短期給付の給付額の算定の基礎となる標準報酬)

第五十二条の四 短期給付(第五十一条及び第五十二条に規定する短期給付をいう。以下同じ。)の給付額の算定の基準となるべき第五十二条の二第一項に規定する標準報酬の月額(以下「標準報酬の月額」という。)又は同項に規定する標準報酬の日額(以下「標準報酬の日額」という。)は、給付事由が生じた日(給付事由が退職後に生じた場合には、退職の日)の標準報酬の月額又は標準報酬の日額とする

第4款 災害給付

第70条(弔慰金及び家族弔慰金)

(今回の改正前の内容)

組合員又は扶養者が非常災害により死亡したときは、弔慰金又は家族弔慰金を支給する。また、第2項及び第3項では支給する遺族に対しての遺族の順位、第4項では同順位者の遺族が複数いた場合の支給額を規定している。

(改正の内容)

【第2項から第4項】

一元化法により短期給付に特化することとなり、短期給付のうち弔慰金・家族弔慰金の規定にのみ関係する規定となったため、一元化前では「第4章 給付」の全体に係る「通則」として第43条に規定していたが、この条の第2項から第4項までに移動されていた。

今回、退職等年金給付を新設したことから、「第4章 給付」の全体に係る「通則」として第42条及び第43条に再度移動する。

具体的には、第2項から第4項までを、給付の通則として第42条第1項及び第2項並びに第43条に移動。

○一元化前国共済法

(遺族の順位)

第四十三条 給付を受けるべき遺族の順位は、次の各号の順序とする。

- 一 配偶者及び子
 - 二 父母
 - 三 孫
 - 四 祖父母
- 2 前項の場合において、父母については養父母、実父母の順とし、祖父母については養父母の養父母、養父母の実父母、実父母の養父母、実父母の実父母の順とする。
- 3 先順位者となることができる者が後順位者より後に生じ、又は同順位者となることができる者がその他の同順位者である者より後に生じたときは、その先順位者又は同順位者となることができる者については、前二項の規定は、その生じた日から適用する。

第71条(災害見舞金)

(今回の改正前の内容)

この条は、組合員が非常災害によりその住居又は家財に損害を受けたときは、災害見舞金を支給する旨を定めた規定である。損害の程度(別表第1)に対応して給付額が異なる。

(改正の内容)

前条第1項に規定する非常災害を規定しており、第2項から第4項を削除したことに伴う項ズレを修正する。

(参考)

○一元化後国共済法

別表第一

損害の程度	月数
一 住居及び家財の全部が焼失し、又は滅失したとき。	三月
二 住居及び家財に前号と同程度の損害を受けたとき。	
(略)	
一 住居又は家財の三分の一以上が焼失し、又は滅失したとき。	〇・五月
二 住居又は家財に前号と同程度の損害を受けたとき。	

第3節 長期給付

第1款 通則

第72条(長期給付の種類等)

(今回の改正前の内容)

被用者年金一元化後の厚生年金の保険給付を国共済法の長期給付と位置づけるとともに(第1項)、組合員のうち長期給付の適用を受けない者(国会議員である大臣など)の取扱いについて規定している(第2・3項)。

(改正の内容)

【第1項】

長期給付について、一元化前は退職共済年金などであったが、一元化によって2階部分が厚生年金になり、3階の職域部分が廃止されたため、一元化後の長期給付は厚生年金のみとなった。

今回の改正で、長期給付は、厚生年金に退職等年金給付が加わることになる。

組合は、短期給付及び長期給付を行うこととされているが、療養の給付など短期給付は1年間の給付を1年間の保険料で賄うように設計されているのに対して、年金の給付などの長期給付はその収支を長期間にわたって均衡させる仕組みとなっている。

今回創設される「退職等年金給付」も主に年金による給付であることから長期給付と位置づけることとし、国共済法の長期給付を被用者年金一元化後の厚生年金保険給付と退職等年金給付の2種類とすることを規定する。

【第2項】

今回の改正前には、第21条第2項第1号に「長期給付」の文言が初出となり、「長期給付」の後に「(第七十二条第一項の規定する長期給付をいう。以下同じ)」と規定していた。今回の改正により、第21条第2項第1号の「長期給付」は「厚生年金保険給付」に改正され、「長期給付」の文言の初出は第72条となる。したがって、第72条第2項の「長期給付」の後に「(前項に規定する長期給付をいう。以下同じ。)」を追加する。

「長期給付」の文言が使われるのは、第99条第1項第1号、第102条第4項、第102条の2、第115条、第124条の2である。

第2款 厚生年金保険給付

第73条(厚生年金保険給付の種類等)【新設】

- 国共済法における長期給付を厚生年金保険給付と退職等年金給付の2種類としたことを踏まえ、「厚生年金保険給付」に関する規定を第2款として整理する。退職等年金給付を款レベルで「退職等年金給付」と建てることとのバランスを考慮して、厚生年金についても款レベルで「厚生年金保険給付」として建てることとする。(1款に1条のみという用例は、原子力損害賠償支援機構法にあり。)

厚生年金保険給付の種類を規定するとともに、国共済法の規定のうち厚年法に既に規定があるものは、厚生年金保険給付には適用しないことを規定する。

【第1項】

一元化後の第72条第1項の規定を本条第1項に移動し、厚生年金保険給付の種類を規定する。具体的には、以下のとおり。

- 老齢厚生年金
- 障害厚生年金及び障害手当金
- 遺族厚生年金

国共済法における厚生年金保険給付は、厚生年金保険法による保険給付のうち連合会が支給する国共済組合員期間に係る老齢厚生年金、障害厚生年金及び遺族厚生年金である。しかし、文理上これが明らかでないため、例えば民間企業の従業員としての被保険者期間しか有しない者の老齢厚生年金も国共済法上の厚生年金給付に含まれているように見えてしまうおそれがある。

このため、国共済法における厚生年金保険給付は、国共済の組合員期間に係る保険給付であることを明確にする必要がある。

他方、一元化後の厚年法第2条の5第1項は実施機関を定義しているが、その第2号で実施機関である連合会の事務の1つとして「第二号厚生年金被保険者であつた期間（以下「第二号厚生年金被保険者期間」という。）に基づくこの法律による保険給付」を規定している。

国共済法においてもこの規定を引用し、第73条第1項の「厚生年金保険法第三十二条に規定する保険給付」の後に「（同法第二条の五第一項第二号に規定する第二号厚生年金被保険者期間に基づくものに限る。）」を追加することにより、国共済法における厚生年金保険給付の範囲を限定することとする。

(参考)

1. 2以上の種別の厚生年金の取扱い

一元化後の厚生年金保険法において、2以上の種別を有する者（例えば、民間企業の従業員である第1号厚生年金被保険者期間を有する者が、その後、国家公務員である第2号厚生年金被保険者期間を有することとなった者）の保険給付は、次のようなルールで実施機関が裁定する。

- ① 老齢厚生年金…第2号厚生年金被保険者期間に係る老齢厚生年金は連合会が裁定し、第1号厚生年金被保険者期間に係る老齢厚生年金は年金機構が裁定
- ② 障害厚生年金…第1号厚生年金被保険者期間と第2号厚生年金被保険者期間を合算して1の保険給付として裁定（初診日のある被保険者期間に係る実施機関が支給。被保険者期間のみなしは下記2.参照）
- ③ 遺族厚生年金…(イ) 短期要件（300月みなしがある保険給付）の場合は、第1号厚生年金被保険者期間と第2号厚生年金被保険者期間を合算して1の保険給付として裁定し（被保険者又は被保険者であった者の最初の被保険者機関に係る実施機関が支給。被保険者期間のみなしは下記2.参照）、(ロ) 長期要件の場合は、老齢厚生年金と同様に第2号厚生年金被保険者期間に遺族厚生年金を連合会が裁定

2. 障害厚生年金及び遺族厚生年金の被保険者期間のみなし

2以上の種別の被保険者期間を有する者の障害厚生年金については厚生年金保険法第78条の30において、遺族厚生年金（短期要件）については第78条の32第1項において、それぞれ2以上の被保険者期間を合算して一の被保険者期間のみを有するものとみなすこととしている。

厚生年金保険法第2条の5第2号の「第二号厚生年金被保険者期間に基づくもの」には「（…とみなされた期間を含む。）」との規定はないが、当然にこの一の被保険者期間とみなされた期間も含まれると解されている（厚労省年金課に照会し、その回答による。）

（用例）

「1款に1条だけの例」

○原子力損害賠償支援機構法（平成23年法律第94号）

第四款 負担金の額の特例

第五十二条 認定事業者が、当該認定に係る特別期間内にその全部又は一部が含まれる機構の事業年度について納付すべき負担金の額は、第三十九条第一項の規定にかかわらず、同項の規定により算定した額に特別負担金額（認定事業者に追加的に負担させることが相当な額として機構が事業年度ごとに運営委員会の議決を経て定める額をいう。以下この条において同じ。）を加算した額とする。

2～5 （略）

第四節 損害賠償の円滑な実施に資するための相談その他の業務
（相談及び情報提供等）

第五十三条 機構は、原子力事業者に対する資金援助を行った場合には、当該原子力事業者に係る原子力損害を受けた者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うものとする。この場合において、機構は、当該業務を第三者に委託することができる。

（参考）

一元化後の厚年法

（実施機関）

第二条の五 この法律における実施機関は、次の各号に掲げる事務の区分に応じ、当該各号に定める者とする。

- 一 次号から第四号までに規定する被保険者以外の厚生年金保険の被保険者（以下「第一号厚生年金被保険者」という。）の資格、第一号厚生年金被保険者に係る標準報酬（第二十八条に規定する標準報酬をいう。以下この項において同じ。）、事業所及び被保険者期間、第一号厚生年金被保険者であつた期間（以下「第一号厚生年金被保険者期間」という。）に基づくこの法律による保険給付、当該保険給付の受給権者、第一号厚生年金被保険者に係る国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）第九十四条の二第一項の規定による基礎年金拠出金の負担、第一号厚生年金被保険者期間に係る保険料その他この法律の規定による徴収金並

びに第一号厚生年金被保険者の保険料に係る運用に関する事務 厚生労働大臣

二 国家公務員共済組合の組合員たる厚生年金保険の被保険者（以下「第二号厚生年金被保険者」という。）の資格、第二号厚生年金被保険者に係る標準報酬、事業所及び被保険者期間、第二号厚生年金被保険者であつた期間（以下「第二号厚生年金被保険者期間」という。）に基づくこの法律による保険給付、当該保険給付の受給権者、第二号厚生年金被保険者に係る国民年金法第九十四条の二第二項の規定による基礎年金拠出金の納付及び第八十四条の五第一項の規定による拠出金の納付、第二号厚生年金被保険者期間に係る保険料その他この法律の規定による徴収金並びに第二号厚生年金被保険者の保険料に係る運用に関する事務 国家公務員共済組合及び国家公務員共済組合連合会

三・四 （略）

2 （略）

（老齢厚生年金の受給権者及び年金額の特例）

第七十八条の二十六 二以上の種別の被保険者であつた期間を有する者に係る老齢厚生年金について、第四十二条（この法律及び他の法令において、引用し、準用し、又はその例による場合を含む。）の規定を適用する場合においては、各号の厚生年金被保険者期間に係る被保険者期間ごとに適用する。

2 二以上の種別の被保険者であつた期間を有する者に係る老齢厚生年金について、第四十三条（この法律及び他の法令において、引用し、準用し、又はその例による場合を含む。）の規定を適用する場合においては、同条第一項に規定する被保険者であつた全期間並びに同条第二項及び第三項に規定する被保険者であつた期間は、各号の厚生年金被保険者期間ごとに適用し、同条第一項に規定する被保険者期間は、各号の厚生年金被保険者期間に係る被保険者期間ごとに適用し、同条第三項に規定する被保険者の資格は、被保険者の種別ごとに適用する。

（障害厚生年金の額の特例）

第七十八条の三十 障害厚生年金の受給権者であつて、当該障害に係る障害認定日において二以上の種別の被保険者であつた期間を有する者に係る当該障害厚生年金の額については、その者の二以上の被保険者の種別に係る被保険者であつた期間を合算し、一の期間に係る被保険者期間のみを有するものとみなして、障害厚生年金の額の計算及びその支給停止に関する規定その他政令で定める規定を適用する。この場合において、必要な読替えその他必要な事項は、政令で定める。

（遺族厚生年金の額の特例）

第七十八条の三十二 二以上の種別の被保険者であつた期間を有する者の遺族に係る遺族厚生年金（第五十八条第一項第一号から第三号までのいずれかに該当することにより支給されるものに限る。）の額については、死亡した者に係る二以上の被保険者の種別に係る被保険者であつた期間を合算し、一の期間に係る被保険者期間のみを有するものとみなして、遺族厚生年金の額の計算及びその支給停止に関する規定その他政令で定める規定を適用する。この場合において、必要な読替えその他必要な事項は、政令で定める。

2 二以上の種別の被保険者であつた期間を有する者の遺族に係る遺族厚生年金（第五十八条第一項第四号に該当することにより支給されるものに限る。）については、各号の厚生年金被保険者期間に係る被保険者期間ごとに支給するものとし、そのそれぞれの額は、死亡した者に係る二以上の被保険者の種別に係る被保険者であつた期間を合算し、一の期間に係る被保険者期間のみを有するものとみなして、遺族厚生年金の額の計算に関する規定により計算した額をそれぞれ一の期間に係る被保険者期間を計算の基礎として第六十条第一項第一号の規定の例により計算した額に応じて按分した額とする。この場合において、必要な読替えその他必要な事項は、政令で定める。

3・4 （略）

【第2項】

国共済法の長期給付として厚生年金保険給付を位置づけているが、以下の理由のとおり、①厚年法に既に規定があり重複する国共済法の規定は厚生年金保険給付には適用しないこととするほか、②退職等年金給付のみが適用の対象となる規定、③短期給付のみが適用の対象となる規定、④短期給付、退職等年金給付が適用の対象となる規定についても厚生年金保険給付は適用しないことを規定する。

①厚年法に既に規定があり、厚年法(一元化後)が適用となる。

- 国共済法第40条 標準報酬(→厚年法第20条～第24条)
- 第41条 標準期末手当等の額の決定(→厚年法第24条の4)
- 第42条 遺族の順位(→厚年法第59条)
- 第43条 同順位者が二人以上ある場合の給付(→厚年法第60条第3項)
- 第44条 支払未済の給付の受給者の特例(→厚年法第37条)
- 第46条 不正受給者からの費用の徴収等(→厚年法第40条の2)
- 第47条 損害賠償の請求権(→厚年法第40条)
- 第48～49条 給付を受ける権利の保護、公課の禁止(→厚年法第41条)
- 第94～95条 給付の制限(→厚年法第73～77条)
- 第111条 時効(→厚年法92条)
- 第112条 期間計算の特例(→厚年法第93条)
- 第114条 戸籍書類の無料証明(→厚年法第95条)
- 第115条 端数の処理(→厚年法第35条)

②退職等年金給付に係る部分のみが適用の対象

- 国共済法第97条 懲戒処分等を受けた者の給付の制限(→厚年法には該当なし)
- 第114条の2 資料の提供

③短期給付に係る部分のみが適用の対象

- 国共済法第117条 療養に関する短期給付についての費用の調査
- 第118条 医療に関する事項等の報告
- 第119条 船員組合員の資格の得喪の特例
- 第120条 船員組合員の療養の特例
- 第121条 船員組合員の療養以外の短期給付の特例
- 第122条 船員組合員についての負担金の特例
- 第124条 外国で勤務する組合員についての特例
- 第126条の5 任意継続組合員に対する短期給付等

④短期給付、退職等年金給付が適用の対象

- 国共済法第39条第2項 給付の決定及び裁定(公務等の認定)

※第123条及び第126条の4は、「削除」となっている。

以上の規定は、第39条～第49条までが第4章第1節、第94条～第97条までが第4章第4節、第111条～第127条までが第8章であることから、これらの規定は、厚生年金保険給付には適用しないこととする。規定振りについては、用例を参考に「〇〇章(△△を除く。)の規定は、厚生年金保険給付については、適用しない」という形にする。

(用例)

○有限責任事業組合契約に関する法律(平成17年法律第40号)

(適用除外)

第五十四条 第三章及び前章(第二十八条、第二十九条第四項、第三十条、第三十一条第四項から第六項まで及び第三十二条を除く。)の規定は、清算中の組合については、適用しない。

(参考) 第〇〇章第△△節(第□□条を除く。)及び第▲▲節(第■■条を除く。)

○武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成16年法律第112号)

(準用)

第八十三条 第七条、第八条及び第九条第一項、第一章第二節(第十条、第十一条、第十六条、第二十一条及び第二十二条を除く。)及び第三節(第二十四条並びに第二十九条第四項及び第七項を除く。)、第四十二条、第二章(第五十六条、第六十条、第六十八条及び第七十三条第一項を除く。)、第三章(第八十八条及び第九十三条を除く。)、第四章、第五章第二節及び第三節、第四百一条、第四百三条、第四百四条、第四百七条及び第五十一条から第五十六条まで並びに第七章(第六十一条第一項を除く。)の規定は、緊急対処事態及び緊急対処保護措置について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(表略)

なお、第4章、第8章で厚生年金保険給付についても適用される規定は、次のとおり。

○第4章(給付)

第39条第1項 給付の決定及び裁定

第45条 給付金からの控除

第96条 給付の制限(掛金等の未納の場合)

○第8章(雑則)

第116条 財務大臣の権限

第117条の2 権限の委任

第124条の2 公庫等に転出した継続長期組合員についての特例

第124条の3 中期目標行政法人又は国立大学法人等に常時勤務することを要する者の取扱い

第125条 組合職員の取扱い

第126条 連合会役職員の取扱い

第126条の2～第126条の3 地方公務員等共済組合法との関係

第126条の6 国家公務員法との関係

第126条の7 経過措置

第127条 省令への委任

(参考)

○一元化法後厚年法

(保険給付の種類)

第三十二条 この法律による保険給付は、次のとおりとし、政府及び実施機関（厚生労働大臣を除く。…）が行う。

- 一 老齢厚生年金
- 二 障害厚生年金及び障害手当金
- 三 遺族厚生年金

第3款 退職等年金給付

第1目 通則

第74条(退職等年金給付の種類)【新設】

○退職等年金給付の種類は、

- ① 退職年金(退職及び一定の年齢到達を要件に支給)
- ② 公務障害年金(公務により障害1～3級の状態になった者に支給)
- ③ 公務遺族年金(公務により死亡した者の遺族に支給)

なお、一元化前国共済法には公務外の障害、死亡を給付事由とする年金があったが、民間の企業年金でも障害・遺族給付を実施している例が少ないことなどを考慮して設けないこととする。

また、一元化前国共済法では、公務障害・遺族の対象は「公務+通勤」と、「通勤」が含まれていたが、新制度は、公務障害年金は公務員制度の一環として、公務上で生じた障害についてのみ、組合員全体の相互救済の対象とすることとし、「通勤」時の傷病は公務上に生じたものとまではいえないことから、これを対象としないこととした。

新たな年金制度では、公務障害の負担を従来 of 全額国庫負担から労使折半とすることとしており、その点ではより相互救済の意味合いが強くなったといえるが、同時に給付の財源が限られることになることを踏まえ、相互救済の対象を重点化し、同じ公務に携わる職場に働く者同士の互助制度として、公務に起因する障害は対象とするが、通勤による傷病は対象外とした。

第75条(給付算定基礎額)【新設】

【第1項】

- 退職等年金給付の給付事由が生じた日における給付算定基礎額を規定する。給付算定基礎額は、毎月、標準報酬の月額と標準報酬期末手当等の額に一定の率(付与率)を乗じた額に利子に相当する額を加えた額の総額とする。

当月末の給付算定基礎額

$$= \text{前月末の給付算定基礎額} \times (1 + \text{基準利率})^{1/12} \\ + \text{当月の標準報酬月額} \cdot \text{標準期末手当等額} \times \text{付与率}$$

- 一元化法改正前の国共済法

(長期給付の給付額の算定の基礎となる平均標準報酬額)

第七十二条の二 長期給付の給付額の算定の基礎となるべき平均標準報酬額(以下「平均標準報酬額」という。)は、組合員期間の計算の基礎となる各月の掛金の標準となつた標準報酬の月額と標準期末手当等の額に、別表第二の各号に掲げる受給権者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める率(以下「再評価率」という。)を乗じて得た額の総額を、当該組合員期間の月数で除して得た額とする。

- 厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律の施行に伴う移行農林共済年金等に関する経過措置に関する政令(平成十四年政令第四十四号)

(納付金の精算納付等)

第二十六条

- 4 前項の納付を行う場合には、納付金額についての施行日の翌日から同項の納付の日までの期間に応ずる利子に相当する額から、概算納付額についての当該概算納付額の納付の日の翌日から同項の納付の日までの期間に応ずる利子に相当する額を控除した額を利子相当額として付さなければならない。

「掛金の標準となつた標準報酬の月額と標準期末手当等の額」

- 一元化前国共済法

(長期給付の給付額の算定の基礎となる平均標準報酬額)

第七十二条の二 長期給付の給付額の算定の基礎となるべき平均標準報酬額(以下「平均標準報酬額」という。)は、組合員期間の計算の基礎となる各月の掛金の標準となつた標準報酬の月額と標準期末手当等の額に、別表第二の各号に掲げる受給権者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める率(以下「再評価率」という。)を乗じて得た額の総額を、当該組合員期間の月数で除して得た額とする。

【第2項】

- 付与率を規定する。付与率は、毎月の標準報酬の月額と標準報酬期末手当等の額に乘じる一定の率であり、連合会の定款で定める。

・「組合員であつた者及びその遺族の適当な生活の維持を図るために必要な水準の退職等年金給付が行われること」

国家公務員法第107条第1項において「職員が、相当年限忠実に勤務し退職した場合、公務に基く負傷若しくは疾病に基き退職した場合又は公務に基き死亡した場合におけるその者又はその遺族に支給する年金に関する制度が、樹立し実施せられなければならない」と定められ、また、同条第2項において「前項の年金制度は、退職又は死亡の時の条件を考慮して、本人及びその退職又は死亡の当時直接扶養する者のその後における適当な生活の維持を図ることを目的とするものでなければならない。」と規定されている。

退職等年金給付は公務員制度としての年金であり、上記の目的のために必要な水準となるように付与率を定めることとしている。

・「その他政令で定める事情を勘案して」

付与率の設定に当たっては、法律に規定されている「組合員であつた者及びその遺族の適当な生活の維持を図るために必要な退職等年金給付の水準」に加えて、政令において、「国共済の退職等年金給付に係る将来にわたる均衡」、「地共済の退職等年金給付に係る将来にわたる均衡」についても、勘案することを定める予定。

・「連合会の定款で定める」

付与率は、再計算（基本的に5年に1度）の時に改正される予定である。連合会は、実際に退職年金の給付や掛金の徴収、積立金の運用を行うほか、再計算も行うことから、付与率は、連合会が定款で定めることとする。

退職等年金給付が、公務員相互の救済として行われるものであり、付与率によって退職年金の水準が決まってくることから、組合員の意見を反映させることが可能となる連合会の定款において付与率を定めることが適当である。

【第3項】

- 利子を規定する。利子の計算は、掛金の払込みがあつた月から退職等年金給付の給付事由が生じた日の前日の属する月までの期間に応じて、基準利率を用いて複利の方法により計算する。

(用例)

「利子は、～期間に応じ、複利計算の方法に…」

- 厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律（平成十三年法律第一百号）

附 則

（退職一時金等の返還に関する経過措置）

第五十一条 （略）

- 3 退職一時金等の支給を受けた者であつて、施行日以後において特例退職共済年金その他の政令で定める年金（以下この条において「特例退職共済年金等」という。）を受ける権利を取得した者（次項及び第五項において「施行日以後返還義務者」という。）は、

当該退職一時金等の額に利子に相当する額を加えた額（次項及び第五項において「退職一時金返還額」という。）を当該特例退職共済年金等を受ける権利を取得した日の属する月の翌月から一年以内に、一時に又は分割して、存続組合に返還しなければならない。

4・5（略）

6 第三項に規定する利子は、退職一時金等の支給を受けた日の属する月の翌月から施行日の前日の属する月までの期間に応じ、複利計算の方法によるものとし、その利率は、政令で定める。

「～期間の応じ、当該期間・・・」

○相続税法（昭和二十五年法律第七十三号）

第二十五条 定期金給付契約（生命保険契約を除く。）で当該契約に関する権利を取得した時において定期金給付事由が発生していないものに関する権利の価額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額による。

一 当該契約に解約返戻金を支払う旨の定めがない場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額に、百分の九十を乗じて得た金額

イ 当該契約に係る掛金又は保険料が一時に払い込まれた場合 当該掛金又は保険料の払込開始の時から当該契約に関する権利を取得した時までの期間（ロにおいて「経過期間」という。）につき、当該掛金又は保険料の払込金額に対し、当該契約に係る予定利率の複利による計算をして得た元利合計額

ロ イに掲げる場合以外の場合 経過期間に応じ、当該経過期間に払い込まれた掛金又は保険料の金額の一年当たりの平均額に、当該契約に係る予定利率による複利年金終価率（複利の計算で年金終価を算出するための割合として財務省令で定めるものをいう。）を乗じて得た金額

「～率を用いて・・・」

○地方交付税法（昭和二十五年法律第二百十一号）

第十三条

4 前項の測定単位の数値に係る補正係数は、経費の種類ごとに、かつ、測定単位ごとにそれぞれ次の各号に定める法を基礎として、総務省令で定めるところによつて算定した率とする。

一 前項第一号の補正（以下「段階補正」という。）は、当該行政に要する経費の額が測定単位の数値の増減に応じて逡減又は逡増するものについて行うものとし、当該段階補正に係る係数は、超過累退又は超過累進の方法によつて総務省令で定める率を用いて算定した数値を当該率を用いないで算定した数値で除して算定する。この場合において、行政機能等の差があることにより経費の額が割高又は割安となるため第三号イの補正の適用される経費については、当該経費の測定単位の数値に当該割高となり、又は割安となる度合に応じて総務省令で定める率を乗じた数値を用いて当該段階補正に係る係数を算定することができるものとする。

二 前項第二号の補正（以下「密度補正」という。）は、当該行政に要する経費の額が人口密度、道路一キロメートル当たりの自動車台数その他これらに類するもの（以下この号において「人口密度等」という。）の増減に応じて逡減又は逡増するものについて行うものとし、当該密度補正に係る係数は、超過累退又は超過累進の方法によつて、総務省令で定める率を用いて算定した人口密度等を当該率を用いないで算定した人口密度等で除して算定する。

「複利の方法で計算」

○所得税法施行令（昭和40年政令第96号）

（特別の経済的な利益で借地権の設定等による対価とされるもの）

第八十条

- 2 前項の場合において、その受けた金銭の貸付けにより通常の条件で金銭の貸付けを受けた場合に比して受ける利益の額は、当該貸付けを受けた金額から、当該金額について通常の利率（当該貸付けを受けた金額につき利息を附する旨の約定がある場合には、その利息に係る利率を控除した利率）の十分の五に相当する利率による複利の方法で計算した現在価値に相当する金額（当該金銭の貸付けを受ける期間が同項の設定に係る権利の存続期間に比して著しく短い期間として約定されている場合において、長期間にわたって地代をすえ置く旨の約定がされていることその他当該権利に係る土地の上に存する建物又は構築物の状況、地代に関する条件等に照らし、当該金銭の貸付けを受けた期間が将来更新されるものと推測するに足りる明らかな事実があるときは、借地権又は地役権の設定を受けた者が当該設定により受ける利益から判断して当該金銭の貸付けが継続されるものと合理的に推定される期間を基礎として当該方法により計算した場合の現在価値に相当する金額）を控除した金額によるものとする。

「複利による計算」

- 中小企業退職金共済法の一部を改正する法律（平成7年法律第63号）

附 則

第十条

- 二 旧法契約に係る退職金の額として政令で定めるところにより従前の算定方法により算定して得られる額に対し、平成八年四月前の二年法契約に係る掛金納付月数に相当する期間につき年五パーセントの複利による計算をして得た元利合計額に、附則第七条の規定により二年法契約に係る退職金の額として算定して得られる額を加算した額。

「複利計算の方法により計算」

- 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律施行令（平成18年政令第228号）

（法第三十一条第三項第二号の利息に相当する額）

- 第九条 法第三十一条第三項の規定により同項第一号に掲げる額から控除する同項第二号に掲げる額のうち同号の利息に相当する額は、同号に規定する先の退職手当の支給を受けた日の翌日から退職した日の前日までの期間につき次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じそれぞれ同表の下欄に掲げる利率で複利計算の方法により計算して得た額とする。

- 国家公務員退職手当法施行令の一部を改正する政令（昭和48年政令第134号）

附 則

- 4 法律第三十号附則第十二項の規定により同項第一号に掲げる額から控除する同項第二号に掲げる額のうち利息に相当する金額は、同号に規定する退職手当の支給を受けた日の翌日から退職した日の前日までの期間につき附則別表の上欄に掲げる期間の区分に応じそれぞれ同表の下欄に掲げる利率で複利計算の方法により計算して得た金額とする。

【第4項】

基準利率を規定する。基準利率は、給付算定基礎額の計算において、元本部分に対する利子の利率であり、国債の利回りを基礎として決めることとする。

9月30日までに決めた基準利率は、その年の10月1日から翌年の9月30日までの基準利率とする。

- ・「退職等年金給付積立金の運用の状況及びその見通し」

基準利率の設定に当たっては、上記の国債の利回りを基礎として定めることが原則であるが、それに加えて、積立金の運用実績や財政運営上の予定利率も勘案することとしている。

基準利率の設定に当たっては、通常は10年物国債の利回りで定められることになるが、積立金の運用実績及び予定利率が10年物国債の利回りよりも低い場合には、基準利率は予定利率とすることを予定している。

・「その他政令で定める事情を勘案して」

基準利率の設定に当たっては、法律に規定されている「国債の利回り」、「退職等年金給付積立金の運用の状況及び見通し」に加えて、「地共済における積立金の運用の状況及び見通し」も勘案することを政令で定める予定。これによって国共済と地共済の基準利率を同一にする。

【第5項】

給付算定基礎額の計算に関し必要な事項について、省令委任規定を設ける。

省令では、以下の事項を定める予定。

- ・ 第1項の給付算定基礎額の計算方法の詳細
(標準報酬及び標準期末手当と付与率との関係など)
- ・ 連合会が付与率、基準利率を定める時のガイドライン
- ・ 基準利率等の端数処理 など

(参考)

○相続税法(昭和二十五年法律第七十三号)

(定期金に関する権利の評価)

第二十四条 定期金給付契約で当該契約に関する権利を取得した時において定期金給付事由が発生しているものに関する権利の価額は、次の各号に掲げる定期金又は一時金の区分に応じ、当該各号に定める金額による。

一 有期定期金 次に掲げる金額のうちいずれか多い金額

ハ 当該契約に関する権利を取得した時における当該契約に基づき定期金の給付を受けるべき残りの期間に応じ、当該契約に基づき給付を受けるべき金額の一年当たりの平均額に、当該契約に係る予定利率による複利年金現価率(複利の計算で年金現価を算出するための割合として財務省令で定めるものをいう。第三号ハにおいて同じ。)を乗じて得た金額

○相続税法施行規則

(複利年金現価率)

第十二条の二 法第二十四条第一項第一号ハに規定する複利年金現価率は、一から特定割合(同項の定期金給付契約に係る予定利率に一を加えた数を給付期間の年数で累乗して得た数をもつて一を除して得た割合をいう。)を控除した残数を当該予定利率で除して得た割合(当該割合

に小数点以下三位未満の端数があるときは、これを四捨五入する。）とする。

○技術研究組合法（昭和三十六年法律第八十一号）

（資本金として計上すべき額等）

第六十六条

4 前三項に定めるもののほか、組織変更に際しての計算に関し必要な事項は、主務省令で定める。

第75条の2(退職等年金給付の支給期間及び支給期月)【新設】

- 一元化前国共済法第73条と同趣旨の規定を設ける。

【第1項】

退職等年金給付は、給付事由が生じた日の属する月の翌月から、その事由がなくなった日の属する月までの分を支給する。これは、退職等年金給付は月割計算で支給することとなると同時に、支給開始又は失権等による支給打ち切りは、その事由の生じた日の属する月の翌月からという原則を定めたもの。

【第2項】

退職等年金給付の支給を停止すべき事由(退職年金又は公務障害年金について、組合員である間の支給停止(第81条、第87条)、公務遺族年金において遺族(夫、父母又は祖父母)が60歳未満の支給停止(第91条)など)が生じたときは、その事由が生じた日の属する月の翌月から、その事由がなくなった日の属する月までの分の支給を停止する。(同一の月にこれらの日があるときは、支給の停止は行わない。)

【第3項】

退職等年金給付の額を改定する事由が生じたときは、その事由が生じた日の属する月の翌月分から改定後の金額を支給する。

【第4項】

退職等年金給付は、毎年2月、4月、6月、8月、10月及び12月に、それぞれ前月までの分を支給する。ただし、その給付の受給権が消滅したとき、その支給を停止すべき事由が生じたときは、その支給期月にかかわらず、その際にその月までの分を支給する。

(参考)

○一元化前国共済法

(年金の支給期間及び支給期月)

第七十三条 年金である給付は、その給付事由が生じた日の属する月の翌月からその事由のなくなった日の属する月までの分を支給する。

2 年金である給付は、その支給を停止すべき事由が生じたときは、その事由が生じた日の属する月の翌月からその事由がなくなった日の属する月までの分の支給を停止する。ただし、これらの日が同じ月に属する場合には、支給を停止しない。

3 年金である給付の額を改定する事由が生じたときは、その事由が生じた日の属する月の翌月分からその改定した金額を支給する。

5 年金である給付は、毎年二月、四月、六月、八月、十月及び十二月において、それぞれの前月までの分を支給する。ただし、その給付を受ける権利が消滅したとき、又はその支給を停止すべき事由が生じたときは、その支給期月にかかわらず、その際、その月までの分を支給する。

第75条の3(3歳に満たないの子を養育する組合員等の給付算定基礎額の計算の特例)
【新設】

- 一元化前国共済法第73条の2と同趣旨の規定を設ける。

子育て支援として、退職等年金給付について、子育て支援策として国が民間の模範となるよう、養育する組合員の標準報酬月額の特例を設けることとする。企業年金においては、加入者の範囲について定める規約において、育児休業期間中の者を加入者としなが可能とされている。一方、規約により育児休業期間中の者を加入者とした場合には、企業年金の掛金が、基本的には事業主負担であることから、全額が負担されることになる。(想定問 11 (26 頁)参照)

【第1項】

3歳未満の子を養育していた組合員又は組合員であった者が、その子を養育することとなった日の属する月から次の(1)から(6)までのいずれかに該当することとなった日の翌日の属する月の前月までの各月の標準報酬の月額については、その子を養育することとなった日の属する月の前月の標準報酬の月額(以下「従前標準報酬の月額」という。)を下回る月については、給付額算定基礎額の計算にあたっては、従前標準報酬の月額をその月の標準報酬の月額とみなす。

子の養育期間中は部分休業などにより標準報酬の月額が低下することが見込まれるが、子育て支援を積極的に進める観点から、子を養育することによる不利益を被らないように、その者の年金額算定基礎額は従前標準報酬の月額により計算することとなる。

- (1) 子が3歳に達したとき
- (2) 組合員(又は組合員であった者)が死亡したとき、又は組合員が退職したとき
- (3) その子以外の子について、この特例の適用を受けることとなったとき
- (4) その子の死亡など、組合員がその子の養育をしないこととなったとき
- (5) 組合員が掛金免除の特例の適用を受ける育児休業を開始したとき
- (6) 組合員が掛金免除の特例の適用を受ける産前産後休業を開始したとき

(用例)

「間のうちにあるものに限る」

- 一元化法による改正前の厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)

(三歳に満たない子を養育する被保険者等の標準報酬月額の特例)

第二十六条 三歳に満たない子を養育し、又は養育していた被保険者又は被保険者であつた者が、厚生労働省令で定めるところにより厚生労働大臣に申出(中略)をしたときは、当該子を養育することとなつた日(厚生労働省令で定める事実が生じた日にあつては、その日)の属する月から次の各号のいずれかに該当するに至つた日の翌日の属する月の前月までの各月のうち、その標準報酬月額が当該子を養育することとなつた日の属する月の前月(中略)の標準報酬月額(この項の規定により当該子以外の子に係る基準月の標準報酬月額が標準報酬月額とみなされている場合にあつては、当該みなされた基準月の標準報酬月額。以下この項において「従前標準報酬月額」という。)を下回る月(当該申出が行われた日の属する月前の月にあつては、当

該申出が行われた日の属する月の前月までの二年間のうちにあるものに限る。)については、従前標準報酬月額を当該下回る月の第四十三条第一項に規定する平均標準報酬額の計算の基礎となる標準報酬月額とみなす。

一～六 (略)

2・3 (略)

【第2項】

政令委任規定

(政令のイメージ)

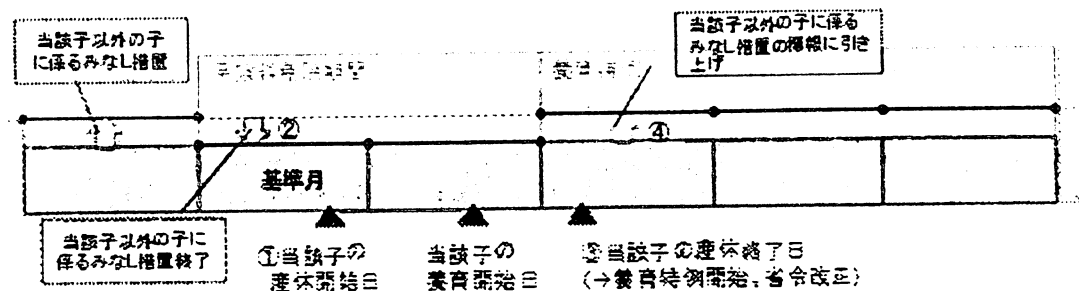
育児期間中の具体的な給付算定基礎額の計算方法を規定する

現行は離婚分割を行った際の標準報酬の読替えなどを規定している(第11条の8の21、第11条の8の23など)。今回は、離婚分割を措置していないので、不要である。

【第3項】

第1項第6号の規定に該当した組合員で、その子以外の子に係る基準月の標準報酬の月額が基準月の標準報酬の月額とみなされていない場合における第1項の適用について、読替えを行う。

具体的には、第1子に係る養育特例で既にみなし標準報酬月額となっている中で、第2子に係る産休を開始する場合である。



(参考)

○一元化前国共済法

(三歳に満たない子を養育する組合員等の平均標準報酬額の計算の特例)

第七十三条の二 三歳に満たない子を養育し、又は養育していた組合員又は組合員であつた者が、組合(組合員であつた者にあつては、連合会)に申出をしたときは、当該子を養育することとなつた日(財務省令で定める事由が生じた場合にあつては、その日)の属する月から次の各号のいずれかに該当するに至つた日の翌日の属する月の前月までの各月のうち、その標準報酬の月額が当該子を養育することとなつた日の属する月の前月(当該月において組合員でない場合にあつては、当該月前一年以内における組合員であつた月のうち直近の月。以下この項において「基準月」という。)の標準報酬の月額(この項の規定により当該子以外の子に係る基準月の標準報酬の月額が標準報酬の月額とみなされている場合にあつては、当該みなされた基準月の標準報酬の月額。以下この項において「従前標準報酬の月額」という。)を下回る月(当該申出が行われた日の属する月前の月にあつては、当該申出が行われた日の属する月の前月までの二年間のうちにあるものに限る。)については、従前標準報酬の月額を当該下回る月の標準報酬の月額とみなして、第七十二条の二の規定を適用する。

一 当該子が三歳に達したとき。

- 二 当該組合員若しくは当該組合員であつた者が死亡したとき、又は当該組合員が退職したとき。
 - 三 当該子以外の子についてこの条の規定の適用を受ける場合における当該子以外の子を養育することとなつたときその他これに準ずるものとして財務省令で定めるものが生じたとき。
 - 四 当該子が死亡したときその他当該組合員が当該子を養育しないこととなつたとき。
 - 五 当該組合員が第百条の二の規定の適用を受ける育児休業等を開始したとき。
 - 六 当該組合員が第百条の二の二の規定の適用を受ける産前産後休業を開始したとき。
- 2 前項の規定による平均標準報酬額の計算その他同項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。
- 6 第一項第六号の規定に該当した組合員（同項の規定により当該子以外の子に係る基準月の標準報酬の月額が基準月の標準報酬の月額とみなされている場合を除く。）に対する同項の規定の適用については、同項中「この項の規定により当該子以外の子に係る基準月の標準報酬の月額が標準報酬の月額とみなされている場合にあつては、当該みなされた基準月の標準報酬の月額」とあるのは、「第六号の規定の適用がなかつたとしたならば、この項の規定により当該子以外の子に係る基準月の標準報酬の月額が標準報酬の月額とみなされる場合にあつては、当該みなされることとなる基準月の標準報酬の月額」とする。

○国共済法施行令（昭和 33 年政令第 207 号）

（標準報酬の月額等が改定され、又は決定された者に対する長期給付の額の算定及びその支給停止等に関する規定の読替え）

第十一条の八の二十一 法第九十三条の十一に規定する政令で定める規定は次の表の上欄に掲げる規定とし、当該規定の適用については、同表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

（略）	（略）	（略）
法第七十三条の二第一項	その標準報酬の月額	その標準報酬の月額（第九十三条の九第一項の規定により標準報酬の月額の改定又は決定が行われた場合にあつては、同項の規定による改定前の標準報酬の月額とし、同項の規定により決定された標準報酬の月額を除く。）
	標準報酬の月額	標準報酬の月額とし、同条第一項の規定により標準報酬の月額の改定又は決定が行われた場合にあつては、同項の規定による改定前の標準報酬の月額とし、同項の規定により決定された標準報酬の月額を除く。
（略）	（略）	（略）

（平成十五年四月一日前の期間に係る対象期間標準報酬総額の算定）

第十一条の八の二十三 対象期間標準報酬総額を算定する場合において、対象期間の全部又は一部が平成十五年四月一日前であるときは、対象期間標準報酬総額は、法第九十三条の六第一項の規定にかかわらず、同日前の対象期間に係る組合員期間の各月の標準報酬の月額に一・三を乗じて得た額並びに同日以後の対象期間に係る組合員期間の各月の標準報酬の月額（法第七十三条の二第一項の規定により同項に規定する従前標準報酬の月額が当該月の標準報酬の月額とみなされた月にあつては、従前標準報酬の月額）及び標準期末手当等の額に当事者（法第九十三条の五第一項に規定する当事者をいう。第十一条の八の二十五において同じ。）を受給権者とみなして対象期間の末日において適用される再評価率（法第七十二条の二に規定する再評価率をいう。）を乗じて得た額の総額とする。

第75条の4(併給の調整)【新設】

- 退職等年金給付のうち、退職年金と公務障害年金、及び公務障害年金と公務遺族年金の間で、併給調整の規定を設ける。(想定問12(問28)頁参照)

【第1項】

現行(一元化前)の長期給付では、1人1年金の原則により、退職共済年金・障害共済年金・遺族共済年金の間で併給調整が行われている。

一元化と今回の改正によって、2階部分と3階部分は切り離されることとなった。

2階部分については、厚生年金保険法によって、現行と同じように併給調整が行われることとなる。

退職等年金給付(一時金を除く。)においては、

○退職年金…公務障害年金

○公務障害年金…退職年金、公務遺族年金

○公務遺族年金…公務障害年金

との間では併給調整を行うが、退職年金と公務遺族年金の間では併給調整行わないこととする。

これは、新しい3階部分が上乘せの年金給付であることに加え、仮想的ではあるが積立型の年金制度であり、個人年金的な性格が強くなることから、掛金負担の主体に着目して、夫婦ともに公務員として掛金を支払ってきて、配偶者の公務上の死亡による公務遺族年金と本人の退職年金の2つを受ける権利を有することとなっても、これを併給調整の対象とはせず、それらの併給を認めることとしたものである。

他方、退職年金と公務障害年金の2つを受けることができる場合については、掛金を支払っているのは本人一人であることから、1人1年金の原則に従い、併給調整を行うこととする。

また、公務障害年金と公務遺族年金の2つを受けることができる場合については、夫婦とも公務員としてそれぞれが掛金を払ってきたということはあるが、2つの年金ともに、最低保障額が適用され、本人が受給できる退職年金の水準よりも通常は高い水準の年金額が支給されること、その年金額の水準は本人の掛金負担を上回り、組合員全体で支える仕組みとなることから、併給調整を行うこととする。

なお、退職年金と公務障害年金の併給調整に当たって、退職年金のうち、有期退職年金の一時金払いは、併給調整の対象から除かれているが、これは年金払いと一時金払いで支給方法が異なるため、併給調整の対象から外したものである。ただし、有期退職年金の一時金を受けた者が公務障害年金の支給を受けるときは、一時金を公務障害年金の内払いとして調整を行うこととする(第75条の6第3項)。また、組合員又は組合員であった者が、公務傷病により死亡した場合、その遺族は公務遺族年金と有期退職年金の残余期間分の一時金の2つを受ける権利があるが、両者の1つを選択して受け取ることとする(第79条の4第3項)。

退職年金と公務遺族年金の間では併給調整を行わない理由

退職年金は、仮想的ではあるが積立型の年金制度であり、個人年金的な性格が強くなっている。したがって、例えば夫婦が共に公務員として掛金を負担してきて、配

偶者（夫）の公務上の死亡による公務遺族年金と本人（妻）の退職年金の2つの年金を受ける権利を有することとなった場合でも、妻がこれまで掛金を負担してきたことによる妻本人の退職年金の権利は尊重されるべきものである。

仮に退職年金と公務遺族年金の併給調整を行うと、配偶者が公務員であるかどうかによって、年金が貰えたり貰えなかったりという違いが出てくることとなり、公平ではない。

公的年金の場合には、一人一年金の原則の下、年金の併給調整が行われているが、退職等年金給付は上乘せ部分であることから、公的年金と完全に合わせる必要はない。

このため、掛金負担の主体に着目して、上記の例のような（夫の掛金由来の）公務遺族年金と、（妻の掛金由来の）退職年金の併給調整は行わないこととする。

なお、遺族の定義の中に「その者によつて生計を維持していたもの」との限定がかかっているので、配偶者（夫）が死亡したときに、本人（妻）に一定の収入がある場合には、公務遺族年金を受けることはできない。

【第2項】

併給の調整は、その対象となる全ての年金の支給を停止した上で、年金の受給権者が停止された年金のうち1の年金の停止解除の申請をすることができる。

【第3項】

現に1の年金の支給を受けている者が新たに他の年金の受給権を有することとなったことにより併給の調整が行われる場合には、新たに受給権が生じた年金だけでなく、現に支給を受けている年金についてもその支給が停止されることとなるが、その支給停止事由が生じた月に、後に受給権が生じた年金について停止解除の申請をしない限り、その支給停止の事由が生じたときに遡及して、現に支給を受けていた年金について停止解除の申請があったものとみなすこととする。

※1 複数の年金の受給権を有することとなっても、特に申請がない限りは先に受給していた年金を引き続き支給することにより、受給者の申請手続等に過大な負担がかからないように配慮したもの。

※2 現行（一元化前）第74条第4項と第5項に相当する第75条の4第3項と第4項の規定の順序を入れ替える理由

第75条の4第3項（一元化前第74条第5項）は、現に支給が行われている年金Aのほかに、併給調整が行われる年金Bの支給が行われることとなった場合において、支給停止の解除申請がなされないときは、年金Aの支給停止の解除申請が行われたものとみなす旨を規定している。

第75条の4各項の並びを考えると、支給停止の解除申請という趣旨から第2項の次に第3項を規定して、これらの項の支給停止の解除申請があったときは、第4項の「支給の停止は行わない」とする方が条文として読みやすくなることから、このように規定する。

【第4項】

停止解除の申請があったときは、その申請に係る年金は支給の停止を解除することとしているが、既に複数の年金のうち1の年金について停止解除の申請がされているとき、又は前項の規定により申請があったものとみなされているときは、支給の停止は解除されないこととする。

ただし、他の退職等年金給付について、停止の解除の申請を行えば、現在支給を受けている給付は停止することとなる。

【第5項】

支給停止の解除申請は、いつでも、将来に向かって撤回することができることとする。

支給を受けていた年金に係る解除申請が将来撤回されたときは、そのときから他の支給停止されていた年金について支給停止解除の申請を行うことができることとなる。

(注) 一元化前国共済法第74条第2項は、他制度（国民年金法、厚生年金保険法及び私立学校教職員共済法）との併給調整により国共済法の年金を支給停止する場合であっても、職域部分は公務員制度などの要請に基づき設けられていることから支給停止としないことを規定していた。新制度は独立して完結した制度なので、他制度の年金給付との調整を考慮しなければならないものではないことから、今回はこのような規定は不要。

私学共済と国共済は別の制度であることから、併給調整を行わない。

地共済と国共済も別制度であるが、国共済法第126条の2及び第126条の3において、国共済組合員期間と地共済組合員期間は通算することとしており、国共済組合員期間と地共済組合員期間が一度切れても通算することとしている。

従って、例えば、県庁に勤めていて、辞めて国家公務員になった場合でも、県庁での地共済組合員期間と、国家公務員としての国共済組合員期間は通算されることになり、退職年金、公務障害年金又は公務遺族年金は国共済又は地共済のいずれかから支給されることになる。

国共済の組合員又は組合員であった者が地共済の組合員になった場合、現行の国共済法施行令第47条において、地共済法第144条第1項により地共済の規定による給付とみなされた退職共済年金又は障害共済年金は国共済法による退職共済年金又は障害共済年金に該当しないこととすることにより、国共済法の給付としては支給しないこととしており、今回の改正後、退職年金又は公務障害年金において、同様の趣旨の政令を規定する予定である。

(参考)

○一元化前国共済法

(併給の調整)

第七十四条 次の各号に掲げるこの法律による年金である給付の受給権者が当該各号に定める場合に該当するときは、その該当する間、当該年金である給付は、その支給を停止する。

- 一 退職共済年金 障害共済年金若しくは遺族共済年金（その受給権者が六十五歳に達しているものを除く。）、地方公務員等共済組合法による年金である給付（退職を給付事由とする年金である給付及び同法による年金である給付で遺族共済年金に相当するもの（その受給権者が六十五歳に達しているものに限る。）を除く。）、私立学校教職員共済法による年金である給付（退職を給付事由とする年金である給付及び同法による年金である給付で遺族共済年金に相当するもの（その受給権者が六十五歳に達しているものに限る。）を除く。）、厚生年金保険法による年金である保険給付（老齢を給付事由とする年金である保険給付及び同法による遺族厚生年金（その受給権者が六十五歳に達しているものに限る。）を除く。）又は国民年金法による年金である給付（老齢を給付事由とする年金である給付及び障害を給付

事由とする年金である給付（その受給権者が六十五歳に達しているものに限る。）を除く。）を受けることができるとき。

二 障害共済年金 退職共済年金、障害共済年金若しくは遺族共済年金、地方公務員等共済組合法による年金である給付、私立学校教職員共済法による年金である給付、厚生年金保険法による年金である給付又は国民年金法による年金である給付（当該障害共済年金と同一の給付事由に基づいて支給される障害基礎年金を除く。）を受けることができるとき。

三 遺族共済年金 退職共済年金（その受給権者が六十五歳に達しているものを除く。）、障害共済年金若しくは遺族共済年金、地方公務員等共済組合法による年金である給付、私立学校教職員共済法による年金である給付若しくは厚生年金保険法による年金である給付（地方公務員等共済組合法若しくは私立学校教職員共済法による年金である給付で退職共済年金に相当するもの又は厚生年金保険法による老齢厚生年金（これらの受給権者が六十五歳に達しているものに限る。）を除くものとし、第八十八条第一項第四号に該当することにより支給される遺族共済年金の受給権者にあつては、当該遺族共済年金と同一の給付事由に基づいて支給されるもののうち同号の規定に相当する規定に該当することにより支給される年金である給付を除く。）又は国民年金法による年金である給付（老齢を給付事由とする年金である給付及び障害を給付事由とする年金である給付（これらの受給権者が六十五歳に達しているものに限る。）並びに当該遺族共済年金と同一の給付事由に基づいて支給される遺族基礎年金を除く。）を受けることができるとき。

2 前項の規定により、私立学校教職員共済法による年金である給付若しくは厚生年金保険法による年金である給付を受けることができる場合又は国民年金法による年金である給付を受けることができる場合（当該年金である給付と同一の給付事由に基づいてこの法律による年金である給付を受けることができる場合を除く。）に該当してこの法律による年金である給付の支給が停止されるときは、退職共済年金の額のうち第七十七条第二項の規定により加算する金額（以下「退職共済年金の職域加算額」という。）に相当する金額、障害共済年金の額のうち第八十二条第一項第二号に掲げる金額（同条第二項又は第八十五条第二項（同条第三項において準用する場合を含む。）の規定により算定する金額（当該障害共済年金の額が第八十二条第三項の規定により算定されたものであるときは、同項各号に掲げる金額のうち政令で定める金額）を含む。以下「障害共済年金の職域加算額」という。）に相当する金額又は遺族共済年金の額のうち第八十九条第一項第一号イ（2）若しくは同号ロ（2）に掲げる金額（同条第三項の規定により読み替えられたこれらの規定に掲げる金額（当該遺族共済年金の額が同条第四項の規定により算定されたものであるときは、同項に定める金額のうち政令で定める金額）を含む。以下「遺族共済年金の職域加算額」という。）に相当する金額については、その支給の停止を行わない。

3 第一項の規定によりその支給を停止するものとされたこの法律による年金である給付の受給権者は、同項の規定にかかわらず、その支給の停止の解除を申請することができる。

4 前項の申請があつた場合には、当該申請に係る年金である給付については、第一項の規定にかかわらず、同項の規定による支給の停止は、行わない。ただし、その者に係るこの法律による年金である給付、地方公務員等共済組合法による年金である給付、私立学校教職員共済法による年金である給付、厚生年金保険法による年金である給付又は国民年金法による年金である給付について、前項若しくは次項の規定又は他の法令の規定でこれらに相当するものとして政令で定めるものによりその支給の停止が解除されているときは、この限りでない。

5 現にその支給が行われているこの法律による年金である給付が第一項の規定によりその支給を停止するものとされた場合において、その支給を停止すべき事由が生じた日の属する月に当該年金である給付に係る第三項の申請がなされないときは、その支給を停止すべき事由が生じたときにおいて、当該年金である給付に係る同項の申請があつたものとみなす。

6 第三項の申請（前項の規定により第三項の申請があつたものとみなされた場合における当該申請を含む。）は、いつでも、将来に向かつて撤回することができる。

○厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）

(併給の調整)

第三十八条 障害厚生年金は、その受給権者が他の年金たる保険給付、国民年金法による年金たる給付（当該障害厚生年金と同一の支給事由に基づいて支給される障害基礎年金を除く。）又は他の被用者年金各法（国民年金法第五条第一項第二号から第四号までに掲げる法律をいう。以下同じ。）による年金たる給付（当該障害厚生年金と同一の支給事由に基づいて支給される障害共済年金を除く。）を受けるときは、その間、その支給を停止する。老齢厚生年金の受給権者が他の年金たる保険給付（遺族厚生年金を除く。）、国民年金法による年金たる給付（老齢基礎年金及び付加年金並びに障害基礎年金を除く。）又は他の被用者年金各法による年金たる給付（退職共済年金及び遺族共済年金を除く。）を受けるときは、その間、その支給を停止する。老齢厚生年金の受給権者が他の年金たる保険給付（老齢厚生年金を除く。）、国民年金法による年金たる給付（老齢基礎年金及び付加年金、障害基礎年金並びに当該遺族厚生年金と同一の支給事由に基づいて支給される遺族基礎年金を除く。）又は他の被用者年金各法による年金たる給付（退職共済年金及び当該遺族厚生年金と同一の支給事由に基づいて支給される遺族共済年金を除く。）を受けるときは、その間、その支給を停止する。老齢厚生年金についても、同様とする。

(注) 退職等年金給付の給付事由と1・2階部分の給付事由を一致されるべきかという問題が生じるが、

- ① 退職等年金給付と公的年金である1・2階部分の年金はそれぞれ独立している
- ② 厚生年金統合後の旧農林共済組合が支給する特例年金給付（職域部分）は、1・2階部分とは異なる事由による給付の支給を認めている
- ③ 民間の企業年金でもそのような制約はないことから、退職等年金給付においても1・2階部分との給付事由は一致しなくともよいこととする。

(参考)

○改正後の国家公務員共済組合法

(地方公務員等共済組合法との関係)

第二百二十六条の二 組合員が退職し、引き続き地方の組合の組合員となつたときは、長期給付に関する規定の適用については、その退職は、なかつたものとみなす。

- 2 組合員が地方の組合の組合員となつたときは、当該地方の組合を他の組合と、当該地方の組合の組合員を他の組合の組合員とそれぞれみなして、第三十七条第三項の規定を適用する。
- 3 組合員又は組合員であつた者が地方の組合の組合員となつたときは、連合会は、政令で定めるところにより、厚生年金保険給付積立金及び退職等年金給付積立金のうちその者に係る部分として政令で定めるところにより算定した金額を当該地方の組合（地方公務員等共済組合法第二十七条第一項に規定する全国市町村職員共済組合連合会を組織する地方の組合にあつては、当該全国市町村職員共済組合連合会）に移換しなければならない。
- 4 前三項に定めるもののほか、組合員又は組合員であつた者が地方の組合の組合員となつた場合におけるこの法律の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第二百二十六条の三 地方の組合の組合員であつた組合員に対するこの法律（第六章を除く。）の規定の適用については、その者の当該地方の組合の組合員であつた間組合員であつたものと、地方公務員等共済組合法の規定による給付はこの法律中の相当する規定による給付とみなす。ただし、長期給付に関する規定の適用については、地方公務員等共済組合法の長期給付に関する規定の適用を受けた地方の組合の組合員であつた間に限る。

- 2 前項に定めるもののほか、地方の組合の組合員であつた組合員に対するこの法律の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

○改正後の地方公務員等共済組合法

(国家公務員共済組合法との関係)

第四百三十三條 組合員が退職し、引き続き国の組合の組合員のうち、国家公務員共済組合法の長期給付に関する規定の適用を受ける者となつたときは、長期給付に関する規定の適用については、その退職はなかつたものとみなす。

2 組合員が国の組合の組合員となつたときは、当該国の組合を他の組合と、当該国の組合の組合員を他の組合の組合員と、それぞれみなして、第三十九条第三項の規定を適用する。

3 組合員又は組合員であつた者が国の組合の組合員となつたときは、元の組合（指定都市職員共済組合、市町村職員共済組合及び都市職員共済組合にあつては、市町村連合会）は、政令で定めるところにより、厚生年金保険給付積立金及び退職等年金給付積立金のうちその者に係る部分として政令で定めるところにより算定した金額を国家公務員共済組合連合会に移換しなければならない。

4 前三項に定めるもののほか、組合員又は組合員であつた者が国の組合の組合員となつた場合におけるこの法律の規定の適用について必要な事項は、政令で定める。

第四百四十四條 国の組合の組合員であつた組合員に対するこの法律（第六章を除く。）の規定の適用については、その者の当該国の組合の組合員であつた間組合員であつたものと、国家公務員共済組合法の規定による給付はこの法律中の相当する規定による給付とみなす。ただし、長期給付に関する規定の適用については、国家公務員共済組合法の長期給付に関する規定の適用を受けた国の組合の組合員であつた間に限る。

2 前項に定めるもののほか、国の組合の組合員であつた組合員に対するこの法律の規定の適用について必要な事項は、政令で定める。

○国家公務員共済組合法施行令

（組合員が地方の組合の組合員となつた場合の取扱い）

第四十七条 組合員又は組合員であつた者が、地方の組合の組合員となり地方公務員等共済組合法第四百四十四條の規定によりその者に係る退職共済年金又は障害共済年金が同法の規定による退職共済年金又は障害共済年金とみなされた場合には、長期給付に関する規定の適用については、当該みなされた退職共済年金又は障害共済年金は、退職共済年金又は障害共済年金に該当しないものとみなす。

第75条の5(受給権者の申出による支給停止)【新設】

- 一元化前国共済法第74条の2と同趣旨の規定を設ける。

(注) 一元化前国共済法第74条の2第1項ただし書は、年金額の一部が支給停止されているとき(企業に勤めており、46万円以上の収入がある場合など)は、残りの部分を停止することを、第2項はそのような年金額の支給停止が解除されたときの取扱いを規定している。また、第4項は他の法令との関係上、支給停止されていないとみなす必要のある他の法令の規定を政令委任。新制度は年金額の一部が支給停止されることはなく、また他の法令との調整も行わないので、今回はこのような規定は不要。

(参考) 現行の受給権者の申し出による支給停止は、平成16年改正法により平成19年4月に施行され、これまでの申し出実績は、平成19年から平成23年の5年間で54件である。

【第1項】

退職等年金給付は、その受給権者の申出により、その全額を停止することができる。

【第2項】

停止の申出は、将来に向かっていつでも撤回できる。一度支給を停止した場合も、支給期間中は停止をいつでも撤回できる。

【第3項】

政令委任規定

(政令のイメージ)

退職等年金給付の申出による具体的な支給停止の方法などについては、政令で定める。

現行では、国共済施行令第11条の7の2を規定しているが、今回は他制度との併給調整は行わないことから、現行と同様の政令は不要である。

(参考)

- 一元化前国共済法

(受給権者の申出による支給停止)

第七十四条の二 この法律による年金である給付(この法律の他の規定又は他の法令の規定によりその全額につき支給を停止されているものを除く。)は、その受給権者の申出により、その全額の支給を停止する。ただし、この法律の他の規定又は他の法令の規定によりその金額の一部につき支給を停止されているときは、停止されていない部分の金額の支給を停止する。

2 前項ただし書のその金額の一部につき支給を停止されている年金である給付について、この法律の他の規定又は他の法令の規定による支給停止が解除されたときは、同項本文の年金である給付の全額の支給を停止する。

3 第一項の申出は、いつでも、将来に向かって撤回することができる。

4 第一項又は第二項の規定により支給を停止されている年金である給付は、政令で定める法令の規定の適用については、その支給を停止されていないものとみなす。

7 第一項の規定による支給停止の方法その他前各項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で

定める。

○国共済施行令

(受給権者の申出により支給停止された年金である給付を支給停止されていないものとみなす法令の規定の範囲)

第十一条の七の二 法第七十四条の二第四項に規定する政令で定める法令の規定は、次に掲げる法令の規定とする。

- 一 法第七十九条第六項(法第八十七条第三項において準用する場合を含む。)
- 二 児童扶養手当法(昭和三十六年法律第二百三十八号)第四条第二項第二号ただし書及び第三項第二号ただし書
- 三 特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和三十九年法律第百三十四号)第三条第三項第二号ただし書及び第十七条第一号ただし書
- 四 恩給法等の一部を改正する法律(昭和五十一年法律第五十一号)附則第十四条の二第一項
- 五 特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律(平成十六年法律第百六十六号)第十六条ただし書
- 六 健康保険法施行令第三十八条ただし書(同条第四号に係る部分に限る。)
- 七 船員保険法施行令第五条ただし書(同条第四号に係る部分に限る。)
- 八 私立学校教職員共済法施行令第六条において準用する第十一条の三の九第二項(同項第四号に係る部分に限る。)及び同令第七条において準用する第十一条の七の四(同条第六号に係る部分に限る。)
- 九 厚生年金保険法施行令(昭和二十九年政令第百十号)第三条の七ただし書(同条第三号に係る部分に限る。)
- 十 第十一条の三の九第二項(同項第四号に係る部分に限る。)
- 十一 地方公務員等共済組合法施行令第二十三条の六第二項(同項第四号に係る部分に限る。)及び第二十五条の六(同条第四号に係る部分に限る。)
- 十二 国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令(昭和六十一年政令第五十四号)第二十八条ただし書(同条第四号に係る部分に限る。)
- 十三 平成十九年十月以後における旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法等の規定による年金の額の改定に関する政令(平成十二年政令第二百四十一号)第二条第七項(同項第三号に係る部分を除く。)
- 十四 平成十九年十月以後における旧私立学校教職員共済組合法の規定による年金等の額の改定に関する政令(平成十二年政令第三百四十一号)第三条第三項(同項第二号に係る部分に限る。)

(参考) 第81条の組合員である間の支給停止その他の支給停止に関する規定との間の適用関係

1. 第75条の4の規定は、受給権者が年金を辞退することを可能にするための規定である。この規定によらず受給権者の意思により裁定請求を行わない場合、年金受給の必要性が生じた時点で裁定請求を行うと時効消滅していない過去5年以内の年金が支払われてしまうことから、本規定を設けることとしたものである。
2. したがって、第81条に規定する支給停止を含め、他の支給停止に関する規定を適用した後、支給される年金がある場合に第75条の4第1項の規定に基づいて支給を停止する。

第75条の6(年金の支払の調整)【新設】

- 一元化前国共済法第74条の3と同趣旨の規定を設ける(第1・2項)。また、退職年金と公務障害年金の併給調整が行われる場合に、退職年金を選択して有期退職年金の一時金払いを受け取った後に、更に公務障害年金を選択することが可能となるが、これは掛金負担の主体に着目して1人1年金に限るという併給調整の趣旨に照らして適当ではないため、このようなケースでは支払われた一時金の額はその後支払われる公務障害年金の内払いとみなすこととする規定を設けることとする(第3項)。

【第1項】

1の退職等年金給付(以下「乙年金」という。)の受給権者が、他の退職等年金給付(以下「甲年金」という。)の受給権を取得したために乙年金の受給権が消滅した場合(例えば、公務障害年金について、2以上の障害を併合した際に、従前の年金権が消滅する場合(第86条第2項))、又は同一人に対して乙年金の支給を停止して甲年金を支給すべき場合(例えば、併給調整により乙年金の支給を停止する場合(第75条の4第1項))において、乙年金がすでに支払われてしまったときは、これを甲年金の内払いとみなす。

【第2項】

退職等年金給付の支給を停止又は減額すべき事由が生じたにもかかわらず、その支給が行われたときは、その後支払われる退職等年金給付の内払いとみなすことができることとする。

【第3項】

退職年金と公務障害年金の間では、退職年金を選択して有期退職年金の一時金払い(第79条の2第1項、第79条の3第2項及び第3項の一時金)を受けるとともに、公務障害年金の支給を受けることが可能となる。しかし、これは本人が負担した掛金から2つの給付を発生させることとなってしまう適当でないと考えられるため、このようなケースでは支払われた一時金の額は公務障害年金の支給の内払とみなすこととする。

ただし、一時金の支払を理由に公務障害年金が全額支給停止(その全額が内払に充てられる)となると、生活への支障が生じるケースも考えられることから、退職一時金の返還の方法(一時金の返還方法の1つとして、支給される年金額(月額)の1/2を上限に順次に返還することが認められている。)の例を参考に、支払われた一時金の額を、その後支給される公務障害年金の額(月額)の1/2を上限に順次充当していく方法によることとする。(→何回目かの公務障害年金の支給の際に内払いが解消することとなる。ただし、内払が解消する前に公務障害年金の受給権者が死亡したような場合は、それ以上の充当は困難であることから、その時点でこの債権債務関係は消滅することとなる。)

(参考)

- 一元化前国共済法

(年金の支払の調整)

第七十四条の三 この法律による年金である給付(以下この項において「乙年金」という。)の

受給権者がこの法律による他の年金である給付（以下この項において「甲年金」という。）を受ける権利を取得したため乙年金を受ける権利が消滅し、又は同一人に対して乙年金の支給を停止して甲年金を支給すべき場合において、乙年金を受ける権利が消滅し、又は乙年金の支給を停止すべき事由が生じた月の翌月以後の分として、乙年金の支払が行われたときは、その支払われた乙年金は、甲年金の内払とみなす。

- 2 年金の支給を停止すべき事由が生じたにもかかわらず、その停止すべき期間の分として年金が支払われたときは、その支払われた年金は、その後に支払うべき年金の内払とみなすことができる。年金を減額して改定すべき事由が生じたにもかかわらず、その事由が生じた月の翌月以後の分として減額しない額の年金が支払われた場合における当該年金の当該減額すべきであった部分についても、同様とする。

（退職一時金の返還）

第十二条の十二 次の各号に掲げる一時金である給付を受けた者が、退職共済年金又は障害共済年金（以下この条及び次条において「退職共済年金等」という。）の支給を受ける権利を有することとなつたときは、当該一時金として支給を受けた額に利子に相当する額を加えた額（以下この条において「支給額等」という。）に相当する金額を当該退職共済年金等を受ける権利を有することとなつた日の属する月の翌月から一年以内に、一時に又は分割して、連合会に返還しなければならない。

- 一 昭和四十二年度以後における国家公務員共済組合等からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律（昭和五十四年法律第七十二号）第二条の規定による改正前の国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）第八十条の規定による退職一時金（当該退職一時金とみなされる給付を含む。）
 - 二 昭和四十二年度以後における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律及び公共企業体職員等共済組合法の一部を改正する法律（昭和五十四年法律第七十六号）第二条の規定による改正前の公共企業体職員等共済組合法（昭和三十一年法律第三百三十四号）第五十四条の規定による退職一時金
- 2 前項に規定する者は、同項の規定にかかわらず、支給額等に相当する金額を当該退職共済年金等の額から控除することにより返還する旨を当該退職共済年金等を受ける権利を有することとなつた日から六十日を経過する日以前に、連合会に申し出ることができる。
 - 3 前項の申出があつた場合における支給額等に相当する金額の返還は、当該退職共済年金等の支給に際し、この項の規定の適用がないとしたならば支給されることとなる当該退職共済年金等の支給期月ごとの支給額の二分の一に相当する金額から、支給額等に相当する金額に達するまでの金額を順次に控除することにより行うものとする。この場合においては、その控除後の金額をもつて、当該退職共済年金等の額とする。
 - 4 第一項に規定する利子は、同項に規定する一時金の支給を受けた日の属する月の翌月から退職共済年金等を受ける権利を有することとなつた日の属する月までの期間に応じ、複利計算の方法によるものとし、その利率は、政令で定める。

第75条の7【新設】

- 一元化前国共済法第74条の4と同趣旨の規定を設ける。

【第1項】

退職等年金給付の受給権者が死亡したためその権利が消滅したにもかかわらず、その死亡の日の翌月以後の分として退職等年金給付の過誤払が行われた場合において、その過誤払を返還すべき者に支払うべき退職等年金給付があるときは、その過誤払に係る返還金はその者に支払うべき退職等年金給付から充当することができることとする。

(参考)

- 一元化前国共済法

第七十四条の四 この法律による年金である給付の受給権者が死亡したためその受ける権利が消滅したにもかかわらず、その死亡の日の属する月の翌月以後の分として当該年金である給付の過誤払が行われた場合において、当該過誤払による返還金に係る債権（以下この条において「返還金債権」という。）に係る債務の弁済をすべき者に支払うべきこの法律による年金である給付があるときは、財務省令で定めるところにより、当該年金である給付の支払金の金額を当該過誤払による返還金債権の金額に充当することができる。

第75条の8(死亡の推定)【新設】

- 一元化前国共済法第74条の5と同趣旨の規定を設ける。

【第1項】

死亡には、自然死のほか、法定死としての民法上の失踪宣告に該当するものが含まれる。この失踪宣告を家庭裁判所において受けるためには、一般失踪の場合は7年間、船舶沈没のような危難失踪の場合には1年間経過することが必要である(民法第30条、第31条)が、これらの期間を待っていると最も年金を必要とする時期には年金を受けられないという事態になりかねない。

このため、船舶等が事故を起こした場合又は船舶等に乗っていて行方不明となった場合については、事故の日又は行方不明となった日に死亡したものと推定するという死亡及びその時期の推定の特例を定めることとする。

(参考)

- 一元化前国共済法
(死亡の推定)

第七十四条の五 船舶が沈没し、転覆し、滅失し、若しくは行方不明となつた際現にその船舶に乗っていた組員若しくは組員であつた者若しくは船舶に乗っていてその船舶の航行中に行方不明となつた組員若しくは組員であつた者の生死が三月間わからない場合又はこれらの者の死亡が三月以内に明らかとなり、かつ、その死亡の時期がわからない場合には、遺族共済年金又はその他の長期給付に係る支払未済の給付の支給に関する規定の適用については、その船舶が沈没し、転覆し、滅失し、若しくは行方不明となつた日又はその者が行方不明となつた日に、その者は、死亡したものと推定する。航空機が墜落し、滅失し、若しくは行方不明となつた際現にその航空機に乗っていた組員若しくは組員であつた者若しくは航空機に乗っていてその航空機の航行中に行方不明となつた組員若しくは組員であつた者の生死が三月間わからない場合又はこれらの者の死亡が三月以内に明らかとなり、かつ、その死亡の時期がわからない場合にも、同様とする。

第75条の9(年金受給者の書類の提出等)【新設】

- 一元化前国共済法第75条と同趣旨の規定を設ける。

【第1項】

連合会は、退職等年金給付を支給する際に過誤払事故を防止するために必要な範囲内において、その支給を受ける者に対して、身分関係の移動、支給の停止及び障害の状態に関するその他の物件の提出を求めることができることとする。

なお、この項の規定により書類その他の物件の提出を求めることができるのは、実際に退職等年金給付の支給を受ける者に対してである。

【第2項】

連合会は、第1項の書類等の物件の提出を要求したにもかかわらずそれを拒否する理由(例えば、提出するように求められた書類がその者の権利を著しく侵害するおそれのある事項であることなど)がなく、これに応じない者があるときは、その者がこれに応ずるまでの間、退職等年金給付の支払いを差し求めることができることとする。(年金受給者に対する書類等の提出事務の実効性を担保するための裏付けとなる措置)

(参考)

- 一元化前国共済法

(年金受給者の書類の提出等)

第七十五条 連合会は、年金である給付の支給に関し必要な範囲内において、その支給を受ける者に対して、身分関係の移動、支給の停止及び障害の状態に関する書類その他の物件の提出を求めることができる。

- 2 連合会は、前項の要求をした場合において、正当な理由がなくてこれに応じない者があるときは、その者に対しては、これに応ずるまでの間、年金である給付の支払を差し止めることができる。

第75条の10（政令への委任） 【新設】

- 退職等年金給付の額の計算及び支給に関する事項については第3款（退職等年金給付）に定めるもののほか必要に応じて政令で規定することができるよう、包括的な政令委任規定を設ける。

規定の置き場所は、第3款第1目の通則の一番最後に、第75条の10として規定することとする。

（用例）

- 厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）

（政令への委任）

第七十八条の三十七 この章に定めるもののほか、二以上の種別の被保険者であつた期間を有する者に係る保険給付の額の計算及びその支給停止その他この法律の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第2目 退職年金

第76条(退職年金の種類)【新設】

- 退職年金は、終身退職年金と有期退職年金の2種類とする。(想定問13(29頁)参照)

【第1項】

退職年金は、支給期間を終身とするもの(終身退職年金)、240月とするもの(有期退職年金)の2種類とする。

「終身」は長生きリスクに対応が可能となるというメリットがあり、一方、「有期」は支払った掛金に応じて平等な年金額受け取ることができるというメリットがある。民間の企業年金の実態をみると、終身が約4割、有期が約5割となっている。(平成24年3月人事院調査結果)民間の実態をより反映するため、半分は「終身」、残り半分は「有期」とする年金の仕組みとすることとした。

数理計算上は、終身・有期を等価に設定する予定である。

【第2項】

有期退職年金の支給期間は、20年(240月)を基本するが、受給権者が連合会に支給期間短縮の申出を行えば10年(120月)も認めることとする。

民間の企業年金(有期年金)では、10年が約6割、20年が約2割となっている(平成24年3月人事院調査結果)。

【第3項】

支給期間を20年から10年にする申出は、給付事由から生じてから6月以内に退職年金の請求と同時にすることとし、支給開始後は支給期間の変更は行わないこととする。

支給期間の選択を6月以内に行うこととしているのは、支給期間が20年か10年か分からないままの状態が長期間にわたると、連合会において資金の管理上、その分を配慮する必要が出てくるため、6月以内に請求してもらうことにしたものである。

「6月」の例としては、生死又は所在が不明であった者の死亡が明らかになったときに、6月以内に請求があれば消滅時効にはかからないとする規定があり(第111条第3項)、これを参考にしたものである。

また、支給期間の選択を退職年金の支給の請求と同時にすることとしているのは、仮に年金の支給を決定してから一時金を選択することが可能になると、①給付事由が生じた日から6月間は権利関係が不安定のままとなること、②既に年金が支払われていれば、これをどう取扱うかなどの問題があること、③実務上も混乱を生じかねないことから、退職年金の支給の請求と同時に行わせることとする。

(用例)

「終身年金」「有期年金」

○所得税法施行令(昭和40年政令第96号)

(相続等に係る生命保険契約等に基づく年金に係る雑所得の金額の計算)

第百八十五条

- 二 その年に支払を受ける終身年金（その支払開始日において支払総額が確定していない年金のうち、終身の年金で契約対象者（年金の支払の基礎となる生命保険契約等においてその者の生存が支払の条件とされている者をいう。以下この項において同じ。）の生存中に限り支払われるものをいう。以下この項及び次項において同じ。）の額（第七号の規定により総収入金額に算入される金額を除く。）のうち次に掲げる終身年金の区分に応じそれぞれ次に定める金額は、その年分の雑所得に係る総収入金額に算入する。
- 三 その年に支払を受ける有期年金（その支払開始日において支払総額が確定していない年金のうち、有期の年金で契約対象者がその期間（以下この号及び次項第三号において「支払期間」という。）内に死亡した場合にはその死亡後の支払期間につき支払を行わないものをいう。以下この号及び次項第三号において同じ。）の額（第七号の規定により総収入金額に算入される金額を除く。）のうち…。

「終身」

- 確定給付企業年金法（平成13年法律第50号）
（年金給付の支給期間等）

第三十三条 年金給付の支給期間及び支払期月は、政令で定める基準に従い規約で定めるところによる。ただし、終身又は五年以上にわたり、毎年一回以上定期的に支給するものでなければならない。

- 会社法（平成17年法律第86号）
（任意退社）

第六百六条 持分会社の存続期間を定款で定めなかった場合又はある社員の終身の間持分会社が存続することを定款で定めた場合には、各社員は、事業年度の終了の時において退社をすることができる。この場合においては、各社員は、六箇月前までに持分会社に退社の予告をしなければならない。

2・3 （略）

第77条(退職年金の受給権者)【新設】

○ポイント

退職年金の支給要件を規定する。(想定問 14 (31頁)参照)

【第1項】

退職年金の支給要件を「1年以上引き続き組合員期間を有する者」が次のいずれの要件を満たしたときとする。

- ① 退職した後に65歳に達したとき(その者が組合員である場合を除く。)
- ② 65歳に達した後に退職したとき

「1年以上の組合員期間を有する者」としているのは、一元化前国共済法第77条第2項の職域部分の支給要件が1年以上の引き続き組合員期間を有する者としていたことを踏襲したものであり、また、新年金制度は退職後の生活を保障するための年金であることから、「退職」を要件としている。

(注) 「1年以上」 引き続き組合員期間とする理由

一元化前国共済法は、公務員制度の一環としての年金制度という性格も持っているために、公務の能率的運営に資するという観点から、公務員の身分上の制約等の特殊な立場を考え、職域年金部分を設けることとしたことから、最低1年以上の期間、当該職域に在籍し、かつ、定着することを目的に、その要件としていたものである。

新たな年金制度においても、公務員制度の一環としての年金制度という性格は変わらないため、最低1年以上の期間当該職域に在籍し、かつ、定着することを目的に、その要件とするものである。

「65歳以上」としているのは、厚生年金が65歳から支給開始されることとなっているように、一般に65歳を超えると稼働能力が低くなっていくと考えられることから「65歳以上」としている。

また、65歳以上の者であっても「退職」していなければ、退職年金の受給権は発生せず、引き続き掛金を負担することになる。

【第2項】

退職後、有期退職年金の受給権者となり、その支給期間が終了した者又は一時金の支給を受けた者は、第82条第2項第1号又は第2号の規定により、有期退職年金を受ける権利が消滅することとなるが、その者が再び組合員となった場合は、新たに掛金を負担し、給付算定基礎額(第78条第2項)を積み増していくこととなる。

しかし、第82条第2項の規定により、その者の有期退職年金を受ける権利は消滅してしまっているため、このままでは再び退職した後に積み増した給付算定基礎額に基づいて新たに有期退職年金の権利を発生させることができない。このため、再び退職して65歳となったときは、既に消滅した有期退職年金の組合員期間Aは再就職後の組合員Bには含まれないものとして取り扱い、組合員期間Bに基づく新たな有期退職年金の支給が行えるようにする。

「失った権利に係る組合員期間」とは、既に支給期間が終了した有期退職年金又は一時金の算定の基礎となった組合員期間A(1回目の退職以前の期間)のことを指す。

また、「この項の規定により支給する…」とは、一度、有期退職年金又は一時金の支給を受けて、その権利を失った者が再び組合員となり、退職後に組合員期間B(2回目の組合員期間)に係る有期退職年金の受給権を発生させる根拠規定は第77条第2項になることを規定している。

なお、「～権利を失った者が前項に規定する場合に該当するに至ったときは…」としているのは、整理退職の者が有期退職年金に相当する一時金を受けた(第79条の3)後、再び組合員となった場合に、その者が(早期退職制度によることなく)再び退職したときは、その者の有期退職年金の受給権は65歳に達した日に発生させる必要があるため、第1項と同様にこのように規定している。

(参考)

○一元化前国共済法

(退職共済年金の受給権者)

第七十六条 組合員期間を有する者が次の各号のいずれかに該当するときは、その者に退職共済年金を支給する。

一 組合員期間等(組合員期間、組合員期間以外の国民年金法第五条第二項に規定する保険料納付済期間、同条第三項に規定する保険料免除期間及び同法附則第七条第一項に規定する合算対象期間を合算した期間をいう。以下同じ。)が二十五年以上である者が、退職した後に組合員となることなくして六十五歳に達したとき、又は六十五歳に達した日以後に退職したとき。

二 退職した後に六十五歳に達した者又は六十五歳に達した日以後に退職した者が、組合員となることなくして組合員期間等が二十五年以上である者となつたとき。

2 前項に定めるもののほか、組合員が、次の各号のいずれにも該当するに至ったときは、その者に退職共済年金を支給する。

一 六十五歳以上であること。

二 一年以上の組合員期間を有すること。

三 組合員期間等が二十五年以上であること。

(退職共済年金の額)

第七十七条

2 一年以上の引き続く組合員期間を有する者に支給する退職共済年金の額は、前項の規定にかかわらず、同項の規定により算定した金額に次の各号に掲げる者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める金額を加算した金額とする。

一 組合員期間が二十年以上である者 平均標準報酬額の千分の $100 \cdot 96$ に相当する金額に組合員期間の月数を乗じて得た金額

二 組合員期間が二十年未満である者 平均標準報酬額の千分の $100 \cdot 548$ に相当する金額に組合員期間の月数を乗じて得た金額

(用例)

「権利を失った者」

○戦傷病者戦没者遺族等援護法(昭和27年法律第127号)

附 則（昭和 28 年法律第 181 号）

1～6 （略）

7 軍人軍属又は軍人軍属であつた者の父、母、祖父又は祖母のうち、この法律の施行前に婚姻（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情に入つていと認められる場合を含む。以下同じ。）したことにより第二十九条の規定により遺族年金の支給を受けることができなかつた者又は改正前の第三十一条の規定により遺族年金を受ける権利を失つた者で、その婚姻により氏を改めないもの（これらの者が婚姻した日以後この法律の施行前に第三十一条第一号から第四号までの一に該当した者を除く。）は、この法律の施行の際、遺族年金を受ける権利を取得するものとする。

8～23 （略）

「失つた権利」

○民事執行法（昭和 54 年法律第 4 号）

（代金納付による登記の囑託）

第八十二条 買受人が代金を納付したときは、裁判所書記官は、次に掲げる登記及び登記の抹消を囑託しなければならない。

一 買受人の取得した権利の移転の登記

二 売却により消滅した権利又は売却により効力を失つた権利の取得若しくは仮処分に係る登記の抹消

三 差押え又は仮差押えの登記の抹消

2～4 （略）

「含まれないとみなす」

○法人税法（昭和 40 年法律第 34 号）

（退職年金等積立金に対する法人税の特例）

第二十条 （略）

2・3 （略）

4 前項の場合において、平成二十四年四月一日以後同項の契約が継続しているときは、同日以後のこの法律その他租税に関する法令の規定の適用については、当該契約は、同項に規定する適格退職年金契約に含まれないものとみなす。ただし、当該契約について同日において第一号及び第二号又は第一号及び第三号に掲げる事実が生じている場合は、この限りでない。

一～三 （略）

第78条(終身退職年金の額)【新設】

○ポイント

終身退職年金の額の計算方法を規定している。

【第1項】

第七十八条 終身退職年金の額は、終身退職年金の額の算定の基礎となるべき額(以下「終身退職年金算定基礎額」という。)を、受給権者の年齢に応じた終身年金現価率で除して得た金額とする。

終身退職年金の額の算定式を規定している。

終身退職年金の額

＝終身退職年金算定基礎額／受給権者の年齢に応じた終身年金現価率

【計算例①】

終身退職年金算定基礎額：210.2万円

65歳到達日の終身年金現価率：18.5（仮定の数値）

年金額は次のように計算される。

$210.2 \text{万円} / 18.5 \approx 11.3621 \text{万円} \approx 113,600 \text{円}$

【第2項】

2 終身退職年金の給付事由が生じた日からその年の九月三十日(終身退職年金の給付事由が生じた日が九月一日から十二月三十一日までの間にあるときは、翌年の九月三十日)までの間における終身退職年金算定基礎額は、給付算定基礎額の二分の一に相当する額(組合員期間が十年に満たないときは、当該額に二分の一を乗じて得た額)とする。

第1項に規定する「終身退職年金算定基礎額」の内容を規定している。

「給付算定基礎額」の1/2が終身退職年金算定基礎額(組合員期間が10年未満のときは、その1/2)となる。これが、終身退職年金の年金原資のイメージになる。(残りの1/2は有期退職年金算定基礎額)

終身退職年金算定基礎額は、9月30日まで適用する。

「給付事由が生じた日が九月一日から十二月三十一日までの間にあるとき」と9月分を入れているのは、9月に給付事由が発生した場合、年金の支給は翌月の10月からとなるので、最初の9月に年金算定基礎額を算出する必要がないからである。

組合員期間が10年に満たないときは、給付算定基礎額の2分の1を算定の基礎にする。これは、公務員制度としての年金制度について規定している国家公務員法第107条第1項において、「職員が、相当年限忠実に勤務して退職した場合、公務に基く負傷若しくは疾病に基き退職した場合又は公務に基き死亡した場合におけるその者又はその遺族に支給する年金に関する制度」とされていることから、一定の長期間にわたり忠実に勤務して退職した場合の生活保障を行うことが、その趣旨であると考えられ、一定の長期間として、10年を一つの区切りとして、組合員期間が10年未満の場合には給付算定基礎額の2分の1とすることとする。

もともと保険料が労使折半であり、半分は本人負担、半分は国庫負担であることから2分の1の支給としても本人の掛金見合いと考えることもできる。

また、先般成立した年金機能強化法において、厚生年金の支給要件として、従来25年の期間が必要とされていたが、改正後は10年と短縮され、厚生年金が支給されるのは10年の保険料期間を満たしているのものであり、10年未満の場合には保険料を納めたとしても年金は支給されない扱いであり、退職等年金給付は10年未満の場合には、本人負担分の掛金見合い分である給付算定基礎額の2分の1を支給することとする。

【第3項】

3 終身退職年金の給与事由が生じた日の属する年(終身退職年金の給付事由の生じた日が九月一日から十二月三十一日までの間にあるときは、その翌年)以後の各年の十月一日から翌年の九月三十日までの間における終身退職年金算定基礎額は、当該各年の九月三十日における終身退職年金の額に同日において当該終身退職年金の受給権者の年齢に一年を加えた年齢の者に対して適用される終身年金現価率を乗じて得た額とする。

終身退職年金算定基礎額は、9月30日における終身退職年金の額に当該終身退職年金の受給権者の年齢に1を加えた年齢の終身年金現価率を乗じることとする。

この項の計算を行うことによって、仮想的な年金原資である終身退職年金算定基礎額は、年金の支給開始後はその残高が減少していくことになる。

具体的な計算は、下記を参照。

【計算例②一般的なケース】

終身年金現価率表(仮定の数値)

	65歳	66歳	67歳	…
A年	18.5	17.8	16.9	…
A+1年	18.8	18.2	17.4	…

(参考) 一般的には、金利水準の低下、平均余命の伸び等があった場合に、A年よりもA+1年の方が終身年金現価率が大きくなる。

○A年(65歳)10月からの年金額

終身退職年金算定基礎額：210.2万円

65歳到達日の終身年金現価率：18.5（仮定の数値）

$210.2 \text{万円} / 18.5 \doteq 11.3621 \text{万円} \doteq 113,600 \text{円}$

○A+1年(66歳)の終身退職年金算定基礎額 = $11.3621 \text{万円} \times 17.8$
 $\doteq \underline{202.2453 \text{万円}}$

したがって、A+1年(66歳)10月からの年金額は、次のように計算される。

$202.2453 \text{万円} / 18.2 \doteq 11.1123 \text{万円} \doteq 111,100 \text{円}$

（注）A年とA+1年の終身年金現価率が同率であれば、A+1年の年金額はA年の年金額と同額になるが、異なる場合は年金額も異なることとなる。

（用例）

「以後の各年の～月～日において」

○所得税法（昭和四十年法律第三十三号）

附 則（平成一〇年法律第二四号）

（特別修繕引当金に関する経過措置）

第十五条

3 平成十一年以後の各年の十二月三十一日において、個人の前年から繰り越された前項の資産に係る特別修繕引当金勘定の金額のうち特別の修繕の完了予定日として政令で定める日の属する年の十二月三十一日（同日が平成十一年十二月三十一日前である場合には、同日）の翌日から二年を経過したものがあつた場合には、その個人は、同項の規定にかかわらず、政令で定めるところにより、当該資産に係る特別修繕引当金勘定の金額を取り崩さなければならない。

「年齢に〇年を加えた年齢」

○自衛隊法施行令

附 則

3 昭和二十七年八月一日において旧警備隊の警備官であつた自衛官又は昭和二十七年十月十五日において旧保安隊の保安官であつた自衛官に対する第六十条の規定の適用については、その日におけるその者の年齢に二年を加えた年齢と別表第九に定める年齢といずれか多いものをもつてその者の停年とする。

【第4項】

4 第一項及び前項の規定の適用については、受給権者のその年の三月三十一日における年齢に一年を加えた年齢をその年の十月一日から翌年の九月三十日までの当該受給権者の年齢(第八十四条第一項及び第九十条第一項において単に「年齢」という。)とする。

第一項及び第三項に規定する「年齢」について定めた規定である。

3月31日の年齢を基準として、3月31日の年齢に1年を加えた年齢を10月1日から翌年の9月30日の年齢とする。

同じ学年に属する者は同じ年齢のグループとなる。誕生日が4月から9月までにある者が65歳になって退職年金の支給を受けるとき、誕生日から9月30日までの年金計算上の年齢は6

4歳となる。

終身退職年金の額の計算は、

算定基礎額／「年齢」に応じた年金現価率

となっている。

年金現価率は、後述するように、おおよそ各年齢の平均余命となっている。

毎年毎年、算定基礎額は小さくなるが、それと同時に「年齢の区分」が一年ずつ上がっていくので年金現価率(≒平均余命)も小さくなっていく。その結果、毎年の年金の額は大幅に変動しないこととなる。

【第5項】

5 各年の十月一日から翌年の九月三十日までの期間に適用されるべき第一項及び第三項に規定する終身年金現価率(第84条第1項及び第90条第1項において「終身年金現価率」という。)は、毎年九月三十日までに、基準利率、死亡率の状況及びその見通しその他政令で定める事情を勘案して終身にわたり一定額の年金額を支給することとした場合の年金額を計算するための率として、連合会の定款で定める。

第1項及び第3項の「終身年金現価率」の内容を規定している。

終身年金現価率とは、仮想的な年金原資(終身退職年金算定基礎額)を終身にわたり年金として延払いするための率であり、概ね平均余命と同じになるが、運用による利息が入ってくるので、その分だけ小さくなる。終身年金現価率は、年齢の区分に応じて、基準利率、死亡率の状況・将来の見通しなどを勘案して計算される。

○「基準利率、死亡率の状況及びその見通し」

終身年金現価率を定める際には、基準利率と、死亡率の現在の状況と将来の見通しを勘案する。

終身年金現価率は、1年に一度、9月30日までに決める(死亡率は財政再計算の時に決定され、基準利率(国債の利回り)は毎年一度決定)。

例えば、一年前と比べて基準利率が高くなった場合には、その分だけ配分できる資金が多くなるので、年金原価率は小さくなる。また、平均寿命が伸びた場合(皆が長生きになった場合)は、年金現価率は大きくなる。

終身年金現価率の計算にあたっては、年単位の基準利率(国債の利回り)を用いて計算し、システム改修などの作業を行うため、一定の期間が必要となる。このため、終身年金現価率の決定は毎年9月30日までにを行うこととする。

○「その他政令で定める事情を勘案して」

終身年金現価率の設定にあたっては、法律に規定されている「基準利率、死亡率の状況及びその見通し」に加えて、「国共済の退職等年金給付に係る将来にわたる均衡」「地共済の退職等年金給付に係る将来にわたる均衡」も勘案することを政令で定める予定。

これにより、国共済と地共済の年金現価率を揃えるための調整を行う。また、国・地方を通じた財政の均衡が黒字又は赤字の場合に、年金現価率の調整を行うこととする。(国共済及び地共済の財政の均衡を勘案することについては、【第6項】の下の(参考)を参照。)

○「連合会の定款で定める」

終身年金現価率は、毎年改正される予定である。連合会は、実際に退職年金の給付や掛金の徴収、積立金の運用を行うほか、再計算も行うことから、終身年金現価率は、連合会が定款で定めることとする。

定款の変更にあたっては、連合会に設置される運営審議会(委員の半数は、組合員を代表する者)の議が必要(第35条第5項)で、かつ、財務大臣の認可(第24条第2項、第6条第2項)及び総務大臣との協議(第24条第3項)が必要となっている。

終身年金現価率を連合会の定款で定めることによって、組合員を代表する者が委員になっている運営審議会の議を経ることになり、組合員の意見が反映されることになる。

退職等年金給付が、公務員相互の救済として行われるものであり、終身年金現価率によって退職年金の水準が決まってくることから、組合員の意見を反映させることが可能となる連合会の定款において終身年金現価率を定めることが適当である。

【第6項】

6 前各項に定めるもののほか、終身退職年金の額の計算に関し必要な事項は、財務省令で定める。

省令では、以下の事項を定める予定。

- ・ 連合会が終身年金現価率を定める時のガイドライン など

(参考) 国共済及び地共済の将来にわたる均衡を勘案することについて

- 新たな退職等年金給付においては、追加拠出リスクを抑えるために、キャッシュ・バランス方式を採用している。このため、給付算定基礎額の計算に当たっては、原則として国債利回りを基準利率とし利子分を積み上げることとしているほか、年金額についても毎年10月に年金現価率によって改定を行うなど、保守的な運営を行うこととしている。
- また、積立金はゼロから積み上げていくことになるため、一定程度の積立金が積み上がるまで当面の間は、更に、保守的な運営が必要となり、掛金率と付与率の設定に際しても、将来のリスクに備えて、ある程度のバッファーを見込むことが考えられる。(すなわち、掛金率は少し高めに、付与率は少し低めに設定する。)
- そうした保守的な運営を当面は続けた後、一定の積立金が積み上がってきた段階で、仮に実際に保有する積立金の額が将来の給付に必要な水準と比べて余剰がある場合、何らかの形で余剰金を分配する必要がある。
(民間のキャッシュ・バランス方式においては、基本的に事業主が保険料を支払っているため、将来の必要となる給付が減少すれば、その分だけ事業主の負担

が減るだけである。一方、今回新しく設けることにしている退職等年金給付においては、基準利率や年金現価率の設定についてはキャッシュ・バランス方式を採用しているが、保険料が労使折半となっているため、全体の収支に余剰金が出た際に、それを（事業主が召し上げるのではなく）何らかの形で分配する必要が出てくる。）

- その際、年金を受給している世代に余剰金を還元するためには、年金現価率を調整し、保険料を支払っている現役世代に余剰金を還元するためには、付与率又は掛金率を調整する必要がある。
- そのような観点から、改正案では、年金現価率（第78条第5項、第79条第5項）、付与率（第75条第2項）及び掛金率（第100条第4項）の各規定において、「その他政令で定める事情を勘案して」という文言を入れて、政令において「国共済の退職等年金給付に係る将来にわたる均衡」「地共済の退職等年金給付に係る将来にわたる均衡」も勘案することとしているところである。
- 仮に、国と地方のどちらかが黒字で、もう一方が赤字の場合は、両者の間で財政調整が行われることになる。国と地方の両方が黒字であれば、その黒字分を還元することになる。（国と地方の財政調整については、想定問答の問31を参照。）
- 更に、上記の説明は、全体の収支に余剰が発生した場合についてであるが、逆に全体の収支に不足が発生する可能性もある。例えば、積立金の運用が予定と比べて相当悪化した場合、年金受給者が見込みよりも長生きした場合、公務障害・公務遺族の発生が見込みよりも多くなった場合など、全体の収支が悪化し、積立金が不足する事態が生ずる可能性もある。
- このような場合には、逆に、年金現価率、付与率、掛金率をそれぞれ調整することによって、全体としての赤字を改善させていくことが必要になってくる。

（参考）再計算とパラメーターの調整について

- 再計算を実施する際には、具体的には以下の作業を行い、その上でパラメーター（掛金率、付与率、年金現価率）の調整を行う。

1. 将来見通しの前提条件の検討

以下の項目について、それぞれ過去の実績を踏まえつつ、将来の見通しを設定する。前提条件の設定に当たっては、関係者や専門家を交えた検討を行う。

	検 討 の 内 容
脱退率	過去数年間の実績の内容を分析し、特殊要因に基づくものを除く等により、最近の傾向を見出す。これに、今後の定員管理の方針など、将来影響を及ぼす可能性のあるものを加味して検討する。
賃金上昇率	公的年金の財政再計算で設定される賃金上昇率を参照し検討する。
死亡率	国立社会保障・人口問題研究所が5年に一度公表してい

	る「将来推計人口」や、それを踏まえて公的年金の財政再計算で設定される死亡率を参照し、また、公務員の死亡率の実績も踏まえて、検討する。
国債利回り	公的年金の財政再計算で導出される長期金利（国債利回り）を参照し検討する。
運用利回り	過去数年間の積立金の運用実績、現在保有する運用資産、今後の運用方針、公的年金の財政再計算で想定している今後の経済情勢等を踏まえて、検討する。
公務障害発生率 公務死亡率	過去数年間の実績の内容を分析し、特殊要因に基づくものを除く等により、最近の傾向を見出し、検討する。

2. 将来見通しのシミュレーションの実行

財政再計算の実施時点において、それまでに累積した給付算定基礎額や受給者の実績、積立金の実績をベースに、1. の前提条件に基づいて将来収支のシミュレーションを実行する。（1回目のシミュレーションでは、掛金率、付与率、年金現価率などは、変更しないものとして実行する。）

3. 将来見通しの結果に基づく財政状況の評価

シミュレーションの結果、将来にわたり収支がバランスしているかどうかを確認する。

4. 負担（掛金率）及び給付（付与率・年金現価率）の見直し

財政の不均衡が確認された場合には、掛金率、付与率、年金現価率を調整し、再びシミュレーションを実行し、財政状況の評価を行う。これを財政が均衡するまで繰り返す。その後、財政が均衡するような掛金率、付与率、年金現価率の組合せを見出し、これらの率をどのように設定するかについて、関係者や学識経験者を交えて検討を行う。検討結果を踏まえ、連合会の運営審議会の議を経て、定款に定める。

※関係者や学識経験者を交えた財政再計算の検討に関して、例えば、平成21年に国共済連合会が行った財政再計算では、組合員代表者や学識経験者を含む年金業務懇談会を3ヶ月にわたり5回開催し検討を行っている。

（参考）掛金率、付与率、年金現価率（予定死亡率）を5年に一度見直す理由

- 年金制度は、公務員の現役時代（40年間）に保険料を支払い、退職後の老後（20年～40年程度）に年金を受け取る。年金の財政においては、長期間にわたる収支がトータルとしてバランスしている必要がある。

医療保険のような短期給付の場合は、毎年度の収支をバランスさせることが基本となるが、年金のような長期給付の場合は、長期間にわたる収支をバランスさせることになる。

したがって、年金の財政においては、必ずしも毎年度、負担の水準（掛金率）

や給付の水準（付与率、年金現価率）を調整する必要があるわけではない。

- 掛金率、付与率、年金現価率の見直しを本格的に行うためには、上記に述べた財政再計算を行う必要があるが、財政再計算の前提条件のうち、死亡率の見直しについては5年に一度公表されている「将来推計人口」を参照したり、賃金上昇率及び国債利回りの見直しについては5年に一度実施されている公的年金の財政再計算における前提条件を参照したりすることとしているため、これとタイミングをあわせて実施することが効率的である。したがって、掛金率、付与率、年金現価率の見直しは基本的には5年に一度実施することを考えている。（基準利率が毎年改定されることに伴う年金現価率の見直しは毎年行われる。予定死亡率の改定や財政の均衡状況に伴う調整のための年金現価率の見直しは、基本的には5年に一度行われる。）
- ただし、財政再計算を行わない年においても、将来の収支バランスの状況は毎年度把握し、その結果、積立不足が一定限度を超えていることが判明すれば、5年を待たずに財政再計算を実施し、その結果を踏まえて、掛金率、付与率、年金現価率を変更することを考えている。

（参考）再計算を行い、掛金率、付与率、年金現価率の見直しを行うのであれば、それを条文上明らかにすべきではないか。

- 掛金率、付与率、年金現価率についての規定では、それぞれ「その他政令で定める事情」を勘案して率を定めることとしており、この「その他政令で定める事情」として「国共済の将来にわたる均衡」及び「地共済の将来にわたる均衡」を政令で定めることとしている。

（参考）

【付与率】

第七十五条

- 2 前項に規定する付与率は、組合員であつた者及びその遺族の適当な生活の維持を図るために必要な水準の退職等年金給付が行われることその他政令で定める事情を勘案して、連合会の定款で定める。

【終身年金現価率】

第七十八条

- 5 各年の十月一日から翌年の九月三十日までの期間に適用されるべき第一項及び第三項に規定する終身年金現価率（第八十四条第一項及び第九十条第一項において「終身年金現価率」という。）は、毎年九月三十日までに、基準利率、死亡率の状況及びその見直しその他政令で定める事情を勘案して終身にわたり一定額の年金額を支給することとした場合の年金額を計算するための率として、連合会の定款で定める。

【有期年金現価率】

第七十九条

- 5 各年の十月一日から翌年の九月三十日までの期間に適用されるべき第一項及び第三項に規定する有期年金現価率（以下第七十九条の四第一項第二号及び第八十一条第四項において「有期

年金現価率」という。)は、毎年九月三十日までに、基準利率その他政令で定める事情を勘案して支給残月数の期間において一定額の年金額を支給することとした場合の年金額を計算するための率として、連合会の定款で定める。

【掛金率】

第百条

- 4 退職等年金分掛金に係る前項の割合については、第七十五条第一項に規定する付与率を基礎として、公務障害年金及び公務遺族年金の支給状況その他政令で定める事情を勘案して、千分の七・五を超えない範囲で定めるものとする。

付与率・基準利率・年金現価率・掛金率の規定

		法律	政令	省令	定款
給付	付与率 (第75条第1項)	適当な生活の維持に必要な給付水準を勘案	国の財政均衡、地方の財政均衡も勘案	設定のガイドライン	財政再計算時に数値を規定(1.25%程度)、次の再計算まで適用
	基準利率(付利する利率) (第75条第3項)	国債利回りを基礎、積立金の運用状況(実績)及び見通し(予定利率)	地方の運用状況及び見通しも勘案	設定のガイドライン	毎年数値を規定
	終身年金現価率 (第78条第1項)	基準利率、死亡率等を勘案	国の財政均衡、地方の財政均衡も勘案	設定のガイドライン	毎年数値を規定(年齢別の表の形となる) (死亡率は財政再計算時に改定)
	有期年金現価率 (第79条第1項)	基準利率等を勘案	国の財政均衡、地方の財政均衡も勘案	設定のガイドライン	毎年数値を規定(残りの支給月数別の表の形となる)
財政運営	費用負担の原則(財政再計算等) (第99条第1項柱書き、同項第3号)	国と地方とを合わせて将来にわたり収支均衡、少なくとも5年ごとに再計算	—	<ul style="list-style-type: none"> ・どのような時に財政再計算を行うかを規定 ・計算の基礎率(利率、死亡率、脱退率、給与指数等)の基礎データ、作成方法等技術的事項を規定 	—
	掛金率 (第100条第4項)	付与率、公務障害等の支給状況等を勘案、上限を規定(0.75%)	国の財政均衡、地方の財政均衡も勘案	設定のガイドライン	財政再計算時に数値を規定(0.7%程度)、次の再計算まで適用

第79条(有期退職年金の額)【新設】

○ポイント

有期退職年金の額の計算方法を規定している。

【第1項】

第七十九条 有期退職年金の額は、有期退職年金の額の算定の基礎となるべき額(以下「有期退職年金算定基礎額」という。)を、支給残月数に応じた有期年金現価率で除して得た金額とする。

有期退職年金の額の算定式を規定している。

有期退職年金の額

= 有期退職年金算定基礎額 / 支給残月数に応じた有期年金現価率

【計算例③】

有期退職年金算定基礎額: 210.2 万円

65歳到達後日の有期年金現価率: 18.5 (仮定の計数)

年金額は次のように計算される。

$$210.2 \text{ 万円} / 18.5 \doteq 11.3621 \text{ 万円} \doteq 113,600 \text{ 円}$$

(類似例)

「支給残日数」

○雇用保険法(昭和49年法律第116号)

(訓練延長給付)

第二十四条

- 2 公共職業安定所長が、その指示した公共職業訓練等を受ける受給資格者(その者が当該公共職業訓練等を受け終わる日における基本手当の支給残日数(当該公共職業訓練等を受け終わる日の翌日から第四項の規定の適用がないものとした場合における受給期間(当該期間内の失業している日について基本手当の支給を受けることができる期間をいう。以下同じ。))の最後の日までの間に基本手当の支給を受けることができる日数をいう。以下この項及び第四項において同じ。))が政令で定める日数に満たないものに限り、政令で定める基準に照らして当該公共職業訓練等を受け終わつてもなお就職が相当程度に困難な者であると認めたものについては、同項の規定による期間内の失業している日について、所定給付日数を超えてその者に基本手当を支給することができる。この場合において、所定給付日数を超えて基本手当を支給する日数は、前段に規定する政令で定める日数から支給残日数を差し引いた日数を限度とするものとする。

【第2項】

- 2 有期退職年金の給付事由が生じた日からその年の九月三十日(有期退職年金の給付事由の生じた日が九月一日から十二月三十一日までの間にあるときは、翌年の九月三十日)までの間における有期退職年金算定基礎額は、給付算定基礎額の二分の一に相当

する額(組合員期間が十年に満たないときは、当該額に二分の一乗じて得た額)とする。

第一項に規定する「有期退職年金算定基礎額」の内容を規定している。

前条(第78条)第2項に規定する「給付算定基礎額」の1/2が有期退職年金算定基礎額となる。これが有期退職年金の年金原資のイメージになる。(残りの1/2は終身退職年金算定基礎額)

終身退職年金算定基礎額は、給付事由が生じた日から9月30日まで適用する。

「給付事由が生じた日が九月一日から十二月三十一日までの間にあるとき」と9月分を入れているのは、9月に給付事由が発生した場合、年金の支給は翌月の10月からとなるので、最初の9月に年金算定基礎額の算出を行う必要がないからである。

組合員期間が10年に満たないときは、年金算定基礎額を2分の1とする。(これについては、第78条第2項を参照)

【第3項】

3 有期退職年金の給付事由が生じた日の属する年(有期退職年金が給付事由の生じた日が九月一日から十二月三十一日までの間にあるときは、その翌年)以後の各年の十月一日から翌年の九月三十日までの間における有期退職年金算定基礎額は、当該各年の九月三十日における有期退職年金の額にその年の十月一日における当該有期退職年金の支給残月数に相当する月数に対してその年の九月三十日において適用される有期年金現価率を乗じて得た額とする。

有期退職年金算定基礎額は、9月30日における有期退職年金の額に10月1日の支給残月数に応じた9月30日の有期年金現価率を乗じることとする。

この項の計算を行うことによって、仮想的な年金原資である有期退職年金算定基礎額は、年金の支給開始後はその残高が減少していくことになる。

具体的な計算は、下記を参照

【計算例④】

有期年金現価率表(仮定の数値…支給期間240月を選択)

	支給1年目 (240月)	支給2年目 (228月)	支給3年目 (216月)	…
A年	18.5	17.8	16.9	…
A+1年	18.8	18.2	17.4	…

(参考) 一般的には、金利水準の低下等があった場合に、A年よりもA+1年の方が終身年金現価率が大きくなる。

○A年(65歳)10月からの年金額

有期退職年金算定基礎額: 210.2万円

65歳到達後日の有期年金現価率：18.5（仮定の数値）

$210.2 \text{ 万円} / 18.5 \doteq 11.3621 \text{ 万円} \doteq 113,600 \text{ 円}$

○A+1年(支給2年目)の有期退職年金算定基礎額に相当する額

$= 11.3621 \text{ 万円} \times 17.8 \doteq 202.2453 \text{ 万円}$

したがって、A+1年(支給2年目) 10月からの年金額は、次のように計算される。

$202.2453 \text{ 万円} / 18.2 \doteq 11.1123 \text{ 万円} \doteq 111,100 \text{ 円}$

(注) A年とA+1年の有期年金現価率が同率であれば、A+1年の年金額はA年の年金額と同額になるが、異なる場合は年金額も異なることとなる。

【第4項】

4 第一項及び前項に規定する支給残月数(次項において「支給残月数」という。)は、有期退職年金の給付事由が生じた日からその年の九月三十日(有期退職年金の給付事由が生じた日が九月一日から十二月三十一日までの間にあるときは、翌年の九月三十日)までの間においては二百四十月(第七十六条第二項に規定する申出があつた場合は百二十月。以下この項、第七十九条の四第一項第二号及び第八十一条第四項において同じ。)とし、同日以後の各年の十月一日から翌年九月三十日までの間においては二百四十月から当該給付事由が生じた日の属する月の翌月から当該各年の九月までの月数を控除した月数とする。

第1項及び第3項に規定する「支給残月数」を定めた規定である。

有期退職年金の給付事由が生じた月から9月30日までの支給残月数は、支給期間の月数(240月又は120月)とし、その後10月1日から翌年9月30日までの支給残月数は有期退職年金の支給期間の月数(240月又は120月)から給付事由が生じた月から9月までの月数を控除した月数とする。

【第5項】

5 各年の十月一日から翌年の九月三十日までの期間に適用されるべき第一項及び第三項に規定する有期年金現価率(第七十九条の四第一項第二号及び第八十一条第四項において「有期年金現価率」という。)は、毎年九月三十日までに、基準利率その他政令で定める事情を勘案して支給残月数の期間において一定額の年金額を支給することとした場合の年金額を計算するための率として、連合会の定款で定める。

第1項及び第3項に規定する「有期年金現価率」の内容を規定している。

有期年金現価率とは、仮想的な年金原資(有期退職年金算定基礎額)を支給期間にわたり年金として支払いするための率であり、概ね支給残月数(一年数換算)と同じになるが、運用による利息が入ってくるので、その分だけ小さくなる。

○「基準利率」

有期年金現価率を定める際に、基準利率を勘案する。

有期年金現価率の計算にあたっては、年単位の基準利率(国債の利回りなど)を用いて計算し、システム改修などの作業を行うため、一定の期間が必要となる。このため、有期年金現価率の改定は、毎年9月30日までに行うこととする。

○「その他政令で定める事情を勘案して」

有期年金現価率の設定にあたっては、法律に規定されている「基準利率」に加えて、「国共済の退職等年金給付に係る将来にわたる均衡」「地共済の退職等年金給付に係る将来にわたる均衡」も勘案することを政令で定める予定。

これにより、国共済と地共済の年金現価率を揃えるための調整を行う。また、国・地方を通じた財政の均衡が黒字又は赤字の場合に、年金現価率の調整を行うこととする。

(国共済及び地共済の財政の均衡を勘案することについては、第78条【第6項】の下の(参考)を参照。)

○「連合会の定款で定める」

有期年金現価率についても、連合会の定款で定めることとする。

(連合会の定款で定めることについては、第78条第5項(終身年金現価率)の「連合会の定款で定める」を参照。)

【第6項】

6 前各項に定めるものほか。有期退職年金の額の計算に関し必要な事項は、財務省令で定める。

省令では、以下の事項を定める予定。

- ・ 連合会が有期年金現価率を定める時のガイドライン など

第79条の2(有期退職年金相当額に代わる一時金)【新設】

○ポイント

有期退職年金の受給権者が退職年金の請求をする際に、有期退職年金を一時金として受給することを選択したときは、その者に有期退職年金算定基礎額に相当する金額を一時金として支給する。民間の企業年金でも一時金で受給する選択肢があることを考慮して、このような措置を設ける。

※ 民間の企業年金において選択一時金制度が設けられている割合は、全体では約76%、確定給付企業年金(基金型)では約93%となっている。(平成24年3月人事院調査結果)

【第1項】

有期退職年金の受給権者は、給付事由の生じた月から6月以内に一時金の支給を連合会に請求することができる。

【第2項】

一時金の請求は、退職年金の請求と同時にを行う必要がある。

【第3項】

一時金の請求があった場合には、有期退職年金に相当する金額を一時金として支給する。この場合には、有期退職年金は支給しない。

【第4項】

前項の規定による一時金の支給は、有期退職年金の支給とみなす。これにより、この一時金は有期退職年金としてこの法律の規定(例えば、支払未済給付や給付金から控除など)が適用されることになる。(想定問20(47頁)参照)

ただし、第77条(退職年金の受給権者)、第79条(有期退職年金の額)、第82条第2項(有期退職年金の失権)については、有期退職年金の支給方法や額を定めている規定であるので適用しない。

有期退職年金を受けるとする権利は、第82条第2項第2号の規定により、一時金の支給を請求したときに消滅する。一時金を有期退職年金とみなして、この給付の規定を適用することとする際に、第82条第2項を除くこととしているのは、元々の有期退職年金を受けるとする権利は上記のとおり一時金の請求をしたときに消滅し、有期退職年金とみられる一時金は支給されることにより、当然に受けるとする権利は消滅することになるので、わざわざ第82条第2項を適用するまでもないからである。

(参考)

○国家公務員共済組合法(昭和33年法律第128号)

(時効)

第百十一条

3. 時効期間の満了前六月以内において、次に掲げる者の生死又は所在が不明であるためにその者に係る遺族給付の請求をすることができない場合には、その請求をすることができることとなつた日から六月以内は、当該権利の消滅時効は、完成しないものとする。

一・二 (略)

第79条の3(整理退職の場合の一時金)【新設】

○ポイント

一年以上の引き続き組合員期間を有する者であって、65歳未満のものうち、整理退職者に対して有期退職年金に見合う一時金を前倒して支給することができる措置を設ける。(想定問21(51頁)参照)

「65歳未満」は、附則第14条において当分の間「60歳未満」としている。

【第1項】

一年以上の引き続き組合員期間を有する者であって65歳未満であるものうち、退職手当法第5条第1項第2号の退職者は、一時金の支給を連合会に請求することができる。

「65歳未満」は、附則第14条において当分の間「60歳未満」としている。

退職手当法第5条第2号の退職者とは、官制若しくは定員の改廃又は予算の減少により免職された者である。

整理退職の者は、本人の予期せぬ事情により退職せざるを得なくなった者であり、退職手当法においても本人の勤続期間の長短にかかわらず退職手当の割増し措置の対象となっており、相対的に最も高い割合で退職手当の計算を行うこととされている。

このように組織の改廃により免職処分を受けて退職する者に対しては、次の職が見つかるまでの間、現金が必要になる可能性が高く、かつ、その退職理由に鑑み、共済制度においても特段の配慮措置を講ずる必要性が高いことから、本人の請求に応じて、退職年金のうち有期年金部分について一時金として前倒して支給することができることとするものである。

また、一時金の請求できる期限は、退職してから6ヶ月以内としている。一時金の支給は、退職の理由に鑑みて設けられる特別の措置であることから、退職した日から一定期間が経過した後は、特別措置を講ずる必要性は低くなるものと考え、請求できる期間は6ヶ月以内としている。

【第2項】

一時金の額は、給付算定基礎額の1/2とし、給付算定基礎額については、整理退職した日までの期間で算定を行うこととする。

また、通常の年金の額の算定に当たっては、組合員期間が10年未満の場合、2分の1の額とされているが、整理退職の者の一時金の額の算定に当たっては、本人の意図にかかわらず免職されるものであることから、組合員期間が10年未満であっても2分の1としないこととしている。

【第3項】

整理退職で一時金の支給を受けた者が、その後再就職して組合員となり、その後再び整理退職により一時金の請求をする場合の取扱いを規定することとする。

国共済と地共済の加入期間は通算されているため、例えば地共済の組合員が整理退職により第79条の3第1項と同様の法令の規定により一時金の請求をした者が、その後国共済の組合員となり再び整理退職により一時金の請求をするようなケースも考えられる。

従って、被用者年金一元化法附則第14条第1項の規定を参考に、「同項の請求」の後に「(他の法令の規定で同項の規定に相当するものに基づく請求を含む。)」を規定することとする。また、「同項の規定」の後に「(他の法令の規定で同項の規定に相当するものとして政令で定めるものを含む。)」を規定することとする。

(注)政令では、第79条の3と同様の規定を設ける予定の地共済法の規定を定めることとする。

(参考)

○被用者年金一元化法（平成二十四年法律第六十三号）

附 則

第十四条 厚生年金保険法による老齢厚生年金の受給権者（附則第十六条に規定する者を除く。）であつて、改正前国共済法の規定による退職共済年金その他の退職を支給事由とする年金たる給付であつて政令で定めるものの受給権者（昭和二十五年十月一日以前に生まれた者に限る。）であるものについて、改正後厚生年金保険法第四十六条第一項及び第五項の規定を適用する場合においては、同条第一項中「老齢厚生年金の額（第四十四条第一項に規定する加給年金額及び第四十四条の三第四項に規定する加算額を除く。以下この項において同じ）」とあるのは「老齢厚生年金等の額の合計額（当該老齢厚生年金の額と被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号）附則第十四条第一項の政令で定める年金たる給付の額との合計額をいい、第四十四条第一項の規定又は他の法令の規定で同項の規定に相当するものとして政令で定めるものに規定する加給年金額及び第四十四条の三第四項の規定又は他の法令の規定で同項の規定に相当するものとして政令で定めるものに規定する加算額を合算して得た額を除く」と、「控除して得た額」とあるのは「控除して得た額に当該老齢厚生年金の額（第四十四条第一項に規定する加給年金額及び第四十四条の三第四項に規定する加算額を除く。以下この項において同じ。）を十二で除して得た額を基本月額で除して得た数を乗じて得た額」とするほか、同条の規定の適用に関し必要な読替えその他必要な事項は、政令で定める。

【第4項】

前項の規定による一時金の支給は、有期退職年金の支給とみなす。これにより、前二条と同様に、この一時金は有期退職年金としてこの法律の規定（例えば、支払未済給付や給付金から控除など）が適用されることになる。

ただし、第77条（退職年金の受給権者）、第79条（有期退職年金の額）及び第82条第2項（有期退職年金の失権）については、有期退職年金の支給方法や額を定めている規定であるので適用しない。

【第5項】

連合会は、一時金の請求者が国家公務員退職手当法第5条第1項第2号に掲げる者であ

るかどうかを確認する必要がある、必要に応じてその者の退職に関する資料の提供を求めることができる旨を規定している。

この場合、連合会が資料を求める相手方について、懲戒権者を想定しており、国家公務員退職手当法第5条第1項第2号に掲げる者の退職は任命権者が行うことから、「公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律(以下「派遣法」という。)」第10条第1項の規定をぶりを参考にして規定することとする。

なお、任命権者については、国共済法第124条の2第1項で「任命権者若しくはその委任を受けた者」としており、派遣法第2条第1項でも「任命権者(任命権者及びその委任を受けた者をいう。)」としていることを踏まえて、「任命権者又はその委任を受けた者」と規定することとする。

(参考)

○公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律(平成十二年法律第五十号)

(職員の派遣)

第二条 任命権者(地方公務員法第六条第一項に規定する任命権者及びその委任を受けた者をいう。以下同じ。)は、次に掲げる団体のうち、その業務の全部又は一部が当該地方公共団体の事務又は事業と密接な関連を有するものであり、かつ、当該地方公共団体がその施策の推進を図るため人的援助を行うことが必要であるものとして条例で定めるもの(以下この項及び第三項において「公益的法人等」という。)との間の取決めに基づき、当該公益的法人等の業務にその役職員として専ら従事させるため、条例で定めるところにより、職員(条例で定める職員を除く。)を派遣することができる。

(特定法人の業務に従事するために退職した者の採用)

第十条 任命権者と特定法人(当該地方公共団体が出資している株式会社のうち、その業務の全部又は一部が地域の振興、住民の生活の向上その他公益の増進に寄与するとともに当該地方公共団体の事務又は事業と密接な関連を有するものであり、かつ、当該地方公共団体がその施策の推進を図るため人的援助を行うことが必要であるものとして条例で定めるものをいう。以下同じ。)との間で締結された取決めに定められた内容に従って当該特定法人の業務に従事するよう求める任命権者の要請に応じて職員(条例で定める職員を除く。)が退職し、引き続き当該特定法人の役職員として在職した後、当該取決めで定める当該特定法人において業務に従事すべき期間が満了した場合又はその者が当該特定法人の役職員の地位を失った場合その他の条例で定める場合には、地方公務員法第十六条各号(第三号を除く。)の一に該当する場合(同条の条例で定める場合を除く。)その他条例で定める場合を除き、その者が退職した時就いていた職又はこれに相当する職に係る任命権者は、当該特定法人の役職員としての在職に引き続き、その者を職員として採用するものとする。

○国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第二百二十八号)

(公庫等に転出した継続長期組合員についての特例)

第二百二十四条の二 組合員(長期給付に関する規定の適用を受けない者を除く。)が任命権者若しくはその委任を受けた者の要請に応じ、引き続いて沖縄振興開発金融公庫その他特別の法律により設立された法人でその業務が国若しくは地方公共団体の事務若しくは事業と密接な関連を有するもののうち政令で定めるもの(第四項において「公庫等」という。)に使用される者(役員及び常時勤務に服することを要しない者を除く。以下「公庫等職員」という。)となるため退職した場合(政令で定める場合を除く。)又は組合員(長期給付に関する規定の適用を受けない者を除く。)が任命権者若しくはその委任を受けた者の要請に応じ、引き続いて沖縄振興開発金融

公庫その他特別の法律により設立された法人でその業務が国の事務若しくは事業と密接な関連を有するものうち政令で定めるもの（同項において「特定公庫等」という。）の役員（常時勤務に服することを要しない者を除く。以下「特定公庫等役員」という。）となるため退職した場合（政令で定める場合を除く。）には、長期給付に関する規定の適用については、別段の定めがあるものを除き、その者の退職は、なかつたものとみなし、その者は、当該公庫等職員又は特定公庫等役員である期間引き続き転出（公庫等職員又は特定公庫等役員となるための退職をいう。以下この条において同じ。）の際に所属していた組合の組合員であるものとする。この場合においては、第百二条第一項中「各省各庁の長（環境大臣を含む。）、特定独立行政法人又は職員団体」とあり、及び「国、特定独立行政法人又は職員団体」とあるのは「公庫等又は特定公庫等」と、「第九十九条第二項（同条第五項から第七項までの規定により読み替えて適用する場合を含む。）」とあるのは「第九十九条第二項」と、同条第四項中「職員団体」とあるのは「公庫等又は特定公庫等」とする。

【第6項】

一時金に関する政令委任規定である。

政令には、具体的な一時金の算定方法を規定する予定である。

（参考）

○今回改正後の国家公務員退職手当法

（二十五年以上勤続後の定年退職等の場合の退職手当の基本額）

第五条 次に掲げる者に対する退職手当の基本額は、退職日俸月額に、その者の勤続期間の区分ごとに当該区分ごとに応じた割合を乗じて得た額の合計額とする。

一 二十五年以上勤続し、国家公務員法第八十一条の二第一項の規定により退職した者（同法第八十一条の三第一項の期限又は同条第二項の規定により延長された期限の到来により退職した者を含む。）又はこれに準ずる他の法令の規定により退職した者

二 国家公務員法第七十八条第四号（裁判所職員臨時措置法において準用する場合を含む。）、自衛隊法第四十二条第四号又は国会職員法第十一条第一項第四号の規定による免職の処分を受けて退職した者

三 第八条の二第五項に規定する認定（同条第一項第二号に係るものに限る。）を受けて同条第八項第三号に規定する退職すべき期日に退職した者

四 公務上の傷病又は死亡により退職した者

五 二十五年以上勤続し、その者の事情によらないで引き続いて勤続することを困難とする理由により退職した者で政令で定めるもの

六 二十五年以上勤続し、第八条の二第五項に規定する認定（同条第一項第一号に係るものに限る。）を受けて同条第八項第三号に規定する退職すべき期日に退職した者

2・3 （略）

（定義）

第十一条 この章において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 （略）

二 退職手当管理機関 退職（この法律その他の法律の規定により、この法律の規定による退職手当を支給しないこととしている退職を除く。以下この章において同じ。）の日におけるイからホまでに掲げる職員の区分に応じ、それぞれイからホまでに定める機関をいう。ただし、ホに定める機関が当該職員の退職後に廃止された場合における当該職員については、当該職員の占めていた職（当該職が廃止された場合にあつては、当該職に相当する職）を占める職員に対し懲戒免職等処分を行う権限を有する機関（当該機関がない場合にあつては、懲戒免職等処分及びこの章の規定に基づく処分の性質を考慮して政令で定める機関）をいう。

- イ 国会職員法（昭和二十二年法律第八十五号）第一条第一号に規定する各議院事務局の事務総長 両議院の議長が両議院の議院運営委員会の合同審査会に諮つて定める機関
- ロ 裁判官 最高裁判所
- ハ 検査官 会計検査院
- ニ 人事官 人事院
- ホ イからニまでに掲げる者以外の職員 国家公務員法その他の法令の規定（国家公務員法第八十四条第二項（裁判所職員臨時措置法（昭和二十六年法律第二百九十九号）において準用する場合を含む。）を除く。）により当該職員の退職の日において当該職員に対し懲戒免職等処分を行う権限を有していた機関（当該機関がない場合にあつては、懲戒免職等処分及びこの章の規定に基づく処分の性質を考慮して政令で定める機関）

○国家公務員法

（本人の意に反する降任及び免職の場合）

第七十八条 職員が、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するときは、人事院規則の定めるところにより、その意に反して、これを降任し、又は免職することができる。

- 一 人事評価又は勤務の状況を示す事実を照らして、勤務実績がよくない場合
- 二 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合
- 三 その他その官職に必要な適格性を欠く場合
- 四 官制若しくは定員の改廃又は予算の減少により廃職又は過員を生じた場合

第79条の4(遺族に対する一時金)【新設】

○ポイント

有期退職年金は一定の支給期間(20年又は10年)内の給付を行うものである。このため、組合員又は組合員であった者(有期退職年金の受給権者を含む。)が支給期間が終了する前に死亡した場合(まだ有期退職年金が支給されていない場合を含む。)は、その者の遺族に残りの支給期間に係る有期退職年金算定基礎額に相当する額を一時金として支給することとする。民間の企業年金でも保証期間に係る遺族への一時金支給があることを考慮して、このような措置を設ける。(想定問22(54頁)参照)

【第1項】

組合員又は組合員であった者(有期退職年金の受給権者を含む。)がその支給期間が終了する前に死亡した場合、有期退職年金の残りの支給期間に係る有期退職年金算定基礎額に相当する金額を一時金として支給する。

この場合の一時金の額は、死亡した者が、

- ① 退職年金の受給権者(第三号に掲げる場合を除く)であったときは、既に年金が支給されており、その者の有期退職年金算定基礎額も支給期間に応じて減少しているので、その者の死亡の日における支給残期間に見合った有期退職年金算定基礎額に相当する金額を支給(第2号)
- ② 在職中で有期退職年金の受給権者であったときは、その者の死亡した日における有期退職年金算定基礎額に相当する額として政令で定めるところにより計算した額を支給(第3号)
- ③ 第二号及び第三号に掲げる場合以外の場合であったときは、まだ退職年金の支給が始まっていないので、その者の死亡の日における給付算定基礎額(組合員期間が10年未満の場合はその二分の一の額)の二分の一に相当する金額を支給(第1号)

また、組合員である者(現役の公務員)が死亡した場合については、組合員期間が10年未満であっても給付算定基礎額を1/2にしないが、組合員であった者(退職した者)が死亡し、かつ、組合員期間が10年未満の場合には給付算定基礎額を1/2とすることとする。

【第2項】

第75条第1項中「退職等年金給付の給付事由が生じた日」を読み替えて、「一年以上の引き続き組合員期間を有する者が死亡した日」と、「当該給付事由が生じた日」を読み替えて、「その者が死亡した日」とし、第3項中「退職等年金給付の給付事由が生じた日」を読み替えて、「その者が死亡した日」とし、給付算定基礎額については、組合員が死亡した日までの期間で算定を行うこととする。

【第3項】

第1項の規定により一時金の支給を受ける者が、同項に規定する者の死亡により公務遺族年金の支給も受けることができるときは、当該支給を受ける者の選択により、いずれかを支給し、他は支給しないこととする。

これは、掛金を支払っていたのは死亡した組合員又は組合員であった者一人であり、掛金負担の主体に着目した1人1年金の原則に従い併給調整を行うこととする。

【第4項】

第1項の規定による一時金の支給は、有期退職年金の支給とみなす。これにより、前二条と同様に、この一時金は有期退職年金としてこの法律の規定(例えば、支払未済給付や給付金から控除など)が適用されることになる。

ただし、第77条(退職年金の受給権者)、第79条(有期退職年金の額)及び第82条第2項(有期退職年金の失権)については、一時金を支給することになるので、有期年金の支給額を定めた規定には適用しない。

第80条(支給の繰下げ)【新設】

○ポイント

退職後の年金受給者の多様なライフ・スタイルに対応するため、原則65歳から支給されている退職年金給付について、本人の申出があった場合は70歳まで支給の繰下げができるようにする。

支給の繰下げは事務が繁雑にならないよう、終身退職年金と有期退職年金は一体のものとして行うこととする。また、現行では、2階部分と3階部分(職域部分)は一体のものとして連動していたが、新制度では退職等年金給付は2階部分と切り離された独自の給付であるので、連合する仕組みとしない。

【第1項】

- (1) 退職年金(終身退職年金+有期退職年金)の受給権者であって、その請求をしていないものは、70歳になる日の前日までに、退職年金の支給繰下げの申出をすることができる。この場合、申出のあった日の属する月まで給付算定基礎額に利子が付されることとなり、65歳から受給する場合より利子分だけ給付算定基礎額が増加する(繰下げの申出をしない者は、利子が付されるのは給付事由が生じた日の前日の属する月まで)ことになり、年金の支給額は増える。ただし、運用を個人が行ったか、連合会が行ったかの違いであり、65歳からの支給額と繰下げを行った支給額の経済的価値は同じである。

なお、終身退職年金については、受給を開始するときの終身退職年金算定基礎額を、その年齢の区分に応じた終身年金現価率で除して得た額となるが、年齢が上がれば、その分年金現価率は下がるので、年金額そのものは65歳から受給する場合に比べて高くなる。

- (2) 一元化前国共済法第78条の2第1項では、繰下げの申出ができる者を「受給権を取得した日から1年を経過するまでに請求をしていなかった者」としている。これは、繰下げを申し出た場合は年金額には割増加算が行われることから、繰下げの意思を確認する趣旨で「1年間請求を行わなかったこと」を要件としているもの。

今回の退職年金は給付算定基礎額を年金現価率で除して得た額を年金として支給する仕組みであり、繰下げを行ったからといって共済年金のような特別の加算が行われる訳ではない。しかし、いつまでも権利関係が決まらない状況にあることは好ましくなく、①消滅時効は5年であり、②厚生年金の支給繰下げによる加算も5年分しか認めていないことから、70歳に達する日の前日までに繰下げの意思を確認することとする。

- (3) また、一元化前国共済法第78条の2第1項ただし書は、繰下げの申出をしようとする者が障害共済年金などの受給権者であるときは、併給調整により障害共済年金を受給し、その一方で退職共済年金を繰り下げて、割増加算を行うことにならないよう、他の年金の受給権者でもあるときは、繰下げの申出はできないこととしている。

今回の退職年金には、そのような割増加算の仕組みはないことから、単に併給調整を行えばよいと考えられるので、このような規定は設けないこととする。

【第2項】

年金制度における裁定(決定)に当たっては、受給権者の意思表示に基づいて裁定(決定)を行う必要があり、請求主義を原則としており、年金の支給は、申出のあった日の属する月の翌月分から支給する。

※年金制度において請求主義が基本とされている理由

(竹内嘉巳・高橋三男著「国民年金法逐条略解」より抜粋)

請求主義がとられ、職権主義がとられなかったのは、他の被用者年金保険と同様に、裁定庁がすべての受給権者について、個々に基本たる受給権が発生したかどうかを把握することが不可能であるとともに、年金の受給権のような権利は、権利者の意思の発動をまつことをもってさしつかえないと判断されるからである。

【第3項】

繰下げ支給の申出を行った場合に、第75条(給付算定基礎額)から第79条の4(遺族に対する一時金)までの規定の適用については、第75条第1項(給付算定基礎額)中の「退職等年金給付の給付事由が生じた日」を「第80条第1項に規定する申出をした日」とするほか必要な技術的な読み替えを政令で定めて、給付算定基礎額に利子を付する期間を延長している。

なお、支給繰上げについては、公務員の定年が60歳である中で、退職年金の支給開始年齢を65歳としていることや、多様なライフ・スタイルにも対応できるように、60歳まで繰り上げられることとするものであることから、当分の間の措置として、原始附則第13条(現行は原始附則第12条の2の2)に規定することとする。

【第4項】

政令委任規定

退職年金の支給の繰下げについて、必要な事項は政令で定める。

(用例)

「支給繰下げの申出」

○国民年金法(昭和34年法律第141号)

(支給の繰下げ)

第二十八条 老齢基礎年金の受給権を有する者であつて六十六歳に達する前に当該老齢基礎年金を請求していなかつたものは、厚生労働大臣に当該老齢基礎年金の支給繰下げの申出をすることができる。ただし、その者が六十五歳に達したときに、他の年金給付(付加年金を除く。以下この条において同じ。)若しくは被用者年金各法による年金たる給付(老齢又は退職を支給事由とするものを除く。以下この条において同じ。)の受給権者であつたとき、又は六十五歳に達した日から六十六歳に達した日までの間において他の年金給付若しくは被用者年金各法による年金たる給付の受給権者となつたときは、この限りでない。

2～4 (略)

(参考)

○一元化前国共済法

(支給の繰下げ)

第七十八条の二 退職共済年金の受給権者であつてその受給権を取得した日から起算して一年を

経過した日（以下この条において「一年を経過した日」という。）前に当該退職共済年金を請求していなかつたものは、連合会に当該退職共済年金の支給繰下げの申出をすることができる。ただし、その者が当該退職共済年金の受給権を取得したときに、障害共済年金若しくは遺族共済年金、地方公務員等共済組合法による年金である給付（退職を給付事由とする年金である給付を除く。以下この条において同じ。）、私立学校教職員共済法による年金である給付（退職を給付事由とする年金である給付を除く。以下この条において同じ。）、厚生年金保険法による年金である保険給付（老齢を給付事由とする年金である保険給付を除く。以下この条において同じ。）若しくは国民年金法による年金である給付（老齢を給付事由とする年金である給付及び障害を給付事由とする年金である給付を除く。以下この条において同じ。）の受給権者であつたとき、又は当該退職共済年金の受給権を取得した日から一年を経過した日までの間において障害共済年金若しくは遺族共済年金、地方公務員等共済組合法による年金である給付、私立学校教職員共済法による年金である給付、厚生年金保険法による年金である保険給付若しくは国民年金法による年金である給付の受給権者となつたときは、この限りでない。

- 2 一年を経過した日後に障害共済年金若しくは遺族共済年金、地方公務員等共済組合法による年金である給付、私立学校教職員共済法による年金である給付、厚生年金保険法による年金である保険給付又は国民年金法による年金である給付（以下この項において「障害共済年金等」という。）の受給権者となつた者が、障害共済年金等を支給すべき事由が生じた日（以下この項において「受給権者となつた日」という。）以後前項の申出をしたときは、次項の規定を適用する場合を除き、受給権者となつた日において、前項の申出があつたものとみなす。
- 3 第一項の申出をした者に対する退職共済年金は、第七十三条第一項の規定にかかわらず、当該申出のあつた月の翌月から支給するものとする。
- 8 第一項の申出をした者に支給する退職共済年金の額は、第七十七条第一項及び第二項並びに前条の規定にかかわらず、これらの規定により算定した金額に、退職共済年金の受給権を取得した日の属する月の前月までの組合員期間を基礎として第七十七条第一項及び第二項の規定の例により算定した金額並びに次条第二項の規定の例により算定したその支給の停止を行わないものとされた金額又は第八十条第一項の規定の例により支給を停止するものとされた金額を勘案して政令で定める額を加算した金額とする。

第81条(組合員である間の退職年金の支給の停止等)【新設】

○ポイント

一元化前国共済法第79条と同趣旨の規定を設ける。

(注) 一元化前国共済法では退職共済年金の額と報酬の額の合計額を基準に2階部分の全部又は一部の支給が停止される仕組みであったが、その場合でも職域部分は全額支給停止となっていた。このため、同条第2項以下の規定は今回の退職年金では不要。

【第1項】

終身退職年金の受給権者が組合員として在職中であるときは、その支給を停止する。

支給停止自体は一元化前国共済法と同様であるが、一元化前国共済法の支給停止は、在職中に支給停止となった職域部分の額が退職後に支給される訳ではないが、新年金制度では在職中は退職年金の支給が停止されても、終身・有期それぞれの給付算定基礎額の減少もストップする形になる(逆に、掛金を支払っている分、給付算定基礎額は増加する)ので、将来(退職後)、支給停止されていた分も含めて年金の支給が再開されるという違いがある。

そのような仕組みであれば、新年金制度の支給停止は実効性がないので、支給停止する必要性はないとの考え方もあるが、公務員制度の一環として「退職」を要件に支給される年金制度という性格を踏まえ、また、支給停止を行わないことで一元化前よりも有利になっているとの指摘を受けることも適当ではないので、支給停止の仕組みは維持することとする。

【第2項】

第1項の規定により終身退職年金が支給停止となっている受給権者が再び退職したときは、終身退職年金を支給する。この場合の再退職時の終身退職年金の算定の基礎となる終身退職年金算定基礎額については、在職中に掛金が払い込まれ、またその間は年金の支給が停止されていたことを踏まえ、これらの要素を反映して次の①～③の総額とする。

- ① 再び組合員となった日(最後に組合員となった日＝最終資格取得日)における終身退職年金算定基礎額
- ② 利子に相当する額(基準利率による複利計算)
- ② 最終資格取得日から再退職をした日までの間、掛金を払い込んだことに基づく終身退職年金算定基礎額

(用例)

○雇用保険法

(被保険者期間)

第十四条

2 前項の規定により被保険者期間を計算する場合において、次に掲げる期間は、同項に規定する被保険者であつた期間に含めない。

- 一 最後に被保険者となつた日前に、当該被保険者が受給資格(前条第一項(同条第二項において読み替えて適用する場合を含む。))の規定により基本手当の支給を受けることができ

る資格をいう。次節から第四節までを除き、以下同じ。)、第三十七条の三第二項に規定する高年齢受給資格又は第三十九条第二項に規定する特例受給資格を取得したことがある場合には、当該受給資格、高年齢受給資格又は特例受給資格に係る離職の日以前における被保険者であつた期間

○法人税法

(青色申告書を提出した事業年度の欠損金の繰越し)

第五十七条

- 一 当該被合併法人等の支配関係事業年度(当該被合併法人等と当該内国法人との間に最後に支配関係があることとなつた日の属する事業年度をいう。次号において同じ。)前の各事業年度で前九年内事業年度に該当する事業年度において生じた欠損金額(当該被合併法人等において第一項の規定により前九年内事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入されたもの及び第八十条の規定により還付を受けるべき金額の計算の基礎となつたものを除く。次号において同じ。)

○地方公務員等共済組合法

(再就職者に係る退職年金の額の改定)

第二百五条 前条の規定により退職年金の支給を停止されている者が退職したときは、附則第

四十三条、附則第四十四条、附則第六十三条、附則第六十四条、附則第七十二条、附則第七十三条及び附則第八十二条の規定にかかわらず、当該退職年金の額を、当該退職年金の額の算定の基礎となつている組合員期間を基礎として新共済法附則第二十条の二第二項及び附則第二十四条第一項(新共済法附則第二十条の二第二項の規定により算定した額に新共済法附則第二十四条第一項に規定する特例加算額を加算する場合に限る。)、新共済法附則第二十条の二第三項において準用する新共済法第八十条並びに新共済法附則第二十八条の十二の二の規定、新施行法第十三条の規定並びに附則第八条及び附則第十五条の規定の例により算定した額に改定する。

【第3項】

第81条第3項は、有期退職年金の受給権者が組合員になった場合に、有期退職年金の支給を行わないことを規定している。有期退職年金の場合は、再就職時に支給を中断し、在職中は支給残期間の進行も中断したまま、再退職時にこの支給残期間を基に有期退職年金の支給を再開することとしていることから、いわゆる「年金の支給を停止する」とはその内容が異なっている。

支給残月数の進行を中断することについては、用例上「支給を中断する」というような例は見当たらない。(「中断」という用語は、時効の中断、訴訟手続の中断に用いられている例がほとんどであり、国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律における「国際平和協力業務の中断」のような例がわずかにあるだけである。)

このため、在職中は有期退職年金を「支給しない」と規定することにより、いわゆる支給の停止とは異なるものであることが明らかになるように規定を修正する。

(参考)

○国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律（平成四年法律第七十九号）

（武器の使用）

第二十四条（略）

9 第一項の規定は第八条第一項第六号に規定する国際平和協力業務の中断（以下この項において「業務の中断」という。）がある場合における当該国際平和協力業務に係る隊員について、第二項及び第七項の規定は業務の中断がある場合における当該国際平和協力業務に係る海上保安官等について、第三項及び前項の規定は業務の中断がある場合における当該国際平和協力業務に係る自衛官について、第四項及び第五項の規定はこの項において準用する第二項及び第三項の規定による小型武器又は武器の使用について、第六項の規定はこの項において準用する第一項から第三項までの規定による小型武器又は武器の使用について準用する。

【第4項】

退職年金の受給権者が組合員になり、その後退職した場合の有期退職年金算定基礎額の計算方法について定めることとする。

第2項と同様に、「当該退職をした日からその年の9月30日までの間の」有期退職年金算定基礎額であると、定めることとする。

240月から、給付事由が生じた日の属する月の翌月から最終資格取得日の属する月までの月数を控除した月数とすることとする。

因って、受給権者の申出による支給停止（第75条の5）や給付の制限（第94条～第97条）に該当する場合において、有期退職年金の支給を受けていなくても、時間の経過とともに自動的に支給残月数が減少することになる。

第2項と同様に、利子の期間を定めることとする。

【第5項】

第4項の場合における必要な読替えの規定である。

【第6項】

利子については、最終資格取得日の属する月から退職をした日の前日の属する月までの期間に応じ、基準利率を用いて複利計算により、計算する。

【第7項】

支給の繰下げ(第80条)をした場合における第4項の読替えの規定である。

【第8項】

組合員が再び退職したことによる給付算定基礎額に関する政令委任規定である。

政令には、具体的な終身退職年金算定基礎額及び有期退職年金算定基礎額の算定方法を規定する予定である。

(参考)

○一元化前国共済法

(組合員である間の退職共済年金の支給の停止等)

第七十九条 退職共済年金の受給権者が組合員であるときは、組合員である間、退職共済年金の支給を停止する。

2 前項の規定にかかわらず、退職共済年金の受給権者が組合員である間において次の各号に掲げる場合に該当する期間があるときは、その期間については、退職共済年金の額のうち、当該各号に定める金額に相当する部分、第七十八条第一項に規定する加給年金額に相当する部分及び前条第四項の規定により加算される金額に相当する部分に限り、支給の停止は、行わない。

一 その者の組合員である日の属する月における標準報酬の月額とその月以前の一年間の標準期末手当等の額の総額を十二で除して得た額とを合算して得た額（以下この項及び第八十七条第二項において「総報酬月額相当額」という。）と当該退職共済年金の額（退職共済年金の職域加算額、第七十八条第一項に規定する加給年金額及び前条第四項の規定により加算される金額を除く。以下この項において「在職中支給基本額」という。）を十二で除して得た金額（以下この項において「基本月額」という。）との合計額が停止解除調整開始額以下である場合 在職中支給基本額に相当する金額

二 その者の総報酬月額相当額と基本月額との合計額が停止解除調整開始額を超え、かつ、次のイからニまでに掲げる場合の区分に応じそれぞれイからニまでに定める金額に十二を乗じて得た金額が在職中支給基本額に満たない場合 在職中支給基本額に相当する金額から、次のイからニまでに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイからニまでに定める金額に十二を乗じて得た金額を控除して得た金額

イ 基本月額が停止解除調整開始額以下であり、かつ、その者の総報酬月額相当額が停止解除調整変更額以下である場合 その者の総報酬月額相当額と基本月額との合計額から停止解除調整開始額を控除して得た金額の二分の一に相当する金額

ロ 基本月額が停止解除調整開始額以下であり、かつ、その者の総報酬月額相当額が停止解除調整変更額を超える場合 停止解除調整変更額と基本月額との合計額から停止解除調整開始額を控除して得た金額の二分の一に相当する金額にその者の総報酬月額相当額から停止解除調整変更額を控除して得た金額を加えた金額

ハ 基本月額が停止解除調整開始額を超え、かつ、その者の総報酬月額相当額が停止解除調整変更額以下である場合 その者の総報酬月額相当額の二分の一に相当する金額

ニ 基本月額が停止解除調整開始額を超え、かつ、その者の総報酬月額相当額が停止解除調整変更額を超える場合 その者の総報酬月額相当額から停止解除調整変更額の二分の一に相当する金額を控除して得た金額

3～7 (略)

第82条(退職年金の失権)【新設】

○ポイント

退職年金(終身退職年金、有期退職年金)の失権事由について規定。

【第1項】

退職年金の受給権は、受給権者の死亡により失権する。

【第2項】

有期退職年金の受給権は、

- ① 有期退職年金の支給期間が終了したとき
- ② 有期退職年金が第79条の2、第79条の3の規定により一時金の支給を請求したときに失権する。

なお、有期退職年金を受ける権利が消滅した者が再び組合員となった場合の取扱いについては、第77条第2項を参照。

第3目 公務障害年金

第83条(公務障害年金の受給権者)【新設】

○ポイント

新制度では公務障害年金を支給することとしているが、その場合の支給要件などについて規定。一元化前共済法第81条(障害共済年金の受給権者)では、公務上、公務外の両方を支給の対象としていたが、新制度では公務上のみ限定した上で同趣旨の規定を設ける。

【第1項】

公務により病気にかかり、又は負傷した者で、その傷病についての初診日(初めて医師又は歯科医師の診療を受けた日)において組合員であった者が、その初診日から起算して1年6月を経過した日又はその期間内にその傷病が治った日若しくはその傷病が固定し治療の効果が期待できない状態に至った日(以下「障害認定日」という。)において、障害等級1～3級に該当する程度の障害の状態にある場合に、その障害の程度に応じて公務障害年金を支給する。

公務障害年金の支給要件は公務による傷病という限定をかけていることを除くと2階部分である障害厚生年金と同様のものとなっているため、公務傷病により公務障害年金が支給されるときは、基本的には障害厚生年金も支給される仕組みとなる。(ただし、厚生年金の加入期間を持つ者で障害厚生年金の支給要件(被保険者期間の2/3以上の保険料納付期間・保険料免除期間があること)を満たさないために障害厚生年金が支給されない場合が起こりうる。)

なお、一元化前国共済法の「公務等による障害共済年金」の「等」は通勤を指しており、国家公務員災害補償法第1条の2に規定する通勤も公務と同様の取扱いとなっていた。しかし、新年金制度では、公務障害年金は公務員制度の一環として、公務上で生じた障害についてのみ、組合員全体の相互救済の対象とすることとし、「通勤」時の傷病は公務上に生じたものとまではいえないことから、これを対象としないこととした。

また、新たな年金制度では、公務障害の負担を従来の全額国庫負担から労使折半とすることとしており、その点ではより相互救済の意味合いが強くなったといえるが、同時に給付の財源が限られることになること、また、新たな年金制度では公務員制度の範囲内であるが、従来の確定給付型の年金から確定拠出型の性格を併せ持つキャッシュ・バランス方式を採用し、いわば個人年金の性格を有するので、相互救済の対象を真に必要な部分に限定することとし、通勤による傷病は対象外とした。

【法律用語辞典】

公務 一般に、国又は公共団体の事務を、これに従事する者の面からとらえていう場合に用いる。その事務が、法令により直接定められているものであるかどうかを問わず、また、企画的・管理的なものであるとは問わない。例えば、国家公務員災害補償法第1条において、「公務上」といい、恩給法第48条において「公務ノ為」といつている。「公務」には、法令に直接の根拠を有しない事務も単純な労務の性質を有する事務も含まれる。

なお、刑法7条において、「公務員」を定義して「国又は地方公共団体の職員その他法令に

より公務に従事する…職員」といつている場合には、その事務が法令に基づき、一定の職務権限を有している者を指し、単純な機械的・肉体的労働に従事する者は含まれないとされている。(なお、刑法2編5章の標題参照)。「公務員」の項を参照。【類語】 公用(口)

(参考)

○国家公務員法(昭和22年法律第120号)

(退職年金制度)

第百二十五条 職員が、相当年限忠実に勤務して退職した場合、公務に基く負傷若しくは疾病に基き退職した場合又は公務に基き死亡した場合におけるその者又はその遺族に支給する年金に関する制度が、樹立し実施せられなければならない。

(用例)

「その症状が固定し治療の効果が期待できない状態」

○厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)

(障害厚生年金の受給権者)

第四十七条 障害厚生年金は、疾病にかかり、又は負傷し、その疾病又は負傷及びこれらに起因する疾病(以下「傷病」という。)につき初めて医師又は歯科医師の診療を受けた日(以下「初診日」という。)において被保険者であつた者が、当該初診日から起算して一年六月を経過した日(その期間内にその傷病が治つた日(その症状が固定し治療の効果が期待できない状態に至つた日を含む。以下同じ。))があるときは、その日とし、以下「障害認定日」という。)において、その傷病により次項に規定する障害等級に該当する程度の障害の状態にある場合に、その障害の程度に応じて、その者に支給する。ただし、当該傷病に係る初診日の前日において、当該初診日の属する月の前々月までに国民年金の被保険者期間があり、かつ、当該被保険者期間に係る保険料納付済期間と保険料免除期間とを合算した期間が当該被保険者期間の三分の二に満たないときは、この限りでない。

【第2項・第3項】

障害認定日において1～3級までの障害等級に該当しない場合でも、障害認定日から65歳に達する日の前日までの間に障害等級に該当するようになった場合には、その者の請求に応じて公務障害年金を支給することとする(事後重症制度)。

【第4項】

公務傷病Aの初診日に組合員であつた者が、既に公務傷病A(以下「基準公務傷病」という。)以外の公務傷病Bにより障害の状態にあり、基準公務傷病に係る障害認定日以後65歳に達する日の前日までの間に、初めて、基準公務傷病による障害(以下「基準公務障害」という。)と他の公務傷病による障害とを併合して障害等級の1級又は2級に該当する程度の障害の状態となつたときは、基準公務障害と他の公務傷病による障害とを併合した障害の程度による公務障害年金を支給する。

公務障害年金は、その他が非公務の場合は支給の対象とはしない。

なお、一元化前国共済法第85条第2項は、「公務」+「公務外」の額の計算を規定しているが、今回は同様の規定は措置しないこととしている。

「障害の症状の切り分け」については、国共済法施行規則第114条の13により障害共済年金の決定の請求や改定の請求をする際に添付が義務づけられている診断書

(国年・厚年が定める共通様式・別添)によって、各々の障害について、初診日、障害の原因、障害の症状等を確認している。

(公務の認定は、請求時の添付書類として「国家公務員災害補償法による実施機関の長の証明書」を提出させることにより、行っている。)

【第5項】

前項の公務障害年金の開始月は、請求のあった月の翌月とし、請求があった翌月から支給される。

(注) 一元化前国共済法第81条第2項は障害等級について規定していた(具体的な障害の程度は政令で規定)。しかし、一元化法の改正の際に、第2条第3項において、障害等級については厚年法第47条に規定する障害等級を引用することとし、今回の改正では公務障害年金の障害等級についても厚年法に規定する障害等級を活用することとするので、一元化前国共済法第81条第2項に相当する規定は設けていない。

(用例)

「に該当する程度の障害の状態になかった」

○厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)

第四十七条の二 疾病にかかり、又は負傷し、かつ、その傷病に係る初診日において被保険者であった者であつて、障害認定日において前条第二項に規定する障害等級(以下単に「障害等級」という。)に該当する程度の障害の状態になかったものが、同日後六十五歳に達する日の前日までの間において、その傷病により障害等級に該当する程度の障害の状態に該当するに至つたときは、その者は、その期間内に同条第一項の障害厚生年金の支給を請求することができる。

2・3 (略)

「に該当する程度の障害の状態になつた」

○国家公務員共済組合法(昭和33年法律第128号)

附 則(昭和60年法律第105号)

(施行日前に退職した者に対する共済法の長期給付に関する規定の適用関係)

第五条 (略)

2 新共済法及び新施行法の障害共済年金に関する規定は、施行日前に退職した者が、組合員である間の傷病により、施行日以後に新共済法第八十一条第二項に規定する障害等級に該当する程度の障害の状態になつた場合についても、適用する。ただし、当該傷病による障害を基礎とする障害年金を受けることができるときは、この限りでない。

3 (略)

(用例)

「に係る初診日」

○厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)

(障害厚生年金の受給権者)

第四十七条 障害厚生年金は、疾病にかかり、又は負傷し、その疾病又は負傷及びこれらに起因する疾病(以下「傷病」という。)につき初めて医師又は歯科医師の診療を受けた日(以下「初診日」という。)において被保険者であった者が、当該初診日から起算して一年六月を経過した日(その期間内にその傷病が治つた日(その症状が固定し治療の効果が期待できない状態に至つた日を含む。以下同じ。))があるときは、その日とし、以下「障害認定日」という。)

において、その傷病により次項に規定する障害等級に該当する程度の障害の状態にある場合に、その障害の程度に応じて、その者に支給する。ただし、当該傷病に係る初診日の前日において、当該初診日の属する月の前々月までに国民年金の被保険者期間があり、かつ、当該被保険者期間に係る保険料納付済期間と保険料免除期間とを合算した期間が当該被保険者期間の三分の二に満たないときは、この限りでない。

(参考)

○一元化前国共済法

(障害共済年金の受給権者)

第八十一条 病気にかかり、又は負傷した者で、その病気又は負傷に係る傷病について初めて医師又は歯科医師の診療を受けた日（以下「初診日」という。）において組合員であつたものが、当該初診日から起算して一年六月を経過した日（その期間内にその傷病が治つたとき、又はその症状が固定し治療の効果が期待できない状態に至つたときは、当該治つた日又は当該状態に至つた日。以下「障害認定日」という。）において、その傷病により次項に規定する障害等級に該当する程度の障害の状態にある場合には、その障害の程度に応じて、その者に障害共済年金を支給する。

2 障害等級は、障害の程度に応じて重度のものから一級、二級及び三級とし、各級の障害の状態は、政令で定める。

3 病気にかかり、又は負傷した者で、その病気又は負傷に係る傷病の初診日において組合員であつたもののうち、障害認定日において前項に規定する障害等級（以下「障害等級」という。）に該当する程度の障害の状態になかつた者が、障害認定日後六十五歳に達する日の前日までの間において、その傷病により障害等級に該当する程度の障害の状態になつたときは、その者は、その期間内に第一項の障害共済年金の支給を請求することができる。

4 前項の請求があつたときは、第一項の規定にかかわらず、その請求をした者に同項の障害共済年金を支給する。

5 病気にかかり、又は負傷した者で、その病気又は負傷に係る傷病の初診日において組合員であつたもののうち、その傷病（以下この項において「基準傷病」という。）以外の傷病により障害の状態にある者が、基準傷病に係る障害認定日以後六十五歳に達する日の前日までの間において、初めて、基準傷病による障害（以下この項において「基準障害」という。）と他の障害とを併合して障害等級の一級又は二級に該当する程度の障害の状態になつたとき（基準の請求のあつた月の翌月から始めるものとする。

第84条(公務障害年金の額)【新設】

○ポイント

公務障害年金の額の計算方法を規定。

【第1項】

公務障害年金の額の算定式は、次のとおり。

公務障害年金の額

＝公務障害年金算定基礎額／公務障害年金の給付事由が生じた日の年齢(64歳未満のときは、64歳)に応じた終身年金現価率×調整率

「公務障害年金の給付事由が生じた日の終身年金現価率」で除するのは、公務障害年金の給付事由が生じた日以後、公務障害年金は終身で年金が支給されるため。

ここでいう「年齢」は受給権者の実際の年齢ではなく、第78条第4項で規定されている年金額の計算上の年齢である。したがって誕生日が4月から9月にある者は65歳に達する年の4月から9月の間の年金額の計算上の年齢は64歳となる。

また、64歳未満の者には64歳の者に適用する終身年金現価率を用いることとしているが、これは第2項で説明するように、(65歳から支給が開始される)退職年金の5.334倍の水準となるよう公務障害年金の水準を設定しており、また、年齢の若い者の終身年金現価率を設定するとその率が大きくなり、逆に年金の額が小さくなってしまふことから、公務障害年金の額の計算について64歳の終身年金現価率を用いることとした。

附則第14条において、当分の間、「64歳」は「59歳」としている(附則14条)。

また、「調整率を乗じて得た額」とは、公務障害年金の支給額は、毎年、国民年金と同様に支給額の水準が改定されるように、国民年金法第27条に規定する改定率(以下「改定率」という。)に基づいて計算した率(調整率)を乗じることとするもの。

国民年金法の改定率は、名目賃金上昇率や物価変動率を基本に、更にマクロ経済スライドの調整率も加味して前年度の支給額を改定するための率であり、平成16年を「1」としてその後の年度の指標の累積率として表されている。このため、調整率については、例えば平成29年に公務障害年金の受給権を取得した者の支給額に改定率をそのまま乗じると平成16～28年度まで累積率まで乗じることになってしまうので、「その年の改定率／公務障害年金の給付事由が生じた日の属する年度の改定率＝調整率」とすることにより、公務障害年金の給付事由が生じた日の属する年度の調整率が「1」となるように規定している(第4項)。(想定問25(58頁参照))

(用例)

「に調整率を乗じて得た」

○一元化前国共法

第七十二条の六 調整期間における基準年度以後再評価率の改定については、前条の規定にかかわらず、物価変動率に調整率を乗じて得た率を基準とする。ただし、当該基準による改定によ

り当該年度の基準年度以後再評価率（次項各号に掲げる基準年度以後再評価率を除く。）が当該年度の前年度の基準年度以後再評価率（当該年度が六十五歳に達した日の属する年度の初日の属する年の三年後の年の四月一日の属する年度である場合にあつては、再評価率）を下回る事となるときは、一を基準とする。

2～5 （略）

【第2項】

第1項の計算に用いる公務障害年金算定基礎額を説明している。この公務障害年金算定基礎額の計算式は、給付算定基礎額を基に、第1号+第2号とする。300月超の場合は第1号+第2号。300月以下の場合は第1号のみ。

（公務障害年金算定基礎額の計算式）

給付算定基礎額×5.334【1級は8.001】／組合員期間の月数×300月 ---（第1号）

給付算定基礎額／組合員期間×（組合員期間の月数【300月以下は300】－300月）
【1級は×1.25】 -----（第2号）

※ 障害等級1級のとき（第1号）の「×5.334」→「×8.001」は、現在の公務等による障害共済年金でも職域部分の給付乗率が、1級は、2・3級の1.5倍の水準になっているので、新年金制度でもその水準を維持している。

※ 障害等級1級のとき（第2号）の「×1.25」は、現在の公務等による障害年金でも組合員期間の月数が300月までに相当する部分については職域部分を手厚く措置しているが、300月を超える部分については公務外の障害共済年金と同様に取り扱うこととしており、その場合、1級は2・3級の1.25倍の水準になっているので、新年金制度でもその水準を維持している。

このように、①組合員期間は最低300月は保障し（300月みなし）、②給付算定基礎額に倍率（割増）を乗ずる際、（1）1級を2・3級よりも割増 （2）300月までと300月を超える部分にも倍率に差異を設けている。

算定式中の「×5.334」は、現行の退職共済年金の職域部分と公務等による障害共済年金の職域部分とでは5.334倍の水準差があることから、退職年金の算定の基礎となる給付算定基礎額の5.334倍と設定することにより、公務障害年金の水準を維持することとする（組合員期間が300月の場合）。

○「5.334」の算出根拠

退職共済年金の300月分の職域加算額×C＝公務による障害共済年金の職域加算額
平均標準報酬額×1.096/1000×300×C＝平均標準報酬額×12×14.615/100
よって、C＝5.334

なお、組合員期間が10年未満であっても、終身退職年金及び有期退職年金のように給付算定基礎額を2分の1とはしない。(現行の障害共済年金の職域加算部分も組合員期間の長短による給付乗率の違いはないため)

また、公務障害年金の受給権を有することとなった以後も組合員であった場合は、公務障害年金の支給は停止され、その期間は報酬に応じた掛金が徴収されるが、公務障害年金の算定の基礎となる給付算定基礎額には反映しない(その後の組合員期間があっても、公務障害年金の算定の基礎となる公務障害年金算定基礎額は改定しないが、別途、退職年金が計算されることとなる場合(退職後、公務障害年金と退職年金の丈比べをする場合や障害が治癒し退職年金しか受給できなくなる場合)は、その後の組合員期間分を含めて給付算定基礎額を計算することとする。)

(用例)

「乗じて得た額……乗じて得た額」

- 昭和四十二年度以後における国家公務員等共済組合等からの年金の額の改定に関する法律(昭和42年法律第104号)

(昭和五十年年度における昭和四十七年三月以前の通算退職年金の額の改定)

第十一条の三 昭和四十七年三月三十一日以前の通算退職年金で、昭和五十年七月三十一日において現に支給されているものについては、同年八月分以後、その額を、次の各号に掲げる額の合算額を二百四十で除し、これに当該通算退職年金に係る組合員期間の月数を乗じて得た額に改定する。

一 二十四万円

二 通算退職年金の仮定俸給(前条第一項第二号に規定する通算退職年金の仮定俸給に一・二九三を乗じて得た額(昭和四十五年三月三十一日以前に新法の退職をした組合員に係る通算退職年金にあつては、その乗じて得た額が、昭和四十九年改正後の新法第四十二条第二項又は施行法第二条第一項第十九号の規定がその退職の日に施行されていたとしたならばその者の通算退職年金の額の算定の基準となるべき俸給の額を求め、その俸給の額に十二を乗じて得た額を基礎として、当該通算退職年金を退職年金とみなして昭和四十年法律第百一号の規定及び第五条から第五条の六までの規定を適用するものとした場合の同条第一項の規定により第五条第一項第一号に掲げる仮定新法の俸給年額とみなされた額を算定し、その額に別表第六の上欄に掲げる新法の退職をした時期の区分に応じ同表の下欄に掲げる率を乗じて得た額に一・二九三を乗じて得た額(その額が三百七十二万円を超える場合には、三百七十二万円)を十二で除して得た額より少ないときは、その除して得た額)をいう。)の千分の十に相当する金額に二百四十を乗じて得た金額
2～6(略)

- 昭和四十二年度以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律(昭和42年法律第105号)

(昭和五十年年度における昭和四十七年三月以前の通算退職年金の額の改定)

第七条の三 地方公務員共済組合の組合員であつた者に係る新法の規定による通算退職年金のうち、昭和五十年七月三十一日において現に支給されている年金で昭和四十七年三月三十一

日以前の退職に係るものについては、昭和五十年八月分以後、その額を、次の各号に掲げる額の合算額を二百四十で除し、これに当該通算退職年金に係る組合員期間の月数を乗じて得た額に改定する。

一 二十四万円

二 通算退職年金の仮定給料（前条第一項第二号に規定する通算退職年金の仮定給料に一・二九三を乗じて得た額（地方公務員共済組合の組合員であつた者に係る新法の規定による通算退職年金のうち、昭和四十五年三月三十一日以前の退職に係るものにあつては、その乗じて得た額が、昭和四十九年改正後の新法第四十四条第二項又は施行法第二条第一項第三十三号の規定がその者の退職の日に施行されていたとしたならばその者の通算退職年金の額の算定の基準となるべき給料の額を求め、その給料の額に十二を乗じて得た額を基礎として、当該通算退職年金を退職年金とみなして第一条から第二条の四までの規定を適用するものとした場合の同条第一項の規定による改定年金額の算定の基礎となつた第一条第一項第一号に掲げる仮定新法の給料年額とみなされた額を算定し、その額に別表第五の上欄に掲げる退職の時期の区分に応じ同表の当該下欄に掲げる率を乗じて得た額に一・二九三を乗じて得た額（その額が三百七十二万円を超える場合には、三百七十二万円）を十二で除して得た額より少ないときは、その除して得た額）をいう。）の千分の十に相当する金額に二百四十を乗じて得た金額

2～6 （略）

「三百月」

○ 一元化前国共済法
（障害共済年金の額）

第八十二条 （略）

一 平均標準報酬額の千分の五・四八一に相当する金額に組合員期間の月数（当該月数が三百月未満であるときは、三百月）を乗じて得た金額（障害の程度が障害等級の一級に該当する者にあつては、当該金額の百分の百二十五に相当する金額）

二 平均標準報酬額の千分の一・〇九六に相当する金額に組合員期間の月数（当該月数が三百月未満であるときは、三百月）を乗じて得た金額（障害の程度が障害等級の一級に該当する者にあつては、当該金額の百分の百二十五に相当する金額）

2 前条第一項若しくは第三項の場合において障害共済年金の給付事由となつた障害が公務若しくは通勤による傷病（以下「公務等傷病」という。）によるものであるとき、又は同条第五項の場合において同項に規定する基準障害と他の障害がいずれも公務等傷病によるものであるときにおけるこれらの規定による障害共済年金（以下「公務等による障害共済年金」という。）の額の算定については、前項第二号に掲げる金額は、同号の規定にかかわらず、平均標準報酬額に十二を乗じて得た金額の百分の十四・六一五（障害の程度が障害等級の一級に該当する者にあつては、百分の二十一・九二三）に相当する金額（組合員期間の月数が三百月を超えるときは、当該金額にその超える月数一月につき平均標準報酬額の千分の一・〇九六（障害の程度が障害等級の一級に該当する者にあつては、千分の一・三七）に相当する金額を加えた金額）とする。

3・4 （略）

【第3項】

公務障害年金の給付事由が生じた者が既に退職年金の支給を受けているときは、その者の給付算定基礎額は減少しているため、前項のままではその額が過大になってしまう。このため、この場合の給付算定基礎額を

公務障害年金の給付事由が生じた日の終身退職年金算定基礎額×2
として計算する。

給付算定基礎額を計算するのにその受給権者の終身退職年金算定基礎額を用いるのは、有期退職年金の場合は支給期間が20年、10年で年金算定基礎額が異なり、また既に一時金を支給しているケースもあるためであり、受給権者に共通の指標として終身退職年金算定基礎額とするもの。なお、組合員期間が10年未満の場合は終身退職年金算定基礎額は給付算定基礎額の1/2に計算されているので、「×2」を乗じることとする。

【第4項】

調整率は、毎年度、国民年金法の改定率の改定に合わせて改定し、その年度の4月分以後の公務障害年金の額の計算について適用する。(想定問24(57頁)参照)

なお、「公務障害年金の給付事由が生じた日の属する年度における改定率」となっているが、国民年金法第27条に規定する改定率は、平成16年度を1とし、その後毎年度定められてきたものであり、他方、公務障害年金の対象は、初診日が一元化以後(27.10.1以後)にあるものと整理していることから、「公務障害年金の給付事由が生じた日」である当該公務障害年金の請求の日が、初診日以後の障害認定日より更に後となるため、「年度における改定率」が存在しないことはあり得ない。

また、未裁定3階の障害共済年金については、一元化法附則第36条により、なおその効力を有するものとされ、改正前国共済法が適用されるため、改定率の適用問題は生じない。

(用例)

○一元化前国共済法

(再評価率の改定等)

第七十二条の三 再評価率については、毎年度、第一号に掲げる率(以下「物価変動率」という。)に第二号及び第三号に掲げる率を乗じて得た率(以下「名目手取り賃金変動率」という。)を基準として改定し、当該年度の四月分以後の長期給付について適用する。

【第5項】

公務障害年金には、その額と厚生年金(2階)の額の合計額について最低保障額を設けることとする。公務障害年金の額が、障害等級に応じて定める最低保障額に改定率を乗じて得た金額から厚生年金相当額を控除して得た額より少ないときは、当該控除して得た金額を当該公務障害年金の額とする。

公務障害年金は、公務上の傷病に起因する障害について、本人に一定の所得保障を行うものであり、従来から、2階部分と3階部分とを合わせた水準で最低保障額が設けられてきたところ。

新たな公務員制度としての年金制度は公的年金たる2階部分とは異なる制度ではあるが、公務上の障害を受けた本人に対する年金所得の最低保障としては、公的年金部分と合わせて従来の水準を保障することが適当であると考えられることから、2階部分と合わせた最低保障額を設定し、これから2階部分の支給額を控除した額を支給することとする。(想定問26(59頁)参照)

障害等級1級 4,152,600円 (16年度価格)

障害等級2級 2,564,800円 (16年度価格)

障害等級3級 2,320,600円 (16年度価格)

【第6項】

前項で規定している「厚生年金相当額」の内容を定める。厚生年金相当額は、公務障害年金の受給権者がその権利を有する

- ① 障害厚生年金の額(障害厚生年金の支給要件(被保険者期間の2/3以上の保険料納付期間・保険料免除期間があること)を満たさないために障害厚生年金を受ける権利を有しないときは、その要件が満たされたと仮定した場合に計算される障害厚生年金の額)
- ② 老齢厚生年金の額
- ③ 遺族厚生年金の額(遺族厚生年金の支給要件(被保険者期間の2/3以上の保険料納付期間・免除期間があること)を満たさないために遺族厚生年金を受ける権利を有しないときは、その要件が満たされたと仮定した場合に計算される遺族厚生年金の額)
- ④ ①～③の年金に相当するものとして政令で定める年金の額
- ⑤ ①～④の年金を同時に受ける(併給)ことができるときは、その合計額(遺族厚生年金と老齢厚生年金の両方の受給権を有する場合は、まず本人の老齢厚生年金が支給され、それを上回る遺族厚生年金が更に支給されるので、この場合も両者を合計する必要がある)

のうちの最も高い額とする。(→この最も高い額を第5項各号の金額から控除して、公務障害年金の最低保障額を決定することになる。)

- ④の政令で定めることとしている年金は、厚生年金に相当する給付を想定しており、
 - ・ 一元化法附則第37条第1項の規定により「なおその効力を有する」とされた一元化法による改正前の国共済法の年金(退職共済年金、障害共済年金、遺族共済年金など)のうち2階部分に相当する部分(＝職域部分を除いた部分)
 - ・ 一元化法附則第61条第1項の規定により「なおその効力を有する」とされた一元化法による改正前の地共済法の年金及び第79条の規定により「なおその効力を有する」とされた一元化法による改正前の私学共済法の年金のうち2階部分に相当する部分

を政令で規定することを予定している。

なお、厚年法による障害手当金(一時金)については、障害等級3級より軽度の障害の者に支給されるものであり、障害等級3級以上の者に支給される公務障害年金

は受けることができる対象者が異なることから、この障害手当金の額は控除の対象とはしない。

【第7項】

公務障害年金の額の計算に関して省令委任規定を設ける。省令においては、調整率の小数点以下、例えば3桁などの規定を置く。

なお、国民年金法の改定率は、政令により小数点以下3桁まで定めている。

24年度の改定率 0.982

23年度の改定率 0.985

(参考)

○厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）

(実施機関)

第二条の五 この法律における実施機関は、次の各号に掲げる事務の区分に応じ、当該各号に定める者とする。

- 一 次号から第四号までに規定する被保険者以外の厚生年金保険の被保険者（以下「第一号厚生年金被保険者」という。）の資格、第一号厚生年金被保険者に係る標準報酬（第二十八条に規定する標準報酬をいう。以下この項において同じ。）、事業所及び被保険者期間、第一号厚生年金被保険者であつた期間（以下「第一号厚生年金被保険者期間」という。）に基づくこの法律による保険給付、当該保険給付の受給権者、第一号厚生年金被保険者に係る国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）第九十四条の二第一項の規定による基礎年金拠出金の負担、第一号厚生年金被保険者期間に係る保険料その他この法律の規定による徴収金並びに第一号厚生年金被保険者の保険料に係る運用に関する事務 厚生労働大臣
- 二 国家公務員共済組合の組合員たる厚生年金保険の被保険者（以下「第二号厚生年金被保険者」という。）の資格、第二号厚生年金被保険者に係る標準報酬、事業所及び被保険者期間、第二号厚生年金被保険者であつた期間（以下「第二号厚生年金被保険者期間」という。）に基づくこの法律による保険給付、当該保険給付の受給権者、第二号厚生年金被保険者に係る国民年金法第九十四条の二第二項の規定による基礎年金拠出金の納付及び第八十四条の五第一項の規定による拠出金の納付、第二号厚生年金被保険者期間に係る保険料その他この法律の規定による徴収金並びに第二号厚生年金被保険者の保険料に係る運用に関する事務 国家公務員共済組合及び国家公務員共済組合連合会
- 三・四 (略)

(障害厚生年金の受給権者)

第四十七条 障害厚生年金は、疾病にかかり、又は負傷し、その疾病又は負傷及びこれらに起因する疾病（以下「傷病」という。）につき初めて医師又は歯科医師の診療を受けた日（以下「初診日」という。）において被保険者であつた者が、当該初診日から起算して一年六月を経過した日（その期間内にその傷病が治つた日（その症状が固定し治療の効果が期待できない状態に至つた日を含む。以下同じ。）があるときは、その日とし、以下「障害認定日」という。）において、その傷病により次項に規定する障害等級に該当する程度の障害の状態にある場合に、その障害の程度に応じて、その者に支給する。ただし、当該傷病に係る初診日の前日において、当該初診日の属する月の前々月までに国民年金の被保険者期間があり、かつ、当該被保険者期間に係る保険料納付済期間と保険料免除期間とを合算した期間が当該被保険者期間の三分の二に満たないときは、この限りでない。

(国庫負担等)

第八十条

3 実施機関（厚生労働大臣を除く。以下この項において同じ。）が納付する基礎年金拠出金及び実施機関による厚生年金保険事業の事務の執行に要する費用の負担については、この法律に定めるもののほか、共済各法の定めるところによる。

○国民年金法（昭和34年法律第141号）

（年金額）

第二十七条 老齢基礎年金の額は、七十八万九百円に改定率（次条第一項の規定により設定し、同条（第一項を除く。）から第二十七条の五までの規定により改定した率をいう。以下同じ。）を乗じて得た額（その額に五十円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数が生じたときは、これを百円に切り上げるものとする。）とする。ただし、保険料納付済期間の月数が四百八十に満たない者に支給する場合は、当該額に、次の各号に掲げる月数を合算した月数（四百八十を限度とする。）を四百八十で除して得た数を乗じて得た額とする。

- 一 保険料納付済期間の月数
- 二 保険料四分の一免除期間の月数（四百八十から保険料納付済期間の月数を控除して得た月数を限度とする。）の八分の七に相当する月数
- 三 保険料四分の一免除期間の月数から前号に規定する保険料四分の一免除期間の月数を控除して得た月数の八分の三に相当する月数
- 四 保険料半額免除期間の月数（四百八十から保険料納付済期間の月数及び保険料四分の一免除期間の月数を合算した月数を控除して得た月数を限度とする。）の四分の三に相当する月数
- 五 保険料半額免除期間の月数から前号に規定する保険料半額免除期間の月数を控除して得た月数の四分の一に相当する月数
- 六 保険料四分の三免除期間の月数（四百八十から保険料納付済期間の月数、保険料四分の一免除期間の月数及び保険料半額免除期間の月数を合算した月数を控除して得た月数を限度とする。）の八分の五に相当する月数
- 七 保険料四分の三免除期間の月数から前号に規定する保険料四分の三免除期間の月数を控除して得た月数の八分の一に相当する月数
- 八 保険料全額免除期間（第九十条の三第一項の規定により納付することを要しないものとされた保険料に係るものを除く。）の月数（四百八十から保険料納付済期間の月数、保険料四分の一免除期間の月数、保険料半額免除期間の月数及び保険料四分の三免除期間の月数を合算した月数を控除して得た月数を限度とする。）の二分の一に相当する月数

（改定率の改定等）

第二十七条の二 平成十六年度における改定率は、一とする。

2 改定率については、毎年度、第一号に掲げる率（以下「物価変動率」という。）に第二号及び第三号に掲げる率を乗じて得た率（以下「名目手取り賃金変動率」という。）を基準として改定し、当該年度の四月以降の年金たる給付について適用する。

- 一 当該年度の初日の属する年の前々年の物価指数（総務省において作成する年平均の全国消費者物価指数をいう。以下同じ。）に対する当該年度の初日の属する年の前年の物価指数の比率
- 二 イに掲げる率をロに掲げる率で除して得た率の三乗根となる率
 - イ 当該年度の初日の属する年の五年前の年の四月一日の属する年度における被用者年金各法の被保険者、組合員又は加入者（以下「被用者年金被保険者等」という。）に係る標準報酬額等平均額（厚生年金保険法第四十三条の二第一項第二号イに規定する標準報酬額等平均額をいう。以下同じ。）に対する当該年度の前々年度における被用者年金被保険者等に係る標準報酬額等平均額の比率
 - ロ 当該年度の初日の属する年の五年前の年における物価指数に対する当該年度の初日の属する年の前々年における物価指数の比率
- 三 イに掲げる率をロに掲げる率で除して得た率
 - イ ○・九一〇から当該年度の初日の属する年の三年前の年の九月一日における厚生年金保

険法の規定による保険料率（以下「保険料率」という。）の二分の一に相当する率を控除して得た率

ロ ○・九一〇から当該年度の初日の属する年の四年前の年の九月一日における保険料率の二分の一に相当する率を控除して得た率

3 名目手取り賃金変動率が一を下回り、かつ、物価変動率が名目手取り賃金変動率を上回る場合における改定率の改定については、前項の規定にかかわらず、物価変動率を基準とする。ただし、物価変動率が一を上回る場合は、一を基準とする。

4 前二項の規定による改定率の改定の措置は、政令で定める。

○国民年金法による改定率の改定等に関する政令（平成17年政令第92号）

（平成二十四年度における国民年金法第二十七条に規定する改定率の改定）

第一条 平成二十四年度における国民年金法第二十七条に規定する改定率は、○・九八二とする。

（用例）

○厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）

（障害厚生年金の受給権者）

第四十七条 障害厚生年金は、疾病にかかり、又は負傷し、その疾病又は負傷及びこれらに起因する疾病（以下「傷病」という。）につき初めて医師又は歯科医師の診療を受けた日（以下「初診日」という。）において被保険者であつた者が、当該初診日から起算して一年六月を経過した日（その期間内にその傷病が治つた日（その症状が固定し治療の効果が期待できない状態に至つた日を含む。以下同じ。）があるときは、その日とし、以下「障害認定日」という。）において、その傷病により次項に規定する障害等級に該当する程度の障害の状態にある場合に、その障害の程度に応じて、その者に支給する。ただし、当該傷病に係る初診日の前日において、当該初診日の属する月の前々月までに国民年金の被保険者期間があり、かつ、当該被保険者期間に係る保険料納付済期間と保険料免除期間とを合算した期間が当該被保険者期間の三分の二に満たないときは、この限りでない。

「…者が受ける権利を有する○○年金～」

○国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法（昭和三十三年法律第百二十九号）

附 則（昭和六〇年法律第一〇五号）

（更新組合員等であつた者の退職年金の支給停止の特例）

第五十三条

2 旧施行法第七条第一項第二号から第四号までの期間に該当する期間が六年以上である更新組合員等であつた者が受ける権利を有する退職年金については、旧共済法第七十七条第二項及び旧施行法第十六条の規定にかかわらず、その額に旧施行法第七条第一項第二号から第四号までの期間の年数を当該年金の額の算定の基礎となつた組合員期間の年数で除して得た割合を乗じて得た金額に相当する部分に限り、その者が五十歳に達した日の属する月の翌月分以後、支給の停止は行わない。

○地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法（昭和三十七年法律第百五十三号）

附 則（昭和四四年法律第九三号）

（増加退隠料等を受ける権利を有する更新組合員等であつた者に関する経過措置）

第十条

5 前項の規定により改定される年金の額が、昭和四十五年三月三十一日において同項に規定する者が現に受ける権利を有する退職年金、減額退職年金又は廃疾年金（増加退隠料等を受ける権利を有しないものとした場合に受けることとなる廃疾年金に限る。）の額に同日において現に受ける権利を有する増加退隠料に併給される退隠料の額を加えた額より少ないときは、その額をこれらの年金の額とする。

「～の規定の適用がないものとして」

○一元化前国共済法

第七十八条

2 前項に規定する加給年金額は、同項に規定する配偶者については二十二万四千七百円に国民年金法第二十七条に規定する改定率（以下「改定率」という。）であつて同法第二十七条の三及び第二十七条の五の規定の適用がないものとして改定したもの（以下「賃金変動等改定率」という。）を乗じて得た金額（その金額に五十円未満の端数があるときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときは、これを百円に切り上げるものとする。）とし、同項に規定する子については一人につき七万四千九百円に賃金変動等改定率を乗じて得た金額（そのうち二人までについては、それぞれ二十二万四千七百円に賃金変動等改定率を乗じて得た金額とし、これらの金額に五十円未満の端数があるときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときは、これを百円に切り上げるものとする。）とする。

「～に相当するものとして政令で定めるもの…」

○特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和三十九年法律第百三十四号）

（支給の調整）

第二十六条の四 手当は、手当の支給要件に該当する者が、障害を支給事由とする給付であつて、手当に相当するものとして政令で定めるものを受けるときは、その価額の限度で支給しない。ただし、その全額につきその支給が停止されているときは、この限りでない。

「～と併せて…受けるときは…」

○厚生年金保険法（昭和三十九年法律第百十五号）

附 則（平成八年法律第八二号）

（存続組合が支給する長期給付）

第三十三条

5 特例年金給付（国家公務員共済組合法第七十四条第一項又は昭和六十年国共済改正法附則第十一条第一項の規定によりその支給が停止されているものを除く。）の受給権を有する者が、当該特例年金給付と併せて次の各号に掲げる年金たる給付を受けるときは、当該特例年金給付の額は、第二項の規定にかかわらず、国共済法等の規定に基づき計算した年金たる長期給付の額（国家公務員共済組合法第七十四条第二項の規定（他の法令においてその例によることとされる場合を含む。）により支給の停止を行わないこととされる額（以下この項において「職域相当額」という。）があるときは、当該職域相当額を控除した額とする。）から、当該特例年金給付と併せて受けるときは、当該各号に掲げる年金たる給付の額を控除して得た額に職域相当額を加算した額とする。

一～三 （略）

「～のうち最も高い額」

○保険法（平成二十年法律第五十六号）

（重複保険）

第二十条

2 二以上の損害保険契約の各保険者が行うべき保険給付の額の合計額がてん補損害額（各損害保険契約に基づいて算定したてん補損害額が異なるときは、そのうち最も高い額。以下この項において同じ。）を超える場合において、保険者の一人が自己の負担部分（他の損害保険契約がないとする場合における各保険者が行うべき保険給付の額のその合計額に対する割合をてん補損害額に乗じて得た額をいう。以下この項において同じ。）を超えて保険給付を行い、これにより共同の免責を得たときは、当該保険者は、自己の負担部分を超える部分に限り、他の保険者に対し、各自の負担部分について求償権を有する。

(参考)

公務障害年金や公務遺族年金の最低保障額について、2階部分を合わせた水準としていることの合理性

- 公務障害年金は、公務上の傷病に起因する障害について、本人に一定の所得保障を行うものであり、従来から、2階部分と3階部分とを合わせた水準で最低保障額が設けられてきた。
- 退職等年金給付は公的年金たる2階部分とは異なる制度ではあるが、公務上の障害を受けた本人に対する所得保障の最低保障としては、公的年金部分と合わせて従来の保障水準を確保することが適当であり、2階部分と合わせた最低保障額を設定し、これから2階部分の支給額を控除した額を支給することとする。
- 仮に、公的年金でない3階部分の給付額によって、公的年金である2階部分の給付額が変動するような制度設計を行うとすれば不適切と考えられるが、今回の制度設計は、公的年金でない3階部分の給付額を決定する際に、公的年金である2階部分の給付額を参照する仕組みに過ぎず、公的年金でない3階部分が、公的年金である2階部分の給付に何らかの影響を与えるものではないので、問題はないと考えている。
- なお、3階部分だけの最低保障額を設定するとすれば、特に、加入期間の短い若年公務員において、2階部分（障害厚生年金）と3階部分（新たな公務障害年金）を合わせた給付水準が現行よりも低下する傾向があり、適切ではないと考えている。
- 他制度の給付状況等を引用して、自制度の計算に修正を加える例としては、
 - ① 現行の国共済法第87条の4において、国家公務員災害補償法の規定による傷病補償年金が支給される場合は、障害共済年金のうち職域部分を停止する規定、（他制度の支給があることにより自制度を減額する例）
 - ② 国家公務員退職手当法第10条において、「一般の退職手当」として支給された額が、雇用保険法の規定による失業等給付総額より少ない場合には、その少ない額を「特別の退職手当」として支給する規定、（他制度の高さに満たない分を、自制度で加算する例）
 - ③ 雇用保険法第61条の4第5項において、休業期間中の賃金支給率が40%超80未満の場合、雇用保険法の規定により育児休業給付金として計算された金額の80%から、事業主から支払われた賃金を除いた額を、育児休業給付金として支給する規定、（自制度で計算した金額から、恣意的に変動する自制度外の支給金額を控除して、自制度の支給額とする例）がある。

公務障害年金の費用負担を現行の全額国庫負担から労使折半に変更する理由

- 公務障害年金についての費用のあり方については、「共済年金職域部分と退職給付に関する有識者会議」報告書において、相互救済の精神に立って行われる制度であること、労使折半の保険の中で対応することで公費の節約になる等の指摘もことから、労使折半の負担とすることとしたもの。

(参考) 一元化前国共済法第82条第4項が不要となる理由

一元化前国共済法第82条第4項には、障害共済年金の額を算定する場合の組合員期間及び標準報酬月額については、障害認定日の属する月までのものを基礎とすることを規定しているが、これは同条における計算の対象となる期間及び時点を明確にするために、必要な規定であった。

今回の改正で、公務障害年金の額は、「給付事由が生じた日」における給付算定基礎額から算定して得た年金額を、毎年、調整率により改定していくことになる。したがって、従来とは

異なり、計算の対象となる期間及び時点は明確であるため、一元化前国共済法第82条第4項と同様の規定は設けないこととする。

(参考) 一元化前国共済法第83条が不要となる理由

一元化前国共済法第83条には、受給権者に65歳未満の配偶者がいる場合に支給される加給年金について、その対象範囲及び金額等を定めている。同様の規定が厚生年金保険法第50条の2にも設けられている。

一元化法による改正で、共済年金制度の2階部分は厚生年金になるため要件を満たせば、厚生年金の加給年金が支給されることになる。

なお、従来の公務上の障害共済年金の給付財源は100%国庫負担とされてきたが、新たな公務障害年金の給付財源は労使折半により積み立てられ、本来ならば各々の組合員に退職年金として還元すべき積立金の中から給付することとしている。この限られた財源を有効に活用するため、新たな公務障害年金は、相互救済の観点及び公務員制度の一環として求められる年金制度の観点から、付随的な給付は抑制することとしており、加給年金は設けないこととしていることから、新3階について同様の規定は不要である。

第85条(障害の程度が変わった場合の公務障害年金の額の改定)【新設】

○ポイント

障害の程度が変わった場合は、その障害の程度に応じて公務障害年金の額を改定することとし、一元化前国共済法第84条と同趣旨の規定を設ける。

【第1項】

障害の程度が減退したとき又は増進した場合であつて、その者の請求があつたときは、減退し、又は増進した後の障害の程度に応じて、公務障害年金の額を改定する。

なお、減退の場合はその者の請求は要せず、省令の規定により年1回提出される障害の状態等に関する届出に基づき、保険者である連合会の職権により改定が行われる。

【第2項】

障害等級が1・2級の公務障害年金の受給権者が、65歳に達する日の前日までの間に、その他の公務傷病により3級以下の障害の状態となり、これらを併合した障害の程度が当該公務障害年金の給付事由となつた障害の程度よりも増進した場合(2級→1級)であつて、その者の請求があつたときは、増進した後の障害の程度に応じて、公務障害年金の額を改定する。

【第3項】

公務障害年金の受給権者が65歳以上であるときは、その障害の程度が増進しても、年金額の改定は行わない。(公的年金でも、65歳以上の改定は行わないこととしている。

これは、65歳以上になると障害の程度が増進が障害そのものによるものか、加齢によるものかの判断ができないという考え方も背景にあると思われる。)

(用例)

「その期間内に～があつたとき」

○刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)

第四百十八条 上告裁判所の判決は、宣告があつた日から第四百十五条の期間を経過したとき、又はその期間内に同条第一項の申立があつた場合には訂正の判決若しくは申立を棄却する決定があつたときに、確定する。

○一元化前国共済法

(障害の程度が変わった場合の障害共済年金の額の改定)

第八十四条 障害共済年金の受給権者の障害の程度が減退したとき、又は当該障害の程度が増進した場合においてその者の請求があつたときは、その減退し、又は増進した後における障害の程度に応じて、その障害共済年金の額を改定する。

- 2 障害共済年金(その権利を取得した当時から引き続き障害等級の一級又は二級に該当しない程度の障害の状態にある受給権者に係るものを除く。)の受給権者であつて、病気にかかり、又は負傷し、かつ、その病気又は負傷に係る傷病(当該障害共済年金の給付事由となつた障害に係る傷病の初診日後に初診日があるものに限る。以下この項及び第八十七条第四項ただし書において同じ。)の初診日において組合員であつたものが、当該傷病により障害(障害等級の一級又は二級に該当しない程度のもの)に限る。以下この項、第八十六条第二項及び第八十七条

第四項ただし書において「その他障害」という。)の状態にあり、かつ、当該傷病に係る障害認定日以後六十五歳に達する日の前日までの間において、当該障害共済年金の給付事由となつた障害とその他障害(その他障害が二以上ある場合は、すべてのその他障害を併合した障害)とを併合した障害の程度が当該障害共済年金の給付事由となつた障害の程度より増進した場合においてその期間内にその者の請求があつたときは、その増進した後における障害の程度に応じて、その障害共済年金の額を改定する。

- 3 第一項の規定は、障害共済年金(障害等級の三級に該当する程度の障害の状態にある場合に限る。)の受給権者(当該障害共済年金の給付事由となつた障害について国民年金法による障害基礎年金が支給されない者に限る。)であつて、かつ、六十五歳以上の者については、適用しない。

第86条(2以上の障害がある場合の取扱い)【新設】

○ポイント

2以上の障害がある場合は、併合した障害の程度に応じて公務障害年金を支給することとし、一元化前共済法第85条と同趣旨の規定を設ける。

(注)一元化前共済法第85条第2項、第3項は「公務+公務外」の併合に関する規定であり、第6項は障害基礎年金との併給に関する規定であるため、今回の新制度では不要。

【第1項】

障害等級が1級又は2級の公務障害年金の受給権者に、更に公務障害年金を支給すべき事由が生じたときは、前後の障害を併合した障害の程度による公務障害年金を支給する。

(参考) 1・2階部分と3階部分の給付事由及び障害等級が異なる場合が生じることについて

一元化前共済法の障害共済年金では、基準傷病以外の傷病は、組合員である間に初診日のある傷病に限らず、厚生年金や他の共済年金の加入期間中に初診日のある傷病も含まれることとなっているが、公務障害年金はあくまで公務上の傷病を給付事由として支給するものであることから、基準傷病以外の傷病も組合員期間中の公務上の傷病に限られることになる。従って、「公務+公務外」の障害がある場合、1・2階部分は併合されるが、3階部分は併合されないため、1・2階部分と3階部分の給付事由及び障害等級が異なる場合が生じ得る。

【第2項】

併合された障害の程度に応じて新たに公務障害年金の受給権が生じたときは、従前の公務障害年金の受給権は消滅する。2つの受給権を発生させて第75条の4の規定により併給調整する方法もあるが、一般的に障害を併合して支給する公務障害年金の額の方が従前の公務障害年金よりも高額であると考えられることから、一律に従前の公務障害年金の受給権を消滅させる。

【第3項】

前項の規定により一律に従前の公務障害年金の受給権を消滅させていることから、従前の公務障害年金の受給権者が、前項の規定による障害の併合を行った場合において、併合後の公務障害年金の額が、従前の公務障害年金の額を下回った場合は、従前の額を併合後の公務障害年金の額とする。

(注)従前の年金を強制的に消滅させていることとの関係上、予防的に講じている措置。一般的には考えにくいですが、障害等級は等級表にあてはめて判断されるものであり、場合によっては下位等級に該当しないとも限らないため、一元化前共済法にもこのような規定が設けられている。

(参考) 一元化前国共済法第86条の規定が不要となる理由

現第86条の規定は、障害等級が1級又は2級の障害共済年金の受給権者(公務及び公務外)が、国共済の組合員ではなくなった後に障害となる傷病(公務外)が発生した場合の併合の取扱いを定めているが、新たな年金制度においては、国共済の組合員でなくなった後に発生した傷病は公務上の障害ではあり得ず、公務障害年金の対象にはならないため、同様の規定は設けない。(国共済の組合員であるうちに2つ以上の傷病の初診日がある場合は、第86条による。)

○一元化前国共済法

第八十六条 障害共済年金の受給権者（当該障害共済年金の給付事由となつた障害について国民年金法による障害基礎年金が支給されない者を除く。次項において同じ。）が、同法による障害基礎年金（当該障害共済年金と同一の給付事由に基づいて支給されるものを除く。）を受け権利を有するに至つたとき（当該障害基礎年金の給付事由となつた障害が前条第一項に規定する更に障害共済年金を支給すべき事由であるときを除く。）は、当該障害共済年金の給付事由となつた障害と当該障害基礎年金の給付事由となつた障害とを併合した障害の程度に応じて、当該障害共済年金の額を改定する。

- 2 障害共済年金の受給権者について、国民年金法第三十四条第四項の規定により併合された障害の程度が当該障害基礎年金の給付事由となつた障害の程度より増進したとき（当該併合された障害に係る同項に規定するその他障害が第八十四条第二項の規定による障害共済年金の額の改定の事由となつたその他障害に該当するものであるときを除く。）は、同法第三十四条第四項の規定により併合された障害の程度に応じて、当該障害共済年金の額を改定する。

（用例）

○一元化前国共済法

（二以上の障害がある場合の取扱い）

第八十五条 障害共済年金（その権利を取得した当時から引き続き障害等級の一級又は二級に該当しない程度の障害の状態にある受給権者に係るものを除く。以下この条及び次条において同じ。）の受給権者に対して更に障害共済年金を支給すべき事由が生じたときは、前後の障害を併合した障害の程度を第八十一条に規定する障害の程度として同条の規定を適用する。

- 2 公務等による障害共済年金の受給権者に対して更に公務等によらない障害共済年金（障害共済年金のうち、公務等による障害共済年金以外の障害共済年金をいう。以下同じ。）を支給すべき事由が生じた場合又は公務等によらない障害共済年金の受給権者に対して更に公務等による障害共済年金を支給すべき事由が生じた場合における前項の規定により支給する前後の障害を併合した障害の程度による障害共済年金の額の算定については、第八十二条第一項第二号に掲げる金額は、同号及び同条第二項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる金額の合算額とする。

- 一 その者の公務等傷病による障害について算定されるべき第八十二条第二項の金額
二 その者の公務等傷病による障害を公務等傷病によらないものとみなし、他の公務等傷病によらない障害と併合した障害の程度に応じ算定した第八十二条第一項第二号に掲げる金額から当該公務等傷病による障害が公務等傷病によらないものであるとしたならば当該障害について算定されるべき同号に掲げる金額を控除した金額

- 3 前項の規定は、同項の規定の適用によりその額が算定された障害共済年金の受給権者に対して更に公務等による障害共済年金又は公務等によらない障害共済年金を支給すべき事由が生じた場合について準用する。

- 4 障害共済年金の受給権者が第一項の規定により前後の障害を併合した障害の程度による障害共済年金を受ける権利を取得したときは、従前の障害共済年金を受ける権利は、消滅する。

- 5 第一項の規定による障害共済年金の額が前項の規定により消滅した障害共済年金の額に満たないときは、第二項（第三項において準用する場合を含む。）並びに第八十二条第一項及び第二項の規定にかかわらず、従前の障害共済年金の額に相当する額をもつて、第一項の規定による障害共済年金の額とする。

- 6 第一項の規定により前後の障害を併合して支給される障害共済年金の受給権者が、当該併合したいずれかの障害を給付事由とした国民年金法による障害基礎年金を受けることができることにより当該障害共済年金の支給が停止される場合においては、同項の規定にかかわらず、当該障害基礎年金の給付事由となつた障害とその他の障害とは併合しないことができる。この場合において、当該障害基礎年金と同一の給付事由により支給される障害共済年金の額の特例その他当該障害共済年金に関し必要な事項は、政令で定める。

第87条(組合員である間の公務障害年金の支給の停止等)【新設】

○ポイント

一元化前国共済法第87条と同趣旨の規定を設ける。

(注) 一元化前共済法では障害共済年金の額と報酬(給与)の額の合計額を基準に2階部分の全部又は一部の支給が停止される仕組みであったが、その場合でも職域部分は全額支給停止となっていた。これらを規定していた同条第2項、第3項は今回の新制度では不要。

なお、公務障害年金の受給権を有することとなった以後も組合員であった場合は、その期間は掛金が徴収されるが、公務障害年金の算定の基礎となる給付算定基礎額には反映しない。

(その後の組合員期間があっても、公務障害年金の算定の基礎となる公務障害年金算定基礎額は改定しないが、別途、退職年金が計算されることとなる場合(退職後、公務障害年金と退職年金の丈比べをする場合や障害が治癒し退職年金しか受給できなくなる場合)は、その後の組合員期間分も算入して算定することとなる。)

【第1項】

公務障害年金の受給権者が組合員として在職中であるときは、その支給を停止する。

なお、在職中に払い込まれた掛金は、退職年金の算定の基礎となる給付算定基礎額には反映されることになる。このため、退職年金の支給要件を満たしたときに、併給調整によりいずれか1の年金を選択することになる。

【第2項】

公務障害年金の受給権者の障害の程度が障害等級の1～3級に該当しなくなったときは、公務障害年金の支給を停止する。

ただし、その受給権者が65歳に達する日の前日までの間に、公務障害年金の給付事由となった障害とその他の公務障害とを併合した障害の程度が障害等級1級又は2級に該当することとなったときは、併合した障害の程度に応じて、公務障害年金の額を改定し、その支給停止を解除することになる。

(用例)

○一元化前国共済法

(組合員である間の障害共済年金の支給の停止等)

第八十七条 障害共済年金の受給権者が組合員であるときは、組合員である間、障害共済年金の支給を停止する。

2・3 (略)

4 障害共済年金の受給権者の障害の程度が障害等級に該当しなくなったときは、その該当しない間、障害共済年金の支給を停止する。ただし、その支給を停止された障害共済年金(その権利を取得した当時から引き続き障害等級の一級又は二級に該当しない程度の障害の状態にある受給権者に係るものを除く。)の受給権者が病気にかかり、又は負傷し、かつ、その病気又は負傷に係る傷病の初診日において組合員であった場合であつて、当該傷病によりその他障害の状態にあり、かつ、当該傷病に係る障害認定日以後六十五歳に達する日の前日までの間において、当該障害共済年金の給付事由となつた障害とその他障害(その他障害が二以上ある場合は、すべてのその他障害を併合した障害)とを併合した障害の程度が、障害等級の一級又は二級に該当するに至つたときは、この限りでない。

(参考) 一元化前国共済法第87条の2が不要となる理由

一元化前国共済法第87条の2には、障害共済年金の受給権者が再就職して他の被用者年金制度の組合員等となった場合に、その受ける給与の額に応じて退職共済年金の額のうち「厚生年金相当額」の一部の支給を停止する規定が設けられていた。これは、昭和61年の制度改正で、共済年金各法が同様の措置を講ずることとしたが、厚生年金ではこのような支給停止の規定が設けられていない。

共済年金制度の2階部分は今回の一元化により厚生年金となるため、新3階について同様の規定は不要である。

第88条(公務障害年金の失権)【新設】

○ポイント

公務障害年金の失権事由について、一元化前国共済法第87条の3と同趣旨の規定を設ける。

公務障害年金は、その受給権者が次のいずれかに該当することとなったときに消滅する。

- ① 死亡したとき← 退職年金と同様に公務障害年金も一身専属の権利であるので、受給権者が死亡したときは、当然に失権
- ② 障害等級の1級～3級に該当する程度の障害の状態にない者が65歳に達したとき(65歳に達した日において、障害等級に該当する程度の障害の状態でなくなって3年を経過していない場合を除く。)←65歳までは受給権が発生する可能性があるため
- ③ 障害等級に該当する程度の障害の状態でなくなって3年を経過したとき(3年を経過した日において、65歳未満であるときを除く。)

(用例)

○一元化前国共済法

(障害共済年金の失権)

第八十七条の三 障害共済年金を受ける権利は、第八十五条第四項の規定によつて消滅するほか、障害共済年金の受給権者が次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、消滅する。

- 一 死亡したとき。
- 二 障害等級に該当する程度の障害の状態にない者が六十五歳に達したとき。ただし、六十五歳に達した日において、障害等級に該当する程度の障害の状態に該当しなくなつた日から起算して障害等級に該当することなく三年を経過していないときを除く。
- 三 障害等級に該当する程度の障害の状態に該当しなくなつた日から起算して障害等級に該当することなく三年を経過したとき。ただし、三年を経過した日において、当該受給権者が六十五歳未満であるときを除く。

「に該当することなく～を経過していない」

○厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)

(失権)

第五十三条 障害厚生年金の受給権は、第四十八条第二項の規定によつて消滅するほか、受給権者が次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、消滅する。

- 一 (略)
- 二 障害等級に該当する程度の障害の状態にない者が、六十五歳に達したとき。ただし、六十五歳に達した日において、障害等級に該当する程度の障害の状態に該当しなくなつた日から起算して障害等級に該当する程度の障害の状態に該当することなく三年を経過していないときを除く。
- 三 (略)

第4目 公務遺族年金

第89条(公務遺族年金の受給権者)【新設】

○ポイント

新制度では公務遺族年金を支給することとしているが、その場合の支給要件などについて規定。一元化前国共済法第88条と同趣旨(ただし、公務上の傷病による死亡に限定)の規定を設ける。(想定問12(問28)頁参照)

【第1項】

公務遺族年金の支給要件は次のとおりとする。

- ① 組合員(現役の公務員)が公務上の傷病により死亡したとき(公務により行方不明となった組合員が、失踪宣告により死亡したとみなされたときを含む。)
- ② 組合員であった者が、在職中の公務上の傷病により初診日から5年を経過する日前に死亡したとき。組合員であった間に初診日がある傷病により死亡したときに受給権が発生するものであり、その傷病とは関係のない事由に基づいて死亡した場合には、この要件には該当しない。
- ③ 障害等級の1級又は2級に該当する障害の状態にある公務障害年金の受給権者が、当該公務障害年金の給付事由となった公務傷病により死亡したとき。

従って第1号から第3号までの要件を整理すると、公務遺族年金が支給されるのは、組合員が死亡した場合、

(第1号要件) 在職中、公務傷病が理由で死亡したとき(即死を含む。)

(第3号要件) 在職中、公務障害年金の受給権者が、その給付事由(1・2級に限る)となった公務傷病が原因で死亡したとき(つまり、公務により重い障害になるほどの傷病を負いそれが原因で死亡したとき)

また、組合員であった者が死亡した場合、

(第2号要件) 在職中に初診日があり、初診日から5年以内に、その公務傷病が原因で、退職後に死亡したとき(つまり、公務により初診日から短期間しか生存できないほど重い傷病を負いそれが原因で死亡したとき)

(第3号要件) 公務障害年金の受給権者が、その給付事由(1・2級に限る)となった在職中の公務傷病が原因で、退職後に死亡したとき(つまり、公務により重い障害になるほどの傷病を負いそれが原因で死亡したとき)

第1項の第1号から第3号までは、第2項と異なり、保険料の納付期間が25年といった要件はかかっていないため、公務員になってすぐに公務により死亡した場合でも該当することになる。

300月のみなし規定は、本人の意思によらない退職を余儀なくされ死に至ったが、公務傷病さえ負わなければ、退職年金の受給権を得る程度の期間は公務員人生を全うしたであろうと考えられること、また、遺族の悲痛さは計り知れず、その生活の支えとして積極的に救済すべき場合とも考えられるため、第1項の要件に該当する場合は300月みなしの規定の対象とする。

【第2項】

退職年金の受給権者であり、かつ、現行の退職共済年金の受給に必要な加入期間の要件(25年)を満たしている者が、公務傷病により死亡したときの支給要件を規定している。

機能強化法による厚年法の改正によって、老齢厚生年金の支給要件(厚年法第42条)のうち保険料納付済期間と保険料免除期間の合算した期間については25年以上から10年以上に短縮されたが、遺族厚生年金の支給要件のうち長期要件(厚年法第58条第1項第4号)の保険料納付済期間と保険料免除期間の合算した期間については25年以上はそのまま短縮されていない。本項において期間を25年以上としているのは、機能強化法改正後の厚年法による遺族厚生年金の支給要件と同じとなっている。

この場合、在職中に障害等級が3級以下の障害となる程度の公務傷病を負い、その公務傷病が原因で、退職後に死亡したとき(つまり、退職年金の受給権を得る程度の長生きはできたが、公務により軽い障害になる程度の傷病を負い、それが原因で死亡したとき)となる。

第2項は、第1項に比べると、遺族の悲痛さは比較的軽いと考えられるが、死亡の原因が公務による軽い障害になる程度の傷病を負ったことであるため、職員として忠実に勤務していた期間が長期にわたる者に限り、その遺族を救済するものである。

なお、現行のように、第1号から第4号まで並べて規定する案もあり、その場合、第2号と第4号あるいは第3号と第4号の間で要件を両方満たす場合があるため、それぞれの場合を溶け込ませて規定する方法も考えられるが、救済の趣旨の違いを明確化するため従来の第4号を第2項として、項を書き分けることとする。

(参考)

○一元化前国共済法

(遺族共済年金の受給権者)

第八十八条 組合員又は組合員であつた者が次の各号のいずれかに該当するときは、その者の遺族に遺族共済年金を支給する。

- 一 組合員(失踪の宣告を受けた組合員であつた者であつて、行方不明となつた当時組合員であつた者を含む。)が、死亡したとき。
- 二 組合員であつた者が、退職後に、組合員であつた間に初診日がある傷病により当該初診日から起算して五年を経過する日前に死亡したとき。
- 三 障害等級の一級又は二級に該当する障害の状態にある障害共済年金の受給権者が、死亡したとき。
- 四 退職共済年金の受給権者又は組合員期間等が二十五年以上である者が、死亡したとき。

2 前項の場合において、死亡した組合員又は組合員であつた者が同項第一号から第三号までのいずれかに該当し、かつ、同項第四号にも該当するときは、その遺族が遺族共済年金を請求したときに別段の申出をした場合を除き、同項第一号から第三号までのいずれかのみ該当するものとし、同項第四号には該当しないものとする。

(用例)

「死亡したとみなされた」

○船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)

附 則（昭和四十六年法律第七十二号）

第十七条 この法律による改正後の船員保険法第二十三条第一項の規定は、昭和四十六年十一月一日前に行方不明となり、失踪の宣告を受けたことにより同日以後に死亡したとみなされた被保険者であつた者の遺族についても、適用する。

「傷病により死亡した」

○恩給法（大正十二年日法律第四十八号）

附 則（昭和二十八年法律第一百五十五号）

（戦傷病者戦没者遺族等援護法による遺族年金又は弔慰金を受ける者がある場合の扶助料給与の特例）

第三十五条の二 （略）

2 （略）

3 この法律施行前死亡した旧軍人、旧準軍人又は旧軍属の遺族の扶助料を受ける権利については、当該旧軍人、旧準軍人又は旧軍属が公務に起因する傷病により死亡したかどうかの認否につき、総務大臣又は恩給法第十二条に規定する局長に対して行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）による不服申立てをすることはできないものとする。

「を経過する日前に死亡したとき」

○機能強化法の改正前の厚生年金保険法

（受給権者）

第四十二条 老齢厚生年金は、被保険者期間を有する者が、次の各号のいずれにも該当するに至つたときに、その者に支給する。

一 六十五歳以上であること。

二 保険料納付済期間と保険料免除期間とを合算した期間が二十五年以上であること。

（受給権者）

第五十八条 遺族厚生年金は、被保険者又は被保険者であつた者が次の各号のいずれかに該当する場合に、その者の遺族に支給する。ただし、第一号又は第二号に該当する場合にあつては、死亡した者につき、死亡日の前日において、死亡日の属する月の前々月までに国民年金の被保険者期間があり、かつ、当該被保険者期間に係る保険料納付済期間と保険料免除期間とを合算した期間が当該被保険者期間の三分の二に満たないときは、この限りでない。

一 被保険者（失踪の宣告を受けた被保険者であつた者であつて、行方不明となつた当時被保険者であつたものを含む。）が、死亡したとき。

二 被保険者であつた者が、被保険者の資格を喪失した後に、被保険者であつた間に初診日がある傷病により当該初診日から起算して五年を経過する日前に死亡したとき。

三 障害等級の一級又は二級に該当する障害の状態にある障害厚生年金の受給権者が、死亡したとき。

四 老齢厚生年金の受給権者又は第四十二条第二号に該当する者が、死亡したとき。

2 前項の場合において、死亡した被保険者又は被保険者であつた者が同項第一号から第三号までのいずれかに該当し、かつ、同項第四号にも該当するときは、その遺族が遺族厚生年金を請求したときに別段の申出をした場合を除き、同項第一号から第三号までのいずれかのみ該当し、同項第四号には該当しないものとみなす。

○機能強化法の改正後の厚生年金保険法

（受給権者）

第四十二条 老齢厚生年金は、被保険者期間を有する者が、次の各号のいずれにも該当するに至つたときに、その者に支給する。

- 一 六十五歳以上であること。
- 二 保険料納付済期間と保険料免除期間とを合算した期間が十年以上であること。

(受給権者)

第五十八条 遺族厚生年金は、被保険者又は被保険者であつた者が次の各号のいずれかに該当する場合に、その者の遺族に支給する。ただし、第一号又は第二号に該当する場合にあつては、死亡した者につき、死亡日の前日において、死亡日の属する月の前々月までに国民年金の被保険者期間があり、かつ、当該被保険者期間に係る保険料納付済期間と保険料免除期間とを合算した期間が当該被保険者期間の三分の二に満たないときは、この限りでない。

- 一 被保険者（失踪の宣告を受けた被保険者であつた者であつて、行方不明となつた当時被保険者であつたものを含む。）が、死亡したとき。
- 二 被保険者であつた者が、被保険者の資格を喪失した後に、被保険者であつた間に初診日がある傷病により当該初診日から起算して五年を経過する日前に死亡したとき。
- 三 障害等級の一級又は二級に該当する障害の状態にある障害厚生年金の受給権者が、死亡したとき。
- 四 老齢厚生年金の受給権者（保険料納付済期間と保険料免除期間とを合算した期間が二十五年以上である者に限る。）又は保険料納付済期間と保険料免除期間とを合算した期間が二十五年以上である者が、死亡したとき。

2 前項の場合において、死亡した被保険者又は被保険者であつた者が同項第一号から第三号までのいずれかに該当し、かつ、同項第四号にも該当するときは、その遺族が遺族厚生年金を請求したときに別段の申出をした場合を除き、同項第一号から第三号までのいずれかのみ該当し、同項第四号には該当しないものとみなす。

(参考)

○国民年金法

第五条 (略)

2 この法律において、「保険料納付済期間」とは、第七条第一項第一号に規定する被保険者としての被保険者期間のうち納付された保険料（第九十六条の規定により徴収された保険料を含み、第九十条の二第一項から第三項までの規定によりその一部の額につき納付することを要しないものとされた保険料につきその残余の額が納付又は徴収されたものを除く。以下同じ。）に係るもの、第七条第一項第二号に規定する被保険者としての被保険者期間及び同項第三号に規定する被保険者としての被保険者期間を合算した期間をいう。

(支給要件)

第二十六条 老齢基礎年金は、保険料納付済期間又は保険料免除期間（第九十条の三第一項の規定により納付することを要しないものとされた保険料に係るものを除く。）を有する者が六十五歳に達したときに、その者に支給する。ただし、その者の保険料納付済期間と保険料免除期間とを合算した期間が二十五年に満たないときは、この限りでない。

(参考) 一元化前国共済法第88条第1項第4号による長期要件を満たすための組合員期間等を25年としている理由（機能強化法で変更していない理由如何）

1. 機能強化法において、遺族基礎年金が、「仮に受給資格期間を10年とすると保険料の未納期間の長い悪質な者の遺族に対しても遺族基礎年金が支給されることとなるが、このような者の死亡についてまで支給するとすれば、死亡日の前日までの被保険者期間のうち、保険料納付済期間と保険料免除期間とを合算した期間が3分の2以上あることとしている支給要件が形骸化することから、短縮の対象とはしない」と整理されたため、遺族共済年金においても足並みを揃え、受給資格期間の短縮は行わないこととした。
2. 新たな公務遺族年金においても、悪質な者の遺族への受給要件の緩和は必要ないと考えたため、引き続き必要な組合員期間等は25年とするものである。

(参考) 遺族基礎年金等の受給資格期間を短縮しないことについて (厚生労働省年金局年金課の整理)

- 遺族基礎年金は次のいずれかを満たす子又は子のある妻に、満額の老齢基礎年金の額（子の数に応じて加算される）が支給される。
 - ・ 死亡日の前日までの被保険者期間のうち、保険料納付済期間と保険料免除期間を合算した期間が3分の2以上あること
 - ・ 保険料納付済期間と保険料免除期間が25年以上あること
 - ・ 老齢基礎年金の受給権者が死亡すること
- これについて、仮に受給資格期間を10年とすると以下のような者に対しても遺族基礎年金が支給されることとなる。
 - ・ 保険料納付済期間10年（20歳～30歳）
 - ・ 保険料未納 30年（30歳～60歳）
 - ・ 60歳で死亡
- 上記のような者の死亡についてまで支給するとすれば、保険料死亡日の前日までの被保険者期間のうち、保険料納付済期間と保険料免除期間を合算した期間が3分の2以上あることとしている支給要件が形骸化することから、短縮の対象とはしないこととする。

第90条(公務遺族年金の額)【新設】

○ポイント

公務遺族年金額の計算方法を規定。

【第1項】

公務遺族年金の額の算定式は、次のとおり。

公務遺族年金の額

＝公務遺族年金算定基礎額／組合員又は組合員であった者の死亡の日の年齢(64歳未満のときは、64歳)に応じた終身年金現価率×調整率

※「調整率」については、第84条第1項を参照。

【第2項】

公務遺族年金算定基礎額は、「給付算定基礎額×2.25」とする。また、死亡した組合員又は組合員であった者の組合員期間の月数が300月未満のときは、「給付算定基礎額×2.25／組合員期間の月数×300月」とする。

※「×2.25」は、現行の遺族共済年金では組合員期間の「300月みなし」があることを前提に、300月ベースで現行の退職共済年金の職域部分の水準と公務による遺族共済年金の職域部分の水準を比較すると、1:2.25となることから、公務遺族年金の水準も退職年金の算定の基礎となる給付算定基礎額を2.25倍することにより、現行の公務による遺族給付の水準を維持することとする。

なお、公務障害年金と同様、組合員期間が10年未満であっても、退職年金のように給付算定基礎額を2分の1とはしない(300月みなしがあるため)。

○「2.25」の算出根拠

退職共済年金の300月分の職域加算額×D＝公務等による遺族共済年金の職域加算額
平均標準報酬額×1.096/1000×300×D＝平均標準報酬額×2.466/1000×300
よって、D＝2.25

【第3項】

組合員又は組合員であった者が既に退職年金の支給を受けているときは、その者の給付算定基礎額は減少しているので、前項のままではその額が過大になってしまう。このため、この場合の給付算定基礎額を

死亡した日におけるその者の終身退職年金算定基礎額×2
として計算する。

給付算定基礎額を計算するのにその受給権者の終身退職年金算定基礎額を用いるのは、有期退職年金の場合は選択した期間が20年と10年の場合で残存する有期退職年金算定

基礎額が異なり、また既に一時金を支給しているケースもあるためであり、受給権者に共通の指標として終身退職年金算定基礎額を用いることとする。なお、組合員期間が10年未満の場合、終身退職年金算定基礎額は給付算定基礎額の1/2と計算されているが公務遺族年金については、組合員期間が10年未満であっても2分の1としないこととしているので、「×2」とする。

【第4項】

調整率は、毎年度、国民年金法の改定率の改定に合わせて改定し、その年度の4月分以後の公務遺族年金の額の計算について適用する。(第84条第4項と同趣旨)

(用例)

○一元化前国共済法

(再評価率の改定等)

第七十二条の三 再評価率については、毎年度、第一号に掲げる率（以下「物価変動率」という。）に第二号及び第三号に掲げる率を乗じて得た率（以下「名目手取り賃金変動率」という。）を基準として改定し、当該年度の4月分以後の長期給付について適用する。

【第5項】

公務遺族年金には、その額と厚生年金(2階)の額の合計額について最低保障額を設けることとする。第1項の規定による公務遺族年金の額が、1,038,100円(16年度価格)に改定率を乗じて得た金額から厚生年金相当額を控除して得た額よりも少ないときは、当該控除して得た金額を当該公務遺族年金の額とする。

公務遺族年金は、公務上の傷病に起因する死亡について、遺族に一定の所得保障を行うものであり、従来から、2階部分と3階部分とを合わせた水準で最低保障額が設けられてきた。

新年金制度は公的年金たる2階部分とは異なる制度ではあるが、遺族に対する年金所得の最低保障としては、公的年金部分と合わせて従来の保障水準を確保することが適当であることから、2階部分と合わせた最低保障額を設定し、これから2階部分の支給額を控除した額を支給することとする。

【第6項】

前項で規定している「厚生年金相当額」の内容を定める。厚生年金相当額は、公務遺族年金の受給権者がその権利を有する

- ① 遺族厚生年金の額（遺族厚生年金の支給要件（被保険者期間の2/3以上の保険料納付期間・免除期間があること）を満たさないために遺族厚生年金を受ける権利を有しないときは、その要件が満たされたと仮定した場合に計算される遺族厚生年金の額）
- ② 老齢厚生年金の額
- ③ 障害厚生年金の額（障害厚生年金の支給要件（被保険者期間の2/3以上の保険料納付期間・保険料免除期間があること）を満たさないために障害厚生年金を受ける権利を有しないときは、その要件が満たされたと仮定した場合に計算される障害厚生年金の額）

- ④ ①～③の年金に相当するものとして政令で定める年金の額
- ⑤ ①～④の年金を同時に受ける（併給）ことができるときは、その合計額（遺族厚生年金と老齢厚生年金の両方の受給権を有する場合は、まず本人の老齢厚生年金が支給され、それを上回る遺族厚生年金が更に支給されるので、この場合も両者を合計する必要がある）のうちの最も高い額とする。（→この最も高い額を百三万八千円から控除して、公務遺族年金の最低保障額を決定することになる。）

④の政令で定めることとしている年金は、厚生年金に相当する給付を想定しており、

- ・ 一元化法附則第37条第1項の規定により「なおその効力を有する」とされた一元化法による改正前の国共済法の年金（退職共済年金、障害共済年金、遺族共済年金など）のうち2階部分に相当する部分（＝職域部分を除いた部分）
- ・ 一元化法附則第61条第1項の規定により「なおその効力を有する」とされた一元化法による改正前の地共済法の年金及び第79条の規定により「なおその効力を有する」とされた一元化法による改正前の私学共済法の年金のうち2階部分に相当する部分

を政令で規定することを予定している。

【第7項】

公務遺族年金の額の計算に関して省令委任規定を設ける。省令においては、調整率の小数点以下、例えば3桁などの規定を置く。

なお、国民年金法の改定率は、政令により小数点以下3桁まで定めている。

24年度の改定率 0.982

23年度の改定率 0.985

（参考）

○厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）

（実施機関）

第二条の五 この法律における実施機関は、次の各号に掲げる事務の区分に応じ、当該各号に定める者とする。

- 一 次号から第四号までに規定する被保険者以外の厚生年金保険の被保険者（以下「第一号厚生年金被保険者」という。）の資格、第一号厚生年金被保険者に係る標準報酬（第二十八条に規定する標準報酬をいう。以下この項において同じ。）、事業所及び被保険者期間、第一号厚生年金被保険者であつた期間（以下「第一号厚生年金被保険者期間」という。）に基づくこの法律による保険給付、当該保険給付の受給権者、第一号厚生年金被保険者に係る国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）第九十四条の二第一項の規定による基礎年金拠出金の負担、第一号厚生年金被保険者期間に係る保険料その他この法律の規定による徴収金並びに第一号厚生年金被保険者の保険料に係る運用に関する事務 厚生労働大臣
- 二 国家公務員共済組合の組合員たる厚生年金保険の被保険者（以下「第二号厚生年金被保険者」という。）の資格、第二号厚生年金被保険者に係る標準報酬、事業所及び被保険者期間、第二号厚生年金被保険者であつた期間（以下「第二号厚生年金被保険者期間」という。）に基づくこの法律による保険給付、当該保険給付の受給権者、第二号厚生年金被保険者に係る国民年金法第九十四条の二第二項の規定による基礎年金拠出金の納付及び第八十四条の五第

一項の規定による拠出金の納付、第二号厚生年金被保険者期間に係る保険料その他この法律の規定による徴収金並びに第二号厚生年金被保険者の保険料に係る運用に関する事務 国家公務員共済組合及び国家公務員共済組合連合会

三・四 (略)

(受給権者)

第五十八条 遺族厚生年金は、被保険者又は被保険者であつた者が次の各号のいずれかに該当する場合に、その者の遺族に支給する。ただし、第一号又は第二号に該当する場合にあつては、死亡した者につき、死亡日の前日において、死亡日の属する月の前々月までに国民年金の被保険者期間があり、かつ、当該被保険者期間に係る保険料納付済期間と保険料免除期間とを合算した期間が当該被保険者期間の三分の二に満たないときは、この限りでない。

- 一 被保険者（失踪の宣告を受けた被保険者であつた者であつて、行方不明となつた当時被保険者であつたものを含む。）が、死亡したとき。
- 二 被保険者であつた者が、被保険者の資格を喪失した後に、被保険者であつた間に初診日がある傷病により当該初診日から起算して五年を経過する日前に死亡したとき。
- 三 障害等級の一級又は二級に該当する障害の状態にある障害厚生年金の受給権者が、死亡したとき。
- 四 老齢厚生年金の受給権者又は第四十二条第二号に該当する者が、死亡したとき。

(国庫負担等)

第八十条

3 実施機関（厚生労働大臣を除く。以下この項において同じ。）が納付する基礎年金拠出金及び実施機関による厚生年金保険事業の事務の執行に要する費用の負担については、この法律に定めるもののほか、共済各法の定めるところによる。

○国民年金法（昭和34年法律第141号）

(年金額)

第二十七条 老齢基礎年金の額は、七十八万九百円に改定率（次条第一項の規定により設定し、同条（第一項を除く。）から第二十七条の五までの規定により改定した率をいう。以下同じ。）を乗じて得た額（その額に五十円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数が生じたときは、これを百円に切り上げるものとする。）とする。ただし、保険料納付済期間の月数が四百八十に満たない者に支給する場合は、当該額に、次の各号に掲げる月数を合算した月数（四百八十を限度とする。）を四百八十で除して得た数を乗じて得た額とする。

- 一 保険料納付済期間の月数
- 二 保険料四分の一免除期間の月数（四百八十から保険料納付済期間の月数を控除して得た月数を限度とする。）の八分の七に相当する月数
- 三 保険料四分の一免除期間の月数から前号に規定する保険料四分の一免除期間の月数を控除して得た月数の八分の三に相当する月数
- 四 保険料半額免除期間の月数（四百八十から保険料納付済期間の月数及び保険料四分の一免除期間の月数を合算した月数を控除して得た月数を限度とする。）の四分の三に相当する月数
- 五 保険料半額免除期間の月数から前号に規定する保険料半額免除期間の月数を控除して得た月数の四分の一に相当する月数
- 六 保険料四分の三免除期間の月数（四百八十から保険料納付済期間の月数、保険料四分の一免除期間の月数及び保険料半額免除期間の月数を合算した月数を控除して得た月数を限度とする。）の八分の五に相当する月数
- 七 保険料四分の三免除期間の月数から前号に規定する保険料四分の三免除期間の月数を控除して得た月数の八分の一に相当する月数
- 八 保険料全額免除期間（第九十条の三第一項の規定により納付することを要しないものとき

れた保険料に係るものを除く。)の月数(四百八十から保険料納付済期間の月数、保険料四分の一免除期間の月数、保険料半額免除期間の月数及び保険料四分の三免除期間の月数を合算した月数を控除して得た月数を限度とする。)の二分の一に相当する月数

(改定率の改定等)

第二十七条の二 平成十六年度における改定率は、一とする。

2 改定率については、毎年度、第一号に掲げる率(以下「物価変動率」という。)に第二号及び第三号に掲げる率を乗じて得た率(以下「名目手取り賃金変動率」という。)を基準として改定し、当該年度の四月以降の年金たる給付について適用する。

一 当該年度の初日の属する年の前々年の物価指数(総務省において作成する年平均の全国消費者物価指数をいう。以下同じ。)に対する当該年度の初日の属する年の前年の物価指数の比率

二 イに掲げる率をロに掲げる率で除して得た率の三乗根となる率

イ 当該年度の初日の属する年の五年前の年の四月一日の属する年度における被用者年金各法の被保険者、組合員又は加入者(以下「被用者年金被保険者等」という。)に係る標準報酬額等平均額(厚生年金保険法第四十三条の二第一項第二号イに規定する標準報酬額等平均額をいう。以下同じ。)に対する当該年度の前々年度における被用者年金被保険者等に係る標準報酬額等平均額の比率

ロ 当該年度の初日の属する年の五年前の年における物価指数に対する当該年度の初日の属する年の前々年における物価指数の比率

三 イに掲げる率をロに掲げる率で除して得た率

イ 〇・九一〇から当該年度の初日の属する年の三年前の年の九月一日における厚生年金保険法の規定による保険料率(以下「保険料率」という。)の二分の一に相当する率を控除して得た率

ロ 〇・九一〇から当該年度の初日の属する年の四年前の年の九月一日における保険料率の二分の一に相当する率を控除して得た率

3 名目手取り賃金変動率が一を下回り、かつ、物価変動率が名目手取り賃金変動率を上回る場合における改定率の改定については、前項の規定にかかわらず、物価変動率を基準とする。ただし、物価変動率が一を上回る場合は、一を基準とする。

4 前二項の規定による改定率の改定の措置は、政令で定める。

○国民年金法による改定率の改定等に関する政令(平成17年政令第92号)

(平成二十四年度における国民年金法第二十七条に規定する改定率の改定)

第一条 平成二十四年度における国民年金法第二十七条に規定する改定率は、〇・九八二とする。

(用例)

○厚生年金保険法(昭和二十九年法律第百十五号)

(障害厚生年金の受給権者)

第四十七条 障害厚生年金は、疾病にかかり、又は負傷し、その疾病又は負傷及びこれらに起因する疾病(以下「傷病」という。)につき初めて医師又は歯科医師の診療を受けた日(以下「初診日」という。)において被保険者であつた者が、当該初診日から起算して一年六月を経過した日(その期間内にその傷病が治つた日(その症状が固定し治療の効果が期待できない状態に至つた日を含む。以下同じ。)があるときは、その日とし、以下「障害認定日」という。)において、その傷病により次項に規定する障害等級に該当する程度の障害の状態にある場合に、その障害の程度に応じて、その者に支給する。ただし、当該傷病に係る初診日の前日において、当該初診日の属する月の前々月までに国民年金の被保険者期間があり、かつ、当該被保険者期間に係る保険料納付済期間と保険料免除期間とを合算した期間が当該被保険者期間の三分の二に満たないときは、この限りでない。

「…者が受ける権利を有する〇〇年金～」

○国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法（昭和三十三年法律第百二十九号）

附 則（昭和六〇年法律第一〇五号）

（更新組合員等であつた者の退職年金の支給停止の特例）

第五十三条

2 旧施行法第七条第一項第二号から第四号までの期間に該当する期間が六年以上である更新組合員等であつた者が受ける権利を有する退職年金については、旧共済法第七十七条第二項及び旧施行法第十六条の規定にかかわらず、その額に旧施行法第七条第一項第二号から第四号までの期間の年数を当該年金の額の算定の基礎となつた組合員期間の年数で除して得た割合を乗じて得た金額に相当する部分に限り、その者が五十歳に達した日の属する月の翌月分以後、支給の停止は行わない。

○地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法（昭和三十七年法律第百五十三号）

附 則（昭和四四年法律第九三号）

（増加退隠料等を受ける権利を有する更新組合員等であつた者に関する経過措置）

第十条

5 前項の規定により改定される年金の額が、昭和四十五年三月三十一日において同項に規定する者が現に受ける権利を有する退職年金、減額退職年金又は廃疾年金（増加退隠料等を受ける権利を有しないものとした場合に受けることとなる廃疾年金に限る。）の額に同日において現に受ける権利を有する増加退隠料に併給される退隠料の額を加えた額より少ないときは、その額をこれらの年金の額とする。

「～の規定の適用がないものとして」

○一元化前国共済法

第七十八条

2 前項に規定する加給年金額は、同項に規定する配偶者については二十二万四千七百円に国民年金法第二十七条に規定する改定率（以下「改定率」という。）であつて同法第二十七条の三及び第二十七条の五の規定の適用がないものとして改定したもの（以下「賃金変動等改定率」という。）を乗じて得た金額（その金額に五十円未満の端数があるときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときは、これを百円に切り上げるものとする。）とし、同項に規定する子については一人につき七万四千九百円に賃金変動等改定率を乗じて得た金額（そのうち二人までについては、それぞれ二十二万四千七百円に賃金変動等改定率を乗じて得た金額とし、これらの金額に五十円未満の端数があるときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときは、これを百円に切り上げるものとする。）とする。

「～に相当するものとして政令で定めるもの…」

○特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和三十九年法律第百三十四号）

（支給の調整）

第二十六条の四 手当は、手当の支給要件に該当する者が、障害を支給事由とする給付であつて、手当に相当するものとして政令で定めるものを受けるときは、その価額の限度で支給しない。ただし、その全額につきその支給が停止されているときは、この限りでない。

「～と併せて…受けるときは…」

○厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）

附 則（平成八年法律第八二号）

（存続組合が支給する長期給付）

第三十三条

5 特例年金給付（国家公務員共済組合法第七十四条第一項又は昭和六十年国共済改正法附則第十一条第一項の規定によりその支給が停止されているものを除く。）の受給権を有する者が、

当該特例年金給付と併せて次の各号に掲げる年金たる給付を受けることができるときは、当該特例年金給付の額は、第二項の規定にかかわらず、国共済法等の規定に基づき計算した年金たる長期給付の額（国家公務員共済組合法第七十四条第二項の規定（他の法令においてその例によることとされる場合を含む。）により支給の停止を行わないこととされる額（以下この項において「職域相当額」という。）があるときは、当該職域相当額を控除した額とする。）から、当該特例年金給付と併せて受けることができる当該各号に掲げる年金たる給付の額を控除して得た額に職域相当額を加算した額とする。

一～三 （略）

「～のうち最も高い額」

○保険法（平成二十年法律第五十六号）

（重複保険）

第二十条

2 二以上の損害保険契約の各保険者が行うべき保険給付の額の合計額がてん補損害額（各損害保険契約に基づいて算定したてん補損害額が異なるときは、そのうち最も高い額。以下この項において同じ。）を超える場合において、保険者の一人が自己の負担部分（他の損害保険契約がないとする場合における各保険者が行うべき保険給付の額のその合計額に対する割合をてん補損害額に乗じて得た額をいう。以下この項において同じ。）を超えて保険給付を行い、これにより共同の免責を得たときは、当該保険者は、自己の負担部分を超える部分に限り、他の保険者に対し、各自の負担部分について求償権を有する。

第91条(公務遺族年金の支給の停止)【新設】

○ポイント

一元化前国共済法第91条と同趣旨の規定を設ける。

公務遺族年金の遺族の順位は、①配偶者及び子、②父母、③孫、④祖父母であるが、公務遺族年金は、組合員の死亡の当時、組合員によって生計を維持されていたこれらの者のうちの先順位者がその受給権を取得することとなり、それ以外の者は遺族としての資格を失うこととなる(配偶者と子は同順位)。

一元化前国共済法の遺族共済年金の転給制度は、公務遺族年金では採用しない。

遺族である配偶者及び子、父母、孫及び祖父母については、次のような支給停止のルールを設ける(これは厚生年金と同様の取扱いであり、その結果、遺族厚生年金と公務遺族年金の受給者は一致)。

- ① 夫、父母及び祖父母は、60歳になるまで、公務遺族年金の支給を停止する。ただし、夫が国民年金法による遺族基礎年金を受ける権利を有するときは、支給は停止されない。

「夫が国民年金法による遺族基礎年金を受ける権利を有するとき」とは、稼ぎ手であった妻が亡くなった場合の父子家庭の夫のことであり、公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律(平成 24 年法律 62 号)第1条による国民年金法第37条の2の改正により、夫も遺族基礎年金の支給対象となったものである。

- ② 配偶者が公務遺族年金の受給権を有しているときは、子への公務遺族年金の支給を停止する。(配偶者への支給が停止されているときを除く。)
- ③ 子が遺族基礎年金の受給権を有しており、配偶者が遺族基礎年金の受給権を有しないときは、配偶者への公務遺族年金の支給を停止する。
- ④ 配偶者又は子の所在が1年以上不明のときは、同順位者の一方である子又は配偶者の申請により、所在不明のときに遡って、公務遺族年金の支給を停止する。(第92条)
- ⑤ 配偶者以外の受給権者が2人以上ある場合において、受給権者のうちの1人以上の者の所在が1年以上不明のときは、他の受給権者の申請により、所在不明のときに遡って、その者への公務遺族年金の支給を停止する。(第93条)

【第1項】

夫、父母又は祖父母に対して支給する公務遺族年金は、その者が60歳に達するまでは、その支給を停止することとする。

公務遺族年金は、遺族の生活保障を目的とする給付であるため、終身退職年金と同様、遺族の稼得能力があると認められる間はその支給を停止する趣旨である。なお、妻に対してはこの項の規定は適用されないので、年齢に関係なく公務遺族年金が支給される。

【第2項】

子に対して支給する公務遺族年金は、同順位である配偶者が公務遺族年金を受ける権利を有する間はその支給を停止する。配偶者と子が遺族である場合は、原則として配偶者を優

先させる趣旨であるが、配偶者に対する公務遺族年金の支給が第75条の5第1項、前項本文、第3項本文又は次条第1項の規定により停止されている間は、停止は行われぬ。

【第3項】

配偶者に対して支給する公務遺族年金は、その配偶者が国民年金法による遺族基礎年金の受給権を有しない場合で子が遺族基礎年金の受給権を有する場合には、その間、その支給を停止することとしている。

ただし、子に対する公務遺族年金が、次条第1項の規定(所在不明による支給停止)により支給が停止されている間は、配偶者への支給は停止しない。

一般的には、配偶者と子が遺族である場合には、配偶者に遺族基礎年金が支給されることとなるのであるが、たとえば、組合員の死亡当時子が先妻と同居していた場合又は組合員の死亡後子が後妻と生計を共にしなくなったとき等のように、妻に対して支給される遺族基礎年金の支給要件に該当しない場合(国民年金法第37条の2では、遺族基礎年金を受ける配偶者に該当するためには、被保険者又は被保険者であった者の死亡の当時その者によって生計を維持されていた18歳未満の未婚の子が障害基礎年金を受ける程度の障害の状態にある20歳未満の未婚の子と生計を同じくすることが必要である。)があり、このように場合には遺族基礎年金は子に支給されることとなるので、公務遺族年金についても、遺族基礎年金とあわせて子に支給することとしている。

【第4項】

配偶者と子は第42条の規定によって同順位の遺族とされているので、公務遺族年金は第43条の規定によってその人数によって按分して支給されることとなるが、第2項本文の規定によって支給が停止された分は第1項の場合と異なり配偶者に支給する。

【第5項】

第2項の場合と同じように、第3項本文の規定によって停止が行われた分は、子に支給する。

(用例)

○一元化前国共済法

(遺族共済年金の支給の停止)

第九十一条 夫、父母又は祖父母に対する遺族共済年金は、その者が六十歳に達するまでは、その支給を停止する。ただし、その者が障害等級の一級又は二級に該当する障害の状態にある場合には、その状態にある間は、この限りでない。

2 子に対する遺族共済年金は、妻が遺族共済年金を受ける権利を有する間、その支給を停止する。ただし、妻に対する遺族共済年金が次項本文又は次条第一項の規定によりその支給を停止されている間は、この限りでない。

3 妻に対する遺族共済年金は、当該組合員又は組合員であった者の死亡について、妻が国民年金法による遺族基礎年金を受ける権利を有しない場合であつて子が当該遺族基礎年金を受ける権利を有するときは、その間、その支給を停止する。ただし、子に対する遺族共済年金が次条第一項の規定によりその支給を停止されている間は、この限りでない。

4 夫に対する遺族共済年金は、子が遺族共済年金を受ける権利を有する間、その支給を停止する。この場合においては、前項ただし書の規定を準用する。

5 第二項本文の規定により年金の支給を停止した場合においては、その停止している期間、そ

の年金は、妻に支給する。

- 6 第三項本文又は第四項前段の規定により年金の支給を停止した場合においては、その停止している期間、その年金（前条の規定により加算する金額を除く。）は、子に支給する。

（参考）

○公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律前の国民年金法

（遺族の範囲）

第三十七条の二 遺族基礎年金を受けることができる妻又は子は、被保険者又は被保険者であつた者の妻又は子（以下単に「妻」又は「子」という。）であつて、被保険者又は被保険者であつた者の死亡の当時その者によつて生計を維持し、かつ、次に掲げる要件に該当したものとす。

一 妻については、被保険者又は被保険者であつた者の死亡の当時その者によつて生計を維持し、かつ、次号に掲げる要件に該当する子と生計を同じくすること。

二 （略）

2 被保険者又は被保険者であつた者の死亡の当時胎児であつた子が生まれたときは、前項の規定の適用については、将来に向かつて、その子は、被保険者又は被保険者であつた者の死亡の当時その者によつて生計を維持していたものとみなし、妻は、その者の死亡の当時その子と生計を同じくしていたものとみなす。

3 （略）

○公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律前の国民年金法

（遺族の範囲）

第三十七条の二 遺族基礎年金を受けることができる配偶者又は子は、被保険者又は被保険者であつた者の妻又は子（以下単に「配偶者」又は「子」という。）であつて、被保険者又は被保険者であつた者の死亡の当時その者によつて生計を維持し、かつ、次に掲げる要件に該当したものとす。

一 配偶者については、被保険者又は被保険者であつた者の死亡の当時その者によつて生計を維持し、かつ、次号に掲げる要件に該当する子と生計を同じくすること。

二 （略）

2 被保険者又は被保険者であつた者の死亡の当時胎児であつた子が生まれたときは、前項の規定の適用については、将来に向かつて、その子は、被保険者又は被保険者であつた者の死亡の当時その者によつて生計を維持していたものとみなし、配偶者は、その者の死亡の当時その子と生計を同じくしていたものとみなす。

3 （略）

第92条【新設】

- 一元化前国共済法第92条と同趣旨の規定を設ける。

【第1項】

公務遺族年金を受ける権利を有する配偶者以外の受給権者のうち1人以上の者が1年以上所在不明となった場合においては、他の受給権者の申請によって当該公務遺族年金の支給停止を定めた規定である。

これは、公務遺族年金の受給権者が所在不明のため公務遺族年金の支給の目的が達せられない場合に、早期に権利関係を確定してその目的を達成しようとする趣旨から定められているものである。

この場合、支給の停止が行われるのは、同順位者「所在不明の間」であるから、所在不明の同順位者の所在が判明すれば、そのとき以後は再びその所在不明だった同順位者に支給が開始されることになる。

【第2項】

前項の規定により年金の支給を停止した場合、その停止している間、同順位者からの申請があったときは同順位者に年金を支給する。

通常は第43条の規定により等分して支給される公務遺族年金が、この場合は、同順位者に上乘せ支給された年金も有効に支給されたことになり、所在不明であった同順位者の所在が判明しても、所在不明であった同順位者にあらためて支給されることはない。

(用例)

○一元化前国共済法

第九十二条 遺族共済年金の受給権者が一年以上所在不明である場合には、同順位者があるときは同順位者の、同順位者がいないときは次順位者の申請により、その所在不明である間、当該受給権者の受けるべき遺族共済年金の支給を停止することができる。

2 前項の規定により年金の支給を停止した場合には、その停止している期間、その年金は、同順位者から申請があつたときは同順位者に、次順位者から申請があつたときは次順位者に支給する。

第93条(公務遺族年金の失権)【新設】

- 一元化前国共済法第93条の2と同趣旨の規定を設ける。

【第1項】

公務遺族年金は、その受給権者が次のいずれかに該当することとなったときに失権することを規定する。

- ① 公務遺族年金は、一身専属の権利であるから、終身退職年金や公務障害年金と同様に死亡によって当然に失権する。(一元化前国共済法第93条の2第1項第1号)

この場合の死亡には、自然死のほか民法の規定による失踪宣告により死亡とみなされた場合(民法第30条・第31条)等の法律上の死亡も含まれる。

- ② 遺族が婚姻したときは、新たに親族関係が生じ、故人との関係は清算されと考えられるために失権事由としている。配偶者に限らず、子や父母等の場合も同様である。(同項第2号)

- ③ 直系血族又は直系姻族以外の者の養子となった場合は、②と同様に、故人との関係は清算されと考えられるため失権事由としている。(同項第3号)

したがって、公務遺族年金の受給権者である子が後妻の養子となった場合や妻が死亡した夫の両親の養子となったような場合は失権しない。

- ④ 離縁は養子縁組の解消であり、これにより、組合員であった者との法定血族関係は失権事由としている。(同項第4号)

例えば、本人の遺族に配偶と養子がいて、その配偶者と養子が離縁した場合、その養子が失権するほか、本人が養子であった場合であっても、本人が意思表示をすることは不能だが、生存者(この場合養父母)が離縁しようとするときは、民法 829 条第6項の規定により、家庭裁判所の許可を得て、離縁することができることとされている。

- ⑤ 30歳未満の妻が遺族基礎年金の受給権を取得しないとき(子を有しないとき)は、公務遺族年金の受給権を取得したときから、遺族基礎年金の受給権を有する妻が30歳前にその受給権が消滅したとき(その子と親子関係がなくなったとき)は、遺族基礎年金の受給権が消滅したときからそれぞれ5年間で、失権する。

【第2項】

子又は孫に共通の失権事由を規定する。

- ① 18歳に達すれば、一般的に就労年齢に達したものと考えられることから失権事由としている。(1級又は2級の障害状態にある者を除く。)(同条第2項第1号)
- ② 18歳に達した後、20歳までの間に1級又は2級の障害状態がなくなれば、自らの稼得能力を取得すると考えられるため、そのときに失権する。(同項第2号)
- ③ 子又は孫が20歳に達したときに失権する。【新設】

一元化前国共済法では、障害1級又は2級の子・孫の失権は年齢に関係なく、障害の程度が軽快した場合となっていたが、厚生年金は障害1級又は2級の子・孫は20歳で失権する取扱いとなっている(障害1級又は2級の場合は、自身の障害基礎年金が受給できるため)。このことを踏まえ、公務遺族年金の遺族についても、同様に20歳で失権する取扱いとする。

(参考)

○民法(明治29年法律第89号)

(離縁による親族関係の終了)

第七百二十九条 養子及びその配偶者並びに養子の直系卑属及びその配偶者と養親及びその血族との親族関係は、離縁によって終了する。

(協議上の離縁等)

第八百十一条 縁組の当事者は、その協議で、離縁をすることができる。

2～5 (略)

6 縁組の当事者の一方が死亡した後に生存当事者が離縁をしようとするときは、家庭裁判所の許可を得て、これを行うことができる。

(用例)

「親族関係」「離縁」

○民法(明治29年法律第89号)

(離縁による親族関係の終了)

第七百二十九条 養子及びその配偶者並びに養子の直系卑属及びその配偶者と養親及びその血族との親族関係は、離縁によって終了する。

○一元化前国共済法

(遺族共済年金の失権)

第九十三条の二 遺族共済年金の受給権者は、次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、その権利を失う。

一 死亡したとき。

二 婚姻をしたとき(届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者となつたときを含む。)

三 直系血族及び直系姻族以外の者の養子(届出をしていないが、事実上養子縁組関係と同様の事情にある者を含む。)

四 死亡した組合員であつた者との親族関係が離縁によつて終了したとき。

五 次のイ又はロに掲げる区分に応じ、当該イ又はロに定める日から起算して五年を経過したとき。

イ 遺族共済年金の受給権を取得した当時三十歳未満である妻が当該遺族共済年金と同一の給付事由に基づく国民年金法による遺族基礎年金の受給権を取得しないとき 当該遺族共済年金の受給権を取得した日

ロ 遺族共済年金と当該遺族共済年金と同一の給付事由に基づく国民年金法による遺族基礎年金の受給権を有する妻が三十歳に到達する日前に当該遺族基礎年金の受給権が消滅したとき 当該遺族基礎年金の受給権が消滅した日

2 遺族共済年金の受給権者である子又は孫は、次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、その権利を失う。

一 子又は孫(障害等級の一級又は二級に該当する障害の状態にある子又は孫を除く。)について、十八歳に達した日以後の最初の三月三十一日が終了したとき。

二 障害等級の一級又は二級に該当する障害の状態にある子又は孫(十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある子又は孫を除く。)について、その事情がなくなつたとき。

○厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)

(失権)

第六十三条

2 子又は孫の有する遺族厚生年金の受給権は、次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、

消滅する。

- 一 子又は孫について、十八歳に達した日以後の最初の三月三十一日が終了したとき。ただし、子又は孫が障害等級の一級又は二級に該当する障害の状態にあるときを除く。
- 二 障害等級の一級又は二級に該当する障害の状態にある子又は孫について、その事情がやんだとき。ただし、子又は孫が十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にあるときを除く。
- 三 子又は孫が、二十歳に達したとき。

第4節 給付の制限

第94条(給付の制限)【新設】

- 一元化前国共済法第94条と同趣旨の規定を設ける。(一元化後国共済法第53条の7からの移動)

故意の犯罪により、又は故意に事故を生じさせた場合の遺族に係る給付制限及び重大な過失により、又は正当な理由がなく療養に関する指示に従わなかったことにより事故を生じさせ、その程度を増進させ、又は回復を妨げたような場合の給付制限について規定。

故意の犯罪行為はそれ自身が反社会的行為であり、刑法上も処罰を受ける行為であるため、保険事故としての救済も講じられない。すなわち、組合員は、支給されるべき保険給付が制限されることになる。

一元化法により、長期給付(厚生年金保険給付)について厚生年金保険法が適用されることとなり、故意の犯罪行為に係る給付の制限の規定は短期給付にのみ適用されることとしたが、今回、退職等年金給付が新設されたこととなり、短期給付に特化した規定であったものを退職年金等給付を含めて、「給付」として規定する。

第1項での「次項の規定に該当する場合を除き」とは、次項に規定する遺族給付を支給する場合を除くことを指している。つまり、夫を故意に殺し公務遺族年金を受ける場合などには第2項が適用になることとする。

また、第2項の後段では同順位者を故意の犯罪行為により、又は故意に死亡させることを想定しており、同順位者が亡くなることになり、取り分が増えることになる。

(参考)

- 一元化前国共済法
(給付の制限)

第九十四条 この法律により給付を受けるべき者が、故意の犯罪行為により、又は故意に、病気、負傷、障害、死亡若しくは災害又はこれらの直接の原因となつた事故を生じさせた場合には、その者には、次項の規定に該当する場合を除き、当該病気、負傷、障害、死亡又は災害に係る給付は、行わない。

2 遺族共済年金である給付又は第四十五条の規定により支給するその他の給付に係る支払未済の給付(以下この項及び第百十一条第三項において「遺族給付」という。)を受けるべき者が組合員、組合員であつた者又は遺族給付を受ける者を故意の犯罪行為により、又は故意に死亡させた場合には、その者には、当該遺族給付は、行わない。組合員又は組合員であつた者の死亡前に、その者の死亡によつて遺族給付を受けるべき者を故意の犯罪行為により、又は故意に死亡させた者についても、同様とする。

3 この法律により給付を受けるべき者が、重大な過失により、若しくは正当な理由がなく療養に関する指示に従わかつたことにより、病気、負傷、障害若しくは死亡若しくはこれらの直接の原因となつた事故を生じさせ、その病気若しくは障害の程度を増進させ、若しくはその回復を妨げ、又は故意にその障害の程度を増進させ、若しくはその回復を妨げた場合には、その者には、当該病気、負傷、障害又は死亡に係る給付の全部又は一部を行わず、また、当該障害については、第八十四条第一項の規定による改定を行わず、又はその者の障害の程度が現に

該当する障害等級以下の障害等級に該当するものとして同項の規定による障害共済年金の額の改定を行うことができる。

○一元化後国共済法

(短期給付の制限)

第五十三条の七 この法律により短期給付を受けるべき者が、故意の犯罪行為により、又は故意に、病気、負傷、死亡若しくは災害又はこれらの直接の原因となつた事故を生じさせた場合には、その者には、次項の規定に該当する場合を除き、当該病気、負傷、死亡又は災害に係る短期給付は、行わない。

2 第五十三条の二の規定により支給する支払未済の短期給付（以下この項及び第一百一十一条第三項において「支払未済給付」という。）を受けるべき者が組合員、組合員であつた者又は支払未済給付を受ける者を故意の犯罪行為により、又は故意に死亡させた場合には、その者には、当該支払未済給付は、行わない。組合員又は組合員であつた者の死亡前に、その者の死亡によつて支払未済給付を受けるべき者を故意の犯罪行為により、又は故意に死亡させた者についても、同様とする。

3 この法律により短期給付を受けるべき者が、重大な過失により、又は正当な理由がなくて療養に関する指示に従わなかつたことにより、病気、負傷若しくは死亡若しくはこれらの直接の原因となつた事故を生じさせ、又はその病気の程度を増進させ、若しくはその回復を妨げた場合には、その者には、当該病気、負傷又は死亡に係る短期給付の全部又は一部を行わないことができる。

○一元化後厚年法

第七十三条の二 被保険者又は被保険者であつた者が、自己の故意の犯罪行為若しくは重大な過失により、又は正当な理由がなくて療養に関する指示に従わないことにより、障害若しくは死亡若しくはこれらの原因となつた事故を生ぜしめ、若しくはその障害の程度を増進させ、又はその回復を妨げたときは、保険給付の全部又は一部を行なわなないことができる。

第95条【新設】

- 一元化改正前国共済法第95条と同趣旨の規定を設ける。(一元化後共済法第53条の8からの移動)

組合が必要と認めて給付を受けるべき者の検診を受けることを求めた場合に、正当な理由がなくこれに応じない者については、その者に係る当該給付の制限を行う旨を規定。

組合が、本法に基づく給付を支給する上に必要があると認めた場合、すなわち、給付を受けている者が故意に傷病の治癒を伸ばしたり、仮病の疑いがある場合、乱診乱療の疑いがある場合、障害の状態の検診を求める場合等その支給に係る者に診断を受けるべきことを求めた場合において、組合の求めに応ぜず、かつ、その応じられないことにつき社会通念上正当な理由がないときは、給付の適正を期する観点から、その検診を求めた給付に対し制限することができることとしたもの。

一元化法により、長期給付(厚生年金保険給付)について厚生年金保険法が適用されることとなり、診察を受けないことによる給付の制限の規定は短期給付にのみ適用されることとなったが、退職等年金給付が新設されたこととなり、短期給付に特化した規定であったものを退職年金等給付を含めて、「給付」として規定する。

(参考)

- 一元化前国共済法

第九十五条 組合がこの法律に基く給付の支給に関し必要があると認めてその支給に係る者につき診断を受けるべきことを求めた場合において、正当な理由がなくこれに応じない者があるときは、その者に係る当該給付は、その全部又は一部を行わないことができる。

- 一元化後国共済法

第五十三条の八 組合がこの法律に基づく短期給付の支給に関し必要があると認めてその支給に係る者につき診断を受けるべきことを求めた場合において、正当な理由がなくこれに応じない者があるときは、その者に係る当該短期給付は、その全部又は一部を行わないことができる。

第96条【新設】

- 一元化改正前国共済法第96条と同趣旨の規定を設ける。(一元化後国共済法第94条からの移動)

組合員が掛金納付義務に違反した場合における制限について定めた規定。組合員は、原則として報酬その他の給与から掛金の控除を受けるが、報酬その他の給与が支給されない組合員(停職者、無給休職者等)は、その控除が行われるべき、月の末日までに、その掛金に相当する金額を組合に払い込まなければならないこととしており、これらの納付義務に違反して掛金を払い込むべき月の翌月までに掛金の払込みがなかったときは、その者に係る給付の一部を行わないこととする。

一元化法においても、組合が長期給付に係る組合員保険料を徴収することとしており、掛金等の未納に係る給付の制限は、短期給付だけではなく、長期給付に関しても国共済法の適用としていた。

今回、退職等年金給付が新設されたこととなり、短期給付に特化した規定であったものを退職等年金給付を含めて、「給付」として規定する。

(参考)

- 一元化前国共済法

第九十六条 第一百条第三項の規定により掛金に相当する金額を組合に払い込むべき者が、その払い込むべき月の翌月の末日までにその掛金に相当する金額を組合に納付しない場合には、政令で定めるところにより、その者に係る給付の一部を行わないことができる。

- 一元化後国共済法

第九十四条 第一百条第三項の規定により同条第一項に規定する掛金等に相当する金額を組合に払い込むべき者が、その払い込むべき月の翌月の末日までに当該掛金等に相当する金額を組合に納付しない場合には、政令で定めるところにより、その者に係る短期給付及び長期給付の一部を行わないことができる。

第97条【新設】

- 一元化前国共済法第97条と同趣旨の規定を設ける。

禁錮以上の刑又は懲戒処分のような反社会的な行為又は職場の規律違反の行為があった場合の給付制限を規定。厚生年金にはこのような制限はないが、有識者会議の報告書を踏まえて、給付の制限規定を設ける。

一元化法により「職域部分」は廃止されたので、懲戒処分等による職域部分の給付の制限の規定は削除されたが、今回、新制度についても同様に懲戒処分等による給付の制限を行うことから、規定を設ける。

(参考1)

○一元化前国共済法

第九十七条 組合員若しくは組合員であつた者が禁錮以上の刑に処せられたとき、組合員が懲戒処分（国家公務員法第八十二条の規定による減給若しくは戒告又はこれらに相当する処分を除く。）を受けたとき又は組合員（退職した後に再び組合員となつた者に限る。）若しくは組合員であつた者が退職手当支給制限等処分（国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第百八十二号）第十四条第一項第三号に該当することにより同項の規定による一般の退職手当等（同法第五条の二第二項に規定する一般の退職手当等をいう。以下この項において同じ。）の全部若しくは一部を支給しないこととする処分若しくは同法第十五条第一項第三号に該当することにより同項の規定による一般の退職手当等の額の全部若しくは一部の返納を命ずる処分又はこれらに相当する処分をいう。第四項において同じ。）を受けたときは、政令で定めるところにより、その者には、その組合員期間に係る退職共済年金の額のうち退職共済年金の職域加算額又は障害共済年金の額のうち障害共済年金の職域加算額に相当する金額の全部又は一部を支給しないことができる。

- 2 遺族共済年金の受給権者が禁錮以上の刑に処せられたときは、政令で定めるところにより、その者には、遺族共済年金の額のうち遺族共済年金の職域加算額に相当する金額の一部を支給しないことができる。
- 3 禁錮以上の刑に処せられてその刑の執行を受ける者に支給すべきその組合員期間に係る退職共済年金の額のうち退職共済年金の職域加算額又は障害共済年金の額のうち障害共済年金の職域加算額に相当する金額は、その刑の執行を受ける間、その支給を停止する。
- 4 連合会は、第一項の規定により退職手当支給制限等処分を受けたことを理由として退職共済年金又は障害共済年金の支給の制限を行うため必要があると認めるときは、国家公務員退職手当法第十一条第二号に規定する退職手当管理機関又はこれに相当する機関に対し、当該退職手当支給制限等処分に関して必要な資料の提供を求めることができる。

(参考2)

○ 今回の案の第97条第1項及び第2項は「～を支給しないことができる。」としているのに対して、第3項は「その支給を停止する。」としている。

- ※ 第1項は制定当初は「懲戒処分によつて退職したときは～行わない。」であったが、制定の翌年、「禁錮以上の刑又は懲戒処分を受けた場合は～全部又は一部は、行わないことができる。」と改正され、昭和60年の改正で「～支給しないことができる。」と改正されている。

- 第1項の支給制限は年金の全部又は一部を支給しない（社会保険である以上は全額を支給制限することは適当でないとの考え方の下、政令上は一部の制限を行うこととしている。）ことを踏まえて「行わない」と表現し、第3項の支給制限は（制定当初から「支給を停止する。」と規定）は刑の執行を受けている間（刑務所に入所している間）は年金の全額を支給しないことを明らかにするため「支給を停止する」と表現し、規定振りを使い分けたものと考えられる。

第97条の改正経緯

○国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）制定当初の規定

第九十六条 組合員若しくは組合員であつた者が禁錮以上の刑に処せられたとき、又は組合員が懲戒処分によつて退職したときは、その者には、その組合員期間に係る長期給付の全部又は一部は、行わない。

- 2 遺族給付を受ける権利を有する者が禁錮以上の刑に処せられたときは、その者には、遺族給付の一部を行わないことができる。
- 3 禁錮以上の刑に処せられてその刑の執行を受ける者に支給すべきその組合員期間に係る年金である給付は、その刑の執行を受ける間、その支給を停止する。

【昭和三十四年法律第百六十三号による改正後】

第九十七条 組合員若しくは組合員であつた者が禁錮以上の刑に処せられた場合又は組合員が懲戒処分（国家公務員法第八十二条の規定による減給若しくは戒告又はこれらに相当する処分を除く。）を受けた場合には、政令で定めるところにより、その者には、その組合員期間に係る長期給付の全部又は一部は、行わないことができる。

2・3 （略）

【昭和三十六年法律第百八十二号による改正後】

第九十七条

- 3 禁錮以上の刑に処せられてその刑の執行を受ける者に支給すべきその組合員期間に係る年金である給付（通算退職年金を除く。）は、その刑の執行を受ける間、その支給を停止する。

【昭和六十年法律第百五号による改正後】

第九十七条 組合員若しくは組合員であつた者が禁錮以上の刑に処せられたとき又は組合員が懲戒処分（国家公務員法第八十二条の規定による減給若しくは戒告又はこれらに相当する処分を除く。）を受けたときには、政令で定めるところにより、その者には、その組合員期間に係る退職共済年金の額のうち退職共済年金の職域加算額又は障害共済年金のうち障害共済年金の職域加算額に相当する金額の全部又は一部を支給しないことができる。

- 2 遺族共済年金の受給権者が禁錮以上の刑に処せられたときは、政令で定めるところにより、その者には、遺族共済年金の額のうち遺族共済年金の職域加算額に相当する金額の一部を支給しないことができる。
- 3 禁錮以上の刑に処せられてその刑の執行を受ける者に支給すべきその組合員期間に係る退職共済年金の額のうち退職共済年金の職域加算額又は障害共済年金のうち障害共済年金の職域加

算額に相当する金額は、その刑の執行を受ける間、その支給を停止する。

【平成二十年法律第九十五号による改正後】

第九十七条 組合員若しくは組合員であつた者が禁錮以上の刑に処せられたとき、組合員が懲戒処分（国家公務員法第八十二条の規定による減給若しくは戒告又はこれらに相当する処分を除く。）を受けたとき又は組合員（退職した後再び組合員となつた者に限る。）若しくは組合員であつた者が退職手当支給制限等処分（国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第百八十二号）第十四条第一項第三号に該当することにより同項の規定による一般の退職手当等（同法第五条の二第二項に規定する一般の退職手当等をいう。以下この項において同じ。）の全部若しくは一部を支給しないこととする処分若しくは同法第十五条第一項第三号に該当することにより同項の規定による一般の退職手当等の額の全部若しくは一部の返納を命ずる処分又はこれらに相当する処分をいう。第四項において同じ。）を受けたときには、政令で定めるところにより、その者には、その組合員期間に係る退職共済年金の額のうち退職共済年金の職域加算額又は障害共済年金のうち障害共済年金の職域加算額に相当する金額の全部又は一部を支給しないことができる。

2・3 （略）

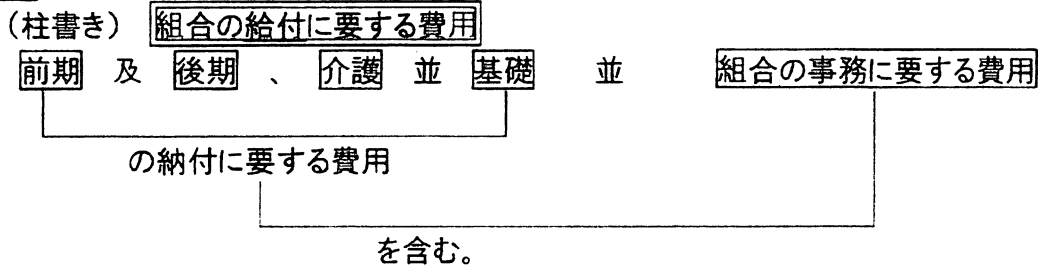
4 連合会は、第一項の規定により退職手当支給制限等処分を受けたことを理由として退職共済年金又は障害共済年金の支給の制限を行うため必要があると認めるときは、国家公務員退職手当法第十一条第二号に規定する退職手当管理機関又はこれに相当する機関に対し、当該退職手当支給制限等処分に関して必要な資料の提供を求めることができる。

第6章 費用の負担

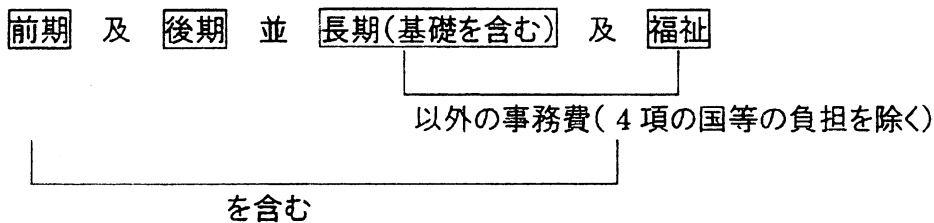
第99条(費用負担の原則)

第1項

現行



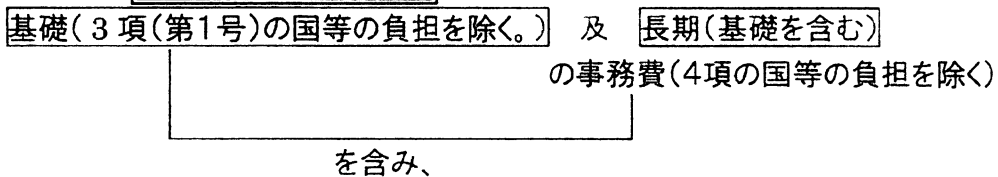
(第1号) 短期給付に要する費用



第3項(第2号を除く)(育休手当金及び介護手当金)の国等の負担を除く。

(第2号) **介護納付金の納付に要する費用**

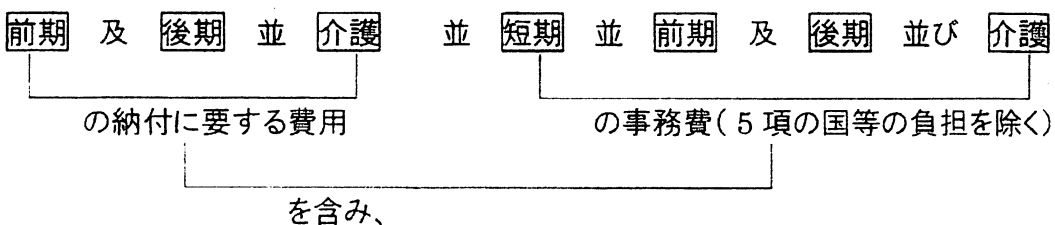
(第3号) **長期給付に要する費用**



第2項第3号(公務等による障害共済年金、遺族共済年金)を除く。

一元化後

(柱書き) **組合の短期給付に要する費用** (長期給付は厚年法において規定)



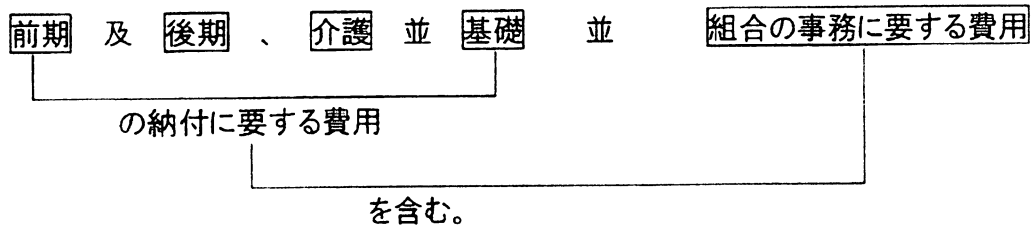
第4項(第2号を除く)(育休手当金及び介護手当金)の国等の負担
を除く。

(第1号) 短期給付に要する費用(第2号を除く。)

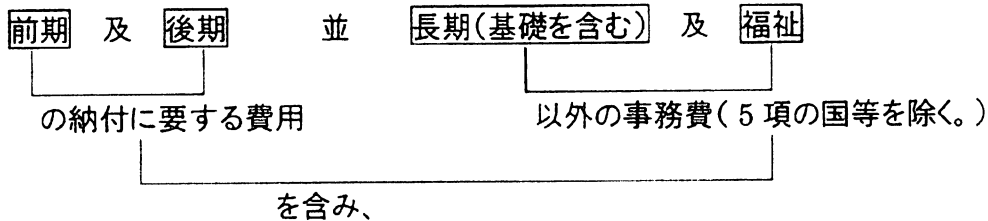
(第2号) 介護納付金に要する費用

今回の改正後

(柱書き) 組合の給付に要する費用



(第1号) 短期給付に要する費用



第4項(第2号を除く)(育休手当金及び介護手当金)の国等の負担
を除く。

(第2号) 介護納付金の納付に要する費用

(第3号) 退職等年金給付に要する費用

退職等年金給付

の事務費(5項の国等を除く。)を含む。

(今回の改正前の内容)

第1項・・・組合の給付に要するの算定方法を規定。共済組合制度は、組合員の相互扶助を目的とした保険制度であり、一般の社会保険同様、その財政計画を合理的かつ適正に行うため、保険数理の技術を活用することとしている。

第2項・・・費用の負担割合を規定

第3項・・・組合の長期給付に要する費用は厚生年金保険料で充てることを規定

第4項・・・国又は行政法人造幣局、行政法人国立印刷局若しくは独立行政法人国立病院機

構が公経済負担として負担する割合を規定

第5項・・・組合の事務費用に関しては、国が毎年度予算で定める金額を負担することを規定
(福祉事業の事務費用については、掛金・負担で負担)

第6項・・・労働組合専従職員である組合員の給付費及び福祉事業費について、国の事業主としての負担金に相当する金額は、労働組合が負担することを規定したものである。

第7項・・・行政執行法人の職員である組合員の給付費、福祉事業費及び事務に要する費用について、国の事業主としての負担金に相当する金額及び事務に要する費用については、行政執行法人が負担することを規定

第8項・・・行政執行法人の職員であって専従職員である組合員の給付費、福祉事業に要する費用について、国の事業主としての負担金に相当する金額については、労働組合が負担することとし、事務に要する費用については、行政執行法人が負担することを規定

(改正の内容)

【第1項】

(第1項の規定する内容)

一元化法改正前の第99条第1項は、「組合の給付に要する費用」として、短期給付及び長期給付の両方をまとめて規定し、同項の柱書きの「組合の給付に要する費用」に含めるべき費用として以下の項目を括弧書きで含むこととしている。

○納付に要する費用

前期高齢者納付金等、後期高齢者支援金等、介護納付金、基礎年金拠出金

○組合の事務に要する費用

一元化法の改正により、長期給付のうち退職共済年金等については厚生年金に一元化され、厚生年金保険給付に要する費用については基本的に厚生年金保険法において規定されることになったため、改正後の第99条第1項は、「組合の短期給付に要する費用」として、短期給付のみを規定することとし、長期給付に要する費用については、新たに第3項を設けて、そちらで規定することとした。第1項の柱書きの「組合の短期給付に要する費用」に含めるべき費用として以下の項目を括弧書きで含むこととしている。括弧書きの中に含まれる項目についても、「納付に要する費用」に関しては長期給付に関連する基礎年金拠出金が削除され、また、「組合の事務に要する費用」についても一元化法改正前は特に限定をしていなかったところ一元化法改正後は短期給付に関連する事務に要する費用に限定されている。また、国等が負担するものは除かれている。

○納付に要する費用

前期高齢者納付金等、後期高齢者支援金等、介護納付金

(育児休業手当金及び介護休業手当金の国等の負担するものを除く。)

○組合の事務に要する費用

短期給付、前期高齢者納付金等、後期高齢者支援金等、介護納付金

(事務に要する費用のうち国等の負担するものを除く。)

今回の改正により、長期給付は厚生年金保険給付に退職等年金給付が加わることになっ

たことから、第99条第1項は、一元化法改正前と同様に、「組合の給付に要する費用」として、短期給付及び長期給付の両方をまとめて規定することとし、同項の柱書きの「組合の給付に要する費用」に含めるべき費用についても、一元化法改正前の同じ以下の項目を括弧書きで含むこととしている。

○納付に要する費用

前期高齢者納付金等、後期高齢者支援金等、介護納付金、基礎年金拠出金

○組合の事務に要する費用

以上の結果、第1項について、今回の改正前と改正後を比べると、「組合の短期給付に要する費用」としていたところは、従前と同じ「組合の給付に要する費用」になり、また、同項柱書きの括弧書きの含めるべき費用については、以下の項目が追加されたこととなる。これらは、第1項において、従前と同様、短期給付と長期給付の両方をまとめて、かつ、国等の負担するものも含めて規定することとしたことによるものである。

○納付に要する費用

基礎年金拠出金

(育児休業手当金及び介護休業手当金の国等の負担するもの)

○組合の事務に要する費用

長期給付、基礎年金拠出金

(事務に要する費用のうち国等の負担するもの)

(第1項の各号に規定する内容)

一元化法改正前の第1項の各号は、以下のとおりであった。

第1号 短期給付に要する費用

第2号 介護納付金の納付に要する費用

第3号 長期給付に要する費用

一元化法の改正により、第1項から長期給付が除かれることになったため、一元化法改正後の第1項の各号は、以下のとおり、第3号が削除され、第1号と第2号のみとなった。

第1号 短期給付に要する費用

第2号 介護納付金の納付に要する費用

今回の改正により、長期給付が厚生年金保険給付と退職等年金給付になったことから、再び第3号が追加され、第1項の各号は、以下のとおりとなる。

第1号 短期給付に要する費用

第2号 介護納付金の納付に要する費用

第3号 退職等年金給付に要する費用

具体的には、第1号は、一元化法による改正前の短期給付に要する費用の規定を復活する。第2号の介護納付金の納付に要する費用は改正不要。退職等年金給付に要する費用は第3号に規定し、その費用の予想額の現価相当額から掛金及び負担金の予想額の現価相当額を控除した額(国の積立基準額)と地共済に規定する地方の積立基準額の合計額と、退職等年金給付積立金と地共済法に規定する退職等年金給付積立金及び退職等年金給付積

立金の合計額とが、将来にわたって均衡を保つことができるようにすることを定める。

(第1項柱書きと各号の規定)

以上の結果、今回の改正により、第1項の柱書きについては、短期給付と長期給付をまとめて、かつ、国の負担するものも含めて全体を「組合の給付に要する費用」としており、それと、第1号から第3号までに規定されているものとを比べると、厚生年金保険給付に関する事項が含まれていないことになる。

ただし、今回の改正後の第1項の規定は、「組合の給付に要する費用」をまずトータルとして規定することとし、そのうち費用と掛金及び負担金の関係を規定する必要があるものは第1号から第3号までに規定することとし、厚生年金保険給付のように厚生年金保険法において定めがあるものについては別途第3項に規定を置くこととしたものである。

また、第4項第1号に規定する育児休業手当金及び介護休業手当金の国庫負担についての取扱いは、改正前は第1項の柱書きから除いてあったが、改正後は、従前(現行の第99条第1項)の規定と同様、第1項の柱書きに含める形としている。

すなわち、改正前の第1項の柱書きは、短期給付に限定し、かつ、国負担の部分は除く形で規定されていたが、改正後の第1項の柱書きは、従前(現行)と同様に、短期給付及び長期給付についてまとめて、かつ、国負担の部分を含める形で規定しているものである。

(第1項の「給付に要する費用」のうち、第2項以降で負担する者又は負担割合が規定されていないものはないか。)

第1項の「組合の給付に要する費用(事務に要する費用を含む)」は、第1項から第8項の規定において、負担する者及び負担割合が規定されている。

(退職等年金給付についての財政再計算)

第1項柱書きにおいて、「第3号に規定する費用については、少なくとも5年ごとに再計算を行うものとする」としている。これは、少なくとも5年に一度、将来の予想される積立金の運用の予定利率や予定死亡率などを見直し、かつ、将来の組合員数の推移や公務障害・公務遺族の発生の見込みなどの一定の前提を置いて、退職等年金給付の収入(掛金、公費負担、運用収入)及び支出(給付)がどのようになるのか、将来の長期間にわたる見通しを計算するものである。

毎年度、10月に基準利率の見直しを行い、これに伴い給付算定基礎額に含まれる利子が調整され、また、年金現価率の改定に伴い年金の額も改定される。しかしながら、基準利率の見直しは基本的には国債利回りの変動に対応したものであり、実際の積立金の運用の実績と基準利率の見直しとの間には乖離が生じている可能性がある。他にも、予定していた死亡率や公務障害・公務遺族の発生状況などについても実際の実績は乖離が生じている可能性がある。

このため、少なくとも5年に一度、そうした実績がどのような状況になっていて、今後の新しい推計がどうなるのかを計算し、必要に応じて、付与率や掛金率を見直し、年金現価率も改定を行うなどの措置を講ずることになる。

(第1項第3号の規定の必要性)

上記のとおり、毎年度、10月に基準利率の見直しが行われ、これに伴い給付算定基礎額に含まれる利子や年金の額も調整されるが、積立金の運用の状況や死亡率、公務障害・公務

遺族の発生状況などについて、予定していたものと乖離が生じる可能性があることから、第3号において、国共済と地共済の合算で積立基準額(将来の費用の予想額から将来の掛金・負担金の予想額を控除した額の現価相当額)と現在保有している積立金とが将来にわたって均衡が保たれるように掛金率等の設定を行う必要がある旨を規定しているものである。

なお、国共済連合会の共回事務費・管理事務費は、保険料(掛金・負担金)を財源とするものと、事業主(国及び独立行政法人等)負担を財源とするものとを区別し、毎年度の認可予算で措置している。 ※国負担分は毎年度の予算に計上

- ・保険料を財源とするもの: 受給権者等の通知(印刷・発想)費用、電算機借料、年金相談費
- ・事業主負担を財源とするもの: 人件費、送金手数料、研修会、説明会経費

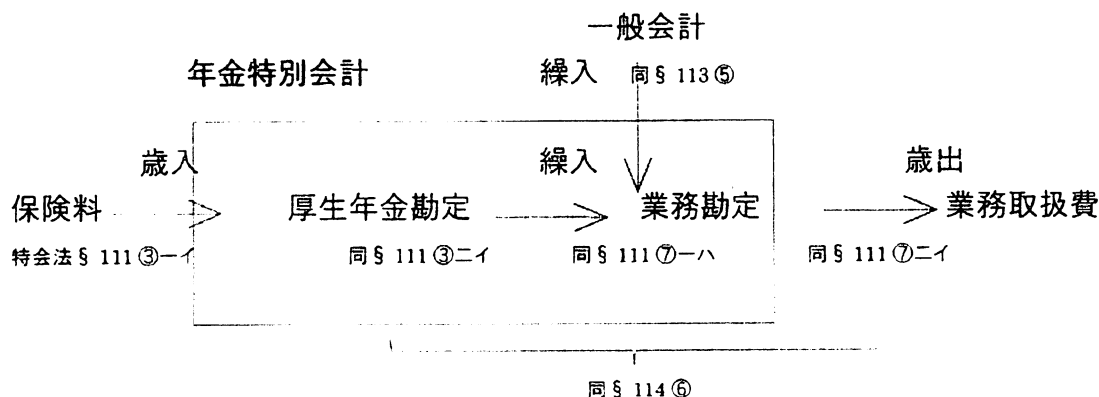
※ 厚生年金の事務費(厚生労働省年金局事業企画課会計室から聴取)

厚生年金保険法第81条第1項に規定する「厚生年金保険事業に要する費用」は、給付費や事務費を含めた事業に要する費用の最も広い概念であり、同法はこれに充てるために保険料を徴収することを定めている。

年金特別会計の歳入として計上される厚生年金の保険料が、特別会計法の規定により事務費(業務取扱費)に充てられるまでの資金の流れは、以下のとおりであり、実際に保険料が充当されている。

なお、厚年法第80条第2項において、一般会計は予算の範囲内で厚生年金保険事業の事務の執行に要する費用を負担するとされているが、この規定は保険料を業務取扱費に充てることを妨げるものではない。

(厚生年金保険料の資金の流れ)



(参考)

○一元化前国共済法
(費用負担の原則)

第九十九条 組合の給付に要する費用(前期高齢者納付金等及び後期高齢者支援金等、介護納付金並びに基礎年金拠出金の納付に要する費用並びに組合の事務に要する費用を含む。第三項において同じ。)のうち次の各号に規定する費用は、当該各号に定めるところにより、政令で定める職員を単位として、算定するものとする。この場合において、第三号に規定する費用につ

いては、少なくとも五年ごとに再計算を行うものとする。

三 長期給付に要する費用（基礎年金拠出金の納付に要する費用（第三項（第一号を除く。）の規定による同項に規定する国等の負担に係るものを除く。）及び長期給付（基礎年金拠出金を含む。）に係る事務に要する費用（第四項の規定による国の負担に係るもの並びに第六項及び第七項において読み替えて適用する第四項の規定による特定独立行政法人の負担に係るものを除く。）を含み、次項第三号に掲げるものを除く。同項第二号において同じ。）については、その費用の予想額及び地方の組合の地方公務員等共済組合法第百十三条第一項第三号に規定する長期給付に要する費用の予想額の合計額と、次項第二号の掛金及び負担金の額、第三十五条の二第一項の長期給付に充てるべき積立金（以下この号において「国の積立金」という。）の額並びにそれらの予定運用収入の額の合計額並びに同法第百十三条第二項第二号の掛金及び負担金の額、同法第二十四条（同法第三十八条第一項において準用する場合を含む。）の長期給付に充てるべき積立金及び同法第三十八条の八第一項に規定する長期給付積立金（以下この号において「地方の積立金」と総称する。）の額並びにそれらの予定運用収入の額の合計額の合算額とが、再計算を行う年以降おおむね百年間に相当する期間の終了時に組合及び地方の組合に係る長期給付の支給に支障が生じないようにするために必要な額の積立金（国の積立金及び地方の積立金をいう。）を保有しつつ、当該期間にわたって財政の均衡を保つことができるようにすること。

○一元化後厚年法
（国庫負担）

第八十条 国庫は、毎年度、厚生年金保険の管掌者たる政府が負担する基礎年金拠出金の額の二分の一に相当する額を負担する。

2 国庫は、前項に規定する費用のほか、毎年度、予算の範囲内で、厚生年金保険事業の事務（基礎年金拠出金の負担に関する事務を含む。）の執行に要する費用を負担する。

（保険料）

第八十一条 政府等は、厚生年金保険事業に要する費用（基礎年金拠出金を含む。）に充てるため、保険料を徴収する。

2～4

（用例）

○独立行政法人農業者年金基金法（平成14年法律第127号）
（年金給付及び死亡一時金の額の基準）

第十九条 年金である給付（以下「年金給付」という。）及び死亡一時金の額は、被保険者期間の各月の保険料及び第四十八条の規定による国庫補助の額並びにこれらの運用収入の額の総額に照らし、農林水産省令で定めるところにより、将来にわたって、財政の均衡を保つことができるように計算されるものでなければならない。

【第2項】

第3号は、退職等年金給付に要する費用について、半分は掛金、半分は国庫負担とすることを規定する。

（退職等年金給付が組合の事業とされていることについて）

退職等年金給付に関する業務の主要なものは連合会で実施される。具体的には、第21条第2項第2号に列挙されている以下の業務が挙げられる。

- ・ 退職等年金給付の決定及び支払
- ・ 退職等年金給付に要する費用の計算

- ・ 退職等年金給付積立金の積立て
- ・ 退職等年金給付積立金の管理及び運用
- ・ 地共済との財政調整拠出金の拠出及び受入れ

ただし、組合の業務は、短期給付、長期給付及び福祉事業を行うこととされ(第3条第3項)、連合会は「組合の事業」のうち、上記に列挙されている業務を共同して行うため、全ての組合をもって組織するものとして設立されている(第21条第1項)。

したがって、第2項において、退職等年金給付に関する業務は、組合の事業として規定されているところである。

【第3項】

一元化法において長期給付(厚生年金保険給付のみ)に係る規定を第3項に規定した。今回、長期給付は厚生年金保険給付と退職等年金給付を含むものとなり、第1項の「組合の給付に要する費用」には長期給付を含むものとして位置づけている。長期給付のうち退職等年金給付については、第1項第3号において規定されているが、長期給付のうち厚生年金保険給付については引き続き第3項において、厚生年金保険給付に要する費用については、厚生年金保険法第81条第1項に規定する保険料をもって充てる旨を規定している。

「厚生年金保険給付に要する費用」は、厚生年金拠出金の納付、基礎年金拠出金の納付(国の負担を除く)、地共済への財政調整拠出金の拠出、事務に要する費用(国の負担を除く)である。

第100条(掛金等)

(今回の改正前の内容)

組合員の資格を取得した月にその資格を喪失したときは、その月分の掛金等を徴収し、組合員保険料について、その月に、再び同じ組合又は他の組合の組合員等となったときは、組合員保険料の二重払いにならないように、この資格喪失に係るその月の長期給付に係る掛金は徴収せず(第2項)、掛金率は、組合の定款で定めている(第3項)。

(改正の内容)

【第2項】

退職等年金給付に係る掛金は、厚生年金保険の組合員保険料にあわせることとし、その月内に再び組合員となったとき、又は地方の組合の組合員の資格を取得したときは、その月を組合員の資格を取得した月として第1項の規定を適用して掛金を徴収し、組合員の資格の喪失に係るその月分としての掛金は徴収しないこととする。

【第3項】

掛金率のうち退職等年金給付の掛金率は、(第24条第1項第8号の規定により)連合会の定款で定めることとする。(想定問28(65頁)、問29(66頁)参照)

(連合会の定款で定めることについては、第75条第1項(付与率)の「連合会の定款で定める」を参照。)

【第4項】

退職等年金給付の掛金率については、第75条第1項に規定する付与率を基礎として、公務障害年金及び公務遺族年金の支給状況その他政令で定める基準に従い、定めることとする。

○「その他政令で定める事情を勘案して」

掛金率の設定に当たっては、法律に規定されている「付与率」、「公務障害年金及び公務遺族年金の支給状況」に加えて、「国共済の退職等年金給付に係る将来にわたる均衡」「地共済の退職等年金給付に係る将来にわたる均衡」も勘案することを政令で定める予定。

これにより、国共済と地共済の掛金率を揃えるための調整を行う。また、国・地方を通じた財政の均衡が黒字又は赤字の場合に、掛金率の調整を行うこととする。

(国共済及び地共済の財政の均衡を勘案することについては、第78条【第6項】の下の(参考)を参照。)

また、退職等年金給付については、労使折半の保険料で運営することとしているが、その事業主負担分は税金であり、追加拠出により保険料率が上昇していくことは国民の理解が得られないことから、あらかじめ掛金率の上限を法律に定めることとし、現在の職域部分の保険料が概ね1.5%程度であることを踏まえ、労使で折半した0.75%を上限とする。

(想定問30(69頁)参照)

(参考) 現在の職域部分の保険料

平成24年度 1.457%

平成25年度 1.517%

※ 現行の共済保険料は1・2・3階ごとに区分して設定されていない。上記は、公務員共済の職域部分の保険料率に相当するものとして社会保障審議会年金数理部会において試算されたもの

(参考)

【基準】と【基礎】の違い

①「基準」は「目安」で置き替えることができるものに使用

(主な例) 報酬の額を「基準」として休業給付の額を調整

→ ①報酬の額と、②休業給付の額との丈比べで、①が②を下回る場合に、その差額を休業給付として支給(報酬を得られる限度において給付を制限)するもの。

(用例)

○国共済法

(報酬との調整)

第六十九条 傷病手当金、出産手当金、休業手当金、育児休業手当金又は介護休業手当金は、その支給期間に係る報酬の全部又は一部を受ける場合には、その受ける金額を基準として政令で定める金額の限度において、その全部又は一部を支給しない。

②「基礎」は「その^{いす}礎となるもの」、「直接結びつくもの」の意味で使用

(主な例) 組合員期間を「基礎」として年金額を算定

→ 退職共済年金等の額を算定する上で、その計算式の一部に「組合員期間の月数」が組み込まれている。

(用例)

○国共済法

(退職共済年金の額)

第七十七条

2 組合員である退職共済年金の受給権者が退職したとき(当該退職した日の翌日から起算して一月を経過するまでの間に再び組合員の資格を取得したときを除く。)は、前項の規定にかかわらず、当該退職した日の翌日の属する月の前月までの組合員期間を算定の基礎として、当該退職共済年金の額を改定する。

③ 一元化前国共済法第72条の2は、給付額の算定に用いる「平均標準報酬額」の定義を規定しており、具体的な給付額の算定式等を規定しているものではないため、「給付額の算定の基礎となる平均標準報酬額」という言い方ではなく、「給付額の算定の基準となるべき平均標準報酬額」と規定しているもの。(見出しは、分かりやすく「具体的に給付額を算定する場合にはその額の基礎となる」という意味で「給付額の算定の基礎となる平均標準報酬額」と規定している。)

このような整理に倣い、この条での「付与率」については、実際に退職年金部分の掛金率を算定する条であるので、「基礎」を用いる。

【法令用語辞典】

基準(許可、免許等の) ある事柄を判断するための尺度となるものというが、近時の法令においては、行政機関が、免許、許可、認可等の行政処分を行う場合に、そのよるべき基準を法令

したことが多い。・・・普通である。（電気事業法5、航空法101、道路運送法6等）、口
「基礎」・・・記載なし

（用例）

「・・・を超えない範囲で」

○関税定率法

（便益関税）

第五条 関税についての条約の特別の規定による便益を受けない国（その一部である地域を含む。以下この条、次条第一項及び第二項並びに第九条第四項において同じ。）の生産物で輸入されるものには、政令で定めるところにより、国及び貨物を指定し、当該規定による便益の限度を超えない範囲で、関税についての便益を与えることができる。

第101条(掛金等の給与からの控除)

(今回の改正前の内容)

組合員の掛金等の徴収方法について規定したものである。掛金等は、徴収の確実性を期するために、給与から控除する方式で徴収することとされている。

(改正の内容)

【第4項】

今回新設された退職等年金給付の掛金については、短期給付の掛金等と同様に組合は連合会に払込みを行うこととする。

【第5項】

今回新設された退職等年金給付の掛金については、短期給付の掛金等と同様に組合は徴収を要しないこととなった掛金等については、組合員に還付することとする。例えば、掛金を徴収した直後に月の途中で退職した場合のように、徴収したその月の掛金が結果的に徴収を要しないこととなる場合である。

第102条(負担金)

(今回の改正前の内容)

各省各庁の長、行政執行法人又は労働組合の事業主としての負担金納付義務等について定めた規定。

国が組合に対して負担し、払い込むべき負担金については、毎月組合に払い込むべきこと(第1項)、国、行政法人造幣局、行政法人国立印刷局若しくは独立行政法人国立病院機構が負担する負担金を、概算払により、組合に払い込み、事業年度末に精算できること(第2項)、公経済主体として国、行政法人造幣局、行政法人国立印刷局若しくは独立行政法人国立病院機構が負担する負担金を、政令で定めるところにより、組合に払い込むことを規定している(第3項)。

また、退職等年金給付に要する費用、福祉事業に要する費用、厚生年金保険給付に要する費用及び組合の事務に要する費用に充てるべき、国、行政執行法人、労働組合が負担すべき金額の全部又は一部を当該金額の払込みがあるごとに組合は、連合会に払い込むべきことを規定している(第4項)。

(改正の内容)

【第4項】

第99条第2項に第3号(退職等年金給付に要する費用)の規定を追加したが、この退職等年金給付に係る掛金・負担金も、組合払い込みがあるごとに退職等年金給付の事務を行う連合会に払い込む必要があることから、これを追加することとする。

第六章の二 地方公務員共済組合連合会に対する財政調整拠出金

第102条の2（地方公務員共済組合連合会に対する長期給付に係る財政調整拠出金の拠出）

（今回の改正前の内容）

現行の規定の主旨は、

- ①国と地方の負担の水準の調整 →第102条の3第1項1号

長期給付（厚生年金保険給付及び基礎年金拠出金の拠出）に関して、総報酬額に対する支出の割合を平準化させる。

- ②国と地方の長期給付の円滑な実施 →第102条の3第1項第2号及び一元化法により追加された第3号

長期給付（厚生年金保険給付）に関して、黒字保険者が黒字の範囲内で赤字保険者を支援する。

長期給付（厚生年金保険給付）に関して、赤字保険者の赤字の額が当該保険者の前事業年度末の実施機関積立金の額を上回る場合の財政調整（両保険者が赤字の場合でも調整）となっている。

（改正の内容）

- ①の負担水準の調整は、厚生年金保険給付に適用し、

- ②の円滑な長期給付の実施の一環として、退職等年金給付の財政調整も行うこととするもので、前段の長期給付のみ厚生年金保険給付に適用に改め、後段は長期給付のままとする。

「厚生年金保険給付費」として、厚生年金拠出金の納付、基礎年金拠出金の納付、その他政令で定める費用を定めている。地共済との財政調整においては、厚生年金拠出金及び基礎年金拠出金ベースに費用の範囲を決めることで足りるので、財政調整拠出金を含める必要はない。また、事務費についても基本的には財政調整の対象とはしない。ただ、将来、何らかの費用を財政調整の対象に含める必要がある時のために、「その他政令で定める費用」は規定を残しておくこととする。

第102条の3

(今回の改正前の内容)

国共済と地共済の間の財政調整について規定している。財政調整の内容は、

○第1項第1号

長期給付(厚生年金保険給付及び基礎年金拠出金の拠出)に関して、総報酬額に対する支出の割合を平準化

○第1項第2号

長期給付(厚生年金保険給付)に関して、黒字保険者が黒字の範囲内で赤字保険者を支援

○第1項第3号

長期給付(厚生年金保険給付)に関して、赤字保険者の赤字の額が当該保険者の前事業年度末の実施機関積立金の額を上回る場合の財政調整(両保険者が赤字の場合でも調整)

(改正の内容)

【第1項】

第1号～第3号については、「長期給付」及び「長期給付等」は、いずれも厚生年金保険給付及び同給付に係るものを意味し、長期給付に退職等年金給付が新設された後も同様であるため、それぞれ「厚生年金保険給付」及び「厚生年金保険給付等」に改める。

第1号の「厚生年金給付費」については、第102条の2において定義されており、厚生年金拠出金及び基礎年金拠出金などである。

第3号に規定する「地方の実施機関積立金」及び「国の実施機関積立金」は厚年法第29条の2に規定する実施機関のうち、それぞれ地方分及び国分である、今回の改正で、地方の実施機関積立金は厚生年金保険給付積立金及び厚生年金保険調整積立金となり、国の実施機関積立金は厚生年金保険給付積立金となる。したがって、実施機関積立金を厚生年金保険給付積立金に修正を行う。

第4号は、退職年金等給付に係る国共済と地共済の間の財政調整を規定する。なお、退職年金等給付は、当該給付に係る掛金と負担金を財源とし、ゼロから積み立てを行い、既存の(施行日前の)積立金は活用しないこととしているため、財政調整も厚生年金保険給付に係る財政調整とは号を分けて規定する。

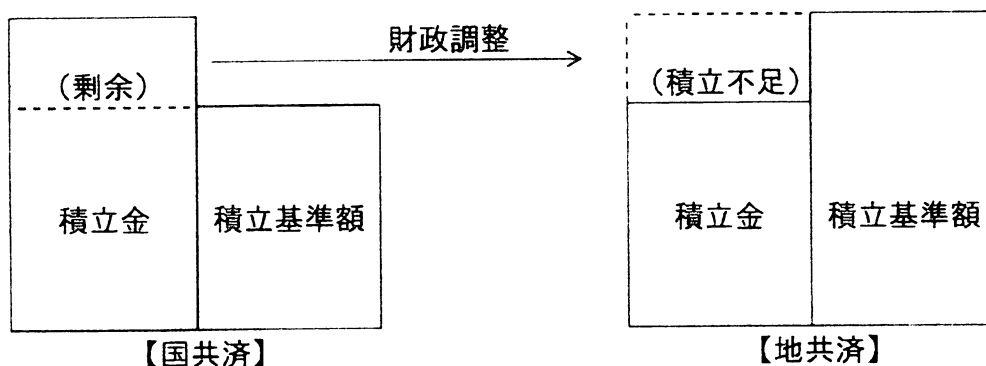
国共済と地共済は、それぞれ、国共済法と地共済法の規定(国共済法は第99条第1項柱書きにおいて、退職年金等給付に要する費用については少なくとも5年ごとに再計算を行うものとされている。地共済法にも同趣旨の規定あり)に基づき、再計算を行う。

その結果、地共済に積立不足(地方の退職等年金給付積立金<(財政調整がないと仮定して計算した)地方の積立基準額)、国共済に剰余(国の退職等年金給付積立金>(財政調整がないと仮定して計算した)国の積立基準額)となった場合に、国共済から地共済に財政調

整拠出金の拠出を行う。

財政調整拠出金の額は、地方の退職年金等給付積立金の額が地方の積立基準額(財政調整がないと仮定して計算した額)を下回った額の1/5に相当する額とする。1/5に相当する額としているのは、再計算は5年ごとに行われていること、一度にこの不足額を解消することは資金移動の手数料や運用資産の現金化等のコストがかかり非効率であること、1/5ずつ償却していけば10年で約9割は償却ができることなどの理由による。なお、当該額が国の剰余(国の退職等年金給付積立金の額が国の積立基準額の額(財政調整がないと仮定して計算した額)を上回る額)の額を上回る場合には、当該額を限度とする。これにより、財政調整は剰余の範囲内で行うことを規定。

なお、積立基準額は、退職等年金給付について、給付に要する費用の予想額の現価から、掛金及び負担金の予想額の現価を控除した額として計算される(国共済については第99条第1項第3号で規定。地共済については地共済法で規定)。(想定問32(71頁)参照)



【第2項・第3項】

第1項第2号及び第3号と同様に、「長期給付等」を「厚生年金保険給付等」とする。

(用例)

「の現価」

○厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)

(第一号改定者等の標準報酬の改定に伴う現価相当額の徴収)

第八十五条の三 政府は、第七十八条の六第一項及び第二項又は第七十八条の十四第二項及び第三項の規定により第一号改定者又は特定被保険者の標準報酬の改定が行われたときは、当該第一号改定者又は特定被保険者の加入員であつた期間に係る老齢年金給付の現価に相当する金額の一部であつて当該改定に係るものとして政令で定める額を当該老齢年金給付の支給に関する義務を負っている厚生年金基金又は企業年金連合会から徴収する。

「額の予想額の現価」

○石炭鉱業年金基金法施行令（昭和 42 年政令第 276 号）

（責任準備金の積立て）

第十五条 （略）

2 （略）

3 前二項の規定により積み立てるべき責任準備金の額は、基金が支給する年金たる給付及び一時金たる給付に要する費用の額の予想額の現価から掛金収入の額の予想額の現価を控除した額を基準として、厚生労働大臣の定める方法により算定した金額とし、当該算定を行う場合の現価の計算に用いる予定利率は、基金が責任準備金の運用収益の予測に基づき合理的に定めた率とする。

第七章 審査請求

第103条(審査請求)

(今回の改正前の内容)

組合が行う組合員の資格、給付に関する決定、掛金等の徴収、組合員期間の確認又は国民年金法による障害基礎年金に係る障害の程度の診査に関して不服がある場合の審査請求について規定している。

【第1項】

組合員の資格、短期給付に関する決定、厚生年金保険法第90条第2項に規定する被保険者の資格又は保険給付に関する処分等について不服がある者は、文書又は口頭で国家公務員共済組合審査会に行政不服審査法による審査請求をすることができる。

(改正の内容)

退職等年金給付について、簡易かつ迅速に法律上の効果を生じさせる必要があり、その決定、掛金の徴収、確認又は診査に関して不服がある場合は、審査請求をすることができるように、「退職等年金給付」を追加する。

なお、厚生年金保険給付のうち国家公務員共済組合員期間については、引き続き国家公務員共済組合審査会に審査請求を行うこととしている。

(参考)

○一元化後厚年法

(審査請求及び再審査請求)

第九十条 (略)

2 次の各号に掲げる者による被保険者の資格又は保険給付に関する処分に不服がある者は、当該各号に定める者に対して審査請求をすることができる。

一 第二条の五第一項第二号に定める者 国家公務員共済組合法に規定する国家公務員共済組合審査会

二 第二条の五第一項第三号に定める者 地方公務員等共済組合法に規定する地方公務員共済組合審査会

三 第二条の五第一項第四号に定める者 私立学校教職員共済法に規定する日本私立学校振興・共済事業団の共済審査会

○一元化前国共済法

(審査請求)

第一百三条 組合員の資格若しくは給付に関する決定、掛金の徴収、組合員期間の確認又は国民年金法による障害基礎年金に係る障害の程度の診査に関し不服がある者は、文書又は口頭で、国家公務員共済組合審査会(以下「審査会」という。)に行政不服審査法(昭和三十七年法律第百六十号)による審査請求をすることができる。

2・3 (略)

第8章 雑則

第111条(時効)

(今回の改正前の規定)

消滅時効は、権利者が永くその権利を行使しないで放置する結果、その権利が消滅する制度であるが、給付を受ける権利及び掛金を徴収し、又はその還付を受ける権利について、その性質上、債権債務関係を長く不確定な状況に置くことが適当でないため、一般債権よりも短期に消滅させる等の特例を規定している。なお、国共済法に規定された事項のほかは、民法の規定が適用される。

(改正の内容)

【第1項】

一元化法により短期給付に限定した規定としてものを、退職等年金給付を追加し「給付」とする。時効により、消滅するまでの期間については、一元化前の長期給付は5年としており、厚生年金保険法においても年金たる給付を受ける権利が時効で消滅する期間は5年であるため、退職等年金給付についても、5年とする。

【第3項】

一元化前は、組合員又は組合員であった者又は遺族給付受給権者のうち、先順位者又は同順位者が生死不明のため、遺族給付(遺族給付以外の支払未済の給付を含む。)の請求ができない場合について、行方不明であった組合員又は組合員であった者が5年以上前に死亡していることが判明した場合でも、その判明の日から6月内に遺族共済年金の請求があれば、時効完成前の請求として、これらの給付が支給されることを規定していた。

一元化後は、一元化後国共済法第53条の7第2項で支払未済の短期給付を、「支払未済給付」と定義し、第111条第3項でもその定義を引用していたが、第53条の7の規定は、今回の改正で短期給付・長期給付に共通する規定として第94条に移動し、公務遺族年金である給付等を含めた支払未済の給付全体を「遺族給付」と定義したところである。

公務遺族年金については、一元化前の遺族共済年金と同様に、第111条第3項の規定を適用させることが適当であるため、第94条第2項で定義した「遺族給付」を第3項でも引用することとし、そのための改正を行う。

なお、第2号の「先順位者」については、例えば組合員が死亡した時点で、その死亡の直前まで生計を一つにしていた配偶者(生きていれば先順位者)が行方不明となっていて、同時に組合員と生計を一つにしていた父母(配偶者が生きていれば後順位者)もいた場合、最上位者が不明なため父母が当初の遺族年金の請求ができないケースなど想定して、これらを救済するものである。

(既に受給権が発生した後に「先順位者」が行方不明になった場合は、第92条により処理が可能)

また、一元化前の規定と同様に同項の「遺族給付」には、支払未済給付も含む概念としているため、第44条の「支払未済の給付の受給者の特例」においても、支給すべき者を特定でき

ない場合が想定される。

KKRによれば、「このような場合は、実務上、皆無に等しいと思われる」とのことであるが、遺族の認定事務においては、あくまでも個別事案ごとに判断しているのが実態であり、例え組合員が死亡した時点で、先順位の遺族が行方不明であっても、後に所在が判明し請求が出てくる場合などを想定しながら、慎重に対処する必要があり、日本年金機構による厚生年金関係の運用実態についても、同様に個別事案ごとに判断をしている(一義的な運用はしていない)とのことであり、当然のことながら遺族の認定に関しては慎重かつ適切な運用が求められるところ。

従って、実際に、想定のような事態が発生する可能性が全くないとは言えないことから、当初の遺族認定を日本年金機構とも連携し、慎重・適切かつ速やかに実施するとともに、「先順位者」の規定を維持することにより、万一の場合に備えることとする。

(時効の停止について、厚生年金関係では法令上は同様の規定を設けていない。)

(参考)

○一元化前国共済法

(時効)

第百十一条 この法律に基く給付を受ける権利は、その給付事由が生じた日から、短期給付については二年間、長期給付については五年間行わないときは、時効によつて消滅する。

2 掛金を徴収し、又はその還付を受ける権利は、二年間行わないときは、時効によつて消滅する。

3 時効期間の満了前六月以内において、次に掲げる者の生死又は所在が不明であるためにその者に係る遺族給付の請求をすることができない場合には、その請求をすることができることとなつた日から六月以内は、当該権利の消滅時効は、完成しないものとする。

一 組合員又は組合員であつた者でその者が死亡した場合に遺族給付を受けるべき者があるもの

二 遺族給付を受ける権利を有する者のうち先順位者又は同順位者

○一元化後国共済法

(短期給付の制限)

第五十三条の七 この法律により短期給付を受けるべき者が、故意の犯罪行為により、又は故意に、病気、負傷、死亡若しくは災害又はこれらの直接の原因となつた事故を生じさせた場合には、その者には、次項の規定に該当する場合を除き、当該病気、負傷、死亡又は災害に係る短期給付は、行わない。

2 第五十三条の二の規定により支給する支払未済の短期給付(以下この項及び第百十一条第三項において「支払未済給付」という。)を受けるべき者が組合員、組合員であつた者又は支払未済給付を受ける者を故意の犯罪行為により、又は故意に死亡させた場合には、その者には、当該支払未済給付は、行わない。組合員又は組合員であつた者の死亡前に、その者の死亡によつて支払未済給付を受けるべき者を故意の犯罪行為により、又は故意に死亡させた者についても、同様とする。

3 この法律により短期給付を受けるべき者が、重大な過失により、又は正当な理由がなくて療養に関する指示に従わなかつたことにより、病気、負傷若しくは死亡若しくはこれらの直接の原因となつた事故を生じさせ、又はその病気の程度を増進させ、若しくはその回復を妨げた場合には、その者には、当該病気、負傷又は死亡に係る短期給付の全部又は一部を行わないことができる。

(時効)

第百十一条 この法律に基づく短期給付を受ける権利は、その給付事由が生じた日から二年間行

わなないときは、時効によつて消滅する。

2 (略)

3 時効期間の満了前六月以内において、次に掲げる者の生死又は所在が不明であるためにその者に係る支払未済給付の請求をすることができない場合には、その請求をすることができることとなつた日から六月以内は、当該権利の消滅時効は、完成しないものとする。

一 組合員又は組合員であつた者でその者が死亡した場合に支払未済給付を受けるべき者があ
るもの

二 支払未済給付を受ける権利を有する者のうち先順位者又は同順位者

第112条(期間計算の特例)

(今回の改正前の内容)

民法の到達主義(民法第97条)に対する特例を定めた規定。

短期給付を受ける権利又は給付を受ける権利に係る申出若しくは届出は、所定期間内に行使しないと時効又は除斥期間によって消滅するが、書面の郵送により請求又は申出をし、その期間内に組合又は連合会に届かなかつた場合に受給権者等が不利益を被ることのないように、郵送日数をその期間に算入しないことを規定している。

この結果、期間経過後に組合又は連合会に書類が届いた場合にも、期間内に郵送したことが消印その他により立証されれば、その期間内に請求があつたものとして取り扱われる。

(改正の内容)

退職等年金給付が新設されたため、短期給付に限定した一元化後の規定を長期給付を含めた一元化前国共済法の規定振りとする。

(参考)

○一元化後の厚年法

(期間の計算)

第九十三条 この法律又はこの法律に基く命令に規定する期間の計算については、この法律に別段の規定がある場合を除くほか、民法の期間に関する規定を準用する。

○一元化前国共済法

(期間計算の特例)

第一百十二条 この法律の規定により給付の請求又は給付を受ける権利に係る申出若しくは届出に係る期間を計算する場合において、その請求、申出又は届出が郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成十四年法律第九十九号)第二条第六項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第九項に規定する特定信書便事業者による同条第二項に規定する信書便により行われたものであるときは、送付に要した日数は、その期間に算入しない。

○民法

(隔地者に対する意思表示)

第九十七条 隔地者に対する意思表示は、その通知が相手方に到達した時からその効力を生ずる。

2 隔地者に対する意思表示は、表意者が通知を發した後に死亡し、又は行為能力を喪失したときであっても、そのためにその効力を妨げられない。

第114条(戸籍書類の無料証明)

(今回の改正前の内容)

市町村長は、組合の行う短期給付に関し、条例で定めるところにより、組合員等の戸籍について無料証明をすることができる旨を定めた規定である。

組合の行う短期給付に関して必要な場合に、市町村長は、組合員、組合員であった者又は受給権者の戸籍について、無料で証明を行うことができることとされているが、地方自治の建前から、その市町村の条例で定める場合に限って無料証明ができることとしている。したがって、当該市町村の条例においてその旨が定められていなければ、市町村長は、無料証明を行うことはできないこととなる。

(改正の内容)

退職等年金給付が新設されたため、短期給付に限定した一元化後の規定を長期給付を含めた一元化前国共済法の規定振りとし、「短期給付を受ける権利を有する者」を「受給権者」に改正する。

(参考)

○一元化後の厚年法

(戸籍事項の無料証明)

第九十五条 市町村長は、厚生労働大臣又は受給権者に対して、当該市町村の条例の定めるところにより、被保険者、被保険者であつた者又は受給権者の戸籍に関し、無料で証明を行うことができる。

○一元化前国共済法

(戸籍書類の無料証明)

第百十四条 市町村長(特別区の区長を含むものとし、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあつては、区長)は、組合又は受給権者に対して、当該市町村の条例で定めるところにより、組合員、組合員であつた者又は受給権者の戸籍に関し、無料で証明を行うことができる。

第114条の2(資料の提供) 【新設】

- 一元化前国共済法第114条の2と同趣旨の規定を設ける。
- この条は、連合会が主に公務障害年金、公務遺族年金の最低保障額の算定を行う際に控除する必要のある2階部分の年金である給付に関する資料の提供を年金機構、地方共済組合又は日本私立学校振興・共済事業団に求めることができるようにするための規定。
- 一元化後は、2階部分の年金である給付は厚年法による年金である保険給付だけでなく、一元化法附則で「なお効力を有することとされた改正前の地共済法等による年金である給付」も含める必要があるため、これらの年金である給付を包括的に規定することとする。
- 政令では、厚年法による年金である保険給付に相当する「なお効力を有するものとされた」年金である給付について規定する予定である。

(参考)

- 一元化前国共済法
(資料の提供)

第百十四条の二 連合会は、第九十三条の四に定めるもののほか、年金である給付に関する処
分に関し必要があると認めるときは、受給権者に対する厚生年金保険法 による年金である保
険給付、国民年金法 による年金である給付、地方公務員等共済組合法 による年金である給付
若しくは私立学校教職員共済法による年金である給付又はその配偶者に対する第七十九条第六
項 (第八十七条第三項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)に規定す
る政令で定める給付の支給状況につき、厚生労働大臣、地方の組合若しくは日本私立学校振興
・共済事業団又は第七十九条第六項に規定する政令で定める給付に係る制度の管掌機関に対し、
必要な資料の提供を求めることができる。

- 改正後の国共済法
(公務障害年金の額)

第八十四条 (略)

- 5 公務障害年金の額が、その受給権者の公務傷病による障害の程度が次の各号に掲げる障害等級
のいずれの区分に属するかに応じ当該各号に定める金額に改定率を乗じて得た金額から厚生年金
相当額を控除して得た金額より少ないときは、当該控除して得た金額を当該公務障害年金の額と
する。
 - 一 障害等級一級 四百十五万二千六百円
 - 二 障害等級二級 二百五十六万四千八百円
 - 三 障害等級三級 二百三十二万六百元
- 6 前項に規定する厚生年金相当額は、公務障害年金の受給権者が受ける権利を有する厚生年金保
険法による障害厚生年金の額(同法第四十七条第一項ただし書(同法第四十七条の二第二項、第
四十七条の三第二項、第五十二条第五項及び第五十四条第三項において準用する場合を含む。以
下この項及び第九十条第六項において同じ。))の規定により障害厚生年金を受ける権利を有しな
いときは同法第四十七条第一項ただし書の規定の適用がないものとして同法の規定の例により算
定した額)、同法による老齢厚生年金の額若しくは同法による遺族厚生年金の額(同法第五十八

条第一項ただし書の規定により同法による遺族厚生年金を受ける権利を有しないときは同項ただし書の規定の適用がないものとして同法の規定の例により算定した額)若しくは同法による年金たる保険給付に相当するものとして政令で定めるものの額又はその者が二以上のこれらの年金である給付を併せて受けることができる場合におけるこれらの年金である給付の額の合計額のうち最も高い額をいう。

(公務遺族年金の額)

第九十条 (略)

5 第一項の規定による公務遺族年金の額が百三万八千百円に改定率を乗じて得た金額から厚生年金相当額を控除して得た金額より少ないときは、当該控除して得た金額を当該公務遺族年金の額とする。

6 前項に規定する厚生年金相当額は、公務遺族年金の受給権者が受ける権利を有する厚生年金保険法による遺族厚生年金の額(同法第五十八条第一項ただし書の規定により同法による遺族厚生年金を受ける権利を有しないときは同項ただし書の規定の適用がないものとして同法の規定の例により算定した額)、同法による老齢厚生年金の額若しくは同法による障害厚生年金の額(同法第四十七条第一項ただし書の規定により障害厚生年金を受ける権利を有しないときは同法第四十七条第一項ただし書の規定の適用がないものとして同法の規定の例により算定した額)若しくは同法による年金たる保険給付に相当するものとして政令で定めるものの額又はその者が二以上のこれらの年金である給付を併せて受けることができる場合におけるこれらの年金である給付の額の合計額のうち最も高い額をいう。

※ 「地方の組合」は第55条第1項第2号で定義済み

第115条(端数の処理)

(今回の改正前の内容)

短期給付額及び掛金額の端数の処理について規定している。別段の定めがあるものを除き、国等の債権債務等の金額の端数計算に関する法律を準用することとする。

(改正の内容)

一元化前国共済法第115条第1項は長期給付の端数処理を、第2項は長期給付以外の給付、掛金の端数処理を規定していたが、一元化の際に第1項を削除し、短期給付に限定した規定に改正したところ。

今回、退職等年金給付が新設されたことから、一元化前の第1項に相当する長期給付に関する端数処理の規定を第1項として追加し、改正前の規定を第2項に移動することとする。(第1項は「前条(資料の提供)とのバランスを考慮して、「退職等年金給付」ではなく「長期給付」とする。長期給付には厚生年金保険給付も含まれるが、この項の適用については、第73条第2項で第115条は適用除外とされているので問題はない。)

なお、長期給付の額を算出する過程において円単位未満の端数があるときは、特段の定めの内限り、銭単位まで計算し、銭単位未満の端数を四捨五入するものとされている。(運用方針(通達)第115条関係)

また、現行では、加給の額は別途100円単位で計算することとしているが、新制度では、加給に相当するものがないので、加給の額を100円単位で計算する規定は不要である。

(参考)

○一元化前国共済法

(端数の処理)

第百十五条 長期給付を受ける権利を決定し又は長期給付の額を改定する場合において、その長期給付の額(第七十八条第一項、第八十三条第一項又は第九十条の規定により加算する金額を除く。)又は当該加算する金額に五十円未満の端数があるときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときは、これを百円に切り上げるものとする。

2 前項に定めるもののほか、この法律による給付及び掛金に係る端数計算については、別段の定めがあるものを除き、国等の債権債務等の金額の端数計算に関する法律(昭和二十五年法律第六十一号)第二条の規定を準用する。

○国等の債権債務等の金額の端数計算に関する法律(昭和25年法律第61号)

(国等の債権又は債務の金額の端数計算)

第二条 国及び公庫等の債権で金銭の給付を目的とするもの(以下「債権」という。)又は国及び公庫等の債務で金銭の給付を目的とするもの(以下「債務」という。)の確定金額が一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

2 国及び公庫等の債権の確定金額の全額が一円未満であるときは、その全額を切り捨てるものとし、国及び公庫等の債務の確定金額の全額が一円未満であるときは、その全額を一円として計算する。

3 国及び公庫等の相互の間における債権又は債務の確定金額の全額が一円未満であるときは、

前項の規定にかかわらず、その全額を切り捨てるものとする。

第121条(船員組合員の療養以外の短期給付の特例)

(今回の改正前の内容)

療養に関する給付以外の短期給付については、組合員としての給付と船員保険の被保険者としての給付とのいずれか有利な給付を受給権者の選択により支給することを規定している。

(改正の内容)

一元化後の第51条(短期給付の種類等)は今回の改正で第50条に移動することから、これに伴う条ズレの修正を行う。

(参考)

○ 一元化前国共済法

(船員組合員の療養以外の短期給付の特例)

第二百一十一条 前条に定めるもののほか、船員組合員若しくは船員組合員であつた者又はこれらの者の遺族に対する第五十一条第一項第三号から第十三号までに掲げる短期給付（その給付事由が通勤によるものを除く。）は、次に掲げるもののうちこれらの者が選択するいずれか一の給付とする。

一 組合員若しくは組合員であつた者又はこれらの者の遺族として受けるべき給付

二 その者が組合員とならなかつたものとした場合に船員若しくは船員であつた者又はこれらの者の遺族として受けるべき船員保険法に規定する給付

第124条の2(公庫等に転出した継続長期組合員についての特例)

(今回の改正前の内容)

特別の法律により設立された法人で、その業務が国若しくは地方公共団体の事務若しくは事業と密接な関連を有するもののうち政令で定める法人(以下「公庫等」という。)の職員となるために任命権者等の要請より退職した組合員及び特別の法律により設立した法人で、その業務が国の事務若しくは事業と密接な関連を有するもののうち政令で定める法人(以下「特定公庫等」という。)の役員となるために退職した組合員には、長期給付に関する規定の適用については退職はなかったものとみなし、引き続き転出する前に所属していた組合の組合員であるものとする規定である(継続長期組合員制度)。

また、当該組合員(継続長期組合員)の長期給付に関する規定を適用する際の読み替えを規定しており、具体的には、一元化前には

- ① 第4章中「公務」を「業務」と読み替えることにより、継続長期組合員の場合にも、公務上の障害年金又は公務上の遺族年金を支給されている。
- ② 第99条第2項中「国の負担金」を「公庫等又は特定公庫等の負担金」を読み替えることにより、継続長期組合員の場合には、長期給付に要する費用の半分は「国」ではなく、出向している「公庫又は特定公庫」が負担する。
- ③ 第102条第1項中「各省各庁の長(環境大臣を含む。)、行政執行法人又は労働組合」を「公庫又は特定公庫等」と読み替えることにより、継続長期組合員の場合には、「各省各庁の長(環境大臣を含む。)、行政執行法人又は労働組合」ではなく、出向している「公庫又は特定公庫等」が負担金を、毎月組合に払い込むこととしている。
- ④ 第102条第4項中「労働組合」を「公庫等若しくは特定公庫等」を読み替えることにより、継続長期組合員の場合には、「労働組合」ではなく、出向している「公庫等若しくは特定公庫等」が負担している負担金を組合は連合会に払い込むこととしている。

一元化後には、一元化により長期給付は厚生年金保険法が適用されることとなり、「公務により」を「業務により」に読み替え必要がなくなったため、第4章中「公務により」を「業務により」に読み替える規定は削除した。また、長期給付は厚生年金保険法が適用されることとなり、第99条第2項の「長期給付に要する費用」の規定が削除され、同条第3項で長期給付に要する費用は厚生年金保険料で充てることを規定したため、第99条第2項の読み替えをする必要がなくなり、削除した。

(改正の内容)

今回、退職等年金給付を新設することになり、公務障害年金及び公務遺族年金を適用するために、「公務」を「業務」に読み替える必要があるため、第4章中「公務」を「業務」に読み替える規定を追加する。また、第99条第2項に退職等年金給付の費用の負担を規定することとし、退職等年金給付に要する費用の半分は、「国」ではなく、出向している「公庫又は特定公庫等」が負担することとし、第99条第2項の読み替えを追加する。「国」ではなく、「公庫又は特定公庫等」が負担することとしたのは、任命権者の要請により公庫等又は特定公庫等に異動した組合員が、他の組合員に比べて不利にならないようにするためである。

他の改正部分は、読み替えもとの規定が改正になったためである。

(参考)

○一元化前国共済法

(公庫等に転出した継続長期組合員についての特例)

第二百二十四条の二 組合員(長期給付に関する規定の適用を受けない者を除く。)が任命権者若しくはその委任を受けた者の要請に応じ、引き続いて沖縄振興開発金融公庫その他特別の法律により設立された法人でその業務が国若しくは地方公共団体の事務若しくは事業と密接な関連を有するものうち政令で定めるもの(第四項において「公庫等」という。)に使用される者(役員及び常時勤務に服することを要しない者を除く。以下「公庫等職員」という。)となるため退職した場合(政令で定める場合を除く。)又は組合員(長期給付に関する規定の適用を受けない者を除く。)が任命権者若しくはその委任を受けた者の要請に応じ、引き続いて沖縄振興開発金融公庫その他特別の法律により設立された法人でその業務が国の事務若しくは事業と密接な関連を有するものうち政令で定めるもの(同項において「特定公庫等」という。)の役員(常時勤務に服することを要しない者を除く。以下「特定公庫等役員」という。)となるため退職した場合(政令で定める場合を除く。)には、長期給付に関する規定(第四十一条第二項の規定を除く。)の適用については、別段の定めがあるものを除き、その者の退職は、なかつたものとみなし、その者は、当該公庫等職員又は特定公庫等役員である期間引き続き転出(公庫等職員又は特定公庫等役員となるための退職をいう。以下この条において同じ。)の際に所属していた組合の組合員であるものとする。この場合においては、第四章中「公務」とあるのは「業務」と、第九十九条第二項中「及び国の負担金」とあるのは「公庫等又は特定公庫等の負担金及び国の負担金」と、同項第二号及び第三号中「国の負担金」とあるのは「公庫等又は特定公庫等の負担金」と、第二百条第一項中「各省各庁の長(環境大臣を含む。)、特定独立行政法人又は職員団体」とあり、及び「国、特定独立行政法人又は職員団体」とあるのは「公庫等又は特定公庫等」と、「第九十九条第二項(同条第五項から第七項までの規定により読み替えて適用する場合を含む。)」とあるのは「第九十九条第二項」と、同条第四項中「職員団体」とあるのは「公庫等若しくは特定公庫等」とする。

○一元化後国共済法

(負担金)

第二百条 各省各庁の長(環境大臣を含む。)、特定独立行政法人又は労働組合は、それぞれ第九十九条第二項(同条第六項から第八項までの規定により読み替えて適用する場合を含む。)及び第五項(同条第七項及び第八項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)並びに厚生年金保険法第八十二条第一項の規定により国、特定独立行政法人又は労働組合が負担すべき金額(組合員に係るものに限るものとし、第百条の二及び第百条の二の二の規定により徴収しないこととされた掛金等に相当する金額を除く。)を、毎月組合に払い込まなければならない。

第124条の3(中期目標行政法人又は国立大学法人等に常時勤務することを要する者の取扱い)

(今回の改正前の内容)

中期目標行政法人のうち別表第2に掲げるもの又は国立大学法人等に常時勤務する職員は、公務員ではないが、国共済法上は職員とみなして国共済法の適用を受けるものとする。この場合の費用負担については、事業主の負担部分は、「国」ではなく、別表第2に掲げる中期目標行政法人又は国立大学法人等が負担する(第99条)ことなどの、読替えを行っている。

(改正の内容)

読替えもとの第99条を改正することとなり、それに伴い読替え箇所を改正することとする。

第99条では、退職等年金給付が新設されることとなり、退職等年金給付に要する費用を第99条第1項第3号に規定することとした。それに伴い第99条第1項第3号を読替えることとする。

(参考)

○一元化前国共済法

(特定独立行政法人以外の独立行政法人又は国立大学法人等に常時勤務することを要する者の取扱い)

第二百二十四条の三 特定独立行政法人以外の独立行政法人のうち別表第三に掲げるもの又は国立大学法人等に常時勤務することを要する者(特定独立行政法人以外の独立行政法人又は国立大学法人等に常時勤務することを要しない者で政令で定めるものを含むものとし、臨時に使用される者その他の政令で定める者を含まないものとする。)は、職員とみなして、この法律の規定を適用する。この場合においては、第三条第一項中「及びその所管する特定独立行政法人」とあるのは「並びにその所管する特定独立行政法人、第三十一条第一号に規定する独立行政法人のうち別表第三に掲げるもの及び同号に規定する国立大学法人等」と、同条第二項第二号中「及び独立行政法人国立病院機構」とあるのは「並びに独立行政法人国立病院機構及び高度専門医療に関する研究等を行う独立行政法人に関する法律(平成二十年法律第九十三号)第四条第一項に規定する国立高度専門医療研究センター」と、同項第三号中「林野庁」とあるのは「林野庁及び独立行政法人森林総合研究所」と、第八条第一項中「及び当該各省各庁の所管する特定独立行政法人」とあるのは「並びに当該各省各庁の所管する特定独立行政法人、第三十一条第一号に規定する独立行政法人のうち別表第三に掲げるもの及び同号に規定する国立大学法人等」と、第三十七条第一項中「及び当該各省各庁の所管する特定独立行政法人」とあるのは「並びに当該各省各庁の所管する特定独立行政法人、独立行政法人のうち別表第三に掲げるもの及び国立大学法人等」と、第四章中「公務」とあるのは「業務」と、第九十九条第一項第一号及び第三号中「特定独立行政法人の負担に係るもの」とあるのは「特定独立行政法人の負担に係るもの(第二百二十四条の三の規定により読み替えられた第六項及び第七項において読み替えて適用する第四項の規定による独立行政法人のうち別表第三に掲げるもの及び国立大学法人等の負担に係るものを含む。)」と、同条第五項から第七項までの規定中「特定独立行政法人」とあるのは「特定独立行政法人、独立行政法人のうち別表第三に掲げるもの又は国立大学法人等」と、第百二条第一項及び第四項並びに第百二十二条中「特定独立行政法人」とあるのは「特定独立行政法人、独立行政法人のうち別表第三に掲げるもの、国立大学法人等」とするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第125条(組合職員の取扱い)

(今回の改正前の内容)

組合職員を職員とみなして本法の規定を適用することを規定している。組合職員は、組合に使用されているので国家公務員ではないが、直接組合の事務に従事していることを踏まえ、これらの者に組合員の資格を認め、国共済法において組合員として取り扱う。

(改正の内容)

一元化後のこの条において「(第四十一条第二項及び第二百二十四条の二を除く。)」としているのは、第41条第2項(公務災害に係る実施機関からの意見の聴取)、第124条の2(継続長期組合員制度)は国家公務員を対象とした規定であるため、除外しているもの。

今回の改正で一元化後の41条は第39条に移動することから、これに伴う条ズレの修正を行う。

(参考)

○一元化前国共済法

(組合職員の取扱い)

第百二十五条 組合に使用される者でその運営規則で定めるもの(以下「組合職員」という。)は、当該組合を組織する職員とみなして、この法律(第四十一条第二項及び第二百二十四条の二を除く。)の規定を適用する。この場合においては、第四章中「公務」とあるのは「業務」と、第九十九条第二項中「国の負担金」とあるのは「組合の負担金」とする。

第126条(連合会役職員の取扱い)

(今回の改正前の内容)

連合会役職員を単位とする共済組合の設立について規定している。連合会職員共済組合は、その役職員は職員と、その共済組合は国共済法による組合とそれぞれみなされ、同法の規定が適用される。

(改正の内容)

一元化後のこの条第2項において「(第四十一条第二項、第六十八条の二、第六十八条の三及び第二百二十四条の二を除く。)」としているのは、第41条第2項(公務災害に係る実施機関からの意見の聴取)、第68条の2(育児休業手当金)、第68条の3(介護休業手当金)、第124条の2(継続長期組合員制度)は国家公務員を対象とした規定であるため、除外しているもの。(連合会の役職員には雇用保険法が適用されるため、育児休業手当金、介護休業手当金に相当する給付は同法に基づき支給される。)

今回の改正で一元化後の41条は第39条に移動することから、これに伴う条ズレの修正を行う。

(参考)

○一元化前国共済法

(連合会役職員の取扱い)

第二百二十六条 連合会の役員及び連合会に使用される者でその運営規則で定めるもの(以下「連合会役職員」という。)をもつて組織する共済組合を設けることができる。

2 前項の規定により共済組合を設けた場合には、連合会役職員は職員と、同項の共済組合は組合とそれぞれみなして、この法律の規定(第四十一条第二項、第六十八条の二、第六十八条の三及び第二百二十四条の二の規定を除く。)を適用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第126条の2(地方公務員等共済組合法との関係)

(今回の改正前の内容)

組合員が国家公務員を退職し、地方公務員に採用され、引き続き、地方の組合員となった場合に、当該退職はなかったものとみなす等、地方公務員等共済組合との間での組合員の異動があった場合等に必要な事項を定めている。

【第3項】

組合員又は組合員であった者が地方の組合員となったときに、その者に係る積立金を連合会から地方の組合に移換することを規定している。

(改正の内容)

第35条が1項が追加され、2項立てになったことから、「第三十五条の二」を「三十五条の二第一項」に改正する。

第129条(罰則)

(今回の改正前の内容)

組合の職員、連合会の役職員その他組合又は連合会の事務を行う者は、この法律に基づいて財務大臣の認可又は承認を受けなければならない場合に、その認可又は承認を受けなかった場合等には、二十万円以下の過料に処される。

(改正の内容)

一元化後厚年法第79条の6第5項において、管理運用の方針を定め、又は変更したときの公表を規定し、また、第79条の8第1項において、管理積立金の管理及び運用の状況に関する業務概況書の作成・公表等を規定している。管理運用主体が、これらの公表をせず、又は虚偽の公表をしたときは、同法第104条の2において過料の対象としている。

退職等年金給付積立金についても、第35条の3第5項において、連合会が管理運用方針を定め、又は変更したときの公表を規定し、また、第35条の4において、連合会による業務概況書の作成・公表等を規定している。連合会が、これらの公表をせず、又は虚偽の公表をしたときは、一元化後厚年法の規定と同様に過料の対象とすることがバランスの上からも適当であると考えられる。このため、一元化後厚年法の規程に倣って、第129条の過料の対象に「第三十五条の三第五項又は第三十五条の四の規定により公表しなければならない場合において、その公表をせず、又は虚偽の公表をしたとき。」を追加することとする。なお、各号の配列は条の順序によっているため、第3号に規定することとする。

(参考)

○一元化後厚年法

(管理運用の方針)

第七十九条の六 1～4 (略)

5 管理運用主体は、管理運用の方針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6～7 (略)

(管理積立金の管理及び運用の状況に関する公表及び評価)

第七十九条の八 管理運用主体は、各事業年度の決算完結後、遅滞なく、当該事業年度における管理積立金の資産の額、その構成割合、運用収入の額その他の主務省令で定める事項を記載した業務概況書を作成し、これを公表するとともに、所管大臣に送付しなければならない。

第一百四条の二 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした管理運用主体の役員又は職員は、二十万円以下の過料に処する。

一 第七十九条の五第三項、第七十九条の六第五項又は第七十九条の八第一項の規定により公表をしなければならない場合において、その公表をせず、又は虚偽の公表をしたとき。

○今回改正後の国共済法

(退職等年金給付積立金の管理運用の方針)

第三十五条の三 1～4 (略)

- 5 連合会は、退職等年金給付積立金管理運用方針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 6 (略)

(退職等年金給付積立金の運用の状況に関する業務概況書)

第三十五条の四 連合会は、各事業年度の決算完結後、遅滞なく、当該事業年度における退職等年金給付積立金の資産の額、その構成割合、運用収入の額その他の財務省令で定める事項を記載した業務概況書を作成し、財務大臣に提出するとともに、これを公表しなければならない。

○一元化前国共済法

第二百二十九条 次の各号の一に該当する場合には、その違反行為をした組合職員、連合会役員その他組合又は連合会の事務を行う者は、二十万円以下の過料に処する。

- 一 この法律により財務大臣の認可又は承認を受けなければならない場合において、その認可又は承認を受けなかつたとき。
- 二 第十九条（第三十六条において準用する場合を含む。）の規定に違反して、組合の業務上の余裕金を運用したとき。
- 三 第一百十六条第四項の規定による財務大臣の命令に違反したとき。
- 四 この法律に規定する業務又は他の法律により組合若しくは連合会が行うものとされた業務以外の業務を行つたとき。

附則第12条の2(遺族の範囲の特例)【新設】

- 一元化前国共済法附則第12条の2と同趣旨の規定を設ける。

一元化前国共済法附則第12条の2は、職務内容の特殊な組合員が、生命又は身体に対する高度の危険が予測される状況の中で職務に従事し、そのため公務による傷病により死亡した場合の遺族の範囲の特例を規定している。

国共済法の遺族は、厚生年金と同様に、組合員又は組合員であった者の配偶者、子、父母、孫及び祖父母のうち、組合員又は組合員であった者の死亡の当時その者によって生計を維持していた者に限られている。

しかし、海上保安官、監獄職員、入国警護官、麻薬取締官等の職務内容の特殊な職員が、その生命又は身体に対する高度の危険が予測される状況の下において、犯罪の捜査、犯人又は被疑者の逮捕、看守又は護送、犯罪の制止、天災、危険物の爆発その他の異常事態の発生時における人命の救助その他の警備救難活動等の職務に従事し、そのために死亡した場合の公務による遺族年金の支給については、上記の遺族である要件のうち、配偶者、子、父母については、生計維持関係を緩和し、その死亡した者と生計を共にしていた者についても遺族たり得ることとしている。これにより、特殊な職務に従事する若年の組合員がその職務により死亡した場合は、生計を共にしていたという要件を満たせば、遺族年金が支給されることとなる。

今回の退職等年金給付においても、公務の特殊性を踏まえて、公務障害年金、公務遺族年金を設けることとしたところであり、特殊な職務に従事することの多い自衛官が属する防衛省からもこの遺族の範囲の特例の継続を望む声強いことから、一元化前国共済法附則第12条の2と同様の規定を設けることとする。

また、本則第2条第3項においては、遺族の範囲を「夫、父母、祖父母」では55歳以上に限定し、「障害のある子・孫」では20歳までとしているが、この条では、「夫、父母、祖父母」の55歳以上の要件を外すこととし、「障害のある子・孫」でも20歳までの要件を外すこととする。これは、上記の公務の特殊性などを踏まえたものである(一元化前と同一の要件となる。)

第2条第1項第3号及び第3項の遺族	附則12条の2の遺族
<ul style="list-style-type: none"> ・死亡した者によって生計を維持されていた者 ・夫・父母・祖父母は55歳以上 ・障害のある子・孫は20歳まで 	<ul style="list-style-type: none"> ・死亡した者と生計を共にしていた者 ・夫、父母、祖父母の年齢制限はなし ・障害のある子・孫は年齢制限はなし

(参考)

- 一元化前国共済法

(遺族の範囲の特例)

第十二条の二 組合員(海上保安官その他職務内容の特殊な職員で財務省令で定める者に限る。)が、その生命又は身体に対する高度の危険が予測される状況の下において犯罪の捜査、被疑者の逮捕、犯罪の制止、天災時における人命の救助その他これらに類する職務で財務省令で定

めるものに従事し、そのため公務による傷病により死亡した場合において、その死亡した者と生計を共にしていた配偶者、子又は父母（第二条第一項第三号に掲げる者に該当するものを除く。）があるときは、当分の間、これらの者を同号の遺族に該当する者とみなして、長期給付に関する規定を適用する。

（用例）

「前項に規定する場合における～規定の適用については、…」

○会社法（平成十七年法律第八十六号）

（有限責任社員の利益の配当に関する責任）

第六百二十三条 持分会社が利益の配当により有限責任社員に対して交付した金銭等の帳簿価額（以下この項において「配当額」という。）が当該利益の配当をする日における利益額（持分会社の利益の額として法務省令で定める方法により算定される額をいう。以下この章において同じ。）を超える場合には、当該利益の配当を受けた有限責任社員は、当該持分会社に対し、連帯して、当該配当額に相当する金銭を支払う義務を負う。

2 前項に規定する場合における同項の利益の配当を受けた有限責任社員についての第五百八十条第二項の規定の適用については、同項中「を限度として」とあるのは、「及び第六百二十三条第一項の配当額が同項の利益額を超過する額（同項の義務を履行した額を除く。）の合計額を限度として」とする。

附則第13条(支給の繰上げ)【新設】

○ポイント

退職後の年金受給者の多様なライフスタイルに対応するため、原則65歳から支給としている退職年金について、本人の請求があつた場合は60歳まで支給の繰上げができるようにする。(民間の企業年金でも支給の繰上げを認めているケースが多い。)

支給の繰上げは事務が繁雑にならないよう、終身退職年金と有期退職年金は一体のものとして行うこととする。また、現行では、2階部分と3階部分(職域部分)は一体のものとして連動していたが、新制度では退職等年金給付は2階部分と切り離された独自の給付であるので、連合する仕組みとしない。

【第1項】

一年以上の引き続き組合員期間を有する者で、退職しているものは、60歳から65歳未満の間に退職年金(終身退職年金+有期退職年金)の支給の繰上げ請求を行うことができる。この場合、65歳からの支給に比べ、繰上げ後の終身退職年金の各月の年金額は少なくなる。(数理的にはトータルで同じ)

(用例)

「者であり、かつ、～者であつて、～もの」

○厚生年金保険法(昭和29年法律第百115号)

附則(昭和60年法律第34号)

(厚生年金保険の被保険者資格の取得及び喪失の経過措置)

第四十二条 大正十年四月二日以後に生まれた者であり、かつ、施行日の前日において旧船員保険法第十七条の規定による船員保険の被保険者であつた者であつて、施行日において新厚生年金保険法第六条第一項第三号に規定する船舶に使用されるもの(同日に同法第十三条の規定により厚生年金保険の被保険者の資格を取得する者を除く。)は、同日に、厚生年金保険の被保険者の資格を取得する。この場合において、同法第十八条の規定による都道府県知事の確認を要しない。

2 (略)

「退職している」

○国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法(昭和33年法律第129号)

(衛視等の退職共済年金の支給開始年齢等に関する特例)

第二十六条 第七条第一項第一号の期間のうち第二十四条の規定により衛視等であつた期間に算入される期間が四年以上である恩給更新組合員(組合員期間が二十年以上である者に限る。)に対する新法附則第十二条の三の規定の適用については、同条第一号中「六十歳以上である」とあるのは、「退職している」とする。

2 (略)

【第2項】

繰上げ支給の年金は、請求のあった日の属する月の翌月分から支給する。

【第3項】

繰上げ支給の請求を行った場合に、第75条(給付算定基礎額)から第79条の4(遺族に対する一時金)までの規定の適用については、「退職等年金給付の給付事由が生じた日」を「附則十三条第一項に規定する請求をした日」と読み替えることとする。

【第4項】

政令委任規定。

(政令のイメージ)

支給繰上げを行う際の算定方法などを規定する予定である。

(用例)

「…者であり、かつ、～であつて、…であるものは、…」

○国民年金法等の一部を改正する法律(昭和60年法律第34号)

附 則

(厚生年金保険の被保険者資格の取得及び喪失の経過措置)

第四十二条 大正十年四月二日以後に生まれた者であり、かつ、施行日の前日において旧船員保険法第十七条の規定による船員保険の被保険者であつた者であつて、施行日において新厚生年金保険法第六条第一項第三号に規定する船舶に使用されるもの(同日に同法第十三条の規定により厚生年金保険の被保険者の資格を取得する者を除く。)は、同日に、厚生年金保険の被保険者の資格を取得する。この場合において、同法第十八条の規定による都道府県知事の確認を要しない。

(参考)

○一元化前国共済法

附 則

(退職共済年金の支給の繰上げ)

第十二条の二の二 当分の間、組合員期間等が二十五年以上であり、かつ、一年以上の組合員期間を有する六十歳以上の者(昭和三十六年四月二日以後に生まれた者であつて、国民年金法附則第五条第一項の規定による国民年金の被保険者でないものに限る。)は、六十五歳に達する前に退職共済年金の支給を連合会に請求することができる。

2 前項の請求は、国民年金法附則第九条の二第一項又は第九条の二の二第一項に規定する支給繰上げの請求を行うことができる者にあつては、これらの請求と同時にに行わなければならない。

3 第一項の請求があつたときは、その請求をした者に退職共済年金を支給する。この場合においては、第七十六条の規定は、適用しない。

4～7 (略)

附則第14条(公務障害年金等に関する暫定措置)

(今回の改正前の内容)

昭和34年1月に、新年金制度に切り替える前の公務員についての年金制度は、官吏について恩給が、雇傭人については共済年金が適用されていたのであるが、恩給と共済年金では、給付内容、条件、掛金の負担等について相違がみられた。

主として上記の不均衡の是正を目的として、従来の恩給制度と共済年金制度が新年金制度に切り替えられることとなったのであるが、この切替えに当たり、従来の制度をどのように新年金制度へ吸収するか、その過去の既得権又は期待権をどのように取り扱うこととするか等を定める必要が生じ、それらの経過措置を、別の法律で定めることとした。

この条に基づき「国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法」が定められている。

(改正の内容)

別の法律は既に定められていることから、現在は効力を持たない規定であるため削除する。また、現在年金の支給開始年齢は60歳から65歳に引き上げられている段階である。これを踏まえて、整理退職の一時金、公務障害年金及び公務遺族年金の年金現価率の年齢の区分においても、当分の間、「65歳」ではなく、「60歳」を適用することとする。

また、公務障害年金・公務遺族年金の規定の部分では、「64歳」ではなく、「59歳」を適用することとする。

(用例)

○一元化後国共済法

(育児休業手当金に関する暫定措置)

第十一条の二 第六十八条の二第一項及び第二項の規定の適用については、当分の間、これらの規定中「百分の四十」とあるのは、「百分の五十」とする。

附則第14条の3(短期給付に係る財政調整事業)

(今回の改正前の内容)

組合ごとに実施されている短期給付(附加給付を除く。)に要する費用に充てるための掛金率の不均衡を調整するため、連合会が財政調整事業を行うことができることを規定している。

短期給付事業における組合ごとの自主的運営は、組合員に対するサービスの提供と自主努力による経営改善等が望める反面、小集団であるため保険方式における危険分散が図り難い欠点がある。また、組合ごとの財政基盤の強弱に応じて組合間において給付面、負担面とともに大幅な格差を生ぜしめる可能性がある。

このため、組合ごとの運営によるこのような欠点を組合間の共同連帯と相互扶助の精神に基づいて相互補完し、組合の財政基盤を強化するとともに、組合間の負担格差の緩和を図ることとしている。

(改正の内容)

一元化後のこの条において「(第五十二条に規定する短期給付を除く。)」としているのは、財政調整の対象となる短期給付には財政状況に応じて組合が任意で行う附加給付を含めないことを規定している。

今回の改正で一元化後の第52条は第51条に移動することから、これに伴う条ズレの修正を行う。

(参考)

○一元化前国共済法

(短期給付に係る財政調整事業)

第十四条の三 連合会は、第二十一条第二項及び第四項に規定する業務のほか、当分の間、政令で定めるところにより、組合の短期給付(第五十二条に規定する短期給付を除く。)の掛金(介護納付金に係るものを含む。)に係る不均衡を調整するための交付金の交付の事業その他組合の短期給付に係る事業のうち共同して行うことが適当と認められる事業として政令で定める事業を行うことができる。

附則第20条の2(郵政会社等の役職員の取扱い)

(今回の改正前の内容)

郵政会社等の役職員については、平成 19 年の民営化後も当分の間引き続き国共済法の規定を適用することとしており、第4項においてそのために必要な国共済法の読替えを規定している。

(改正の内容)

第99条第1項については、今回の改正で同項第3号に退職等年金給付に要する費用を追加するための改正を行ったところ。

附則第20条の2第4項では第99条第1項の読替えを行っているが、今回の改正の結果、第1項各号に掲げる費用に「給付に要する費用に係る事務費(国又は郵政会社等が使用者として負担する部分を除く。)を含む。」とする部分の読替えが現行の規定のままではできなくなることから、これが読めるように必要な改正を行う。

経過措置についての基本的な考え方

1. 経緯

- (1) 被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成23年法律第63号。以下「一元化法」という。）による国家公務員共済組合法（以下「国共済法」という。）の一部改正により、国共済法による長期給付に関する規定は削除され、厚生年金保険法の規定を適用することとされた。

これに伴い、共済年金の職域加算額は廃止され、これに代わる新たな年金制度については、別に法律で定めることとされた。（一元化法附則第2条）

また、施行日時点で既に受給権が生じているもの（以下「既裁定3階年金」という。）については、一元化法附則第37条第1項の規定により改正前国共済法等の規定を適用し（なお効力を有する）、施行日時点で未だ受給権が生じていないもの（以下「未裁定3階年金」という。）の取扱いについては別に法律で定めることとされた。（一元化法附則第3条）

- (2) 今回、「新たな年金制度」のあり方について検討していた「共済年金職域部分と退職給付に関する有識者会議」による最終報告を踏まえ、新たに「退職等年金給付」の制度を設けるため、国共済法の一部改正を行うこととしたところ。

これにより、「退職等年金給付」制度の施行に伴い必要な経過措置を定める必要が生じ、また、これとともに未裁定3階年金の取扱いについて、職域加算額の廃止に伴う経過措置として定める必要が生じたものである。

2. 経過措置の構成

- (1) 「退職等年金給付」制度の施行に伴う必要な経過措置

「退職等年金給付」制度の施行に伴う必要な経過措置については、「退職等年金給付」を創設する改正を行う今回の一部改正法附則において措置することとする。

- (2) 職域加算額の廃止に伴う経過措置

職域加算額の廃止に伴い必要な経過措置として「別に法律で定める」こととされているものについては、今回、未裁定3階年金の取扱いとして規定することとし、一元化法による国共済法の改正に伴い必要となる経過措置であることから、一元化法附則の一部改正により措置することとする。

<被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律>

附則第2条(検討)

(現行規定)

一元化法案提出時においては、職域加算額廃止後の新たな年金制度の制度設計は盛り込まれず、平成24年中に検討を行い、「別に法律で定める」とこととされた。

新たな年金制度について「別に法律で定める」とこととされた理由は次のとおり。

- ① 平成24年2月に閣議決定された「社会保障・税一体改革大綱」において、公的年金としての職域部分廃止後の新たな年金の取扱いについては、新たな人事院調査等を踏まえて、官民均衡の観点等から検討を進めるものとされ、3月に人事院調査の結果が公表されたところであり、官民格差是正については退職手当も含め一体的に検討・措置する必要があること。
- ② 国家公務員法第107条第1項が要請する年金制度はいわゆる2階+3階部分と整理されているが、今回の一元化法だけでは3階部分が廃止されたままとなるため、新3階年金を別に法律で定める必要がある。
- ③ また、国家公務員法は、公務による障害・死亡に係る年金制度を要請しており、これまでは職域部分の給付乗率を手厚くすることにより公務上の障害・死亡を給付事由とする年金を支給することとしていたが、一元化後は新たな年金制度で何らかの措置を講ずる必要がある。

○一元化法

附 則
(検討)

第二条 この法律による公務員共済の職域加算額(第二条の規定による改正前の国家公務員共済組合法(次項及び次条において「改正前国共済法」という。)第七十四条第二項に規定する退職共済年金の職域加算額、障害共済年金の職域加算額及び遺族共済年金の職域加算額並びに第三条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法(以下この項及び次条において「改正前地共済法」という。)による年金である給付のうち改正前地共済法第七十六条第二項の規定により支給の停止を行わないこととされているものをいう。次条において同じ。)の廃止と同時に新たな公務員制度としての年金の給付の制度を設けることとし、その在り方について、平成二十四年中に検討を行い、その結果に基づいて、別に法律で定めるところにより、必要な措置を講ずるものとする。

(参考)

○社会保障・税一体改革大綱(平成24年2月17日閣議決定)

第1部 社会保障改革

第3章 具体的改革内容(改革項目と工程)

4. 年金

Ⅱ 現行制度の改善

(7)被用者年金一元化

- 公的年金としての職域部分廃止後の新たな年金の取扱いについては、新たな人事院調査等を踏まえて、官民均衡の観点等から検討を進めるものとする。

○国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第二百二十八号)

(国家公務員法との関係)

第二百二十六条の六 この法律の規定による長期給付の制度は、国家公務員法第二条に規定する一般職に属する職員については、同法第七十条に規定する年金制度とする。

○国家公務員法(昭和二十二年法律第二十号)

(退職年金制度)

第一百七条 職員が、相当年限忠実に勤務して退職した場合、公務に基く負傷若しくは疾病に基き退職した場合又は公務に基き死亡した場合におけるその者又はその遺族に支給する年金に関する制度が樹立し実施せられなければならない。

- 2 前項の年金制度は、退職又は死亡の時の条件を考慮して、本人及びその退職又は死亡の当時直接扶養する者のその後における適当な生活の維持を図ることを目的とするものでなければならない。
- 3 第一項の年金制度は、健全な保険数理を基礎として定められなければならない。
- 4 前三項の規定による年金制度は、法律によつてこれを定める。

(改正の内容)

「検討条項」とは、ワークブック法制執務(P286)によれば、「法律の施行後一定の期間内あるいは一定期間の経過を目処に、その法律の施行の状況等をみてそれに基づいて検討を加え、必要があれば法律の見直しなど所要の措置を講ずるよう政府に義務付ける規定」であり、「特段の法律効果をもつものではなく入念的に設けられているもの」とされている。

過去の法改正における「検討条項」の例をみると、役目を終えた検討条項をわざわざ削除する改正を行わない例が多く、(検討)という見出しの規定で、当該検討を行うとしている期限を超えてもなお削除されていない条は多数存在する。

また、一元化法附則第3条で規定する「別に法律で定める」とするその法律は、一元化法とは別の今回提出する「国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律案(仮)」であり、条文上の齟齬も特段生じないことから、今回改正しないこととする方法も考えられるところ。

ただし、今回一元化法附則第36条を改正して未裁定3階年金の経過措置を規定する一方で、その改正の契機となった附則第3条を改正しないこととした場合に、一元化法附則の構成として整合的ではないように見える懸念があるため、附則第3条の規定を一部削除することとしたところ。

よって、それとの平仄から附則第2条においても国共済法に関する規定を削除することとする。

なお、この条を改正する規定の施行期日については、地共済法・私学共済法においても同様の改正が行われることを前提としているため、これら3法案の公布の日の最も遅い日に施行することとする。

附則第3条(職域加算額の廃止に伴う経過措置)

(現行規定)

一元化法による国共済法の改正により職域部分が廃止された後の未裁定者の年金については、廃止までの加入期間に応じた給付を行うことを基本としつつ、新たな年金制度の制度設計を踏まえて検討することとされた(18年4月閣議決定)。

このため、一元化法案の提出時点で新たな年金制度の制度設計が先送りされたことに伴い、その時点では給付に結びついていない過去期間に係る職域部分の取扱いが決定できないこととなった。

しかしながら、仮に新たな年金制度を定める法律が一元化法の施行日までに成立しなかった場合は、何の経過措置も措置されないままの状態一元化法が施行されることとなり、給付に結びついていない過去期間を有する者への配慮に欠けるため、一元化法附則第3条において、「別に法律で定める」ところにより当該経過措置規定を設けることが明記された。

「別に法律で定める」とこととされた理由は次のとおり。

- ・ 経過措置を別の法律で定めることとする例は多数見られるが、これは法案提出時点ではその取扱いが決められないために採られる措置であり、一般的にはその受皿となる別の法律が予定されている場合に用いられる。
- ・ 今回の例では、一元化法案提出時点では新たな年金制度の制度設計が決定されていなかったために、経過措置である未裁定の職域部分についてもその取扱いを定めることができない状況であったが、新たな年金制度は一元化法の施行までに別の法律で定められることとされており、また、未裁定の職域部分は新たな年金制度の制度設計の内容を踏まえて検討すべきものとされていたことから、これまでの例に倣い、「必要な経過措置は、別に法律で定める」とこととされた。

(改正の内容)

一元化法附則第3条に規定する「別に法律で定める」とこととされた未裁定の職域部分の経過措置については、今回同じ一元化法の附則第36条を一部改正することにより措置することとしており、改正後においては検討規定としての役割を終えることとなる。

ここで、検討規定について過去の法改正の例をみると、役目を終えた検討規定をわざわざ削除する改正を行わない例も多く、(検討)という見出しの規定で、当該検討を行うとしている期限を超えてもなお削除されていない条は多数存在する。

また、一元化法附則第3条で規定する「別に法律で定める」とするその法律は、一元化法とは別の今回提出する「国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律案(仮)」であり、条文上の齟齬も特段生じないことから、今回改正しないこととする方法も考えられるところ。

ただし、今回一元化法附則第36条を改正して未裁定3階年金の経過措置を規定する一方で、その改正の契機となった附則第3条を改正しないこととした場合に、一元化法附則の構成として整合的ではないように見える懸念があるため、削除するものである。

(単純に削除した場合、同条以降の条を1条ずつ繰り上げる等の条ズレの対応が必要な箇所が多数生じるため、「第3条 削除」とすることとする。)

※ この附則第3条は、国共済・地共済・私学共済の経過措置を整備する根拠とされているが、今回、仮に国共済法関係の改正を行う「国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律案(仮)」だけが成立して同条が削除とされた場合には、地共済・私学共済に係る経過措置を整備する根拠を失うこととなるため、同条を削除とする改正規定の施行期日については、この法律(国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律案(仮))、地共済法等の一部改正法及び私学共済法等の一部改正法の公布日のいずれか遅い日に施行することとする。(本改正法附則第1条第4号)

○一元化法

附 則

(職域加算額の廃止に伴う経過措置)

第三条 この法律の施行の日(以下「施行日」という。)の前日において組合員等期間(改正前国共済法若しくは改正前地共済法の組合員又は改正前私学共済法の加入者である期間をいう。)を有し、かつ、同日において改正前国共済法、改正前地共済法又は改正前私学共済法による年金である給付の受給権を有しない者に対して施行日以後に支給する給付(厚生年金保険法の規定により支給する保険給付を除く。)その他の公務員共済の職域加算額又は私学共済の職域加算額の廃止に伴う経過措置は、別に法律で定める。

○被用者年金制度の一元化等に関する基本方針について(平成18年4月28日閣議決定)

4. 職域部分

(2)未裁定者については、これまでの加入期間に応じた給付を行うことを基本としつつ、公務員共済については下記(3)の仕組みの制度設計を踏まえて検討する。

(3)新たに公務員制度としての仕組みを設けることとし、この仕組みについては、人事院において諸外国の公務員年金や民間の企業年金及び退職金の実態について調査を実施し、その結果を踏まえ制度設計を行う。

附則第36条(改正前国共済法による退職共済年金の支給)

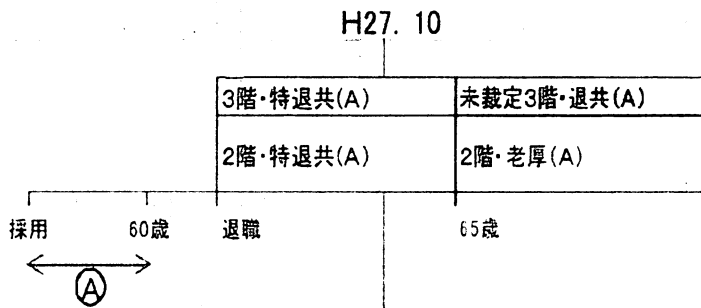
(現行規定)

(1)経過措置の必要性

施行日において65歳未満の者で、既に特別支給の退職共済年金又は老齢厚生年金の受給権を有している者については、65歳到達時に本来支給の退職共済年金に裁定替えすることとされているが、施行日前の組合員期間(一元化法附則第4条第11号において「旧国家公務員共済組合員期間」と定義)を有する者については従前のおり退職共済年金の職域加算額(繰上げ減額支給の対象者については、繰上げ減額の退職共済年金の職域加算額)を支給することとされた。

なお、65歳以後に支給される本来支給分の2階部分については、一元化後においては、附則第9条第3項の規定により、老齢厚生年金として支給されることとなる。

○既裁定・特別支給の退職共済年金 → 未裁定3階・退職共済年金



(参考)

○一元化法

附 則

(用語の定義)

第四条 この条から附則第八十条までの規定において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

十一 旧国家公務員共済組合員期間 国家公務員共済組合の組合員であった者の施行日前における当該組合員であった期間(改正前国共済法又は他の法令の規定により当該組合員であった期間とみなされた期間及び他の法令の規定により当該組合員であった期間に合算された期間を含む。)をいう。

(老齢厚生年金等の額の計算等の特例)

第九条

3 施行日の前日において次に掲げる年金たる給付の受給権を有していた者及び施行日において平成二十四年国民年金等改正法附則第三十五条又は第四十条の規定により次に掲げる年金たる給付の受給権を有するに至った者に支給する厚生年金保険法第四十二条の規定による老齢厚生年金の額については、当該年金たる給付の額の計算の基礎となった旧国家公務員共済組合員期間、旧地方公務員共済組合員期間及び旧私立学校教職員共済加入者期間は、第一項の規定にかかわらず、計算の基礎とする。

一 改正前国共済法附則第十二条の三又は第十二条の八の規定による退職共済年金

二 改正前地共済法附則第十九条又は第二十六条の規定による退職共済年金

三 改正前私学共済法第二十五条において準用する改正前国共済法附則第十二条の三又は第十二条の八の規定による退職共済年金

(2)経過措置の対象及び内容

適用対象者は次のいずれかに該当する者

- ①国家公務員共済組合法附則第12条の3(60～64歳の者)又は第12条の8(勸奨退職の者)による特別支給の退職共済年金の受給権を有している者
- ②厚生年金保険法附則第8条の規定による特別支給の老齢厚生年金の受給権を有している者(60～64歳)

※ 平成19年に提出された一元化法案においては、単に「退職共済年金の支給要件に関する規定」としており、2階部分も読み得る規定となっていたが、附則第9条第3項に規定する老齢厚生年金の支給の規定と対象者が重複しているように見えるとの指摘を踏まえ、平成24年の一元化法においては職域部分に限定した規定振りに修正された。

※ 平成19年に提出された一元化法案においては「改正前国共済法その他の法律の規定」とされていたが、「改正前国共済法」が定義語であり、「改正前」が「その他の法律」に掛かっていないように読めようとの指摘を踏まえ、平成24年の一元化法においては「改正前の国家公務員共済組合法その他の法律の規定」に修正された。

(参考)

○一元化前国共済法
附 則

(退職共済年金の特例)

第十二条の三 当分の間、六十五歳未満の者(昭和三十六年四月二日以後に生まれた者を除く。)が、次の各号のいずれにも該当するに至つたときは、その者に退職共済年金を支給する。

- 一 六十歳以上であること。
- 二 一年以上の組合員期間を有すること。
- 三 組合員期間等が二十五年以上であること。

(特例による退職共済年金の支給の繰上げ)

第十二条の八

2 当分の間、組合員期間等が二十五年以上であり、かつ、組合員期間が二十年以上である者が、附則別表第二の上欄に掲げる者の区分に応じ同表の中欄に掲げる年齢に達する前にその者の事情によらないで引き続いて勤務することを困難とする理由により退職した者で政令で定めるものに該当する場合において、当該区分に応じ同表の下欄に掲げる年齢に達した後同表の中欄に掲げる年齢に達する前に退職共済年金を受けたいことを希望する旨を連合会に申し出たときは、その者に退職共済年金を支給する。この場合においては、附則第十二条の三及び第十二条の六の二の規定は、適用しない。

○厚年法

附 則

(老齢厚生年金の特例)

第八条 当分の間、六十五歳未満の者(附則第七条の三第一項各号に掲げる者を除く。)が、次の各号のいずれにも該当するに至つたときは、その者に老齢厚生年金を支給する。

- 一 六十歳以上であること。
- 二 一年以上の被保険者期間を有すること。
- 三 第四十二条第二号に該当すること。

(改正の内容)

【見出し】

改正前の規定は、特別支給の退職共済年金から裁定替えされる本来支給の退職共済年金の支給要件に係る規定であったが、今回の改正により、経過措置として施行後に支給事由が生じる退職共済年金、障害共済年金及び遺族共済年金の職域加算額の支給要件に係る規定となるため、見出しにおいてもこれらの職域加算額であることを示す内容とする必要があるため、「改正前国共済法による職域加算額の経過措置」に改正することとする。

【第1項】(施行日時点で未裁定の退職共済年金及び障害共済年金の職域加算額に係る支給要件)

一元化法においては、施行日時点で既に受給権が発生している年金については、その財産権としての年金受給権を尊重する観点から、改正前の規定による年金を支給することとし、改正前国共済法の規定はなおその効力を有する(※)こととされた(附則第37条第1項)。

※ 厚生年金への一元化に伴う経過措置としては、必要最小限の範囲で行い、該当者が存在しなくなった段階で当然終了すべき有期的措置であることから、いたずらに複雑にならないこと、従前の制度との連続性がある程度確保できること、従前のノウハウが活用できること等を考慮して、新たな制度を設計することはせず、従前適用されていた国共済法の規定を利用して、経過的に年金を支給することとされたもの。

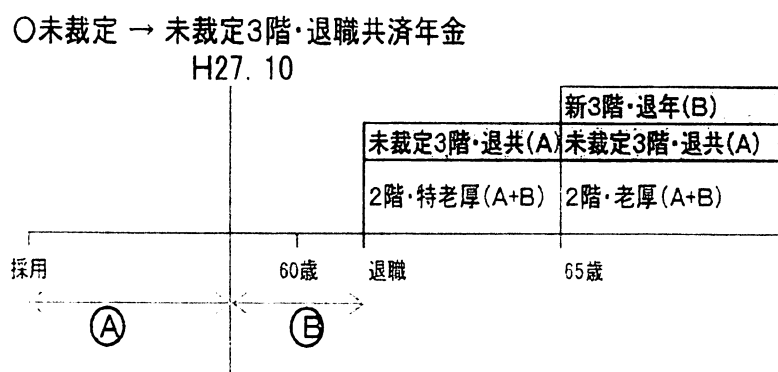
そのため、施行日時点で既に受給権が発生している「特別支給の退職共済年金」は、附則第37条第1項の規定による既裁定年金に属することとなる。

ただし、施行日時点で既裁定の「特別支給の退職共済年金」の受給権を有する者が施行日以後に65歳に達した場合は、2階部分は厚年法の規定による老齢厚生年金が支給されることとなる(一元化法附則第11条第3項)が、従前の規定であれば3階部分も含めて退職共済年金の受給権が発生することとされていたことへの期待権に配慮し、3階部分は施行日前の組合員期間を基礎とする職域部分を支給することとし、その場合には改正前国共済法の規定はなおその効力を有するものとされた。

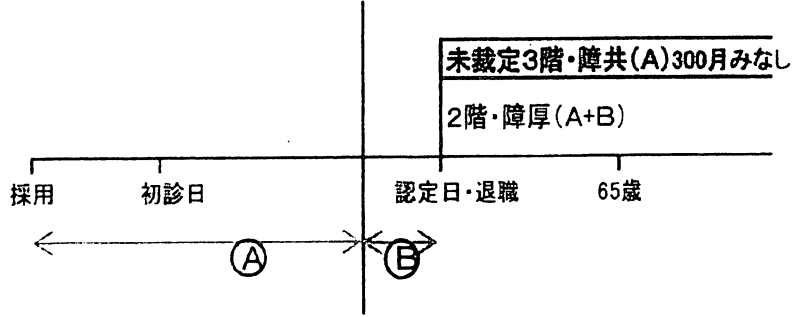
よって、この場合の職域部分は施行日時点では未裁定であるため、附則第37条の既裁定年金とは別に、附則第36条においてその支給要件を規定していたもの。

今回の改正において、附則第36条に既に規定されていた未裁定3階年金(特別支給の退職共済年金から裁定替えされた本来支給の退職共済年金の3階部分)だけでなく、施行日前の旧国家公務員共済組合員期間が年金の受給権に結びついていなかった者が、施行日以後に支給事由が生ずるに至った場合における3階部分についても同様に支給することとし、その支給根拠規定を第1項においてまとめて規定することとする。(退職・障害を給付事由とするものについては第1項、死亡を給付事由とするものについては第3項に規定する。)

○今回、第1項を改正することにより次のケースで未裁定3階年金が支給されることとなる。



○未裁定(施行日前初診日) → 未裁定3階・障害共済年金
H27. 10



※一元化法案提出時において未裁定3階年金を規定していなかった理由

一元化法案提出時点においては、職域加算額に代わる新たな年金制度の取扱いが決定されておらず、附則第2条の規定のとおり平成24年中に検討することとされていた。

事前の検討の中では、施行日前の過去期間も含めて新3階年金を制度設計することも選択肢の一つとしてあり、新3階年金制度の制度設計が固まらなければ経過措置についても決定できない状況となっていたため。

※「旧国家公務員共済組合員期間(施行日において改正前国共済法による退職共済年金(改正前国共済法附則第12条の3又は第12条の8の規定による退職共済年金を除く。)又は障害共済年金の受給権者を除く。)」について

施行日時時点で既裁定の退職共済年金又は障害共済年金の受給権を有する者も施行日前の組合員期間を有する者ではあるが、既裁定年金の経過措置については附則第37条第1項の規定が適用となるため、この条の適用対象から除いているもの。

ただし、施行日前に改正前国共済法附則第12条の3又は第12条の8の規定による退職共済年金(60歳～64歳の間に支給する特別支給の退職共済年金)の受給権者が、施行日以後に65歳に達した際に新たに受給権が生ずる退職共済年金(本来支給の退職共済年金)については、施行日時時点で未裁定であることには変わりはなく、この条の適用対象とすべきものであるため、更に括弧書で除いている(適用除外から除く)もの。

(参考)

○一元化法

附 則

(老齢厚生年金等の額の計算等の特例)

第十一条

3 施行日の前日において次に掲げる年金たる給付の受給権を有していた者及び施行日において平成二十四年国民年金等改正法附則第三十五条又は第四十条の規定により次に掲げる年金たる給付の受給権を有するに至った者に支給する厚生年金保険法第四十二条の規定による老齢厚生年金の額については、当該年金たる給付の額の計算の基礎となった旧国家公務員共済組合員期間、旧地方公務員共済組合員期間及び旧私立学校教職員共済加入者期間は、第一項の規定にかかわらず、計算の基礎とする。

一 改正前国共済法附則第十二条の三又は第十二条の八の規定による退職共済年金

二 改正前地共済法附則第十九条又は第二十六条の規定による退職共済年金

三 改正前私学共済法第二十五条において準用する改正前国共済法附則第十二条の三又は第十二条の八の規定による退職共済年金

【第2項】【新設】(未裁定3階・障害共済年金の支給要件規定の適用関係)

改正前国共済法による障害共済年金は、初診日において組合員であった者が障害認定日(原則、初診日から1年6月経過後)において障害の状態にあることが支給要件とされているが、施行日前に初診日のある傷病に係る障害については、施行日までに障害認定が行われず公務障害共済年金の受給権が生じていなかったとしても、改正前の規定による給付への期待権に配慮する必要があるため、施行日以後に障害認定が行われた場合であっても、前項の規定において改正前国共済法による支給要件規定はなおその効力を有するものとしたところ。

この場合に、新年金制度の公務障害年金の規定との適用関係に疑義が生じないように、未裁定3階年金に係る規定は、施行日前に初診日のある傷病による障害について適用する旨を明確にするもの。

(逆に、新年金制度の公務障害年金の規定については、本改正法附則第9条第1項において、施行日以後に初診日のある傷病による障害について適用する旨を規定する。)

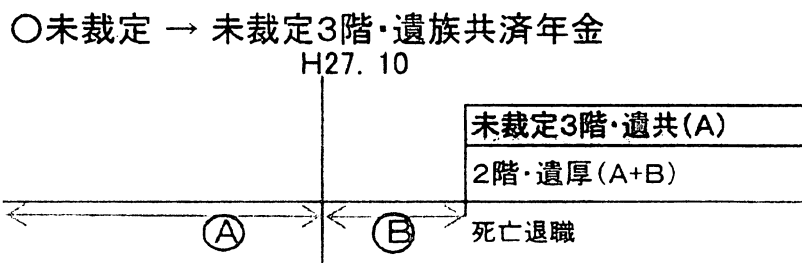
【第3項】【新設】(施行日時点で未裁定の遺族共済年金の職域加算額に係る支給要件)

第1項の規定による支給対象者は、旧国家公務員共済組合員期間を有する組合員本人であるが、その者が死亡した場合に支給される遺族共済年金の職域加算額に相当する部分の支給対象者はその遺族となり、遺族自身は旧国家公務員共済組合員期間を有する者ではないため、別途この項において、改正前国共済法における遺族共済年金の支給要件規定のうち職域加算額に係るものをなお効力を有するものとする。こととする。

なお、遺族の範囲については、改正前国共済法第2条第1項第3号に規定する遺族の範囲(改正前国家公務員共済組合法附則第12条の2に規定する遺族の範囲の特例の適用を受ける場合を含む。)によることとする。

ただし、附則第36条第10項の規定により、改正前国共済法第43条及び第44条の適用が除かれているため、従前の規定による転給は行われないうこととなる。

具体的には次のようなケースが支給対象となる。



(参考)

○一元化前国共済法
(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

三 遺族 組合員又は組合員であった者の配偶者、子、父母、孫及び祖父母で、組合員又は組合員であった者の死亡の当時(失踪の宣告を受けた組合員であった者にあつては、行方不明となつた当時。第三項において同じ。)その者によつて生計を維持していたものをいう。

附 則

(遺族の範囲の特例)

第十二条の二 組員(海上保安官その他職務内容の特殊な職員で財務省令で定める者に限る。)が、その生命又は身体に対する高度の危険が予測される状況の下において犯罪の捜査、被疑者の逮捕、犯罪の制止、天災時における人命の救助その他これらに類する職務で財務省令で定めるものに従事し、そのため公務による傷病により死亡した場合において、その死亡した者と生計を共にしていた配偶者、子又は父母(第二条第一項第三号に掲げる者に該当するものを除く。)があるときは、当分の間、これらの者を同号の遺族に該当する者とみなして、長期給付に関する規定を適用する。

【第4項】【新設】(未裁定3階・遺族共済年金の支給要件規定の適用関係)

未裁定3階年金のうち、遺族共済年金の支給要件規定については、前項の規定により、改正前国共済法による支給要件規定はなおその効力を有するものとしたところ。

この場合に、新年金制度の公務遺族年金の規定との適用関係に疑義が生じないように、未裁定3階年金に係る規定は、施行日前に初診日のある傷病により死亡した場合について適用する旨を明確にするもの。

(逆に、新年金制度の公務遺族年金の規定については、本改正法附則第9条第2項において、施行日以後に初診日のある傷病により死亡した場合について適用する旨を規定する。)

【第5項】【新設】(未裁定3階年金に係る改正前国共済法の規定の適用)

附則第37条では、施行日前に給付事由が生じた年金である給付については、別に定めがある場合を除き、改正前国共済法の規定はなおその効力を有することとされている。

これについては、支給根拠規定としては施行日前に既に改正前国共済法の規定に基づいて受給権を発生しているものであるが、施行後においても既裁定3階年金の支給を行う上で必要となる額改定の規定や支給期月等の様々な規定の適用について、改正前国共済法の規定をなお効力を有するものとして利用することを目的としている。

これと同様に、附則第36条第1項又は第3項の規定によりなおその効力を有するものとした支給要件規定により支給される未裁定3階年金についても、その支給を行う上で必要となる額改定の規定や支給期月等の様々な規定については、改正前国共済法の規定をなお効力を有するものとするものとする。

○「なお効力を有するもの」とされた改正前国共済法の規定のうち、未裁定3階年金に適用する必要がある規定

- ・ 年金額の計算、額改定、支給制限、失権等、その年金額に直接関係する規定
- ・ 支給期月、支払調整、雑則等、その支給を行う上で必要となる規定
- ・ なお、在職支給停止、遺族の順位、再評価率の規定は、厚年法との制度間差異があったところ厚年法に合わせるものとした等の理由から改正前国共済法の規定を適用しないこととし(附則第36条第10項)、これに代わる厚年法の規定を適用することとしている(同条第11項)。

<改正前国共済法の規定の読替えについて>

①改正前国共済法第49条(差押えの禁止の例外について)

退職等年金給付における差押え禁止規定の適用については、退職年金及び公務遺族年金は他の3階部分の年金制度である確定給付企業年金法等による取扱いに合わせて

差押えを可能とすることとされ、公務障害年金については現行と同様に差押え禁止の対象とすることとされた。(国共済法第48条の説明を参照)

これと同様に、未裁定3階年金については、退職共済年金と遺族共済年金は差押えを可能とすることとされたため、「退職共済年金」を「退職共済年金若しくは遺族共済年金」と読み替えることとする。

(なお、施行日時点で既裁定の年金については、なおその効力を有することとされた改正前国共済法第49条の規定が適用されることとなる。)

②改正前国共済法第50条(公課の禁止について)

退職等年金給付における公課の禁止規定の適用については、今回の国共済法の改正により、2階部分の給付と3階部分の給付が明確に切り分けられたことから、確定給付企業年金法による取扱いと同様に、退職年金及び公務遺族年金は課税とし、公務障害年金は非課税とすることとされた。(国共済法第49条の説明を参照)

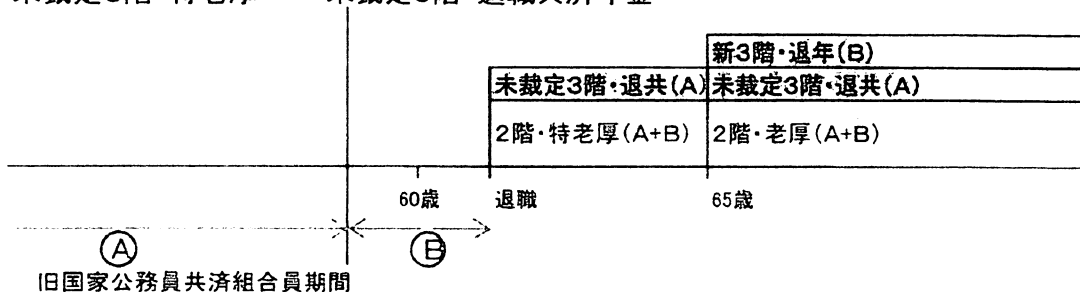
これと同様に、未裁定3階年金についても、退職共済年金と遺族共済年金は課税対象とすることとされたため、「退職共済年金及び」を「退職共済年金及び遺族共済年金並びに」と読み替えることとする。

(なお、施行日時点で既裁定の年金については、なおその効力を有することとされた改正前国共済法第50条の規定が適用されることとなる。)

③改正前国共済法第77条第2項

年金額の算定の基礎となる組合員期間については、新年金制度の退職年金においては施行日以後の組合員期間を算定基礎とすることを踏まえ、未裁定3階の退職共済年金の額の算定基礎としては旧国家公務員共済組合員期間のみで計算を行う必要があるため、改正前国共済法第77条第2項の「組合員期間の」を、施行日前の組合員期間を表す「旧国家公務員共済組合員期間の」(一元化法附則第4条第11号で定義)に読み替えることとする。

未裁定3階・特老厚 → 未裁定3階・退職共済年金

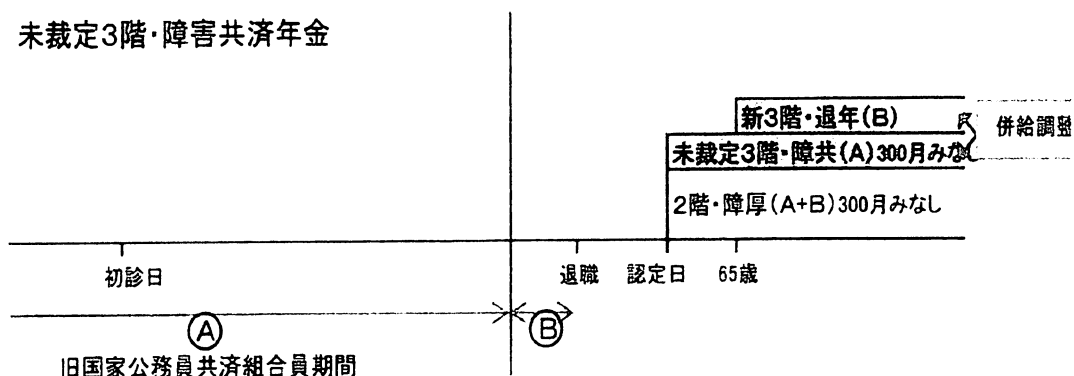


④改正前国共済法第82条第1項第2号及び第2項

改正前国共済法第89条第1項第1号イ(2)及びロ(2)並びに第3項

新年金制度の公務障害年金及び公務遺族年金においては施行日以後の組合員期間(第2号厚生年金被保険者期間)のみを算定基礎とすることから、未裁定3階年金の障害共済年金の額の算定基礎としては旧国家公務員共済組合員期間のみで計算を行う必要があるため、改正前国共済法第82条第1項第2号等の「組合員期間」を「旧国家公務員共済組合員期間」に読み替えることとする。

未裁定3階・障害共済年金



(参考)

○一元化法

附 則

(用語の定義)

第四条

十一 旧国家公務員共済組合員期間 国家公務員共済組合の組合員であった者の施行日前における当該組合員であった期間(改正前国共済法又は他の法令の規定により当該組合員であった期間とみなされた期間及び他の法令の規定により当該組合員であった期間に合算された期間を含む。)をいう。

【第6項】(未裁定の遺族共済年金の額計算の特例)

(規定内容)

旧国家公務員共済組合員期間を有する者が施行日以後に公務によらない傷病により死亡した場合には、前項の規定により未裁定3階年金のうち遺族共済年金の3階部分を支給することとなるが、次のような観点から給付の合理化・適正化を行うこととする。

- ・ 一般的に経過措置としてはあまり長期にわたるものは好ましくないが、遺族共済年金の支給は経過措置の対象となった受給者本人が死亡した後にその遺族が死亡するまでの間継続するものであること。
- ・ 未裁定3階年金及び既裁定3階年金の財源については、平成27年10月以降新たな保険料収入がなく、連合会に残る積立金のみを財源として給付を支給していくこととなるが、現在のところその積立金は20.7兆円程度とされている。

一方で、旧3階年金の給付現価は平成21年財政再計算における予定利率4.1%で計算して約17兆円程度と見込まれるが、利率が3%を下回った場合には、旧3階年金給付現価を旧3階年金積立金が下回る可能性がある。

このような財政状況にあることに鑑み、当該遺族共済年金の職域相当の額は、従来の遺族共済年金の職域加算額の2/3の水準(死亡した者が有していた旧国家公務員共済組合員期間を基礎として退職共済年金の職域加算額を算定した場合の1/2の額)に相当する年金額とする。

なお、長期給付に要する費用の負担割合は、組合員の掛金2分の1、国の負担金2分の1とされていることから、本人負担相当分は支給されることとなる。

※ 既に裁定された年金については、その年金受給権は憲法第29条で保障する財産権であるとされ、財産権を事後法で変更することについては、昭和53年の最高裁判決において

- ①財産権の性質、
- ②変更の程度、
- ③保護される公益の性質、

に照らしてその可否を判断すべきとされた。

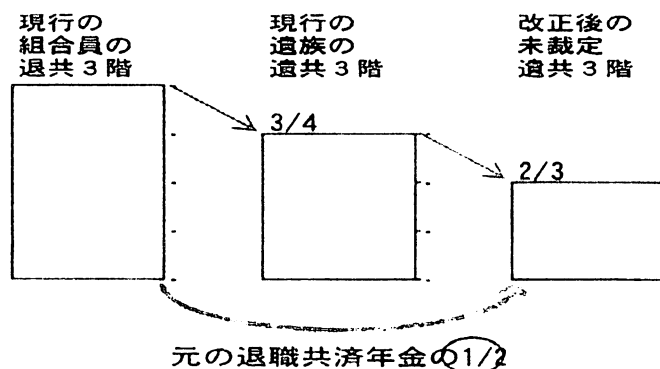
一方、施行日時点で未だ受給権の発生していない年金については、財産権としての保護を要するものではないが、将来給付に結びつくことに対する期待権については一定程度尊重すべきとの考えの下、これまでの年金制度等の改正においても、様々な経過措置が設けられているところ。

この項の対象とする遺族共済年金も施行日時点では未裁定のものであり、また上記のような財政事情にあることを踏まえ、その一部の支給額を削減するものではあるが、組合員であった者が生前に負担した掛金相当分までは削減しないこととするもの。

○2/3の考え方

- ①従来の遺族共済年金の額が、死亡した者の退職共済年金の額の3/4とされていたこと
 - ②退職等年金給付のうち、有期退職年金の受給権者の遺族へ支給する一時金の額を、有期退職年金の給付算定基礎額の1/2としたこと
- を考慮し、元となる退職共済年金の1/2相当の水準とすることにより、その均衡を図ることとしたもの。
 $(3/4 \times 2/3 = 1/2)$

○未裁定3階・遺族共済年金の給付水準



【第7項】【新設】(職域加算額の支給に係る1年要件の通算規定)

未裁定3階年金は施行日前の組合員期間を算定基礎とするが、改正前国共済法の規定のうち退職共済年金の職域加算額の算定(第77条第2項)において「1年以上の引き続き組合員期間を有する者」を対象としているため、単純に施行日前の組合員期間だけで判定したのではその要件を満たさない者が生じる可能性がある。

(例えば、施行日前の組合員期間が11月で、それに引き続き施行日以後の組合員期間が2月ある場合。)

このような者については、今回の改正が無かったとしたならば、「1年以上の引き続き組合員期間」の要件を満たして職域加算額の支給を受けることができた者であるため、その期待権に配慮し、職域加算額の支給要件については施行日以後の期間も通算することとする。

ただし、年金額を計算する場面においては、第5項において「組合員期間」を、施行日前の組合員期間を表す「旧国家公務員共済組合員期間」に読み替えているため、施行日以後の期間は未裁定3階年金の額には反映されない。(施行日以後の期間は退職等年金給付の額の算定基礎とされる。)

○第2号厚生年金被保険者期間について「附則第7条第1項の規定により第2号厚生年金被保険者期間とみなされたものを除く」としている理由について

- ・ 施行日前から施行日以後に引き続き組合員期間を有する者が施行日以後に退職した場合は、2階部分の年金については、施行日前と施行日以後の組合員期間を通算した期間を基礎として厚年法の規定による老齢厚生年金が支給されることとなる。（一元化法附則第7条の規定により、施行日以前の旧国家公務員共済組合員期間を、厚生年金の算定基礎となる「第2号厚生年金被保険者期間」とみなすこととされている。）
- ・ 一方で、3階部分の年金については、施行日以後の組合員期間は、今回創設した退職等年金給付の額の算定の基礎としたため、未裁定3階年金の額の算定の基礎にも入れてしまうとダブルカウントとなることから、施行日を境に額の算定基礎となる期間を明確に区分けしたものの。
- ・ よって、附則第36条の規定により支給する未裁定3階年金については、施行日以後の概念である「第2号厚生年金被保険者期間」を排除し、単に施行日以前の期間であることを指す「旧国家公務員共済組合員期間」をその算定基礎とする必要がある。

(参考)

○一元化法

附 則

(厚生年金保険の被保険者期間等に関する経過措置)

第七条 旧国家公務員共済組合員期間、旧地方公務員共済組合員期間又は旧私立学校教職員共済加入者期間は、それぞれ第一条の規定による改正後の厚生年金保険法(以下「改正後厚生年金保険法」という。)第二条の五第一項第二号に規定する第二号厚生年金被保険者期間(以下「第二号厚生年金被保険者期間」という。)、同項第三号に規定する第三号厚生年金被保険者期間(以下「第三号厚生年金被保険者期間」という。)又は同項第四号に規定する第四号厚生年金被保険者期間(以下「第四号厚生年金被保険者期間」という。)とみなす。(以下略)

○一元化後厚年法

(実施機関)

第二条の五 この法律における実施機関は、次の各号に掲げる事務の区分に応じ、当該各号に定める者とする。

二 国家公務員共済組合の組合員たる厚生年金保険の被保険者(以下「第二号厚生年金被保険者」という。)の資格、第二号厚生年金被保険者に係る標準報酬、事業所及び被保険者期間、第二号厚生年金被保険者であった期間(以下「第二号厚生年金被保険者期間」という。)に基づくこの法律による保険給付、当該保険給付の受給権者、第二号厚生年金被保険者に係る国民年金法第九十四条の二第二項の規定による基礎年金拠出金の納付及び第八十四条の五第一項の規定による拠出金の納付、第二号厚生年金被保険者期間に係る保険料その他この法律の規定による徴収金並びに第二号厚生年金被保険者の保険料に係る運用に関する事務 国家公務員共済組合及び国家公務員共済組合連合会

(用例)

○独法農業技術研究機構法一部改正法(平成12年法律第129号)

附 則

第七条 施行日の前日において厚生年金基金(推進機構の事業所又は事務所を厚生年金保険法第百十七条第三項に規定する設立事業所とする厚生年金基金をいう。以下この項において同じ。)の加入員である厚生年金保険の被保険者であった者で推進機構の役員又は職員であったもののうち、施行日に農林水産省共済組合の組合員となった者(研究機構の役員又は職員となった者に限る。以下この条において「推進機構の役職員であった組合員」という。)のうち、一年以上の引き続き組合員期間(農林水産省共済組合の組合員である期間(研究機構の役員又は職員である期間に限る。)をいう。以下この条において同じ。)を有しない者であり、かつ、施行日以前の厚生年金保険の被保険者期間(厚生年金基金の加入員である厚生年金保険の被保険者であった期間(推進機構の役員又は職員であった期間に限る。)に係るものに限る。以下この条において「厚生年金保険期間」という。)と当該厚生年金保険期間に引き続き組合員期間とを合算した期間が一年以上となるものに係る国家公務員共済組合法第七十七条第二項の規定の適用については、その者は、一年以上の引き続き組合員期間を有する者とみなす。

【第8項】【新設】(職域加算額の計算に係る20年要件の通算規定)

未裁定3階年金は施行日前の組合員期間を算定基礎とするが、改正前国共済法の規定のうち退職共済年金の職域加算額及び遺族共済年金の職域加算額の算定(第77条第2項及び第89条第1項第1号ロ(2))において「組合員期間が20年以上である者」の方が「組合員期間が20年未満である者」よりも給付乗率が高く設定されており、単純に施行日前の組合員期間だけで判定した場合に給付乗率が低くなってしまおうが生じる可能性がある。

(例えば、施行日前の組合員期間が19年で、施行日以後の組合員期間が1年の場合。)

このような者については、今回の改正が無かったとしたならば、「20年以上」の要件を満たして高い乗率の計算式による職域加算額の支給を受けることができた者であるため、その期待権に配慮し、職域加算額の計算の場面においては施行日以後の期間も通算することとする。

ただし、年金額を計算する場面においては、第5項において「組合員期間」を、施行日前の組合員期間を表す「旧国家公務員共済組合員期間」に読み替えているため、施行日以後の期間は年金額には反映されない。(施行日以後の期間は退職等年金給付の額の算定基礎とされる。)

(用例)

○独法農業技術研究機構法一部改正法

附 則

第七条

2 推進機構の役職員であった組合員のうち、組合員期間が二十年未満であり、かつ、当該組合員期間と厚生年金保険期間とを合算した期間が二十年以上となるもの(一年以上の引き続き組合員期間を有する者及び前項の規定により一年以上の引き続き組合員期間を有する者とみなされる者に限る。)に係る国家公務員共済組合法第七十七条第二項の規定の適用については、その者は、組合員期間が二十年以上である者とみなす。

【第9項】【新設】(未裁定3階年金は連合会が支給)

既裁定3階年金について支給主体を連合会としている(附則第37条第2項)ことと同様に、未裁定3階年金についても連合会がその支給を行うことを明示する。

施行日前の各組合員の標準報酬のデータ管理や、支給の決定及びその後の支給を行う上で、これまで職域加算額を含めた共済年金を支給してきた国家公務員共済組合連合会が有するノウハウを活用することとしたものである。

【第10項】【新設】(「なお効力を有する」の例外。適用しない国共済法の規定。)

未裁定3階年金については、改正前国共済法の規定をなおその効力を有するものとしたところであるが、次の改正前国共済法の規定については、第2項の規定の例外として、適用しないこととするもの。(一元化法附則第37条第3項と同趣旨)

・遺族の範囲等に係る規定(改正前国共済法第43条、第44条)

→ 共済独自のものとして遺族共済年金の転給制度が存在していたが、厚生年金への一元化に伴い、廃止することとしたため。(転給制度廃止に伴う経過措置は一元化法附則第31条に規定)

・再評価率の改定に係る規定(改正前国共済法第72条の3～第72条の6)

→ 再評価率は物価水準等により毎年改定されていたものであるが、改正前国共済法による再評価率に係る規定は一元化法において削除されており、その時点以降は改定が行われないこととなるため、改正後厚生年金保険法の再評価率の規定(改正後厚生年金保険法第43条の2から第43条の5まで)を適用するもの。

なお、施行後に新規裁定する際に実際に適用する場面においては、次のように適宜技術的な読替えを措置する必要があるため、政令において規定することとしている。

＜政令で措置する読替えの例＞

改正前国共済法	
第72条の2「別表第2」	→「改正後厚生年金保険法別表第1」
改正後厚生年金保険法	
第43条の2～第43条の5	
「標準報酬月額」	→「標準報酬の月額」
「標準賞与額」	→「標準期末手当等の額」
別表第1	
「被保険者」	→「組合員」

・再退職時の額改定(再任改定)(改正前国共済法第77条第4項)

→ 施行後の再就職期間は新たな3階年金である退職等年金給付の算定の基礎となり、未裁定3階年金の算定の基礎となる施行日前期間が延びる訳ではないため、再任改定は行わないこととする必要がある。

※一元化法案提出時に再任改定の規定を除外していなかった理由

一元化法案提出時点においては、職域加算額に代わる新たな年金制度の取扱いが決定されておらず、事前の検討の中では、施行日前の過去期間も含めて新3階年金を制度設計することも選択肢の一つとしてあり、その場合再任改定のような仕組み自体を新年金制度で規定する可能性もあったため。

・在職者の支給停止に係る規定(改正前国共済法第79条、第80条、第87条、第87条の2)

→ これまで厚年法との取扱いが異なっていた部分(制度間差異)であるが、厚生年金への一元化に伴い、厚年法の規定を適用することとしたため。

・これらの給付の費用に関する規定

→ 別途、一元化法附則第48条において規定しているため。

【遺族の範囲等】	
○一元化改正前国共済法 (遺族の順位) 第43条 (略) (同順位者が二人以上ある場合の給付)第44条 (略)	○一元化法附則 (遺族の範囲の特例) 第30条 (略)
【再評価率の改定】	
○一元化改正前国共済法 (再評価率の改定等) 第72条の3 (略) 第72条の4 (略) (調整期間における再評価率の改定等の特例) 第72条の5 (略) 第72条の6 (略)	○厚年法 (再評価率の改定等) 第43条の2 (略) 第43条の4 (略) (調整期間における再評価率の改定等の特例) 第43条の4 (略) 第43条の5 (略)
【再任改定】	
○ 施行後期間は退職等年金給付の算定の基礎となるため、再任改定は行わない	
【在職者の支給停止】	
○一元化改正前国共済法 (組合員である間の退職共済年金の支給の停止等) 第79条 (略) (厚生年金保険の被保険者等である間の退職共済年金の支給の停止) 第80条 (略)	○厚年法 (支給停止) 第46条 (略)
【在職者の支給停止(障害事由)】	
○一元化改正前国共済法 (組合員である間の障害共済年金の支給の停止等) 第87条 (略) (厚生年金保険の被保険者等である間の障害共済年金の支給の停止) 第87条の2 (略)	○ 障害を給付事由とする年金である給付の在職者の支給停止に係る規定については、厚年法において規定がなく、一元化後は厚年法の制度に合わせる(支給停止しない)ため、措置しない。
(参考) 【費用に関する事項】 ○一元化法附則 (費用の負担) 第48条 (略)	

(政令委任のイメージ)

- ・一元化法附則第37条第3項による政令委任と同様の内容を規定(全く同内容のものとなるか(片方を引用する形が可能か)要検証)

(用例)

○一元化法

附 則

(改正前国共済法による給付等)

第三十七条 施行日前に給付事由が生じた改正前国共済法による年金である給付(前条の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前支給要件規定により支給される改正前国共済法による年金である給付及び他の法令の規定により当該年金である給付とみなされたものを含む。)及び旧国共済法による年金である給付(他の法令の規定により当該年金である給付とみなされたものを含む。)並びに施行日において平成二十四年国民年金等改正法附則第三十五条の規定により受給権を有するに至った者に対する同条に規定する退職共済年金等については、第三項及び第四項並びに附則第三十一条の規定を適用する場合並びにこれらの給付の費用に関する事項を除き、改正前国共済法の長期給付に関する改正前国共済法及びこの法律(附則第一条各号に掲げる規定を除く。)によ

る改正前のその他の法律の規定(これらの規定に基づく命令の規定を含む。)は、なおその効力を有する。この場合において、これらの規定の適用に関し必要な読替えその他これらの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

- 2 前項に規定する給付は、国家公務員共済組合連合会が支給する。
- 3 第一項に規定する給付については、同項の規定にかかわらず、改正前国共済法第四十三条、第四十四条、第七十二条の三から第七十二条の六まで、第七十九条、第八十条、第八十七条及び第八十七条の二の規定その他の政令で定める規定は、適用しない。
- 4 第一項に規定する給付については、改正後厚生年金保険法第四十三条の二から第四十三条の五まで及び第四十六条の規定その他の政令で定める規定を適用する。この場合において、これらの規定の適用に関し必要な技術的読替えは、政令で定める。

【第11項】【新設】(適用する厚年法の規定)

前項の規定により改正前国共済法の規定を適用しないこととする代わりに、再評価率の改正に係る規定については厚年法第43条の2から第43条の5までの規定を、在職者の支給停止に係る規定については厚年法第46条の規定を、それぞれ適用することとし、政令においてこれらの規定の読替えについて規定することとする。(一元化法附則第37条第4項と同様)

※ 年金額等の再評価率については、国共済法第77条の3～第77条の6の規定が削除されたため、改正前国共済法の再評価率の規定をなお効力を有することとしたとしても、削除前の時点でストップした改定率となり、その後の物価変動等が加味されないことになってしまうため、厚年法の再評価率の規定を適用することとしたもの。

※ 年金受給者は在職中である場合、改正前国共済法では、第79条で組合員である間の在職者の支給停止に係る規定を、第80条で厚生年金保険の被保険者である間の在職者の支給停止に係る規定を定めており、2つの規定の間で支給停止が行われる最低額等に差異があったが、一元化後は厚年法の制度に一本化するため、厚年法第46条の規定を適用することとしたもの。

また、前項において、改正前国共済法第43条及び第44条の規定を適用しないことにより、次順位者への転給がなされないこととなるが、これに伴う経過措置として、施行日前後の適用関係を明確にするために、既に遺族共済年金又は遺族年金の給付を受けている場合等の取扱いについては、一元化法附則第31条の規定によることとなる。

(参考)

○一元化法

附 則

(遺族の範囲の特例)

第三十一条 施行日の前日において遺族(改正前国共済法第二条第一項第三号に規定する遺族をいう。以下この項及び次項において同じ。)である配偶者、子、父母又は孫が改正前国共済法の遺族共済年金(他の法令の規定により当該遺族共済年金とみなされたものを含む。)の支給を受けている場合において、その者が配偶者又は子であるときは父母、孫及び祖父母、その者が父母であるときは孫及び祖父母、その者が孫であるときは祖父母は、施行日においてそれぞれ当該遺族共済年金の支給を受けることができる遺族でなくなるものとする。

なお、改正前国共済法第87条及び87条の2の規定(障害を給付事由とする年金である給付の在職者の支給停止に係る規定)については、厚年法においてはもともと制度化されていないため、施行後においては、在職中の障害厚生年金は支給されることとなる。

(政令委任のイメージ)

一元化法附則第37条第4項による政令委任と同様の内容を規定(全く同内容のものとなるか要検証)

【第12項】【新設】(一時金払いの特例)

未裁定3階年金の額は、旧国家公務員共済組合員期間を算定の基礎とする3階部分のみの金額であるため、当該期間がごく短期間となった場合に年金額としてごくわずかなものになる可能性がある。(たとえば、施行日の直前に採用された者や、組合員となってすぐ民間に再就職した者等。)

その場合、当該年金の受給者は、2カ月に1回、ごくわずかな金額の振込を受け続けることとなり、また支給を行う連合会における事務に要する費用も膨らむこととなる。

そのため、受給権者が望んだ場合には、年金の支給に代えて一時金に換算した金額を支給することができる仕組みを、政令において定めることを可能とするもの。

なお、旧3公社(JR・JT・NTT)が厚年制度に移管された平成8年厚生年金保険法等改正法、及び、旧農林漁業共済が厚年制度に移管された平成14年農林統合法においても同様の規定が設けられている。

(参考)

○平成八年厚年法等改正法

附 則

第三十三条

12 退職特例年金給付又は遺族特例年金給付の受給権を有する者については、政令により、その者の請求によりこれらの年金たる給付の支給に代えて一時金を支給することができる特例を定めることができる。

【→政令は今のところ定められていない。】

○平成十三年農林廃止法

附 則

(支給の特例)

第四十八条 特例年金給付(特例障害共済年金、特例障害年金及び特例障害農林年金並びに特例遺族農林年金を除く。)の受給権を有する者については、政令により、その者の請求によりこれらの年金である給付の支給に代えて一時金を支給することができる特例を定めることができる。

○厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律の施行に伴う存続組合が支給する特例年金給付等に関する政令(平成十四年三月十三日政令第四十五号)

(特例老齢農林一時金の支給)

第二十五条の二 特例老齢農林年金(平成十三年統合法 附則第四十四条第六項の規定によるものを除く。)の受給権者は、当該特例老齢農林年金の支給に代えて一時金(以下「特例老齢農林一時金」という。)の支給を請求することができる。ただし、その者が次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

一 平成十三年統合法附則第四十四条第九項において準用する平成十三年統合法 附則第三十八条第八項本文の規定により当該特例老齢農林年金の支給を停止すべき事由が生じているとき。

二 当該特例老齢農林年金の受給権を取得した日(同日以後に平成十三年統合法 附則第四十四条第九項において準用する平成十三年統合法附則第三十八条第八項 本文の規定によりその支給を停止すべき事由が生じた場合にあっては、その事由がなくなった日の翌日)から起算して一年を経過しているとき。

2 前項の規定による請求があったときは、その請求をした者に特例老齢農林一時金を支給する。この場合においては、その請求をした日の属する月の翌月以後の分の特例年金給付(特例退職年金及び特例減額退職年金を除く。)は、支給しない。

3 特例老齢農林一時金の額は、第一項の規定による請求をした者がその請求をしなかったとしたならばその者に支給されることとなるその請求をした日の属する月の翌月以後の各月の分の特例老齢農林年金の額の現価に相当する額(次項において「現価相当額」という。)を合計して得た額とする。

4 現価相当額は、前項の各月の分の特例老齢農林年金の額に当該各月の予定生存率を乗じて得た額(次条第一項において「各月分年金相当額」という。)を予定利率による複利現価法によって第一

項の規定による請求をした日の属する月の翌月から前項の各月の分の特例老齢農林年金が支給されることとなる月までの期間に応じて割り引いた額とする。

5 前項の予定生存率は厚生労働省の作成に係る生命表その他の資料を勘案して、同項の予定利率は市場金利の動向その他の事情を勘案して、農林水産大臣が定める。

6・7 (略)

附則第37条(改正前国共済法による給付等)

(現行規定)

(1)経過措置の必要性

一元化法の施行日時時点で既に給付事由の生じている国共済法による年金である給付については、財産権保護の観点から、従前の給付を引き続き支給する必要があるため、改正前の規定はなお効力を有するものとしている。

(2)経過措置の対象及び内容

【第1項】

改正前国共済法の規定により決定された年金である給付及び旧国共済法(60年改正前の国共済法)の規定により決定された年金である給付については、第3項及び第4項、遺族の範囲に関する特例規定並びにこれらの給付の費用に関する事項を除き、改正前の国共済法の規定はなお効力を有するものとして適用し、必要な読替えについては政令で定めることとするもの。

※ 平成19年一元化法においては「改正前国共済法その他の法律の規定」とされていたが、「改正前国共済法」が定義語であり、「改正前」が「その他の法律」に掛かっていないように読めてしまうとの指摘を踏まえ、「改正前の国家公務員共済組合法その他の法律の規定」とすることとしたもの。

※ 「この法律による改正前の国家公務員共済組合法その他の法律」は次の法令を想定したもの。

- ・国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第二百二十八号)
- ・国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法(昭和三十三年法律第二百二十九号)
- ・国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第五号)
- ・「この法律」による他法改正のうち、国共済の長期給付に関するもの
- ・社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律(平成十九年法律第四百号)
- ・独立行政法人緑資源機構法を廃止する法律(平成二十年法律第八号)

なお、公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律(平成24年法律第62号)における受給資格期間短縮(25年→10年)に係る経過措置(同法附則第35条)の適用を受ける者は、施行日の前日にいずれの年金の受給権も有していないことが支給要件とされている(施行日から退職共済年金を支給することとされている)ため、既裁定3階年金の一つとしてこの条に規定されているところ。

(参考)

○公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律(平成24年法律第62号)

附 則

(退職共済年金等の支給に関する経過措置)

第三十五条 施行日の前日において現に国家公務員共済組合法による退職共済年金その他退職を支給事由とする年金である給付であって政令で定めるものの受給権を有しない者であって、第十条の規定による改正後の国家公務員共済組合法第七十六条その他政令で定める規定による退職共済年金その他退職を支給事由とする年金である給付(以下この条において「退職共済年金等」という。)の支給要件に該当するものについては、施行日においてこれらの規定による退職共済年金等の支給要件に該当するに至ったものとみなして、施行日以後、その者に対し、これらの規定による退職共済年金等を支給する。この場合において、これらの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

【第2項】

既裁定3階年金については、これまでどおり連合会が引き続き支給することとしている。

【第3項】

既裁定3階年金については、改正前国共済法の規定のうち、受給権者が在職中である場合の一部支給停止に係る規定、遺族の範囲に係る規定及び再評価率の改定に係る規定並びにこれらの給付の費用に関する規定については適用しないこととしている。

【第4項】

前項の規定により改正前国共済法の規定を適用しないこととする代わりに、再評価率の改定に係る規定については厚年法第43条の2から第43条の5までの規定を、在職者の支給停止に係る規定については厚年法第46条の規定を、それぞれ適用することとし、政令においてこれらの規定の読替えについて規定することとしている。

※ 年金額等の再評価率については、国共済法第77条の3～第77条の6の規定が削除されたため、改正前国共済法の再評価率の規定をなお効力を有することとしたとしても、削除前の時点でストップした改定率となり、その後の物価変動等が加味されないことになってしまうため、厚年法の再評価率の規定を適用することとしたもの。

※ 年金受給者は在職中である場合、改正前国共済法では、第79条で組合員である間の在職者の支給停止に係る規定を、第80条で厚生年金保険の被保険者である間の在職者の支給停止に係る規定を定めており、2つの規定の間で支給停止が行われる最低額等に差異があったが、一元化後は厚年法の制度に一本化するため、厚年法第46条の規定を適用することとしたもの。

また、前項において、改正前国共済法第43条及び第44条の規定を適用しないこととするにより、次順位者への転給がなされないこととなるが、これに伴う経過措置として、施行日前後の適用関係を明確にするために、既に遺族共済年金又は遺族年金の給付を受けている場合等の取扱いについては、一元化法附則第31条の規定によることとなる。

(参考)

○一元化法

附 則

(遺族の範囲の特例)

第三十一条 施行日の前日において遺族(改正前国共済法第二条第一項第三号に規定する遺族をいう。以下この項及び次項において同じ。)である配偶者、子、父母又は孫が改正前国共済法の遺族共済年金(他の法令の規定により当該遺族共済年金とみなされたものを含む。)の支給を受けている場合において、その者が配偶者又は子であるときは父母、孫及び祖父母、その者が父母であるときは孫及び祖父母、その者が孫であるときは祖父母は、施行日においてそれぞれ当該遺族共済年金の支給を受けることができる遺族でなくなるものとする。

2・3 (略)

なお、改正前国共済法第87条及び87条の2の規定(障害を給付事由とする年金である給付の在職者の支給停止に係る規定)については、厚年法においてはもともと制度化されていないため、施行後においては、在職中の障害厚生年金は支給されることとなる。

【遺族の範囲等】	
○一元化改正前国共済法 （遺族の順位） 第43条（略） （同順位者が二人以上ある場合の給付）第44条（略）	○一元化法附則 （遺族の範囲の特例） 第30条（略）
【再評価率の改定】	
○一元化改正前国共済法 （再評価率の改定等） 第72条の3（略） 第72条の4（略） （調整期間における再評価率の改定等の特例） 第72条の5（略） 第72条の6（略）	○厚年法 （再評価率の改定等） 第43条の2（略） 第43条の4（略） （調整期間における再評価率の改定等の特例） 第43条の4（略） 第43条の5（略）
【在職者の支給停止】	
○一元化改正前国共済法 （組合員である間の退職共済年金の支給の停止等） 第79条（略） （厚生年金保険の被保険者等である間の退職共済年金の支給の停止） 第80条（略）	○厚年法 （支給停止） 第46条（略）
【在職者の支給停止（障害事由）】	
○一元化改正前国共済法 （組合員である間の障害共済年金の支給の停止等） 第87条（略） （厚生年金保険の被保険者等である間の障害共済年金の支給の停止） 第87条の2（略）	○ 障害を給付事由とする年金である給付の在職者の支給停止に係る規定については、厚年法において規定がなく、一元化後は厚年法の制度に合わせる（支給停止しない）ため、措置しない。
(参考) 【費用に関する事項】 ○一元化法附則 （費用の負担） 第48条（略）	

(改正の内容)

【第1項】

一元化法提出時点では、未裁定3階年金の措置自体が決まっていなかったが、少なくとも施行日時時点で特別支給の退職共済年金の職域加算額(既裁定3階年金)の受給権を有している者については、その期待権を考慮し、施行後の未裁定3階年金を支給することとされた。

この一元化法提出時点において、既裁定3階年金について改正前国共済法の規定をなおその効力を有するものとする(第1項)や、在職中支給停止の規定の特例(第3項・第4項)を規定する際、未裁定3階年金として唯一措置していた附則第36条についても附則第37条第1項においてまとめて規定していたもの。

今回、既に規定されていた特別支給の退職共済年金に続く本来支給の退職共済年金に加え、それ以外の未裁定3階年金の規定を附則第36条にまとめて規定することとし、附則第37条は既裁定3階年金について特化した規定として整理することとする。

【第3項】

施行後に新たな組合員期間を有するに至った場合(再任用職員等)は、その期間は新3階年金である退職等年金給付制度の適用期間となり、既裁定3階年金の算定の基礎となる施行日前期間が延びるものではないため、組合員期間の延長による額改定は行わないこととする必要がある。

よって、第1項の規定においてなおその効力を有するとしている規定の例外として、適用しないこととする改正前国共済法の規定に、改正前国共済法第77条第4項を加えることとする。

※一元化法案提出時に再任改定の規定を除外していなかった理由

一元化法案提出時点においては、職域加算額に代わる新たな年金制度の取扱いが決定されておらず、事前の検討の中では、施行日前の過去期間も含めて新3階年金を制度設計することも選択肢の一つとしてあり、その場合再任改定のような仕組み自体を新年金制度で規定する可能性もあったため。

(参考)

○一元化改正前国共済法 (退職共済年金の額)

第七十七条

- 3 退職共済年金の額については、当該退職共済年金の受給権者がその権利を取得した日の翌日の属する月以後における組合員期間は、その算定の基礎としない。
- 4 組合員である退職共済年金の受給権者が退職したとき(当該退職した日の翌日から起算して一月を経過するまでの間に再び組合員の資格を取得したときを除く。)は、前項の規定にかかわらず、当該退職した日の翌日の属する月の前月までの組合員期間を算定の基礎として、当該退職共済年金の額を改定する。

附則第37条の2(併給の調整の経過措置)

○ポイント

退職等年金給付の受給権者に既裁定3階年金又は未裁定3階年金の受給権も生じた場合の調整について規定。

(規定内容)

今回創設された退職等年金給付の受給権者が、別途、一元化法施行前の組合員期間を算定の基礎として経過的に支給される給付の受給権も有することとなった場合、これらの併給を可能とすると過剰給付となる場合があるため、現行の仕組みと同様の併給調整を行うこととする。

ただし、国共済法における取扱いと同様に、退職等年金給付のうち有期退職年金に係る一時金については併給調整の対象外とすることとする。

【第1項】

退職等年金給付(一時金を除く。以下同じ。)の受給権者が、施行日時時点で既裁定の国共済年金の職域加算額(以下「旧職域加算額」という。)又は施行日時時点で未裁定の3階年金(以下「改正前国共済法による職域加算額」という。)の支給を受けることができるときは、今回の改正後の国共済法第75条の3(併給の調整)の規定と同様に、その種類に応じ退職等年金給付の支給を停止することとする。

具体的には、

①退職等年金給付のうち退職年金の受給権を有する場合

改正前国共済法による職域加算額(障害共済年金)又は旧職域加算額(障害共済年金)の支給を受けることができるときは、支給停止。

②退職等年金給付のうち公務障害年金の受給権を有する場合

改正前国共済法による職域加算額(退職共済年金・障害共済年金・遺族共済年金)又は旧職域加算額(退職共済年金・障害共済年金・遺族共済年金)の支給を受けることができるときは、支給停止。

③退職等年金給付のうち公務遺族年金の受給権を有する場合

改正前国共済法による職域加算額(退職共済年金・障害共済年金・遺族共済年金)又は旧職域加算額(退職共済年金・障害共済年金・遺族共済年金)の支給を受けることができるときは、支給停止。

【第2項】

第1項と裏腹の関係で、改正前国共済法による職域加算額又は旧職域加算額の受給権を有する者が、退職等年金給付の支給を受けることができるときは、その種類に応じ改正前国共済法による職域加算額又は旧職域加算額の支給を停止することとする。

具体的には、

①改正前国共済法による職域加算額(退職共済年金)又は旧職域加算額(退職共済年金)の受給権を有する場合

公務障害年金又は公務遺族年金の支給を受けることができるときは支給停止。

- ②改正前国共済法による職域加算額(障害共済年金)又は旧職域加算額(障害共済年金)の受給権を有する場合

退職年金、公務障害年金又は公務遺族年金の支給を受けることができるときは支給停止。

- ③改正前国共済法による職域加算額(遺族共済年金)又は旧職域加算額(遺族共済年金)の受給権を有する場合

公務障害年金又は公務遺族年金の支給を受けることができるときは支給停止。

なお、退職を給付事由とする退職年金、旧職域加算額又は改正前国共済法による職域加算額の額は、それぞれの額の算定対象となる組合員期間が重複することがないため、併給調整の対象とはしない(併給される)。

これにより、併給調整の対象とする年金は一旦全て支給停止されることとなる。

(複数の退職等年金給付どうしの併給調整は改正後国共済法第75条の3に規定)

【第3項】

第1項及び第2項の結果、退職等年金給付、改正前国共済法による職域加算額又は旧職域加算額の間で、併給調整の対象とする複数の受給権が発生した場合には、一旦全ての給付を支給停止とした上で、そのうちいずれか1つの給付について「支給停止解除の申請」を行うことにより、その給付の支給を受けることとする。

(支給停止解除等について規定している改正後国共済法第75条の3を準用)

(政令委任のイメージ)

- ・改正後国共済法第75条の3(併給の調整)の読替え
- ・昭和60年国共済改正法附則第11条の読替え(必要性を要検証)

(用例)

○一元化前国共済法
(併給の調整)

第七十四条 次の各号に掲げるこの法律による年金である給付の受給権者が当該各号に定める場合に該当するときは、その該当する間、当該年金である給付は、その支給を停止する。

- 一 退職共済年金 障害共済年金若しくは遺族共済年金(その受給権者が六十五歳に達しているものを除く。)、地方公務員等共済組合法による年金である給付(退職を給付事由とする年金である給付及び同法による年金である給付で遺族共済年金に相当するもの(その受給権者が六十五歳に達しているものに限る。)を除く。)、私立学校教職員共済法による年金である給付(退職を給付事由とする年金である給付及び同法による年金である給付で遺族共済年金に相当するもの(その受給権者が六十五歳に達しているものに限る。)を除く。)、厚生年金保険法による年金である保険給付(老齢を給付事由とする年金である保険給付及び同法による遺族厚生年金(その受給権者が六十五歳に達しているものに限る。)を除く。))又は国民年金法による年金である給付(老齢を給付事由とする年金である給付及び障害を給付事由とする年金である給付(その受給権者が六十五歳に達しているものに限る。)を除く。))を受けることができるとき。
- 二 障害共済年金 退職共済年金、障害共済年金若しくは遺族共済年金、地方公務員等共済組合法による年金である給付、私立学校教職員共済法による年金である給付、厚生年金保険法による年金である保険給付又は国民年金法による年金である給付(当該障害共済年金と同一の給付事由に基づいて支給される障害基礎年金を除く。))を受けることができるとき。
- 三 遺族共済年金 退職共済年金(その受給権者が六十五歳に達しているものを除く。)、障害共済年金若しくは遺族共済年金、地方公務員等共済組合法による年金である給付、私立学校教職

員共済法による年金である給付若しくは厚生年金保険法による年金である保険給付(地方公務員等共済組合法若しくは私立学校教職員共済法による年金である給付で退職共済年金に相当するもの又は厚生年金保険法による老齢厚生年金(これらの受給権者が六十五歳に達しているものに限る。))を除くものとし、第八十八条第一項第四号に該当することにより支給される遺族共済年金の受給権者にあつては、当該遺族共済年金と同一の給付事由に基づいて支給されるもののうち同号の規定に相当する規定に該当することにより支給される年金である給付を除く。)又は国民年金法による年金である給付(老齢を給付事由とする年金である給付及び障害を給付事由とする年金である給付(これらの受給権者が六十五歳に達しているものに限る。))並びに当該遺族共済年金と同一の給付事由に基づいて支給される遺族基礎年金を除く。)を受けることができるとき。

- 2 (略)
- 3 第一項の規定によりその支給を停止するものとされたこの法律による年金である給付の受給権者は、同項の規定にかかわらず、その支給の停止の解除を申請することができる。
- 4 前項の申請があつた場合には、当該申請に係る年金である給付については、第一項の規定にかかわらず、同項の規定による支給の停止は、行わない。ただし、(略)
- 5 現にその支給が行われているこの法律による年金である給付が第一項の規定によりその支給を停止するものとされた場合において、その支給を停止すべき事由が生じた日の属する月に当該年金である給付に係る第三項の申請がなされないときは、その支給を停止すべき事由が生じたときにおいて、当該年金である給付に係る同項の申請があつたものとみなす。
- 6 第三項の申請(前項の規定により第三項の申請があつたものとみなされた場合における当該申請を含む。))は、いつでも、将来に向かつて撤回することができる。

○昭和60年国共済改正法(昭和60年法律第105号)

附 則

(併給の調整の経過措置)

第十一条 共済法第七十四条第一項に定めるもののほか、共済法による年金の受給権者が旧共済法による年金又は国民年金等改正法附則第八十七条第一項に規定する旧船員保険法による年金たる保険給付(退職共済年金の受給権者にあつては、これらの給付のうち退職又は老齢を給付事由とするものを除く。))の支給を受けることができるときは、その間、当該共済法による年金は、その支給を停止する。

2 次の各号に掲げる旧共済法による年金の受給権者が当該各号に定める場合に該当するときは、その該当する間、当該年金は、その支給を停止する。

一 退職年金、減額退職年金又は通算退職年金 障害共済年金若しくは遺族共済年金又は地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法律第百五十二号)(第十一章を除く。以下この項及び第四項において同じ。))による年金である給付若しくは私立学校教職員共済法(昭和三十八年法律第二百四十五号)による年金である給付で共済法による年金に相当するもの(退職を給付事由とする年金である給付を除く。)、国民年金等改正法第三条の規定による改正後の厚生年金保険法(昭和三十九年法律第百十五号。以下附則第六十六条までにおいて「新厚生年金保険法」という。))による年金である保険給付(老齢を給付事由とする年金である保険給付を除く。))若しくは新国民年金法による年金である給付(老齢を給付事由とする年金である給付並びに国民年金等改正法附則第二十五条の規定により支給される障害基礎年金及び国民年金等改正法附則第二十八条の規定により支給される遺族基礎年金を除く。))を受けることができるとき。

二 障害年金 共済法による年金である給付又は地方公務員等共済組合法による年金である給付若しくは私立学校教職員共済法による年金である給付で共済法による年金に相当するもの、新厚生年金保険法による年金である保険給付若しくは新国民年金法による年金である給付(国民年金等改正法附則第二十五条の規定により支給される障害基礎年金及び国民年金等改正法附則第二十八条の規定により支給される遺族基礎年金を除く。次号において同じ。))を受けることができるとき。

三 遺族年金又は通算遺族年金 共済法による年金である給付又は地方公務員等共済組合法による年金である給付若しくは私立学校教職員共済法による年金である給付で共済法による年金に相当するもの、新厚生年金保険法による年金である保険給付若しくは新国民年金法による年金である給付(老齢を給付事由とする年金である給付(その受給権者が六十五歳に達しているものに限る。))を除く。))を受けることができるとき。

3 共済法第七十四条第三項から第六項までの規定は、前二項の場合について準用する。この場合において、同条第四項ただし書中「この法律による年金である給付」とあるのは、「この法律による年金である給付、国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第百五号)附則第十一条第一項に規定する旧共済法による年金若しくは旧船員保険法による年金たる保険給付」と読み替えるものとする。

4~7 (略)

【第4項】(有期退職年金の一時金の内払い規定の準用)

本改正法による改正後の国共済法第75条の6第3項においては、新年金制度の有期退職年金の一時金払い(第79条の2第3項前段、第79条の3第2項前段、第3項の一時金)を受けるとともに、公務障害年金の支給を受ける場合については、支払われた一時金の額は公務障害年金の支給の内払いとみなすこととしている。

(公務障害年金を全額支給停止とはせず、支払われた一時金の額を、その後に支給される公務障害年金の額(月額)の1/2を上限に順次充当していく方法。)

これについて、最低保障された公務上の障害共済年金の受給権者に、更に有期退職年金の一時金払いを支給するとした場合は過剰な給付となることから、未裁定3階年金又は既裁定3階年金のうち公務による障害を給付事由とするものの支給を受ける場合について準用することとする。

(参考)

○改正語国共済法

(年金の支払の調整)

第七十五条の五

3 第七十九条の二第三項又は第七十九条の三第二項に規定する一時金の支給を受けた者が、公務障害年金の支給を受けるときは、その支払われた一時金は、その後に支払うべき公務障害年金の支給期月ごとの支給額の二分の一に相当する金額の限度において、当該支給期月において支払うべき公務障害年金の内払とみなす。

【第5項】(遺族に対する一時金の選択規定の準用)

本改正法による改正後の国共済法第79条の4第3項においては、同条第1項の規定により一時金の支給を受ける者が、同項に規定する者の死亡により公務遺族年金の支給も受けることができるときは、当該支給を受ける者の選択により、いずれかを支給し、他は支給しないこととしている。

これについて、最低保障された公務上の遺族共済年金の受給権者に、更に新年金制度の遺族に対する一時金を支給するとした場合は過剰な給付となることから、未裁定3階年金又は既裁定3階年金のうち公務による死亡を給付事由とするものの支給を受ける場合について準用することとする。

(参考)

○改正語国共済法

(遺族に対する一時金)

第七十九条の四

3 第一項の規定により一時金の支給を受ける者が、同項に規定する者の死亡により公務遺族年金を受けるときは、当該支給を受ける者の選択により、一時金と公務遺族年金のうち、そのいずれかを支給し、他は支給しない。

附則第37条の3(障害共済年金の額の算定の特例)【新設】

○ポイント

既裁定の公務による障害共済年金の併合(額改定)について規定。

(規定内容)

一元化法附則第37条第1項の規定により、既裁定3階年金については改正前国共済法の規定はなおその効力を有するものとされた。よって、改正前の公務障害に係る障害共済年金の額改定に関する改正前国共済法第85条第2項の規定もなおその効力を有することとなる。

(参考)

○一元化法による改正前の国共済法

(二以上の障害がある場合の取扱い)

第八十五条 障害共済年金(その権利を取得した当時から引き続き障害等級の一級又は二級に該当しない程度の障害の状態にある受給権者に係るものを除く。以下この条及び次条において同じ。)の受給権者に対して更に障害共済年金を支給すべき事由が生じたときは、前後の障害を併合した障害の程度を第八十一条に規定する障害の程度として同条の規定を適用する。

2 公務等による障害共済年金の受給権者に対して更に公務等によらない障害共済年金(障害共済年金のうち、公務等による障害共済年金以外の障害共済年金をいう。以下同じ。)を支給すべき事由が生じた場合又は公務等によらない障害共済年金の受給権者に対して更に公務等による障害共済年金を支給すべき事由が生じた場合における前項の規定により支給する前後の障害を併合した障害の程度による障害共済年金の額の算定については、第八十二条第一項第二号に掲げる金額は、同号及び同条第二項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる金額の合算額とする。

一 その者の公務等傷病による障害について算定されるべき第八十二条第二項の金額

二 その者の公務等傷病による障害を公務等傷病によらないものとみなし、他の公務等傷病によらない障害と併合した障害の程度に応じ算定した第八十二条第一項第二号に掲げる金額から当該公務等傷病による障害が公務等傷病によらないものであるとしたならば当該障害について算定されるべき同号に掲げる金額を控除した金額

3 前項の規定は、同項の規定の適用によりその額が算定された障害共済年金の受給権者に対して更に公務等による障害共済年金又は公務等によらない障害共済年金を支給すべき事由が生じた場合について準用する。

(障害共済年金の額)

第八十二条 障害共済年金の額は、第一号に掲げる金額に第二号に掲げる金額を加算した金額とする。この場合において、障害共済年金の給付事由となつた障害について国民年金法による障害基礎年金が支給されない者に支給する障害共済年金については、第一号に掲げる金額が同法第三十三条第一項に規定する障害基礎年金の額に相当する額に四分の三を乗じて得た金額(その金額に五十円未満の端数があるときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときは、これを百円に切り上げるものとする。)より少ないときは、当該金額を同号に掲げる金額とする。

一 平均標準報酬額の千分の五・四八一に相当する金額に組合員期間の月数(当該月数が三百月未満であるときは、三百月)を乗じて得た金額(障害の程度が障害等級の一級に該当する者にあつては、当該金額の百分の百二十五に相当する金額)

二 平均標準報酬額の千分の一・〇九六に相当する金額に組合員期間の月数(当該月数が三百月未満であるときは、三百月)を乗じて得た金額(障害の程度が障害等級の一級に該当する者にあつては、当該金額の百分の百二十五に相当する金額)

2 前条第一項若しくは第三項の場合において障害共済年金の給付事由となつた障害が公務若しくは通勤による傷病(以下「公務等傷病」という。)によるものであるとき、又は同条第五項の場合において同項に規定する基準障害と他の障害がいずれも公務等傷病によるものであるときにおけるこれらの規定による障害共済年金(以下「公務等による障害共済年金」という。)の額の算定については、前項第二号に掲げる金額は、同号の規定にかかわらず、平均標準報酬額に十二を乗じて得た金額の百分の十四・六一五(障害の程度が障害等級の一級に該当する者にあつては、百分の二十一・九二三)に相当する金額(組合員期間の月数が三百月を超えるときは、当該金額にその超える月数一月につき平均標準報酬額の千分の一・〇九六(障害の程度が障害等級の一級に該当する者にあつては、千

分の一・三七)に相当する金額を加えた金額)とする。

この改正前国共済法第85条第2項は、公務障害による障害共済年金と公務障害によらない障害共済年金が合わせて発生した場合の額改定の規定であり、次の①と②の合計額にすることとしている。

- ① 公務障害による障害共済年金が単独で発生したとした場合に、第82条第2項の規定によって算定される、公務による上乗せ部分の額
- ② 仮に公務障害によらない障害共済年金が2つ発生したとした場合に、第85条第1項の規定により併合したものととして算定される額

ただし、施行後に新たに裁定される2階部分は障害厚生年金となり、公務という概念自体が存在しない制度であるため、既裁定の公務による障害共済年金の受給権者に対して施行後に更に障害厚生年金(全て公務外)を支給すべき事由が生じた場合については、新たに障害厚生年金を単独で発生させるのではなく、なおその効力を有するものとされた改正前国共済法第85条第2項の規定により、既裁定の障害共済年金の額改定として位置付けることとする。

※一元化法案提出時に規定していなかった理由

- ・ 一元化法案提出時においては、職域部分廃止後の新たな年金制度の規定は盛り込まれなかったが、選択肢の一つとして、施行日前の期間も含めて新年金を設計する方法も考えられており、仮にそうなった場合には、この公務と非公務の併合についても新制度に盛り込まれる可能性があったため、一元化法案提出時点ではこの条のような経過措置を盛り込めなかったところ。
- ・ 今回「退職等年金給付」制度の制度設計が決定し、施行日以後の期間のみを対象とすることとされたことに伴い、施行日時点で既裁定の公務による障害共済年金の併合の取扱いについて、既裁定年金の額改定として定めることとしたもの。

附則第41条(追加費用対象期間を有する者の特例等)

(現行規定)

一元化法の施行により、旧国家公務員共済組合員期間を有する者が施行日以後に新規裁定される場合は厚生年金が支給されることとなるが、旧国家公務員共済組合員期間に恩給期間が含まれる場合は、恩給期間に係る費用負担の問題等が存在することから、共済年金として裁定し連合会がこれを支給することとされた。

具体的には、恩給期間を含む国家公務員共済組合の組合員である期間を計算の基礎として、厚生年金保険法の老齢厚生年金、障害厚生年金又は遺族厚生年金の計算規定の例により算定した額(2階部分の額)を退職共済年金、障害共済年金又は遺族共済年金として国家公務員共済組合連合会が支給することとし、厚生年金保険法の老齢厚生年金、障害厚生年金又は遺族厚生年金は支給しないこととされた。

なお、3階部分については、一元化法提出時点で制度設計されておらず、今回の一元化法附則の改正により設けられたもの(附則第36条による未裁定3階年金)である。

(改正の内容)

【第1項】

この条においては、施行日以後に新規裁定される年金を対象とし、適用対象となる者を「追加費用対象期間を有する者」と規定していたところであるが、追加費用対象期間を算定基礎とする既裁定年金の受給権者も読み得る規定振りとなっていたため、既裁定年金の受給権者は対象としない旨を明示的に規定することとする。

附則第46条(追加費用対象期間を有する者に係る退職共済年金の額の特例)

(現行規定)

昭和34年まで恩給制度が適用され、同年以後も引き続き国家公務員である者については、国家公務員共済組合制度の適用を受けることとされ、恩給期間を引き継いだ形で共済年金の額の算定の基礎とすることとされた。

このため、本人負担がごく僅かであった恩給期間に相当する共済年金の費用については、国家公務員の恩給を国が負担していたこととの均衡から、当時の事業主としての国等が負担することとされている。

この恩給期間に係る共済年金の額について、今般の年金財政において現役世代の負担割合が増加している状況を勘案し、一定の配慮措置を設けつつ、受給者本人の当時の負担割合に見合った水準まで減額することとしたもの。

※追加費用削減に係る法律改正を一元化法附則において規定した理由

1. 被用者年金一元化の趣旨

今般の被用者年金一元化は、少子・高齢化の一層の進展等に備え、年金財政の範囲を拡大して制度の安定性を高めるとともに、民間・共済組合員を通じ、将来に向けて、同一の報酬であれば同一の保険料を負担し、同一の公的年金給付を受けるという公平性を確保することにより、公的年金全体に対する国民の信頼を高めるため、厚生年金保険法を共済組合員等にも適用することとし、厚生年金保険制度に一本化するものである。

2. 追加費用削減の考え方

追加費用の削減については、上記の被用者年金一元化に伴う措置として、国民負担を抑制する観点から、税負担による追加費用を削減するため、公務員共済における恩給期間に係る給付について、恩給期間と共済年金制度発足時との負担の差に着目し、負担に見合った水準に減額するものである。(ただし、受給者に係る生活の安定確保及び財産権の保障等の観点から、減額に当たって一定の配慮を行うこととしたところ。)

3. 一元化法における位置付け

(1) 一元化法では、平成8年改正法(厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成8年法律第82号。旧三公社共済を厚生年金保険に統合したもの。))にならい、

- ・被用者年金一元化に関連する年金本体法の改正は改正法本則に、
- ・被用者年金一元化に伴う過去改正附則等の改正は、形式的な改正のほか、実質的な改正も含めて改正法附則に、

それぞれ規定することを基本としている。

※ 平成8年改正法では、例えば、旧三公社共済組合の存続組合の業務の費用を日本国有鉄道清算事業団が負担することとする(改正法附則第83条による日本国有鉄道改革法等施行法(昭和61年法律第93号)の一部改正)等、年金本体法の改正に伴う実質的な改正を改正法附則において行っている。

(2) 追加費用の削減は、今般の被用者年金一元化に伴う措置の大きな要素の一つと位置付けられるが、

- ・恩給期間という、厚生年金保険制度には統合されない廃止制度に係る期間に基づく既裁定給付について、厚生年金保険制度の下で同一保険料・同一給付を実現するという被用者年金一元化の趣旨を踏まえ、減額を行うものであること、
- ・改正する法律は、過去の年金本体法の改正に伴う経過措置を定める法律に限られ、年金本体法の改正は伴わないこと

等から、上記(1)の考え方等により、一元化法においては、附則において必要な法改正を行うこととしたものである。

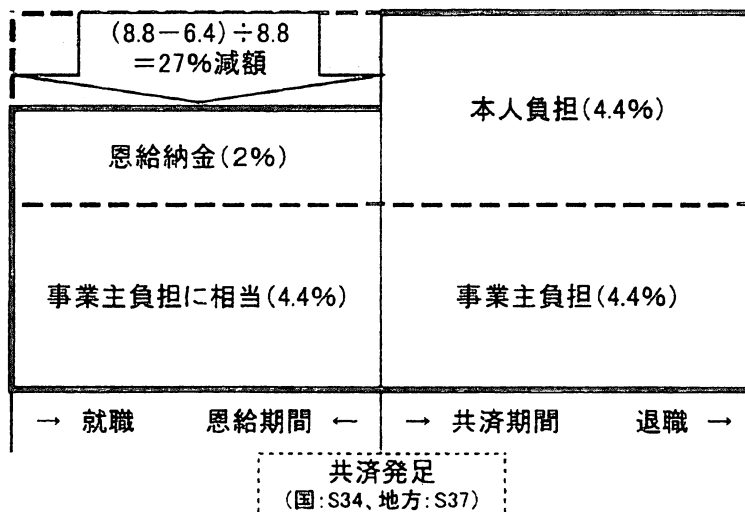
※追加費用の削減のために改正が必要な法律

- ・国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法(昭和33年法律第129号)
- ・国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律(昭和60年法律第105号)
- ・地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法(昭和37年法律第153号)
- ・地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律(昭和60年法律第108号)等

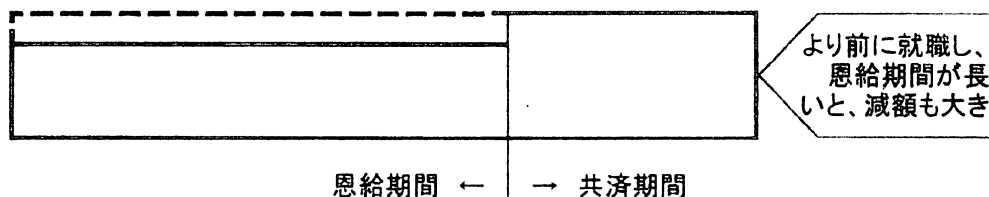
《参考》追加費用の減額について

1 基本的考え方

○恩給期間に係る給付(追加費用財源)について、負担に見合った水準まで一律に27%減額。



※恩給期間の長短によりどれだけ減額するかが変わる。



(例)勤続期間35年の者について恩給期間10年、共済期間25年の者であれば、 $27\% \times 10/35 = \text{約}8\%$ の減額となる。

2 配慮措置

○受給者の生活の安定を確保し、その財産権を保障する観点から、以下の配慮措置を講じる。

①給付額減額率の上限

給付額(恩給期間と共済期間の合計)に対する削減率に10%の上限。
※農業者年金(▲9.8%)の先例がある(議員年金(▲4~10%))。

②減額対象の下限

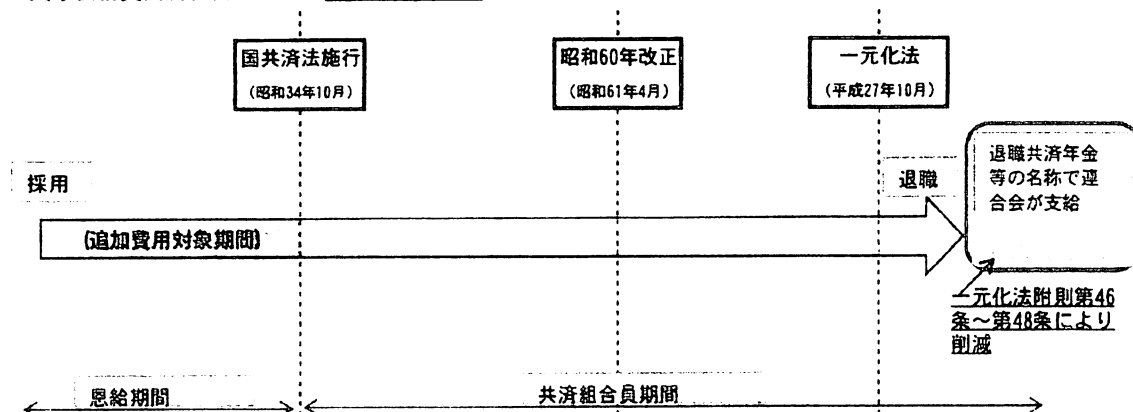
230万円/年以下の給付(恩給期間と共済期間の合計)は減額しない。

※平成21年における高齢者世帯への公的年金の平均給付額(平成21年度全国消費実態調査(総務省))。また、これよりも低い額は、同時代の厚年の給付算定式による年金額より少ない場合がある。

【追加費用減額に係る根拠規定の区別】

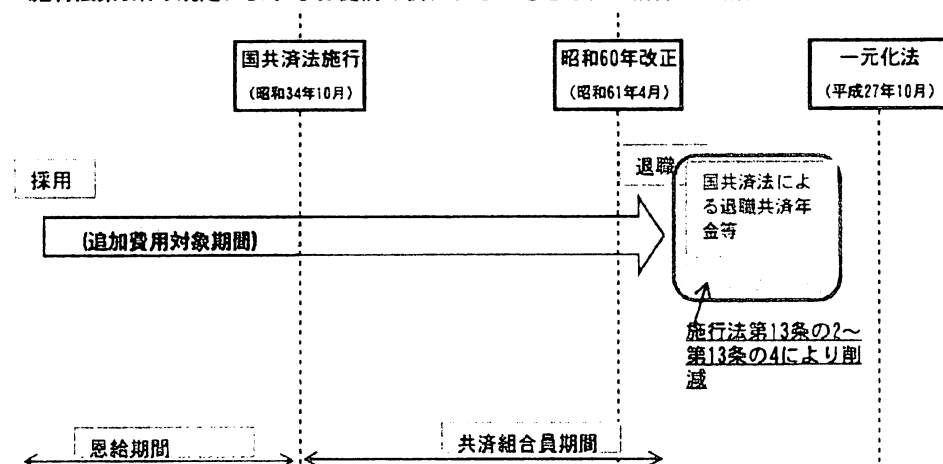
○一元化法附則

= 国家公務員共済組合法による退職共済年金等の受給権者



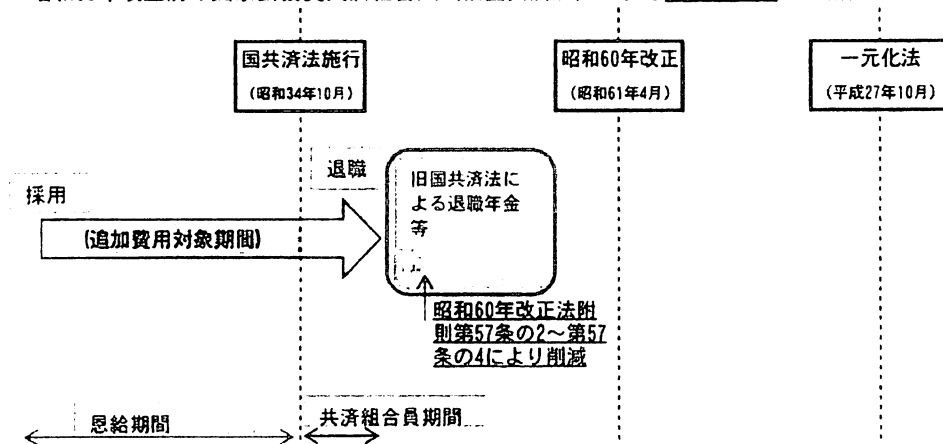
○施行法

= 施行法第3条の規定によりなお従前の例によることとされた給付の受給権者



○昭和60年改正法附則

= 昭和60年改正前の国家公務員共済組合法（旧国共済法）による退職年金等の受給権者



○ 共済年金と基礎年金の組み合わせパターン

(改正前国共済法第74条)

- ア 退職共済年金 + 老齢基礎年金
- イ 退職共済年金 + 障害基礎年金(65歳以後)
- ウ 退職共済年金 + 遺族共済年金 + 老齢基礎年金(65歳以後)
この場合、遺族共済年金は退職共済年金の額を控除した金額となる。
- エ 障害共済年金 + 障害基礎年金
- オ 遺族共済年金 + 老齢基礎年金(65歳以後)
- カ 遺族共済年金 + 障害基礎年金(65歳以後)
- キ 遺族共済年金 + 遺族基礎年金

【第1項】

追加費用対象期間を有する者に支給する退職共済年金については、その額を一部減額することとしている。

ここでは、追加費用の減額の算定を行うか否かについての判断として、追加費用対象期間を有する者の退職共済年金の額(老齢基礎年金又は障害基礎年金が支給される場合はその額を加算した額)が控除調整下限額以上であるときに追加費用の減額の算定を行うこととし、退職共済年金の額(老齢基礎年金又は障害基礎年金が支給される場合は、その額のうち組合員期間に係る部分に相当する額を加算した額。以下「控除前退職共済年金額」という。)から追加費用対象期間に係る額の27/100に相当する額(控除額)を減額することとしている。

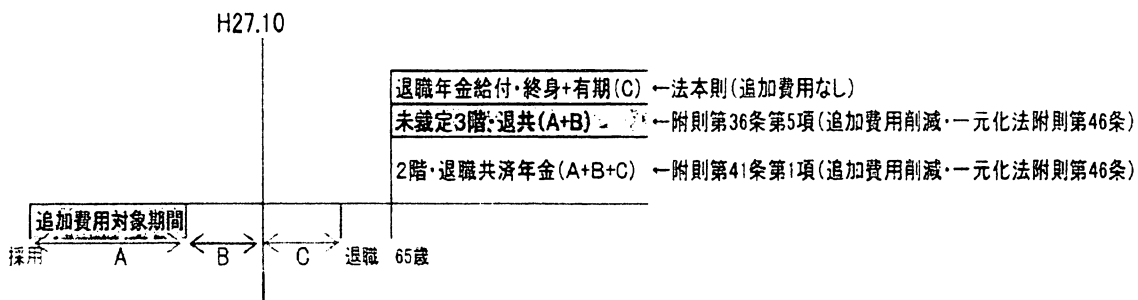
なお、控除調整下限額は、230万円に附則第1条第3号の施行日以後の再評価率の改定の基準となる率であって政令で定める率を順次乗じた額としている。

(改正の内容)

【第1項】

未裁定3階年金のうち追加費用対象期間に係る部分について、2階部分と同様に削減の対象とすることとする。

具体的には、退職共済年金の受給権者が未裁定3階年金の支給も受けることができる場合はその額を加えた合計額を追加費用削減の基礎とし、その合計額の27/100に相当する額を減額することとする。



※ 一元化法附則第46条～第48条において措置された追加費用削減規定については、被用者年金の一元化の施行(平成27年10月1日施行)に先立ち、一元化法の公布から1年以内で政令で定める日からの施行とされている。

一方、今回の改正法により、一元化法附則第46条～第48条を改正し、未裁定3階年金についても追加費用削減の対象に含めることとしているが、この未裁定3階年金が支給されるのは職域部分が廃止された以降となるため、施行期日については平成27年10月1日となる。

なお、既裁定3階年金のうち追加費用対象期間に係る部分については、一元化法により改正された国共済施行法第13条の2の規定に基づき削減することとしている。

(参考)

○一元化改正後国共済施行法

(追加費用対象期間を有する更新組合員に係る退職共済年金の額の特例)

第十三条の二 第七条第一項各号の期間その他の政令で定める期間(以下この条から第十三条の四までにおいて「追加費用対象期間」という。)を有する更新組合員に対する退職共済年金の額(国民年金法の規定による老齢基礎年金又は障害基礎年金が支給される場合には、これらの年金である給付の額を加えた額とする。)が控除調整下限額(二百三十万円に被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成二十四年法律第 号)附則第一条第三号に定める日の属する年度以後の各年度の再評価率(新法第七十二条の二に規定する再評価率をいう。)の改定の基準となる率であつて政令で定める率を順次乗じて得た金額をいう。第三項、次条及び第十三条の四において同じ。)を超えるときは、退職共済年金の額は、新法第七十七条第一項及び第二項、新法第七十八条第一項、新法第七十八条の二第四項、新法附則第十二条の四の二第二項及び第三項(新法附則第十二条の四の三第一項及び第三項、新法附則第十二条の七の二第二項並びに新法附則第十二条の七の三第二項及び第四項においてその例による場合を含む。)、新法附則第十二条の六の二第四項、新法附則第十二条の六の三第一項、第三項及び第四項、新法附則第十二条の七の五第一項、第四項及び第五項並びに新法附則第十二条の八第三項及び第七項並びに第十一条の規定にかかわらず、これらの規定により算定した額から当該額(国民年金法の規定による老齢基礎年金が支給される場合には当該老齢基礎年金の額のうち組合員期間に係る部分に相当するものとして政令で定めるところにより算定した額を、同法の規定による障害基礎年金が支給される場合には当該障害基礎年金の額のうち組合員期間に係る部分に相当するものとして政令で定めるところにより算定した額を、それぞれ加えた額とする。次項において「控除前退職共済年金額」という。)を組合員期間の月数で除して得た額の百分の二十七に相当する額に追加費用対象期間の月数を乗じて得た額(次項において「退職共済年金控除額」という。)を控除した金額とする。

2～6 (略)

附則第47条(追加費用対象期間を有する者に係る障害共済年金の額の特例)

(現行規定)

【第1項】

退職共済年金に係る前条の規定と同様の方法により、追加費用対象期間を有する者に支給する障害共済年金の額を一部減額することとしている。

ここでは、追加費用の減額の算定を行うか否かについての判断として、追加費用対象期間を有する者の障害共済年金の額(障害基礎年金が支給される場合はその額を加算した額)が控除調整下限額以上であるときに追加費用減額の算定を行うこととし、退職共済年金の額(以下「控除前障害共済年金額」という。)から追加費用対象期間に係る額の27/100に相当する額(控除額)を減額することとしている。

(改正の内容)

【第1項】

未裁定3階年金のうち追加費用対象期間に係る部分について、2階部分と同様に削減の対象とする。

具体的には、障害共済年金の受給権者が未裁定3階年金の支給も受けることができる場合はその額を加えた合計額を追加費用削減の基礎とし、その合計額の27/100に相当する額を減額することとする。

なお、既裁定3階年金のうち追加費用対象期間に係る部分については、一元化法により改正された国共済施行法第13条の3の規定に基づき削減することとしている。

(参考)

○一元化改正後国共済施行法

(追加費用対象期間を有する者に係る障害共済年金の額の特例)

第十三条の三 追加費用対象期間を有する者に対する障害共済年金(新法第八十二条第二項に規定する公務等による障害共済年金を除く。以下この条において同じ。)の額(国民年金法の規定による障害基礎年金が支給される場合には、当該障害基礎年金の額を加えた額とする。)が控除調整下限額を超えるときは、障害共済年金の額は、新法第八十二条第一項及び新法第八十三条第一項並びに第十二条の規定にかかわらず、これらの規定により算定した額(以下この項及び次項において「控除前障害共済年金額」という。)から控除前障害共済年金額を組合員期間の月数(当該月数が三百月未満であるときは、三百月)で除して得た額の百分の二十七に相当する額に追加費用対象期間の月数を乗じて得た額(次項において「障害共済年金控除額」という。)を控除した金額とする。

2~5 (略)

附則第48条(追加費用対象期間を有する者の遺族に係る遺族共済年金の額の特例)

(現行規定)

【第1項】

退職共済年金に係る第46条の規定と同様の方法により、追加費用対象期間を有する者に支給する遺族共済年金の額を一部減額することとしている。

ここでは、追加費用の減額の算定を行うか否かについての判断として、追加費用対象期間を有する者の遺族共済年金の額(老齢基礎年金、障害基礎年金又は遺族基礎年金が支給される場合はこれらの額を加算した額)が控除調整下限額以上であるときに追加費用の減額の算定を行うこととし、遺族共済年金の額(以下「控除前遺族共済年金額」という。)から追加費用対象期間に係る額の27/100に相当する額(控除額)を減額することとしている。

(改正の内容)

【第1項】

未裁定3階年金のうち追加費用対象期間に係る部分について、2階部分と同様に削減の対象とする。

具体的には、遺族共済年金の受給権者が未裁定3階年金の支給も受けることができる場合はその額を加えた合計額を追加費用削減の基礎とし、その合計額の27/100に相当する額を減額することとする。

なお、既裁定3階年金のうち追加費用対象期間に係る部分については、一元化法により改正された国共済施行法第13条の4の規定に基づき削減することとしている。

(参考)

○一元化改正後国共済施行法

(追加費用対象期間を有する者の遺族に係る遺族共済年金の額の特例)

第十三条の四 追加費用対象期間を有する者の遺族に対する遺族共済年金(新法第八十九条第三項に規定する公務等による遺族共済年金を除く。以下この条において同じ。)の額(国民年金法の規定による老齢基礎年金、障害基礎年金又は遺族基礎年金が支給される場合には、これらの年金である給付の額を加えた額とする。)が控除調整下限額を超えるときは、遺族共済年金の額は、新法第八十九条第一項及び第二項並びに新法第九十条並びに第十三条の規定にかかわらず、これらの規定により算定した額(以下この項及び次項において「控除前遺族共済年金額」という。)から控除前遺族共済年金額を組合員期間の月数(新法第八十八条第一項第一号から第三号までのいずれかに該当することにより支給される遺族共済年金にあつては、当該月数が三日月未満であるときは、三日月)で除して得た額の百分の二十七に相当する額に追加費用対象期間の月数を乗じて得た額(次項において「遺族共済年金控除額」という。)を控除した金額とする。

2~6 (略)

附則第49条(費用の負担)

(現行規定)

一元化法附則第32条による障害一時金(施行日の前日で退職したものとみなして支給される障害一時金)及び第37条による既裁定3階年金(施行日前に給付事由が生じた年金である給付)の費用については、従前の例により各号に掲げる者が負担することを定めたもの。

・第1号

追加費用(国、独立行政法人造幣局、独立行政法人国立印刷局、独立行政法人国立病院機構及び郵政会社等)

・第2号

みなし基礎年金交付金(国民年金の管掌者たる政府)

・第3号

公務上の年金である給付に要する費用(事業主である国、特定独立行政法人等)

・第4号

経過的公経済負担(国、独立行政法人造幣局、独立行政法人国立印刷局、独立行政法人国立病院機構及び郵政会社等)

(参考)

○昭和六十年国共済改正法

附 則

(旧共済法による長期給付に要する費用の負担)

第六十四条 旧共済法による年金(施行日以後に支給される旧共済法又は旧公企体共済法の規定による一時金を含む。)の給付に要する費用の負担については、次に定めるところによる。

一 当該費用のうち、組合員であつた期間以外の期間として年金額の計算の基礎となつているものに対応する費用については、施行法第五十四条の規定による費用の負担の例による。

二 当該費用のうち、国民年金等改正法附則第三十五条第二項各号に掲げる費用及び同項に規定する政令で定める費用に相当する費用については、国民年金の管掌者たる政府が負担する

三 当該費用のうち、公務による障害年金又は公務による遺族年金の給付に要する費用(前二号に規定する費用を除く。)については、共済法第九十九条第二項第三号に掲げる費用の負担の例による。

四 当該費用のうち、附則第三十一条第一項の規定により国等が負担する費用に相当するものとして政令で定める費用については、同項の規定の例により、国等が負担する。

五 当該費用のうち、前各号に規定するもの以外の費用については、新共済法第九十九条第二項第二号に掲げる費用の負担の例による。

(改正の内容)

一元化法提出時点では、未裁定3階年金の措置自体が決まっていなかったが、少なくとも施行日時時点で特別支給の退職共済年金の職域加算額(既裁定3階年金)の受給権を有している者については、その期待権を考慮し、附則第36条により施行後の未裁定3階年金を支給することとされた。

この一元化法提出時点において、既裁定3階年金について、改正前国共済法の規定をなおその効力を有するものとする支給根拠規定や、在職中の一部支給停止の規定の特例(附則第37条第3項及び第4項)を規定する際、未裁定3階年金として唯一措置していた附則第36条も附則第37条でまとめて規定していたところ。

今回、既に規定されていた特別支給の退職共済年金後の本来支給の退職共済年金に加

え、それ以外の未裁定3階年金の規定を附則第36条にまとめて規定することとし、附則第37条は既裁定3階年金について特化した規定として整理することとした。

これに伴い、この費用負担の規定においても、これまで附則第37条に含めて整理していた附則第36条を追加することとする改正を行うもの。

合わせて、附則第41条の規定により施行後に新規裁定される追加費用対象期間に係る共済年金についても、この条による費用負担の適用対象とする。

また、第1号に規定する改正前国共済施行法第54条の追加費用削減の規定は、今後も適用する規定である(今後改正される可能性もある)ため、改正前との定義を用いずに、現行の法律名とすることとする。

附則第49条の2(国の組合の経過的長期給付積立金の積立て)【新設】

○ポイント

既裁定3階年金及び未裁定3階年金の給付に充てるべき積立金(以下「経過的長期給付積立金」という。)の積立義務について規定する。

(規定内容)

施行後は、既裁定3階年金及び未裁定3階年金の支給を行う財源としては、新たな保険料収入はなく、連合会の積立金のうち、実施機関積立金以外の積立金を取り崩して支給することとなる。

この経過的長期給付積立金については、施行日時点で実施機関積立金として仕分けられた残余部分を、施行日において積み立てられたものとみなすこととする。

この条において当該経過的長期給付積立金の積立義務を規定し、これにより積み立てられた積立金の管理運用については、次条以降において規定する。

(参考)

○改正後国共済法
(積立金の積立て)

第三十五条の二 連合会は、政令で定めるところにより、厚生年金保険法第七十九条の二に規定する実施機関積立金として厚生年金保険給付積立金を積み立てるとともに、退職等年金給付積立金を積み立てなければならない。

(政令のイメージ)

改正後国共済法第35条の2における政令委任と同様に、積立金の積立て及び取崩しに関する規定を設ける予定。

附則第49条の3(国の組合の経過的長期給付積立金の管理及び運用)【新設】

○ポイント

経過的長期給付積立金の積立及び管理運用方針について、新3階年金の給付に充てるべき積立金の積立及び管理運用方針に係る規定を準用するもの。

(規定内容)

既裁定3階年金及び未裁定3階年金については、いずれも旧国家公務員共済組合員期間を有する者を対象に経過措置として支給するものであるが、将来、平成27年9月までの期間を有する者が退職して年金を受給し、更にその遺族への給付のことも考慮すれば、施行後数十年にわたる経過措置となる。

また、既裁定3階年金及び未裁定3階年金については、施行日以後は新たな保険料収入がなく、連合会に残る積立金のみを財源として給付を支給していくこととなる。

そのため、経過措置としての役目を終えるまでの間、既裁定3階年金及び未裁定3階年金を確実にしていくための経過的長期給付積立金の積立及び管理運用方針が必要となるものであるが、今回、国共済法において新3階年金の積立金の積立及び管理運用方針の制定、公表、評価、財務大臣の監督等の規定が定められたことから、当該規定を準用することとするもの。

(参考)

○改正後国共済法

(退職等年金給付積立金の管理運用の方針)

第三十五条の三 連合会は、その管理する退職等年金給付積立金の管理及び運用が長期的な観点から安全かつ効率的に行われるようにするため、管理及び運用の方針(以下この条において「退職等年金給付積立金管理運用方針」という。)を定めなければならない。

2 退職等年金給付積立金管理運用方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 退職等年金給付積立金の管理及び運用の基本的な方針
- 二 退職等年金給付積立金の管理及び運用に関し遵守すべき事項
- 三 退職等年金給付積立金の管理及び運用における長期的な観点からの資産の構成に関する事項
- 四 その他退職等年金給付積立金の管理及び運用に関し必要な事項

3 連合会は、退職等年金給付積立金管理運用方針を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、財務大臣の承認を得なければならない。

4 財務大臣は、前項の規定による承認をしようとするときは、あらかじめ、総務大臣に協議しなければならない。

5 連合会は、退職等年金給付積立金管理運用方針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6 連合会は、退職等年金給付積立金管理運用方針に従って退職等年金給付積立金の管理及び運用を行わなければならない。

(退職等年金給付積立金の管理及び運用の状況に関する業務概況書)

第三十五条の四 連合会は、各事業年度の決算完結後、遅滞なく、当該事業年度における退職等年金給付積立金の資産の額、その構成割合、運用収入の額その他の財務省令で定める事項を記載した業務概況書を作成し、財務大臣に提出するとともに、これを公表しなければならない。

(政令への委任)

第三十五条の五 前二条に定めるもののほか、退職等年金給付積立金の運用に関し必要な事項は、政令で定める。

附則第49条の4(国の組合の経過的長期給付積立金の当初額)【新設】

○ポイント

施行の際に連合会が有する長期給付に充てるべき積立金のうち、未裁定3階年金及び既裁定3階年金の給付に充てるべき積立金として、施行日において経過的長期給付積立金として積み立てられたものとみなす。

(規定内容)

未裁定3階年金及び既裁定3階年金を支給する財源については、施行日以後の保険料を充てず、施行日の前日において連合会が有する積立金から厚生年金保険給付に充てるべき実施機関積立金を控除した残余の積立金を取り崩して支給していくこととなる。

ここで、施行日の前日においては、法制的には未だ一元化法が施行されていない状態であり、同日において連合会が有する積立金は、2階部分の支給に要するものと3階部分の支給に要するものが一体となった状態であるため、施行日においてそれぞれの積立金が明確に分かれて積み立てられたものとみなすものである。

(政令委任のイメージ)

事務費について規定する他、給付に要する費用以外で必要となる費用について、要検証。

附則第50条(地方公務員共済組合連合会に対する経過的長期給付に係る拠出金)

(現行規定)

国共済と地共済の財政調整制度は、平成16年改正において、両共済の財政単位を一元化することに伴い、両共済の成熟度の違いから生じる費用負担の差を平準化することを主な目的として導入されたものであり、両共済がお互いを助け合うことを旨としている。

先に成立した一元化法においては、従来1～3階までを一体的に運営していた共済組合の財政は1・2階部分と旧3階部分とに切り離され、①保険料収入は全額1・2階部分に充てられ、②1・2階部分の積立金は実施機関積立金として管理され1・2階部分の支出のみに充てられることとされた。

その結果として、未裁定3階年金及び既裁定3階年金については、新たな保険料収入はなく、実施機関積立金を仕分けした残余の積立金で支払っていくこととなる。

この状況下にあることから、両共済の未裁定3階年金及び既裁定3階年金の運営を円滑に行っていくための一定の措置が必要となったもの。

また、これに伴い、1階～旧3階を通じた両共済の費用負担の平準化と両共済が相互に助け合うという国・地方財調の基本的な性格を維持するため、旧3階部分の措置に連動した1・2階部分の調整措置が必要となったもの。

なお、国共済と地共済との間で1・2階部分と旧3階部分それぞれの財政調整を行っても、公務員共済合計でみた1・2階部分と旧3階部分それぞれの収支及び積立金には何ら影響を及ぼさず、公務員共済以外の制度にも何ら影響を及ぼさないものである。

(一元化前の規定の概要)

- 国共済と地共済との間で財政調整を実施する旨規定
(国共済法第102条の2、地共済法第116条の2)
- 財政調整の内容を規定(国共済法第102条の3、地共済法第116条の3)
 - ・A財調:報酬総額に対する支出の割合を平準化(第1項1号)
 - 対象としている費用は長期給付に要する費用(2・3階部分)のうち政令で定めるもの
 - ・B財調:黒字保険者が黒字の範囲内で赤字保険者を支援(第1項第2号)
 - 収支を見る際の収入にはA財調収入を含み(第2項)、支出にはA財調支出を含まない(第3項)

(一元化法による改正の考え方)

- 一元化に伴い、1・2階部分は新厚生年金全体の枠組みの中で費用負担することとなる一方、旧3階部分については1・2階部分の積立金(実施機関積立金)以外の積立金で処理していくこととなる(旧3階部分に係る公務上障害・遺族年金に係る負担金等多少の収入はあり得る)ため、A財調の対象範囲の見直しと、旧3階部分に係る経過措置等の規定を整備。
- なお、従来から、国共済・地共済ともに赤字となった場合の財政調整の規定がないことから、将来的に一方の制度が支払困難になる事態が起こり得ることとなっており、この部分についても手当。

(一元化法による改正の概要)

- 財政調整の内容を規定(国共済法第102条の3、地共済法第116条の3)
 - ・A財調:報酬総額に対する支出の割合を平準化(第1項第1号)
 - 対象としている費用について、1・2階部分に係る費用のうち政令で定めるものとするよう規定(旧3階部分については附則で規定)
 - ・B①財調:1・2階部分について、黒字保険者が黒字の範囲内で赤字保険者を支援(第1項第2号、従来のB財調と同じ)

- ・B②財調：(国共済・地共済ともに赤字で推移し)一方の1・2階に係る積立金がなくなった場合に支援(第1項第3号)
- B①財調の収支を見る際の収入にはA財調収入を含み、支出にはA財調支出を含まない。B②財調の収支(積立金と比べる)を見る際には収入・支出ともにA財調分を含む。(第2項、第3項)
- 旧3階に係る経過措置を規定(改正法附則第50条、第76条)
 - ・一方の旧3階の積立金がなくなった場合に支援(第1項～第4項)
 - ・仮に旧3階に係る拠出(支援)を受けた場合には同額の1・2階部分の積立金を他方に移換して資産規模を調整(同条第5項)

(改正の内容)

【第1項】

一元化法提出時においては、未裁定3階年金の制度設計が決定していなかったため、国共済・地共済の財政調整の対象となる「経過的長期給付」の中には既裁定3階年金しか含まれていなかったところ。

今回の改正により、未裁定3階年金として一元化法附則第36条に規定する改正前国共済法による職域加算額及び第36条の2に規定する遺族一時金を規定したため、財政調整の対象となる「経過的長期給付」の中にこれらの未裁定3階年金も含むこととする。

これにより、未裁定3階年金及び既裁定3階年金の合計を「経過的長期給付」ととらえて財政調整を行うこととなる。

【第2項】

「国の組合の経過的長期給付」の定義を附則第49条の2に移動するため、この項からは削除するもの。

【第4項】

「国の組合の経過的長期給付に係る積立金」の定義について規定されていたが、附則第49条の2において「国の組合の経過的長期給付積立金」の定義を置くこととし、それと同義となるため、この項を削除するもの。

附則第86条の2【新設】

○ポイント

旧3階年金(既裁定3階年金及び未裁定3階年金)について、その収支と積立金の水準等財政事情が悪化した場合に、その在り方の検討を行う足掛かりとしての検討規定を設ける。

(規定内容)

旧3階年金については、平成27年10月以降は新たな保険料収入がなく(※)、連合会に残る積立金のみを財源として給付を支給していくこととなる。

※ 公務障害・遺族の給付、追加費用に係る事業主負担分の収入はあり得る。

また、現在のところ、旧3階年金積立金は20.7兆円であり、旧3階年金給付現価は平成21年財政再計算における予定利率4.1%で計算して約17兆円程度と見込まれるが、利率が3%を下回った場合には、旧3階年金給付現価を旧3階年金積立金が下回る可能性がある。

このため、旧3階年金給付について、将来財政状況が悪化した場合にその在り方について検討を加え、所要の措置を講ずる足掛かりとしての検討規定を設ける。

※規定の位置について

一般的に検討規定は、調整規定等も含めた経過措置の最後で、一部改正法の改正規定の直前に置かれるケースが多いため、今回もそれに倣い、一元化法附則第86条の次に置くこととする。

(参考)

○エネルギー環境適合製品の開発及び製造を行う事業の促進に関する法律(平成二十二年法律第三十八号)

(国の責務)

第三十三条 国は、内外におけるエネルギーをめぐる経済的社会的環境の変化に伴い、エネルギー環境適合製品の普及を図ることが重要となっていることにかんがみ、エネルギー環境適合製品に係る規制の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるとともに、エネルギー環境適合製品の開発又は製造の事業を行う者に対して、技術に関する助言、研修又は情報提供その他必要な施策を総合的に推進するように努めるものとする。

附則第91条(厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部改正)

(現行規定)

厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成8年法律第82号。以下「平成8年改正法」という。)は、それまで国共済制度が適用されていた旧3公社(JR・JT・NTT)を、平成9年4月に厚年制度適用に移管する際の経過措置等を定めた法律である。

一元化法による厚年法及び国共済法の改正に伴い、定義語の改正等、規定の整備を行うもの。(平成27年10月1日施行)

(改正内容)

平成8年改正法の制定時においては、同法により改正された国共済法の規定を引用する場合は「改正後国共済法」との定義により、また、その後に更に改正された国共済法の規定を引用する場合は「国家公務員共済組合法」に改正した上で該当条文を引用するとの整理がされていたところ。

今般の改正に際し、一元化法附則第91条による平成8年改正法附則の改正規定を改正することにより、平成9年4月以後に改正が行われている国共済法の規定を引用している部分を「平成24年一元化改正前国共済法」との定義に統一することとする。

① 今回の改正後の、一元化法附則第91条中平成8年改正法附則第49条第3項の改正規定

○一元化法附則

(厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部改正)

第九十一条 厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成八年法律第八十二号)の一部を次のように改正する。

(略)

附則第四十九条第三項中「第四十一条、第四十六条第二項」を「第四十六条第二項並びに平成二十四年一元化改正前国共済法第四十一条」に改める。

② 上記①による改正後の平成8年改正法附則第49条第3項

○平成8年改正法附則

(指定基金の業務)

第四十九条

3 国家公務員共済組合法第四十六条第二項並びに平成二十四年一元化改正前国共済法第四十一条、第四十七条第一項、第四十八条、第五十条、第七十五条、第九十五条、第一百六条、第一百四十四条及び第一百四十四条の二の規定は、指定基金並びに指定基金が特例業務として支給する年金たる長期給付及び一時金たる給付について準用する。

※ 平成8年改正法制定時は、「平成8年改正法による改正直後の国共済法」という意味で「改正後国共済法」の定義語を使用していたもの。

ただし、その後の国共済法の改正により「改正後国共済法」第〇条として引用していた条文が改正された場合は、平成8年直後の規定なのか、その後の改正後の規定なのか、疑義が生じないようにする目的から、「国家公務員共済組合法」第〇条のように改正を行っていたもの。

その後、一元化法により、国共済法の共済年金の規定が削除されたが、指定基金が支給する特例年金については、依然として改正前の共済年金の規定を適用する必要があるため、「平成24年一元化改正前国共済法」第〇条のように改正を行ったところ。

※ 現行の国共済法第46条第2項(給付金からの控除)については、一元化法による改正が行われておらず、また、一元化法の施行後においても指定基金が支給する特例年金について準用する必要があることから、平成8年改正法附則第49条第3項においては、「国家公務員共済組合法第46条第2項」とする必要があるもの。

※ 今回の新年金制度の導入に係る国共済法の改正に伴い、「第46条第2項」を「第45条第2項」に条ズレさせる改正については、本改正法附則における平成8年改正法附則の一部改正において措置するもの。

附則第97条(国共済施行法の一部改正)

(現行規定)

国共済施行法は昭和34年以前の恩給期間等の特殊な期間を有し、引き続き国共済法適用とされた者に係る組合員期間の通算や年金額算定等について規定した法律であり、昭和33年制定の国家公務員共済組合法を「新法」と定義して用いていたものであるが、一元化法における施行法の改正により「新法」の定義を一元化法による改正前の国家公務員共済組合法を表すように改正が行われたところ。(平成27年10月1日施行)

(改正内容)

今回の一元化法附則第49条の改正に際し、国共済施行法の規定のうち、追加費用削減に係る規定等施行後にも適用する規定については、現行の法律名をに改正することとしたため、施行法第3条の2及び第54条の規定について、それと同趣旨の改正を行うこととする。

<国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律案(仮)>

附則第1条(施行期日)

(規定内容)

本改正法の施行期日については、第1条において改正する国家公務員退職手当法の一部改正規定の施行日である「平成25年1月1日」を基本とし、それ以外の施行日となる改正規定については、別途各号に定める日とする。

(第1号) 本改正法第6条による一元化法の改正規定のうち、次の改正規定は公布日に施行することとする。

- ・附則第91条の改正規定・・・平成8年法附則の改正規定
- ・附則第97条の改正規定・・・国共済施行法の改正規定

また、国共済法及び一元化法の改正に伴い必要となる積立金の管理運用方針の事前公表等に係る規定についても、公布日施行とすることとする。

- ・附則第6条の規定・・・退職等年金給付積立金管理運用方針の事前公表等
- ・附則第7条の規定・・・国の経過的長期給付積立金管理運用方針の事前公表等

(第2号) 退職手当法関係(提出済み・未成立法案である国家公務員法等改正法の公布日とのいずれか遅い日)

(第3号) 退職手当法関係(提出済み・未成立法案である独法通則法等整備法の公布日とのいずれか遅い日)

(第4号) 本改正法第6条による一元化法附則の改正規定のうち、附則第2条～第4条の改正規定については、この法律と、地共済法一部改正法、私学共済法一部改正法のいずれかの公布日の最後に施行する必要がある。

(国会提出済みである国家公務員法等一部改正法及び独法通則法整備法の公布日との関係で施行日を設定している第2号及び第3号の直後に置くこととする。)

(第5号) 退職手当法関係(退手法改正のうち一部の改正規定。公布から1年以内で政令で定める日)

(第6号) 本改正法第5条による国共済法の改正規定については、一元化法による国共済法の改正により職域部分の廃止と同時に新年金制度を創設するものであるため、一元化法の施行日と同日の「平成27年10月1日」とする。

同様に、本改正法第6条による一元化法附則の改正規定のうち、一元化法における国共済法の一部改正により旧職域部分が廃止されたことに伴って経過措置を設ける改正に係る部分については、平成27年10月1日施行とする。

(参考)

- 一元化法
附 則
(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十七年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

三 (略)、附則第九十六条の規定、(略) 公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日

※ 一元化法附則第96条(国共済施行法の一部改正)で措置された追加費用削減規定については、被用者年金一元化の施行(平成27年10月1日施行)に先立ち、一元化法の公布から1年以内で政令で定める日からの施行とされたところ。

一方、今回の改正法により、一元化法附則第46条～第48条を改正し、未裁定3階年金についても追加費用削減の対象に含めることとしているが、一元化法附則第46条～第48条は平成27年10月1日以後に受給権者となった場合の追加費用削減の規定であり、今回措置される未裁定3階年金の支給が開始されるのも同日以後となるため、施行期日は平成27年10月1日となる。